



新・相模原市総合計画

人・自然・産業が共生する 活力あるさがみはら



新・相模原市総合計画

人・自然・産業が共生する 活力あるさがみはら



ごあいさつ

～「人・自然・産業が共生する 活力あるさがみはら」
をめざして～



現在、わが国においては人口減少や少子高齢化の進行、地球規模での環境問題の深刻化、産業及び就業構造の急激な変化などに対応することが大きな課題となっており、地方分権の進展ともあいまって、こうした時代潮流を踏まえた将来のあるべき姿が様々な角度から議論されている、まさに変革の時代（とき）であると言えます。

こうしたなか、本市は市民生活に最も身近な基礎自治体として、社会経済情勢や市民ニーズの変化・多様化を的確にとらえた行政サービスを提供する責務を果たすとともに、豊かな自然と都市機能などが共生する新しいタイプの政令指定都市として50年、100年先の未来を見通したまちづくりを進め、持続的な発展を続けていかななくてはならないと考えております。

そのためには、暮らしの場としても産業の場としても、魅力的な都市であることが必要です。多種多様なニーズにこたえる先進的な施策を着実に展開することにより、多くの人や企業から、ぜひ相模原市に住んでみたい、訪れてみたい、企業活動の拠点としたい、と思われる「選ばれる都市づくり」を進めるべく、市民の皆さまと共有でき、未来の相模原を創りあげていく新たなビジョンとして、『新・相模原市総合計画』を策定いたしました。

本計画の策定にあたっては、市民参加が何よりも重要であるという認識のもと、市内各地域の「まちづくり会議」をはじめ、様々な機会において多くの市民の皆さまにご参画いただき、新・相模原市の創造に向け、市民と行政のパートナーシップによる計画づくりを行ってまいりました。

わたくしは、市民の皆さまが主役となってまちづくりを進める「市民主権」を第一に、豊かな市民生活と個性ある地域社会、「人・自然・産業が共生する 活力あるさがみはら」の実現に向け、総合計画の着実な推進に全力を傾注する決意でありますので、市政に対する市民の皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆さま、様々な角度からのご審議をいただきました市議会議員の皆さま、そして30回にもわたり熱心なご審議をいただきました相模原市総合計画審議会委員の皆さまに心からの感謝を申し上げます。

平成22年3月

相模原市長 加山俊夫

目次

序	論	1
1	総合計画の策定にあたって	3
	【1】相模原市の歩み	
	【2】策定の趣旨	
	【3】策定の基本的視点	
2	総合計画の構成等	7
	【1】構成・計画期間	
	【2】評価・検証	
3	人口と世帯数の見通し	8
	【1】人口	
	【2】世帯数	
4	時代認識	10
	地方の時代	
	長寿・高齢社会の到来	
	未来を拓く世代の育成	
	地球規模で環境を考える	
	ゆとりと安心の追求	
5	将来都市構造	12
基本構想		13
1	基本理念	15
2	都市像	15
3	基本目標・政策の基本方向	16
4	基本構想の推進に向けて	25
基本計画		27
◇重点プロジェクト		29
	安心・福祉プロジェクト	30
	教育・文化プロジェクト	32
	環境共生プロジェクト	34
	広域交流プロジェクト	36
	自立分権プロジェクト	38

◇施策分野別の基本計画	39
基本目標Ⅰ 誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市	41
政策の基本方向 1 あたたかい地域福祉社会をつくれます	42
施策 1 地域福祉の推進	
施策 2 援護を必要とする人の生活安定と自立支援	
政策の基本方向 2 次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ社会をつくれます	46
施策 3 子どもを生みやすい環境の整備	
施策 4 子育て環境の充実	
施策 5 青少年の健全育成	
政策の基本方向 3 高齢者がいきいきと暮らせる社会をつくれます	52
施策 6 高齢者の社会参加の推進	
施策 7 高齢者を支える地域ケア体制の推進	
政策の基本方向 4 障害者がいきいきと暮らせる社会をつくれます	56
施策 8 障害者の自立支援と社会参加	
施策 9 障害児の支援	
政策の基本方向 5 健康に暮らせる社会をつくれます	60
施策 10 健康づくりの推進	
施策 11 医療体制の充実	
施策 12 保健衛生体制の充実	
政策の基本方向 6 安全で安心して暮らせる社会をつくれます	66
施策 13 市民生活の安全・安心の確保	
施策 14 災害対策の推進	
施策 15 消防力の強化	
基本目標Ⅱ 学びあい 人と地域をはぐくむ教育・文化都市	73
政策の基本方向 7 心豊かな子どもをはぐくむ教育環境をつくれます	74
施策 16 学校教育の充実	
施策 17 家庭や地域における教育環境の向上	
政策の基本方向 8 生涯を通じ学習する人・スポーツする人を支援する社会をつくれます	78
施策 18 生涯学習の振興	
施策 19 生涯スポーツの振興	
政策の基本方向 9 豊かな市民文化を創造する社会をつくれます	82
施策 20 文化の振興	
施策 21 国際化の推進	
政策の基本方向 10 人権と世界平和を尊重し、ともに生きる社会をつくれます	86
施策 22 人権尊重・男女共同参画の推進	
施策 23 世界平和の尊重	
基本目標Ⅲ やすらぎと潤いがあふれる環境共生都市	91
政策の基本方向 11 次代につなぐ持続可能な社会をつくれます	92
施策 24 地球温暖化対策の推進	
施策 25 環境を守る担い手の育成	
政策の基本方向 12 限りある資源を大切にす循環型社会をつくれます	96
施策 26 資源循環型社会の形成	

施策 27 廃棄物の適正処理の推進	
政策の基本方向 13 恵み豊かな自然環境を守り育てます	100
施策 28 水源環境の保全・再生	
施策 29 人と自然が共生する環境の形成	
政策の基本方向 14 人にやさしい快適な生活環境をつくります	104
施策 30 生活環境の保全	
施策 31 快適な都市空間の創造	
政策の基本方向 15 地域経済と雇用を支える産業を振興します	108
施策 32 雇用対策と働きやすい環境の整備	
施策 33 地域経済を支える産業基盤の確立	
施策 34 新産業の創出と中小企業の育成・支援	
施策 35 商業・サービス業の振興	
施策 36 都市農業の振興	
施策 37 魅力ある観光の振興	
基本目標Ⅳ 活力にあふれ多様な交流が生まれる広域交流拠点都市	121
政策の基本方向 16 地域の特色を生かした土地利用を進めます	122
施策 38 計画的な土地利用の推進	
政策の基本方向 17 魅力あふれる質の高い都市をつくります	124
施策 39 広域交流拠点都市にふさわしい都市拠点の形成	
施策 40 新たな産業拠点の形成と地域の拠点の活性化	
政策の基本方向 18 都市を支える交通基盤をつくります	128
施策 41 広域的な交流を支える交通体系の確立	
施策 42 地域を支える交通環境の充実	
施策 43 公共交通を中心とする交通体系の確立	
政策の基本方向 19 魅力ある景観やゆとりある住環境の形成を図ります	134
施策 44 魅力ある景観の保全と創造	
施策 45 安全で快適な住環境の形成	
政策の基本方向 20 基地全面返還の実現をめざします	138
施策 46 基地の早期返還の実現	
基本目標Ⅴ 市民とともに創る自立分権都市	141
政策の基本方向 21 個性豊かな地域コミュニティをつくります	142
施策 47 分権型のまちづくりの推進	
施策 48 皆で担うまちづくりの推進	
政策の基本方向 22 行政サービスの質の向上を図ります	146
施策 49 行政サービス提供体制の充実	
施策 50 市民と行政のコミュニケーションの充実	
◇地域づくりの基本計画	151
緑 区 ○橋本 ○大沢 ○城山 ○津久井 ○相模湖 ○藤野	
中央区 ○小山 ○清新 ○横山 ○中央 ○星が丘 ○光が丘 ○大野北	
○田名 ○上溝	
南 区 ○大野中 ○大野南 ○麻溝 ○新磯 ○相模台 ○相武台 ○東林	

◇基本計画の推進に向けて	197
協働によるまちづくり	
市民の満足度を高めるための行政評価と財政基盤の強化	
大都市にふさわしいまちづくり	
◇財政の見通しについて	200

付 属 資 料	201
1 策定体制	203
【1】策定体制	
【2】庁内会議等の開催経過	
【3】総合計画策定会議設置要綱	
2 策定経過	207
3 総合計画審議会関連	209
【1】相模原市総合計画審議会規則	
【2】審議会委員名簿	
【3】開催経過	
【4】諮問書（基本構想・基本計画）	
【5】諮問書（基本構想・基本計画）	
【6】答申（基本構想）	
【7】答申（基本計画）	
4 市民参加について	216
5 策定アドバイザーについて	225
6 用語解説	226
7 成果指標一覧	231
8 主な部門別計画	236

序 論

1 総合計画の策定にあたって	3
【1】 相模原市の歩み	3
▼旧相模原市	3
▼旧城山町	4
▼旧津久井町	4
▼旧相模湖町	4
▼旧藤野町	5
▼現在の相模原市	5
【2】 策定の趣旨	6
【3】 策定の基本的視点	6
2 総合計画の構成等	7
【1】 構成・計画期間	7
【2】 評価・検証	7
3 人口と世帯数の見通し	8
【1】 人口	8
【2】 世帯数	9
4 時代認識	10
地方の時代	10
長寿・高齢社会の到来	10
未来を拓く世代の育成	11
地球規模で環境を考える	11
ゆとりと安心の追求	11
5 将来都市構造	12





序論 1 総合計画の策定にあたって

【1】相模原市の歩み

▼旧相模原市

相模川や境川、横山丘陵下の小河川沿いには、2万年以上前の人々の生活の跡が発見されています。横山丘陵から境川にかけての広大な台地は水利が悪く、未開の原野でしたが、江戸時代に開墾が行われました。明治期以降、養蚕が盛んとなり、上溝市場が繭、生糸の取り引きでにぎわいました。また、明治41年にJR横浜線、昭和2年に小田急線、昭和6年にJR相模線が相次いで開通しました。戦時色が強まるなかで、昭和12年以降、陸軍士官学校(後のキャンプ座間)、相模陸軍造兵廠(後の相模総合補給廠)、相模原陸軍病院、陸軍機甲整備学校等の軍関係施設が次々に設置され、それに伴い、周辺道路等の整備も進みました。

昭和14年には「相模原都市建設区画整理事業」が決定され、1,668ヘクタールにも及ぶ大規模な軍都整備計画が神奈川県により施行されることになりました。それに伴い、町村合併の気運が高まり、昭和16年4月29日には2町(上溝町、座間町)と6村(相原村、大野村、大沢村、田名村、麻溝村、新磯村)が合併し、人口45,482人、面積108.71km²の当時としては日本一大きい「相模原町」が誕生しました(座間町は、昭和23年9月1日に分離)。

昭和20年の終戦を経て、相模原町は「陸軍の軍都」から「米軍基地のまち」となり、農業以外に中心となる産業がないなか、基地という就労の場を背景に発展をしました。さらに「相模原都市建設区画整理事業」が昭和25年に完了し、これによって相模原駅(現在のJR横浜線相模原駅)を中心に土地が整然と区画され、広幅員道路が整備されるなど、都市としての基盤整備が進むなか、昭和29年11月20日、県下10番目の市として人口約8万人の「相模原市」が誕生しました。昭和30年には工場誘致条例を制定、昭和33年には首都圏整備法による「市街地開発区域」の指定を受け、北部地域に企業進出が進み、人口も急増しました。また、小田急線沿線は団地建設などでベッドタウン化が進行しました。

近年、「輝きと愛があふれる人間都市 さがみはら」の実現をめざし、都市基盤の整備とともに、福祉や環境、教育などの充実に努め、平成15年4月には中核市へ移行し、分権時代にふさわしい、創意工夫を凝らした施策の展開に取り組んできました。平成16年度に市制50周年を迎え、「さがみはら みんなで育てた50年～そして未来へ～」をキャッチフレーズとし、新たな50年へのスタートを切りました。

相模原・津久井地域の将来の発展と自主性・自立性を持った地方分権時代にふさわしい個性あるまちづくりを推進するため、合併に向けた協議を行い、平成18年3月に津久井町及び相模湖町と、翌年3月に城山町及び藤野町と合併しました。



▼旧城山町

城山地域は、縄文時代の住居跡があり、また江戸時代には幕府や旗本、大名の所領となり、相模川の水運で近郷の物資の集散地として栄えるなど、太古の昔より住み良い環境にありました。昭和 30 年に 2 村と 1 村の一部が合併し、人口 4,971 人、面積 19.11km²の城山町が誕生し、大都市近郊のベッドタウンとして発展してきました。

▼旧津久井町

戦国時代、後北条氏の有力武将であった内藤氏の支配を経て、江戸時代は幕府や旗本・大名の所領として栄えました。

昭和 30 年に中野町などの 1 町 5 村が合併し、人口 15,302 人、面積 122.04km²の津久井町が誕生しました。津久井町は、『近代水道発祥の地』であり、昭和 30 年の道志ダム(奥相模湖)、昭和 40 年の城山ダム(津久井湖)、平成 12 年の宮ヶ瀬ダム(宮ヶ瀬湖)と、ダム建設が続けられてきました。

一方、高度経済成長の影響を受けて人口 3 万人を超えるまでに発展し、昭和 61 年には、自然と都市が調和するまちづくりを進めるため「水源文化都市・津久井」を宣言しました。

▼旧相模湖町

旧石器時代後期には人が生活した痕跡こんせきが認められ、縄文時代の土器や石器類が多数出土しており、江戸時代には、与瀬、小原などが甲州街道の宿場として栄えました。昭和 22 年にはわが国初の河川の総合開発事業により相模ダムが完成、県民の水がめとして重要な役割を担う相模湖が誕生しました。

昭和 30 年に相模湖周辺の 2 町 2 村が合併し、相模湖町(人口 7,727 人、面積 31.43km²)となりました。中央自動車道や JR 中央本線などが通る立地環境から、都心に近い観光のまちとして発展を続けてきました。



▼旧藤野町

奈良・平安時代は、東国から西国への交通路にあたっており、鎌倉から戦国時代には、たびたび相模国後北条氏と甲斐国武田氏の合戦の舞台になったと言われており、江戸時代には、甲州街道の宿場町としてにぎわいました。

昭和30年、1町4村の合併によって藤野町(人口9,605人、面積65.04 km²)が誕生し、山や湖、渓谷の自然美に恵まれたレクリエーション地域としても発展してきました。また、戦火を避けて疎開した芸術家による夢の大芸術都市構想に端を発した「藤野ふるさと芸術村」のまちづくりが進められ、文化・芸術や自然にふれあえる都市住民の憩いの場となっています。

▼現在の相模原市

首都圏近郊に位置し、小田急線、京王線、JR中央本線、中央自動車道によって東京と直結しているほか、JR横浜線、JR相模線といった鉄道や国道16号、20号、129号などの幹線道路が整備され、さらには、さがみ縦貫道路や津久井広域道路の整備も進んでいます。

合併に伴い策定された新市まちづくり計画においては、新市の将来像を「自然と産業が調和し 人と人がふれあう 活力ある自立分権都市 相模原」とし、豊かな自然と共生した生活環境の向上を図るとともに、歴史や伝統、水源地としての特性を生かしながら、さらに自立した都市づくりを進め、住民一人ひとりが主体となり、将来にわたり安心して暮らし続けられる質の高い市民生活の実現をめざしています。



【2】 策定の趣旨

現在、本市は、平成 18 年 3 月に津久井町及び相模湖町、平成 19 年 3 月には城山町及び藤野町と合併し、豊かな自然と都市機能を併せ持つ人口 70 万を超える大都市となり、これまでの本市の取り組みを生かしつつ、新しい相模原市として、将来のまちづくりに向けた施策を展開しています。

一方、今日、わが国は、少子高齢化の進展により、はじめて人口減少社会に突入するという状況下で、地球規模での環境問題の解決に向けた取り組み、新しい経済成長のあり方、さらには分権型社会の構築に向けた取り組みなど様々な分野で大きな課題に直面しています。このようななかで、これまでの国と地方の関係は大きな変革期を迎え、地方自治体は市民に身近な行政を展開するため、主体性、自立性をこれまで以上に高める必要があります。

こうした時代の潮流を踏まえ、平成 22 年 4 月に政令指定都市へ移行し、新たな転換期にある本市は、首都圏南西部に位置する政令指定都市として、この地域の発展と、市民に最も身近な基礎自治体として、豊かな市民生活の実現と未来のまちづくりを進めるため、「新・相模原市総合計画」を策定しました。

【3】 策定の基本的視点

この総合計画の策定にあたっては、次の基本的視点に立って策定しました。

(1) 新市のまちづくり計画の反映

津久井地域との合併により策定された新市まちづくり計画では「自然と産業が調和し 人と人がふれあう 活力ある自立分権都市 相模原」を将来像として掲げています。この将来像の実現と新市の一体化に向け、新市のまちづくり計画を踏まえた計画づくりに努めました。

(2) 市民とのパートナーシップ

皆で担う市民社会の実現に向け、まちづくりの主体である市民（個人、地域団体、NPO、企業等）と行政のパートナーシップによる計画づくりを進めるとともに、市民の積極的な参加や幅広い議論を通じて、まちづくりの方向性が明らかになる計画づくりに努めました。

(3) 市民の満足度向上

市民の暮らしに対する満足度の向上に向け、多様化・高度化する市民ニーズを的確に把握し、まちづくりの達成目標を明らかにする成果指標を設定するなど、市民の視点や感覚に立った分かりやすい計画づくりに努めました。

(4) 持続可能な都市の経営

地域経済の活性化による税収の増加など歳入の確保を図るとともに、費用対効果の観点から施策の重点化を図るなど、財政の健全性の維持と新たな行政需要に柔軟に対応できる計画づくりに努めました。



序論 2 総合計画の構成等

【1】 構成・計画期間

この総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構成とします。

総合計画の構成

基本構想

将来の都市像と政策の基本方向を定めたもの

- 基本理念
 - 都市像
 - 基本目標
 - 政策の基本方向
 - 基本構想の推進に向けて
- 計画期間 おおむね 20 年後を目標

基本計画

都市像を実現するための施策の方向性を定めたもの

- 重点プロジェクト
 - 施策分野別の基本計画
 - 地域づくりの基本計画
 - 基本計画の推進に向けて
- 計画期間 平成 22 年度～平成 31 年度（10 年間）

実施計画

基本計画を計画的に推進するための具体的な事業計画

【2】 評価・検証

この総合計画は、施策ごとに、施策の目的や目標を明確にするため、施策の「めざす姿」と、その達成度を具体的に測るため、「成果指標」を設定しました。

施策を展開することによる効果は、多様な面を有しており、絶対的な評価はありません。また、市の活動だけでなく、国・県、他の自治体や市民・事業者などの活動や連携・協働により、はじめて効果が生じる施策も数多くあります。

このため、基本計画に掲載している「成果指標」については、施策の「めざす姿」を評価する一側面をとらえているものであり、そのなかから代表的なものを選定しました。

「成果指標」は、原則として平成 20 年度を基準値とし、平成 26 年度を中間目標、平成 31 年度を最終目標として定め、施策分野別の基本計画における 50 の施策に、全 92 指標を設定しています。

この総合計画では、「成果指標」を目安に評価・検証を行い、その結果を市の取り組みに反映していきます。



序論 3 人口と世帯数の見通し

【1】人口

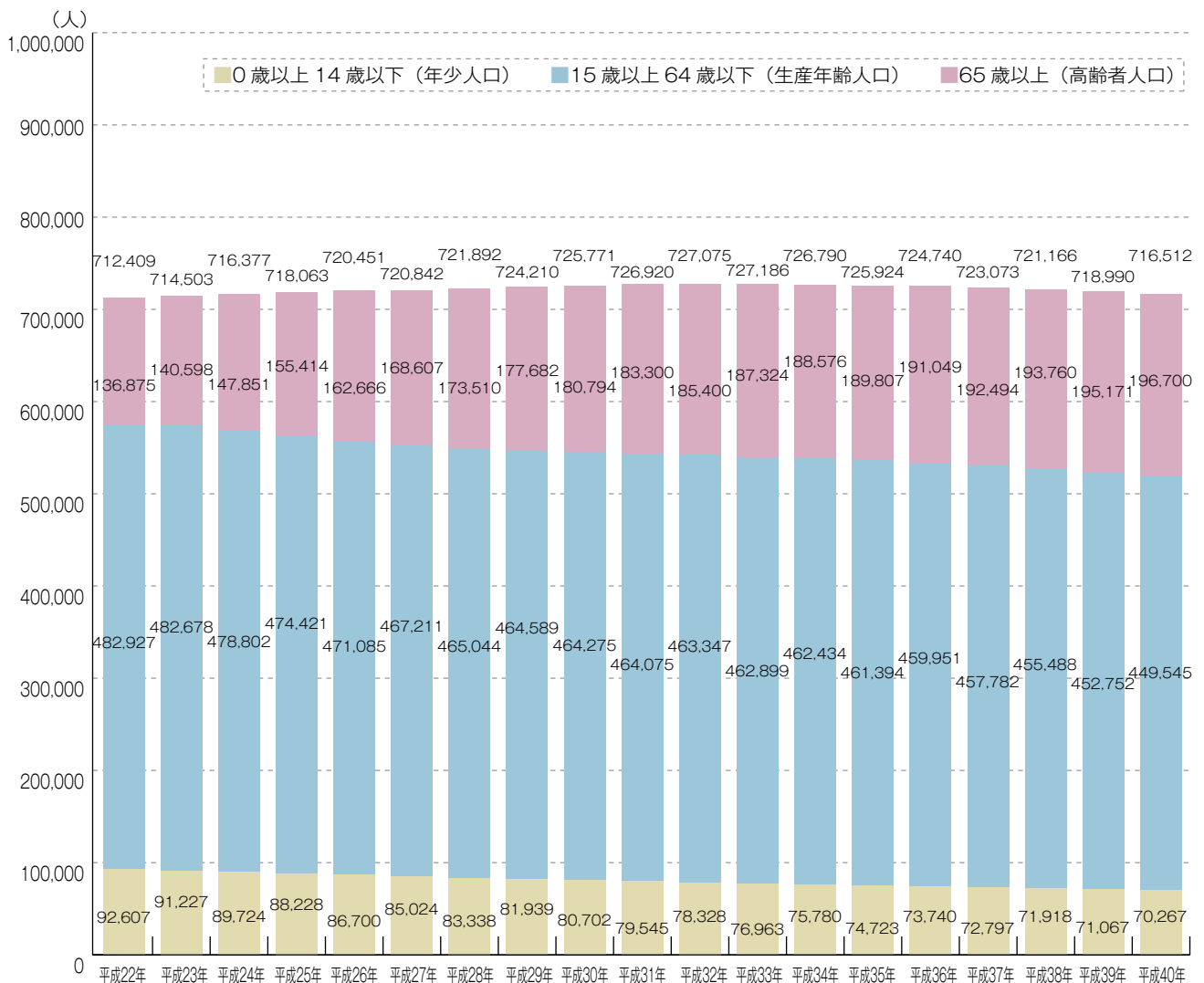
本市の人口は、自然増と社会増の両面の要素から増加を続けてきました。

特に、わが国の工業化と高度経済成長による東京など大都市圏の拡大に伴い、市制施行当時の昭和 29 年には約 8 万人であった人口が、昭和 42 年に 20 万人、昭和 52 年に 40 万人を超えるなど、全国でもまれにみる急激な人口増加を経験した時期もありました。

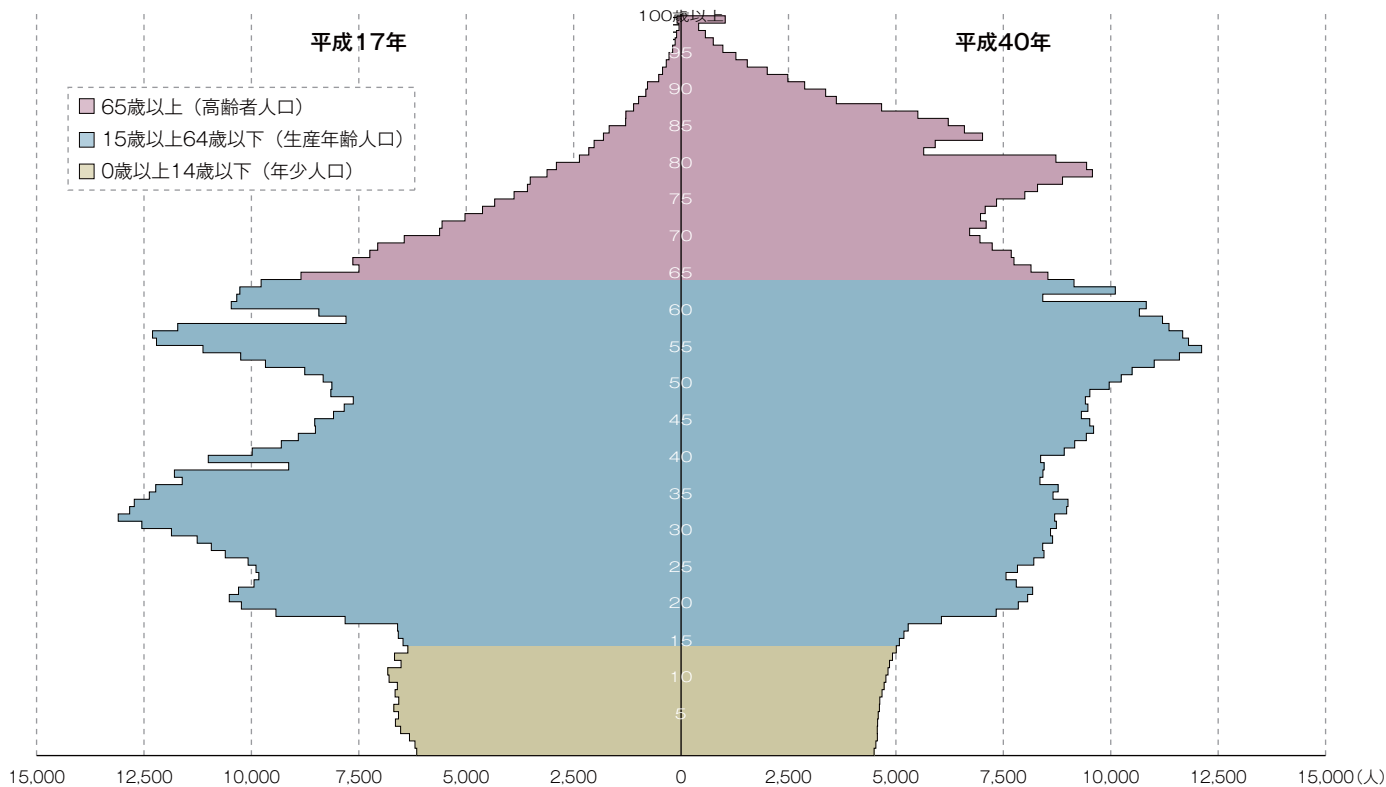
今後も緩やかな増加傾向で推移すると見込まれますが、少子高齢化の進行とともに、自然増が減ることに伴い、人口増加の伸びは鈍化し、平成 33 年にピークを迎えると予測されます。その後、自然減が社会増を上回ることにより、人口が減少傾向に推移するものと見込まれます。

また、年齢構成については、年少人口及び生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加がますます進むものと予測されます。

●人口の推移（推計値）



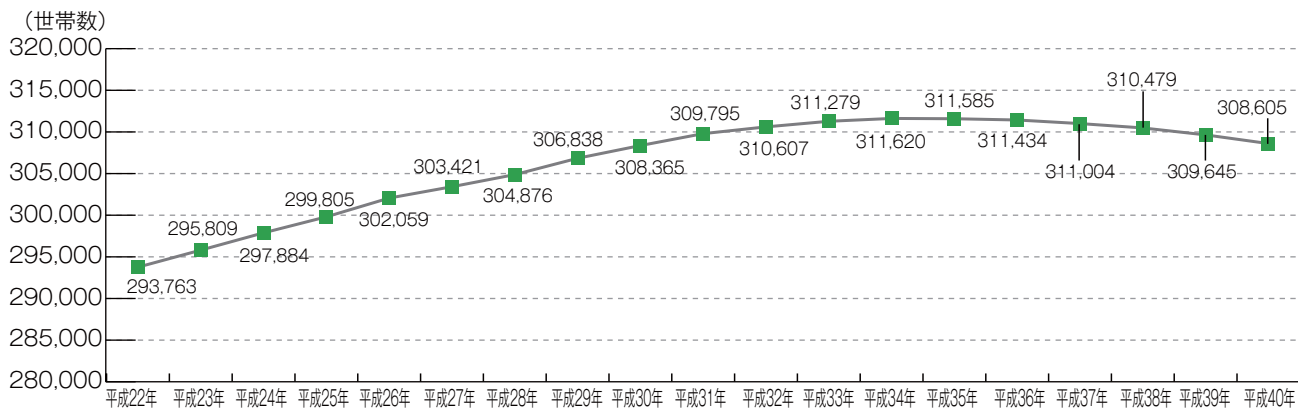
●年齢構成（左側：平成17年国勢調査、右側：平成40年推計値）



【2】世帯数

世帯数については、今後も人口増と併せて緩やかに増加し、平成34年にピークを迎えると予測されます。今後の動向の特徴として、核家族化や少子化を反映し、1世帯あたりの人数が引き続き減少傾向で推移することが見込まれるほか、高齢化の進展に伴い、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯（世帯主が65歳以上の夫婦のみの世帯）が増加することが見込まれます。

●世帯数の推移（推計値）





序論 4 時代認識

総合計画の策定にあたり、社会動向や課題、展望を次の視点からとらえました。

地方の時代

地方分権の潮流のなかで国と地方の役割が見直され、市町村は住民に最も身近な基礎自治体として、これまで以上に高い自立性を備えることが求められています。

また、分権型社会では、地域における「自己決定と自己責任の原則」が実現されるという観点から、住民自治を重視した都市内分権を進めることが重要です。

地方の個性や活力が試される「地方の時代」にあって、本市は人口 70 万都市にふさわしい役割と責任を果たすことのできる、より自立した都市づくりが求められます。

こうしたなかで、首都圏の発展に向けて、本市は首都圏南西部における広域交流拠点都市として、経済・情報・文化など、首都圏の持つ機能の一翼を担うほか、市民とともに、まちづくりや市民生活の新たな課題に対して先駆的に取り組み、都市行政を先導する役割を果たしていく必要があります。

長寿・高齢社会の到来

平均寿命の伸びと少子化の進行により、わが国の高齢者の割合が急速に増え続けています。本市では、人口増加がピークを迎えると予測する平成 33 年には、市民のおよそ 4 人に 1 人が高齢者になると見込まれています。

こうした長寿社会の進展に伴い、まちなかや生活の場におけるバリアフリーの取り組み、人にやさしい交通手段の確立などとともに、地域づくりにあたって、高齢者の知恵と技能を大きな原動力として生かしていくための視点が重要になります。

また、高齢者のひとり暮らしなど、福祉や医療をはじめとする日常生活への支援を要する世帯が増えるほか、社会全体においては、高齢者を支えるための社会保障などの負担がさらに増大することが課題になると考えられます。



未来を拓く世代の育成

少子化が進行するなかで、将来の社会を支える子どもがより多く生まれ、育つことに社会全体で取り組む必要があります。

このため、子どもをほしいと思う人が増えるよう、仕事と生活の調和をめざして、働き方や男女の役割に係る慣習を見直すとともに、子どもを育てやすい環境づくりを進めることが重要な視点です。

また、学校教育の充実のほか、子どもの人権の尊重や安全の確保に取り組むとともに、働くことの意義や社会感覚を身につけるなど、子どもの生きる力をはぐくむための取り組みが求められます。

地球規模で環境を考える

今日の大量生産、大量消費、大量廃棄を行う経済システムとそれを享受する日常生活の結果として、自然環境などへの負荷が増大することに起因する環境問題は深刻化しています。とりわけ、地球温暖化現象への対応は、国際社会でも喫緊の課題です。

環境問題の解決に向けては、産業部門や行政の努力だけでなく、市民一人ひとりが限りある資源やエネルギーの有効活用、貴重な自然環境の保全について考え、足元からライフスタイルを見直していくことが求められます。

ゆとりと安心の追求

成熟社会を迎えたと言われる今日、生活水準の向上などにより、「心の豊かさ」が重視される傾向が強まっています。

このため、歴史や自然などの地域資源への関心の高まりのほか、ボランティアや文化、スポーツ活動に取り組む人が増えるなど、多様な自己実現の方策が生まれていくことが考えられます。

こうしたなか、市民一人ひとりが夢や生きがいを持つことができるまちづくりが求められます。

また、「心の豊かさ」をはぐくむためには、誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる社会をつくることも重要な視点です。

このため、防犯や防災など、まちの安全確保とともに、保健、福祉や医療の充実に向けた取り組みを市民と力を合わせて進める必要があります。



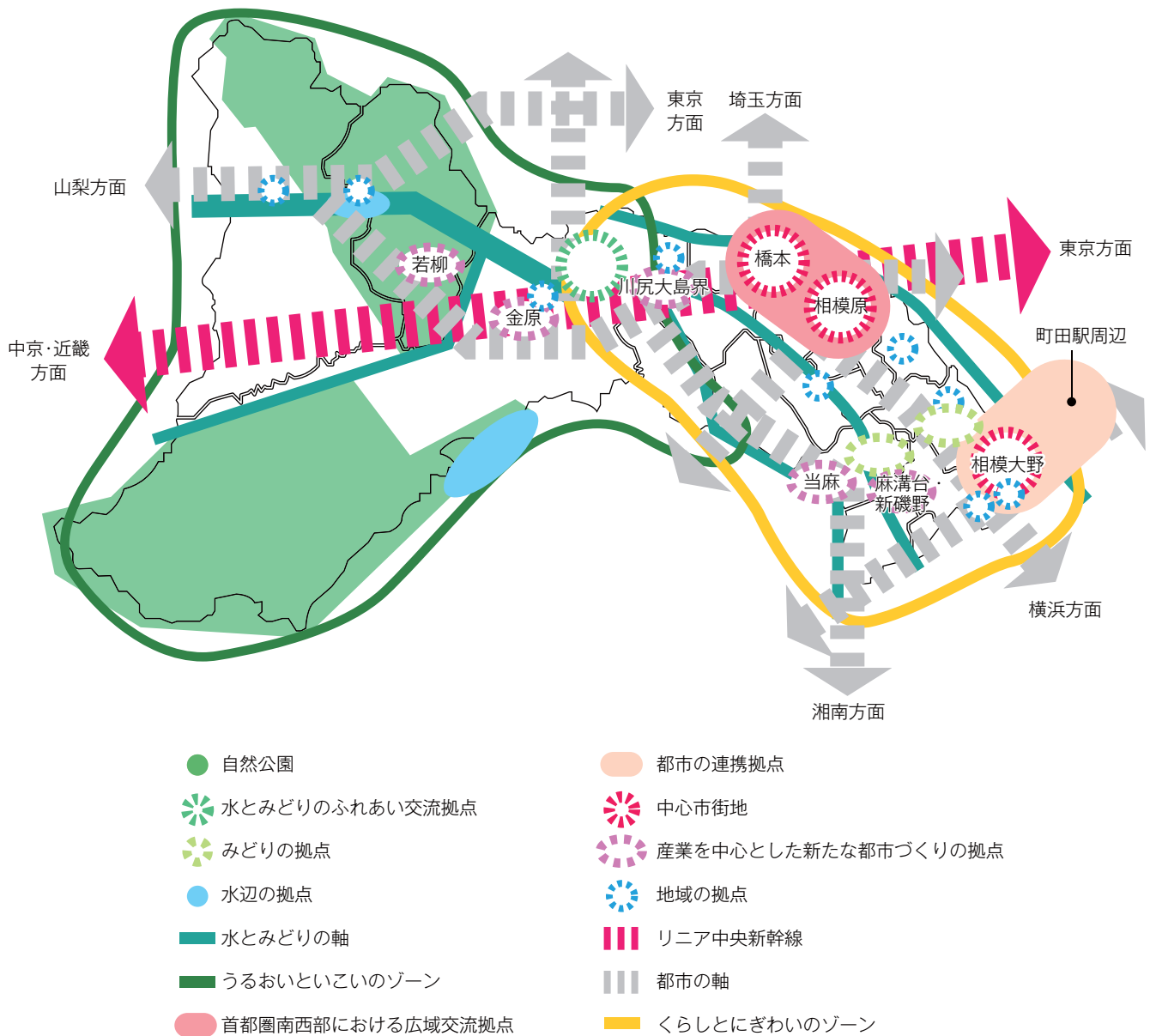
序論 5 将来都市構造

将来都市構造とは

「将来都市構造」は、将来のめざすべき都市のすがたを概念的に示すものです。

「将来都市構造」の構築にあたっては、自然環境と都市環境が共生した活力と魅力あふれる自立都市の実現に向け、多様な都市機能を効果的・効率的に集約し、総合的・計画的に都市基盤を整備するなど、「選択と集中」による都市づくりを進めていくことが求められています。

「ゾーン」、「拠点」及び「軸」の3つの要素により「将来都市構造」を示しています。



基本構想

基本構想は、本市のまちづくりの基本理念、都市像とそれを実現するための政策の基本方向などを定めるものです。

基本構想	基本理念	15	
	都市像	15	
	基本目標・政策の基本方向	16	
	基本目標Ⅰ	誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市	17
	基本目標Ⅱ	学びあい 人と地域をはぐくむ教育・文化都市	19
	基本目標Ⅲ	やすらぎと潤いがあふれる 環境共生都市	20
	基本目標Ⅳ	活力にあふれ多様な交流が生まれる広域交流拠点都市	22
基本目標Ⅴ	市民とともに創る自立分権都市	24	
	基本構想の推進に向けて	25	





相模原市基本構想

わたくしたちのまちは、平成 18 年 3 月 20 日に相模原市、津久井町及び相模湖町が、平成 19 年 3 月 11 日には相模原市、城山町及び藤野町が合併し、人口 70 万を超える新しい相模原市として誕生しました。

この基本構想は、新しい相模原市のおおむね 20 年後の都市像を定め、その実現に向かって、すべての市民と行政との協働により、まちづくりを進めるために定めるものです。

1 基本理念

わたくしたちのまちは、丹沢の雄大な山なみ、相模川の清らかな流れ、相模野の広大な台地に抱かれ、先人の知恵とたゆまぬ努力により、豊かな水資源のもと、歴史と文化が培われ、発展してきました。

まちづくりの目的は、平和な社会のもと、すべての市民が生きがいと活気に満ちて、安全で安心して心豊かに暮らせるまちを創ることにあります。

しかし、わたくしたちを取り巻く社会は、地球温暖化などの環境問題、人口減少や超高齢社会の到来、産業構造や雇用形態の変化、米軍基地の存在、地域コミュニティの希薄化など、多くの課題を抱えています。

こうした課題を乗り越え、心豊かな人づくりと次代に誇れるまちづくりを進めることが今に生きるわたくしたちの責務です。

わたくしたちは、一人ひとりがまちづくりの主演となり、豊かな自然を守り育て、安全で快適な生活環境をはぐくむとともに、住み、働き、学び、集うすべての人とともに生き、個性と創造力を発揮し、人と自然と産業が共生する活力ある相模原市を創造します。

2 都市像

わたくしたちは、基本理念を基調に、次の都市像の実現に向けてまちづくりを進めます。

人

『人・自然・産業が共生する 活力あるさがみはら』

自然 産業

3 基本目標・政策の基本方向

わたくしたちは、都市像を実現するため、次の5つの基本目標を定めます。

基本目標Ⅰ 誰もが安全で いきいきと暮らせる 安心・福祉都市

政策の基本方向

- (1) あたたかい地域福祉社会をつくります
- (2) 次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ社会をつくります
- (3) 高齢者がいきいきと暮らせる社会をつくります
- (4) 障害者がいきいきと暮らせる社会をつくります
- (5) 健康に暮らせる社会をつくります
- (6) 安全で安心して暮らせる社会をつくります

基本目標Ⅱ 学びあい 人と地域をはぐくむ 教育・文化都市

政策の基本方向

- (7) 心豊かな子どもをはぐくむ教育環境をつくります
- (8) 生涯を通じ学習する人・スポーツする人を支援する社会をつくります
- (9) 豊かな市民文化を創造する社会をつくります
- (10) 人権と世界平和を尊重し、ともに生きる社会をつくります

基本目標Ⅲ やすらぎと 潤いがあふれる 環境共生都市

政策の基本方向

- (11) 次代につなぐ持続可能な社会をつくります
- (12) 限りある資源を大切にす循環型社会をつくります
- (13) 恵み豊かな自然環境を守り育てます
- (14) 人にやさしい快適な生活環境をつくります
- (15) 地域経済と雇用を支える産業を振興します

基本目標Ⅳ 活力にあふれ 多様な交流が生まれる 広域交流拠点都市

政策の基本方向

- (16) 地域の特色を生かした土地利用を進めます
- (17) 魅力あふれる質の高い都市をつくります
- (18) 都市を支える交通基盤をつくります
- (19) 魅力ある景観やゆとりある住環境の形成を図ります
- (20) 基地全面返還の実現をめざします

基本目標Ⅴ 市民とともに創る 自立分権都市

政策の基本方向

- (21) 個性豊かな地域コミュニティをつくります
- (22) 行政サービスの質の向上を図ります

基本目標Ⅰ『誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市』

誰もが住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせる社会の実現に向け、子どもを生き育てることができる環境づくり、市民ニーズに対応した福祉サービスの充実や地域で支えあう福祉活動を促進するとともに、疾病予防などのライフステージに応じた健康づくり、適切な医療サービスを受けられる地域医療体制の充実を図るなど、いつまでも健やかにいきいきと暮らせる都市をつくりまします。

また、市民の生命と財産が守られる社会の実現に向け、防犯対策や交通安全対策を推進するとともに、自然災害に強い都市基盤づくり、防災対策、消防力の強化などにより、安全で安心して暮らせる都市をつくりまします。

▼ 政策の基本方向 1 あたたかい地域福祉社会をつくりまします

誰もが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らすためには、人と人とのつながりを大切に、互いに支えあう地域福祉社会をつくる必要があります。

このため、高齢者や障害者などが安心して暮らせるよう、地域主体の福祉コミュニティづくりや福祉ボランティア活動への支援を進めるとともに、誰もが健康で文化的な生活が営めるよう、援護を必要とする人への自立援助を進めます。



▼ 政策の基本方向 2 次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ社会をつくりまします

次代を担う子どもたちが健やかに成長するためには、安心して子育てができ、すべての子どもたちがのびのびと育つための環境をつくる必要があります。

このため、子どもの個性や生活状況に配慮した保育などの充実や地域全体で支えあう子育て支援など、子どもが育つ環境づくりを進めるとともに、青少年の交流・体験の機会や場の充実を図るなど、青少年の健全育成を進めます。



▼ 政策の基本方向 3 高齢者がいきいきと暮らせる社会をつくりまします

高齢者が、安心していきいきと暮らすためには、地域で高齢者を見守り、支える仕組みづくりや、貴重な経験や知識・技術を生かし、生きがいと自信を持って地域社会の一員として活躍するための仕組みづくりが必要です。

このため、地域ケアサービスやいつまでも元気に暮らすための介護予防を進めるとともに、高齢者の社会参加と自己実現に向け、関係機関と連携した就労機会の充実や情報提供、ボランティア活動への参加の促進を図ります。

▼ 政策の基本方向 4 障害者がいきいきと暮らせる社会をつくりまします

障害者が、地域社会の一員として、住み慣れた地域でいきいきと暮らすためには、地域で支えあい、能力や適性に応じて自立した日常生活を営むことができる社会をつくる必要があります。

このため、すべての市民がともに生きるという理念のもと、障害の種別、程度にかかわらず、自立した日常生活を営むことができるよう、生活支援、就労支援や相談支援の充実などを進めるとともに、障害児を支援する療育体制の充実を図ります。

▼ 政策の基本方向 5 健康に暮らせる社会をつくります

誰もが健康に暮らすためには、地域に根ざした健康づくりへの取り組みや医療サービスが提供される環境づくりが必要です。

このため、疾病予防などのライフステージに応じた健康づくりを進めるとともに、増加する救急医療ニーズへの対応や、身近な地域で適切な医療サービスが受けられる体制づくりを進めます。

また、食の安全性の確保など、暮らしに密着した生活衛生の向上に努めます。



▼ 政策の基本方向 6 安全で安心して暮らせる社会をつくります

誰もが安心して暮らすためには、犯罪や事故などの被害、地震や台風などの自然災害から市民の生命と財産を守り、市民生活の安全性を高めることが必要です。

このため、防犯対策、交通安全対策、消費者の保護と自立への支援、航空機騒音などの基地に起因する様々な問題への対策を進めます。

また、自然災害に強い都市基盤づくりをはじめ、その地域特性に応じた防災対策や消防力の強化など、災害に強いまちづくりを進めます。



基本目標Ⅱ『学びあい 人と地域をはぐくむ教育・文化都市』

「人が財産^{たから}」という考えのもと、学ぶ喜びに満ちた安全な学校づくりに向け、教育内容や施設の充実を図るとともに、学校・家庭・地域の連携を深め、子どもたちが家族や郷土を愛し、広く世界に目を向け、自ら学び、心豊かに成長できる教育環境の充実した都市をつくります。

また、生涯学習社会の実現に向け、すべての世代の人が生涯を通じて学びあい、文化・芸術・自然・歴史とふれあう場やスポーツに親しむ機会をつくるなど、豊かで彩りある市民文化をはぐくみ、誰もが生きがいを持てる都市をつくります。

さらに、人権尊重社会と世界平和の実現に向け、すべての市民の人権が尊重される社会づくりを進めるとともに、「相模原市核兵器廃絶平和都市宣言」を踏まえ、世界平和に貢献する都市をつくります。

▼ 政策の基本方向 7 心豊かな子どもをはぐくむ教育環境をつくります

次代を担う子どもたちが、家族や郷土を愛し、広く世界に目を向け、心豊かに成長するためには、自らを主体的に創造していくための力や思いやりの心をはぐくむ学校教育を充実することが必要です。

このため、一人ひとりの力を伸ばし、子どもたちの人権が尊重され、安全で、学ぶ喜びに満ちた学校生活を過ごすことができるよう、教育内容や施設の充実を図るとともに、教職員の人材育成や学校・家庭・地域の協力体制の強化を進めます。

▼ 政策の基本方向 8 生涯を通じ学習する人・スポーツする人を支援する社会をつくります

誰もが生きがいを持って学び、いつまでも健康に暮らしたいという欲求が高まるなか、市民の生涯学習・生涯スポーツに対する期待は、大きなものがあります。

このため、生涯を通じ、いつでも学べる学習環境や学習機会の充実を図るとともに、誰もが身近な場所で気軽にスポーツを楽しめる環境づくりや機会の充実を図ります。



▼ 政策の基本方向 9 豊かな市民文化を創造する社会をつくります

豊かな市民文化を創造するためには、国際理解を深め、多種多様な文化や習慣を認識し、守り伝えられてきた貴重な文化を次代に伝えていくことが必要です。

このため、誰もが身近で優れた文化芸術に親しむことができる機会の充実や、市民の文化活動・国際交流を促進するとともに、郷土意識の醸成などに向けて文化財の保存と活用を進めます。

▼ 政策の基本方向 10 人権と世界平和を尊重し、ともに生きる社会をつくります

誰もが等しく人間として尊重されるためには、一人ひとりがかけがえない存在として個性を認め合う「ともに生きる」社会を実現するとともに、平和に対する意識の向上を図ることが必要です。

このため、すべての市民と行政との協働により、男女共同参画の取り組みを進めるなど、人権意識の普及に努めるとともに、平和意識の普及により、恒久的な世界平和の実現に貢献します。



基本目標Ⅲ『やすらぎと潤いがあふれる環境共生都市』

広大で美しい山なみや貴重な水資源を有する都市として、持続可能な社会の実現に向け、温室効果ガスの排出削減や省エネルギー対策、家庭や企業のごみの減量化・資源化を進めるとともに、環境を守り育てる人づくりに取り組み、環境負荷の少ない、人と地球にやさしい都市をつくります。

また、やすらぎと潤いがあふれる自然環境や安全で快適な生活環境の創出に向け、水とみどりの保全・再生・活用や多様な生物の生息・生育環境を守るとともに、大気や水質などの生活環境の保全を進め、いつまでも人と自然が共生する都市をつくります。

さらに、市民の豊かな暮らしと活力ある都市の実現に向け、自然環境や生活環境への配慮のもと、ものづくり産業の集積、新たな成長産業の創出・育成、魅力ある商業・サービス業・農林業・観光を振興し、活力ある産業が育ち、栄える都市をつくります。

▼ 政策の基本方向 11 次代につなぐ持続可能な社会をつくります

地球温暖化など、環境問題の解決に向けた取り組みが世界的に進められるなか、環境を守り、次代につなぐため、環境対策に積極的に取り組むことが必要です。

このため、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任に基づき、温室効果ガスの削減や再生可能なエネルギーの活用など、環境負荷を低減する取り組みを強化するとともに、環境にやさしい製品・技術の開発やサービスの提供を促進するなど、環境と経済の好循環の実現に向けた取り組みを進めます。

▼ 政策の基本方向 12 限りある資源を大切に作る循環型社会をつくります

ごみの減量化・資源化を進め、循環型社会を形成するためには、市民・事業者・行政がそれぞれ連携・協力して、自主的・主体的な取り組みを進めることが必要です。

このため、家庭ごみや事業系ごみの発生抑制、排出抑制、再使用、再生利用を進めるとともに、ごみの収集運搬から最終処分に至る処理過程において、限りある資源を大切に作る取り組みや、ごみ焼却に伴うエネルギーの効率的な回収を推進するなど、資源を循環させる社会づくりを進めます。



▼ 政策の基本方向 13 恵み豊かな自然環境を守り育てます

やすらぎと潤いを与えてくれる貴重な自然環境を次代へつなぐためには、多様な生物の生命、清らかな水や豊かなみどりを大切に守り育てることが必要です。

このため、丹沢などの奥山、生活と深く関わってきた里山、市街地の貴重なみどり、川や湖などの水辺環境の保全・再生・創出を行い、多様な生物の生息・生育環境の確保を進めるとともに、市民・県民の生活と産業を支える水資源を守ります。

▼ 政策の基本方向 14 人にやさしい快適な生活環境をつくります

社会情勢の変化や都市化が進展するなか、誰もが健康で安全に暮らすためには、大気や水が守られ、やすらぎがあふれる快適な生活環境をつくる必要があります。

このため、大気、水、土壌などの市民生活を取り巻く環境の保全や公共下水道などの生活排水対策を進めるとともに、魅力ある公園づくりやみどり豊かな都市空間の創造に向けた取り組みを進めます。

▼ 政策の基本方向 15 地域経済と雇用を支える産業を振興します

産業構造や雇用形態の変化が進むなか、活力ある社会を創出し、市民の豊かな暮らしを実現するためには、地域経済や雇用を支える産業の持続的な発展が必要です。

このため、自然環境・生活環境への配慮のもと、ものづくり産業の集積や新たな成長産業の創出、いきいきと働ける環境づくり、商業・サービス業・農業などの暮らしに身近な産業を振興するとともに、豊かな自然や多彩な伝統・文化などの地域資源を生かした魅力ある観光を振興します。



基本目標Ⅳ『活力にあふれ多様な交流が生まれる広域交流拠点都市』

首都圏南西部における広域的な交流拠点都市として、暮らしの利便性の向上や地域経済活動の発展に向け、国や県、周辺市町村との連携により、さがみ縦貫道路などの広域交通ネットワークの整備や鉄道・バスなどの公共交通の利便性を高めるとともに、活力ある中心市街地づくりや新しい拠点づくりを進め、人・もの・情報が活発に行き交い、市民活力、都市活力がはぐくまれる都市をつくります。

また、魅力ある景観や良好な住環境の形成に向け、貴重な自然や、歴史的・文化的な景観を保全し、地域の特色を生かした、まちなみの美しい都市をつくります。

さらに、基地の早期全面返還に向け、相模総合補給廠、キャンプ座間、相模原住宅地区の返還運動を進め、市民が快適に暮らせる都市をつくります。

▼ 政策の基本方向 16 地域の特色を生かした土地利用を進めます

良好な市街地と広大で美しい山なみや貴重な水資源を有する本市において、快適な市民生活の実現や都市の健全な発展を図るためには、適正かつ計画的に土地利用を進めることが必要です。

このため、公共の福祉の優先、防災面での配慮を基本として、市街地における産業と住環境の調和、地域振興を図るための適切な土地利用の誘導、水源地域の自然環境や市街地の貴重なみどりの保全など、地域の特色を生かした土地利用を進めます。

▼ 政策の基本方向 17 魅力あふれる質の高い都市をつくります

首都圏南西部に位置する本市の広域的な役割が増すなか、魅力あふれる質の高い都市をつくるためには、複数の拠点を持つ本市の特性を生かしたまちづくりが必要です。

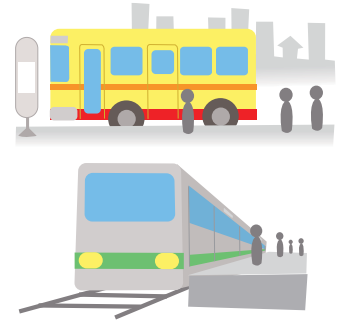
このため、人と環境にやさしいまちづくりを基本とし、商業、文化、業務などの機能が高度に集積する中心市街地の魅力を高めるとともに、産業や居住などの機能が集積した新しい拠点づくりを進めます。



▼ 政策の基本方向 18 都市を支える交通基盤をつくります

少子化や超高齢社会の到来、環境意識の高まりなど、社会情勢が変化するなか、市民の暮らしや地域経済活動などを支え、発展させるためには、交通基盤のさらなる充実・強化を図ることが必要です。

このため、市内幹線道路の整備や鉄道・バス交通の充実を図るなど、利便性の高い公共交通網の確立をめざすとともに、暮らしに身近な道路の安全性を高めるなど、人にやさしいみちづくりを進めます。



▼ 政策の基本方向 19 魅力ある景観やゆとりある住環境の形成を図ります

やすらぎと潤いのある住環境や生活の質への関心が高まるなか、暮らしの快適性などの市民生活の質の向上を図るためには、魅力ある景観や良好な住環境を形成することが必要です。

このため、すべての市民と行政との協働により、貴重な自然や、歴史的・文化的な景観などのまちの景観を保全するとともに、住む人にゆとりと安全をもたらす住環境づくりを進めます。

▼ 政策の基本方向 20 基地全面返還の実現をめざします

本市では、これまでにキャンプ淵野辺などの返還が実現したものの、現在も相模総合補給廠、キャンプ座間、相模原住宅地区が存在し、市民生活や計画的なまちづくりの障害となっています。

このため、基地の早期全面返還と計画的な跡地利用に向け、市民、市議会、行政が一体となり、粘り強い運動を展開していきます。



基本目標Ⅴ『市民とともに創る自立分権都市』

地方分権が進むなか、地域の特色が生きる都市づくりに向け、市民、自治会などの地域団体、NPOなどの市民活動団体、企業、学校や研究機関、行政など、まちづくりを担う多様な主体の協働により、自主・自立のまちづくりを進め、分権型社会に対応した都市をつくります。

また、一人ひとりがまちづくりの主役となる社会の実現に向け、積極的な情報公開により、すべての市民と行政が情報を共有し、考えをともに理解しあい、本市を取り巻く様々な課題に対応する市民が主体の都市をつくります。

▼ 政策の基本方向 21 個性豊かな地域コミュニティをつくります

個性豊かな地域の特色を生かしたまちづくりを進めるためには、市民、自治会などの地域団体、NPOなどの市民活動団体、企業、学校や研究機関、行政など、多様な地域社会の一員が協力・連携・補完しあうことが必要です。

このため、まちづくりにおける情報の共有化のもと、地域社会を担う各々が自主的に取り組む公益的な活動への支援や、地域が主体的に身近な課題の解決や魅力づくりに取り組むための仕組みづくりを進めます。

▼ 政策の基本方向 22 行政サービスの質の向上を図ります

市民生活の多様化が進むなか、誰もが必要なときに身近な場所で行政サービスを受けることができるとともに、より一層の行政サービスの充実が必要です。

このため、最寄りの行政窓口で必要な行政サービスを効率的に提供できる体制づくりを進めるとともに、市民の声を市政に反映させる広聴・相談業務の充実と積極的な情報公開を図ります。



4 基本構想の推進に向けて

わたくしたちは、この基本構想に掲げる都市像と基本目標の実現に向け、次の3つの基本方針のもと、まちづくりを進めます。

【1】協働によるまちづくり

市民主体のまちづくりを進めるためには、市民、自治会などの地域団体、NPOなどの市民活動団体、企業、学校や研究機関、行政など、まちづくりを担う各主体の間に堅固な信頼関係が結ばれることが必要です。

このため、皆で担う市民社会の実現に向けて、より多くの市民がまちづくりに対して関心を抱けるよう、市政に関する情報を積極的に公開し、情報の共有化を進めるとともに、各主体間で連携して実施する協働型事業の充実を図ります。

【2】市民の満足度を高めるための行政評価と財政基盤の強化

市政に対する市民の満足度を高めるためには、市民のニーズや意見を的確に把握し、常に良質な行政サービスを提供することが重要であり、行政評価制度や財政基盤の強化に向けた取り組みが必要です。

このため、行政サービスに対する市民の満足度や行政評価結果を事務事業に反映させる仕組みづくり、行政サービスの民間開放などを進めるとともに、地域経済の活性化による税収増や、将来の世代の負担を考慮した計画的な市債発行など、歳入の確保と歳出の抑制に努めます。

【3】大都市にふさわしいまちづくり

人口70万を超えた本市が、より自立した都市として成長し、首都圏の均衡ある発展に寄与するためには、その規模にふさわしい役割と責任を果たすことが必要です。

このため、広域交流拠点都市としてのさらなる発展に向け、本市を含む近隣の各都市が様々な施策分野において交流と連携を深めるとともに、さがみ縦貫道路などの広域交通ネットワークや中心市街地などの集積された都市機能という本市の特性を生かしたまちづくりを進めます。

また、豊かなライフスタイルの創造と発信に向け、自然や環境と調和したなかで、地域の資源を生かしながら、物の豊かさに加え、心の豊かさも感じることができる質の高いライフスタイルを市民とともに創り出し、広く市外にも発信していく先進的なまちづくりを進めます。





基本計画

基本計画は、基本構想で定めた都市像を実現するための、施策の方向性を示したものです。

■ 計画期間

平成22年度から平成31年度

■ 計画の構成

○重点プロジェクト

都市像の実現に向け、特に優先的・重点的に取り組むものとして、定めたものです。

○施策分野別の基本計画

基本構想で示す政策の基本方向に対応した施策を分野別に体系化し、施策ごとに成果指標と目標を達成するための主な事業を定めたものです。

○地域づくりの基本計画

地域ごとに望ましい将来像と基本的な施策の方向性を定めたものです。

■ 基本計画の推進に向けて

施策を推進するための基本的な方針を定めたものです。

みらいのさがみはら ～こんなまちになってほしい～



小・中学生作文・絵画コンクール 小学生 絵画の部 最優秀賞 共和小学校 1年 (当時) 川名爽太さん



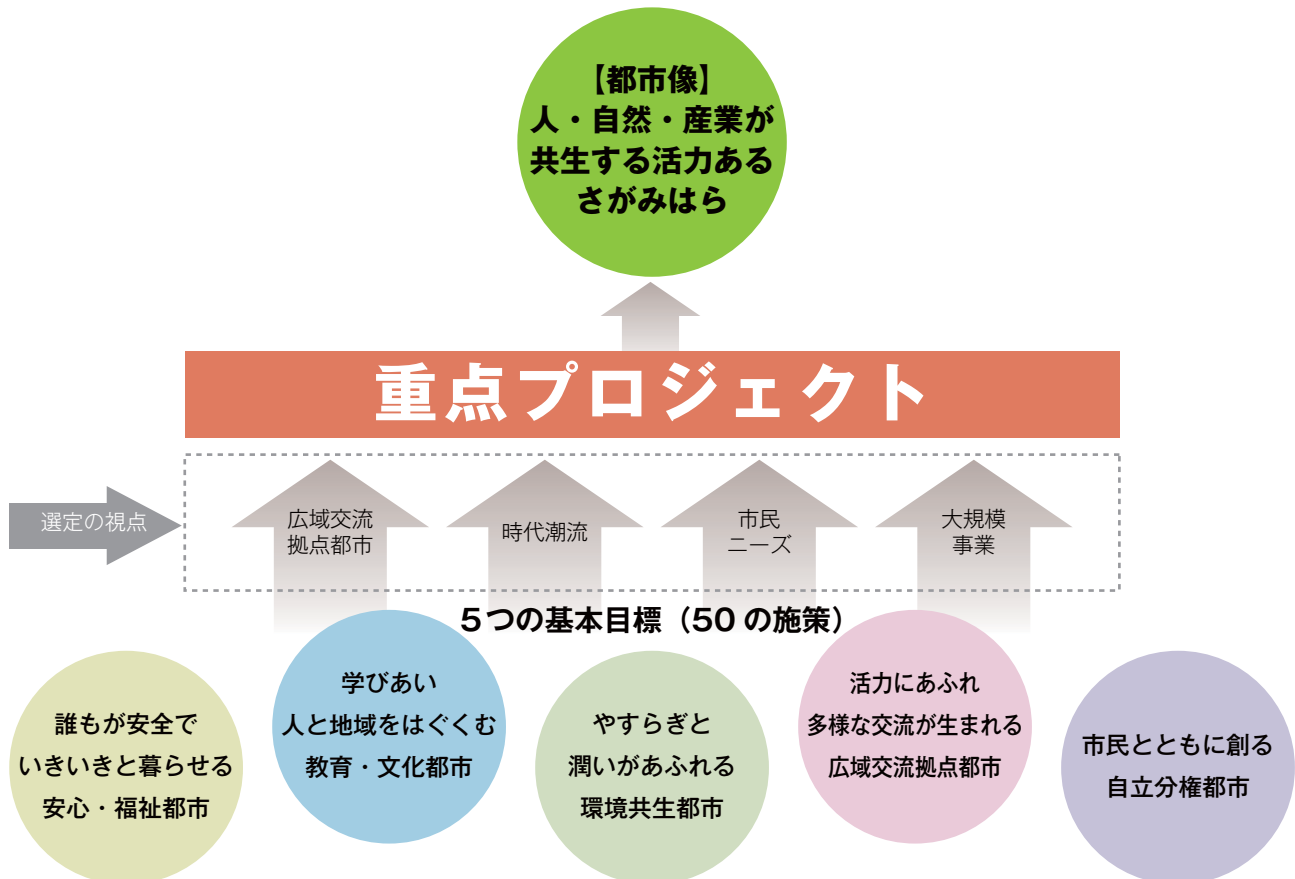
重点プロジェクト

【選定の視点】

重点プロジェクトは、都市像である「人・自然・産業が共生する 活力あるさがみはら」の実現に向け、基本計画期間内に推進する事業のうち、次の視点により、特に優先的・重点的な取り組みとして、基本構想における5つの基本目標ごとに位置づけるものです。

- ① 広域交流拠点都市の形成に深く寄与する事業
- ② 時代潮流を踏まえ、緊急的かつ優先的な取り組みが必要である事業
- ③ 市民の関心が高く、強く求められている事業
- ④ 事業規模が大きい事業

<重点プロジェクト概念図>





安心・福祉プロジェクト

誰もが住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせる社会の実現に向け、次の取り組みを重点的に進めます。

重点テーマ

- ◎安心して子育てができる環境の充実
- ◎高齢者を見守り、支える仕組みづくり
- ◎障害児者の自立支援
- ◎地域医療、救急医療の充実
- ◎防犯・防災対策の充実と危機管理体制の強化

重点事業

▼保育所待機児童対策推進事業

認可保育所の定員拡大など、保育所の待機児童解消に取り組みます。

▼放課後子どもプラン（放課後子ども教室・児童クラブ）推進事業

小学校の余裕教室などを利用して、子どもたちが自由に過ごすことができる居場所をつくとともに、児童クラブの待機児童解消に取り組みます。

▼高齢者の地域活動支援事業

高齢者の知識や経験をボランティアや地域活動など、社会貢献活動に生かすことができるよう、支援体制をつくります。

▼高齢者を支えるネットワークづくり事業

地域の関係者が連携し、ひとり暮らし高齢者等を日常的に見守り、支える地域のコミュニティづくりを進めるとともに、新たなネットワークづくりを進めます。

▼発達障害者支援事業

乳幼児期から成人期まで対応する支援体制をつくり、発達障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会づくりを進めます。

▼障害児の放課後対策事業

放課後や休日などに障害児を受け入れる事業を実施し、障害児の放課後対策の充実を図ります。

▼地域医療事業

医療情報の提供やかかりつけ医の確保に努めるとともに、医療機関相互の連携を促進し、市民が安心して医療を受けることのできる体制をつくります。

▼急病診療事業

関係機関との連携強化を図り、夜間及び休日における急病診療体制を充実し、市民ニーズにあった急病診療体制をつくります。

▼救急業務の高度化推進事業

高度救急医療に対応できる職員を育成するとともに、高度救急医療資機材を充実するなど、救命率の向上を図ります。

▼地域防犯活動推進事業

地域や警察と連携し、安全安心ステーション（民間交番）の設置を推進するとともに、青色回転灯装備車の整備を進め、地域と行政が一体となった防犯活動を推進します。

▼防災力強化事業

消防署所の整備や組織体制の強化を進めるとともに、自主防災組織の訓練指導や防災資機材の整備を進めるなど、総合的な災害対策を強化します。

▼危機管理対策強化事業

自然災害や感染症対策、大規模な事件、事故等に対して市民の生命や財産への被害を最小限に抑えるため、危機管理体制を強化します。





教育・文化プロジェクト

「人が^{たから}財産」という考えのもと、学校・家庭・地域の連携を深め、自ら学び、心豊かに成長できる教育環境を充実するとともに、豊かで彩りある市民文化の創造とスポーツ振興によるまちづくりの推進に向け、次の取り組みを重点的に進めます。

重点テーマ

- ◎自らを主体的に創造していくための力や思いやりの心をはぐくむ学校教育の充実
- ◎自然を生かした体験学習や地域との協働による教育環境の充実
- ◎豊かで彩りある市民文化の創造とスポーツ振興によるまちづくり

重点事業

▼小・中学校連携事業

児童・生徒の豊かな人間性や社会性をはぐくむとともに、不登校など今日的な教育課題を解決するため、連携教育を推進します。

▼体験学習推進事業

「相模川自然の村野外体験教室」や「ふるさと自然体験教室」における活動を推進し、児童・生徒の豊かな人間性や社会性を育成します。

▼学校と地域の協働推進事業

学校、家庭、地域が連携し、学校教育と社会教育がそれぞれの機能を生かしながら協働する地域社会の形成を図るとともに、人間性豊かな子どもの育成を進めます。



▼中学校完全給食推進事業

中学校で完全給食を実施し、成長期にある生徒の心身の健康の保持・増進と望ましい食習慣の形成を図ります。

▼市民文化創造事業

市民に身近なところで、優れた芸術品の鑑賞や交流・学びの場を提供するとともに、市民の文化活動を支援します。

▼国際交流推進事業

さがみはら国際交流ラウンジの機能を充実し、外国人と市民、ボランティアグループとのコミュニケーションを促進するなど、国際交流を推進します。

▼スポーツ振興によるまちづくり事業

スポーツの拠点づくりを進めるとともに、企業スポーツやスポーツ団体、トップアスリートの育成支援など、スポーツの持つ力をまちづくりに生かします。





環境共生プロジェクト

広大で美しい山なみや貴重な水資源を有する都市として、持続可能な社会の実現に向け、次の取り組みを重点的に進めます。

重点テーマ

- ◎温室効果ガスの削減
- ◎ごみの減量化・資源化
- ◎森林や市街地のみどり、水辺環境の保全・再生・創出

重点事業

▼省エネルギー対策普及・再生可能エネルギー等導入促進事業

市民・事業者におけるエネルギー使用の一層の合理化を促進し、省エネルギー化を進めるとともに、公共施設などにおいて、太陽光発電などの再生可能エネルギーを率先的に導入して、温室効果ガスの排出削減を図ります。

▼脱温暖化まちづくり推進事業

（仮称）地球温暖化対策推進条例を運用するほか、地球温暖化対策地域協議会の活動などを支援するための基金を創設するなど、温室効果ガスの排出削減を進めます。

▼家庭ごみの減量化・資源化推進事業

資源分別回収や集団資源回収の普及促進を図り、家庭ごみの減量化・資源化を推進します。



▼事業系ごみの減量化・資源化促進事業

事業者にごみの適正排出や資源化をPRするとともに、排出抑制の指導を行うなど、事業系ごみの減量化・資源化を促進します。

▼水源の^{もり}森林づくり事業(民有林の保全・再生)

森林所有者が実施する森林整備に対して支援を行い、森林の保全と公益的機能の確保を図ります。

▼公共下水道(汚水)・浄化槽の整備

水源地域における公共下水道や浄化槽の整備など、生活排水処理対策を進め、水源環境の保全を図ります。

▼市民との協働による緑地の保全・活用事業

市民やボランティア団体との協働により、みどりの保全・活用を図ります。





広域交流プロジェクト

首都圏南西部における広域的な交流拠点都市として、暮らしの利便性の向上や地域経済活動の発展に向け、次の取り組みを重点的に進めます。

重点テーマ

- ◎魅力あふれる質の高い都市づくり
- ◎産業や居住などの機能が集積した新しい拠点の整備
- ◎広域交通ネットワークの整備
- ◎利便性の高い公共交通網の確立

重点事業

▼橋本駅周辺地区整備事業

橋本駅周辺地区の都市機能や都市基盤のあり方について検討するとともに、民間開発の誘導によるまちづくりの推進を図ります。

▼相模原駅周辺地区整備推進事業

新都心として商業、業務及び文化等の多様な都市機能の集積を図り、広域交流拠点にふさわしい、求心力のあるまちづくりを進めます。

▼相模大野駅西側地区市街地再開発事業

相模大野駅北口西側地区の市街地再開発事業を進め、都市基盤の整備とにぎわいのあるまちづくりを進めます。

▼さがみ縦貫道路インターチェンジ周辺地区

(当麻地区、川尻大島界地区、麻溝台・新磯野地区、金原地区) 産業拠点整備事業

さがみ縦貫道路の(仮称)相模原インターチェンジ及び(仮称)城山インターチェンジ周辺地区において、土地区画整理事業などによる新たな産業拠点づくりを進めます。

▼国県道整備事業

さがみ縦貫道路の整備促進や津久井広域道路の整備を進め、周辺都市や地域間相互の交通利便性の向上を図ります。

▼小田急多摩線延伸促進事業

鉄道利用者の利便性の向上を図るとともに、広域的な交通ネットワークを構築するため、小田急多摩線の延伸を促進します。

▼リニア中央新幹線建設促進・駅誘致事業

都市機能の集積や産業の活性化を図り、人やものの活発な交流を促進するため、リニア中央新幹線の建設を促進するとともに、市内への駅誘致を進めます。

▼新しい交通システム推進事業

新しい交通システムの導入に向けた検討を進め、市内拠点間の連携を強化するとともに、交通利便性の向上や道路混雑緩和による環境負荷の軽減を図ります。

▼公共交通網の整備促進

JR相模線の複線化やバス路線網の構築を図るとともに、バス路線網を補完するコミュニティバスや乗合タクシーの運行などを進め、公共交通の利便性の向上と生活交通の確保を図ります。





自立分権プロジェクト

地方分権が進むなか、地域の特色が生きる都市づくりに向け、次の取り組みを重点的に進めます。

重点テーマ

- ◎地域主体のまちづくりへの取り組み
- ◎多様な地域社会の一員が協力・連携しあう仕組みづくり
- ◎さがみはらの魅力の発信

重点事業

▼地域活性化推進事業

区民会議の設置やまちづくり会議の支援など、区民が主体的に参加し、協働してまちづくりを進める仕組みの構築により、各区、各地域の個性や特徴を生かした市民協働によるまちづくりを推進します。

▼（仮称）市民・大学交流センターの整備・運営

（仮称）市民・大学交流センターを整備・運営することにより、多彩な学びの場を提供するとともに、まちづくりの担い手の育成を図ります。

▼さがみはらの魅力発信事業

自然や歴史、文化など特色ある資源を活用し、本市の魅力を全国に発信するなど、都市ブランドの構築とシティセールスに取り組みます。





施策分野別の基本計画

基本目標Ⅰ 誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市

政策の基本方向

- 1 あたたかい地域福祉社会をつくれます
- 2 次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ社会をつくれます
- 3 高齢者がいきいきと暮らせる社会をつくれます
- 4 障害者がいきいきと暮らせる社会をつくれます
- 5 健康に暮らせる社会をつくれます
- 6 安全で安心して暮らせる社会をつくれます

基本目標Ⅱ 学びあい 人と地域をはぐくむ教育・文化都市

政策の基本方向

- 7 心豊かな子どもをはぐくむ教育環境をつくれます
- 8 生涯を通じ学習する人・スポーツする人を支援する社会をつくれます
- 9 豊かな市民文化を創造する社会をつくれます
- 10 人権と世界平和を尊重し、ともに生きる社会をつくれます

基本目標Ⅲ やすらぎと潤いがあふれる環境共生都市

政策の基本方向

- 11 次代につなぐ持続可能な社会をつくれます
- 12 限りある資源を大切にす循環型社会をつくれます
- 13 恵み豊かな自然環境を守り育てます
- 14 人にやさしい快適な生活環境をつくれます
- 15 地域経済と雇用を支える産業を振興します

基本目標Ⅳ 活力にあふれ多様な交流が生まれる広域交流拠点都市

政策の基本方向

- 16 地域の特色を生かした土地利用を進めます
- 17 魅力あふれる質の高い都市をつくれます
- 18 都市を支える交通基盤をつくれます
- 19 魅力ある景観やゆとりある住環境の形成を図ります
- 20 基地全面返還の実現をめざします

基本目標Ⅴ 市民とともに創る自立分権都市

政策の基本方向

- 21 個性豊かな地域コミュニティをつくれます
- 22 行政サービスの質の向上を図ります

施策分野別の基本計画の見方

政策の基本方向
1
あたかもいほ地福祉を促す

施策 1 地域福祉の推進

1 課題と展望

生活様式の多様化や核家族化、少子高齢化など社会環境の変化により、ひとり暮らし高齢者の増加や地域コミュニティの希薄化が進んでおり、高齢者や障害者などが地域で孤立する課題などが生じています。こうしたなか、誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、福祉サービスなどを利用しながら、住民相互が支えあいの関係を築き、あたたかい地域社会をつくる地域福祉の取り組みが求められています。このため、福祉への理解と意識の向上に向けた取り組みを進めるとともに、市民の主体的な福祉活動への支援を図るなど、地域社会で支えあふ福祉活動の促進に取り組む必要があります。また、誰もが快適な日常生活を送ることができるよう、公共施設・公共交通のバリアフリー¹化を推進する必要があります。

2 めざす姿

●住民がともに地域で支えあっている。

5 福祉分野におけるボランティア活動への参加状況

参加状況	平成18年度 (%)	平成21年度 (%)
参加している	28.6	28.2
参加を希望している	30.4	33.3
参加を希望していない	12.4	13.6
回答者	76.2	76.8
回答者以外	3.4	0.6

6 アフリ

【注】平成21年度市況に関する世論調査
～H16: 1市、H17: 1市2町、H18～1市4町

3 取り組みの方向

- 1 地域福祉活動の推進
福祉への理解と意識の向上を図るとともに、地域の課題解決に向けて、参加と連携により地域全体で支えあふ福祉コミュニティづくりを進めます。
- 2 バリアフリーによる福祉のまちづくりの推進
誰もが公共施設・公共交通を快適に利用できるよう、道路・公園や駅などのバリアフリー化を進めることにより、福祉のまちづくりの推進に取り組めます。

4 主な事業

- 地域福祉活動推進事業
- 民生委員・児童委員活動推進事業

資料いきいき整の様子 光が丘にいきいきの様子

7 成果指標

指標と説明	単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標1】地域で、住民が互いに支えあっていると感じる市民の割合 ※住民が福祉活動で互いに支えあっているかを見る指標	%	29.2	38.3	45.8

目標設定の考え方 地域の人たちの支えあふ活動の場の一つであるサロン²の設置増加数の割合を参考に、目標として設定しました。 【出典】「市民アンケート」

①【課題と展望】

各施策の現状や課題、今後の展望について記載しています。

②【めざす姿】

各施策の目的や目標を明確にするために施策ごとに定めています。

③【取り組みの方向】

「めざす姿」を実現するために必要な取り組みの方向を定めています。

④【主な事業】

「めざす姿」を実現するために実施する主な事業を記載しています。

⑤【施策別データ】

各施策の現状や課題を示す、統計データ（※）やアンケート調査、写真などを掲載しています。

⑥【用語解説】

専門用語などの解説を記載しています。なお、巻末の付属資料（P226～）に50音順で一覧を掲載しています。

⑦【成果指標】

「めざす姿」の達成度を具体的に測るために施策ごとに設定したもので、原則として平成20年度を基準値とし、平成26年度を中間目標、平成31年度を最終目標としています。なお、巻末の付属資料（P231～）に一覧を掲載しています。
* 出典の「市民アンケート」は、巻末の付属資料（P224）の「まちづくり目標に関するアンケート」を指します。

※統計データについて

本市は、平成18年3月に津久井町及び相模湖町と、平成19年3月に城山町及び藤野町と合併したため、掲載データは次のとおり表記します。

○掲載したデータの全期間に、旧相模原市及び旧津久井町、旧相模湖町、旧城山町、旧藤野町のデータを含むもの

→ 表記＝《全期間：1市4町》

○掲載したデータの期間が、

・平成17年度（年）までは、旧相模原市のデータのみ

・平成18年度（年）は、旧相模原市及び旧津久井町、旧相模湖町のデータを含むもの

・平成19年度（年）からは、旧相模原市及び旧津久井町、旧相模湖町、旧城山町、旧藤野町のデータを含むもの

→ 表記＝《～H17：1市、H18：1市2町、H19～：1市4町》

○掲載したデータの期間が、

・平成17年度（年）までは、旧相模原市のデータのみ

・平成18年度（年）からは、旧相模原市及び旧津久井町、旧相模湖町、旧城山町、旧藤野町のデータを含むもの

→ 表記＝《～H17：1市、H18～：1市4町》

40

基本目標Ⅰ

誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市

政策の基本方向 1 あたたかい地域福祉社会をつくれます

- 施策 1 地域福祉の推進 42
- 施策 2 援護を必要とする人の生活安定と自立支援 44

政策の基本方向 2 次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ社会をつくれます

- 施策 3 子どもを生みやすい環境の整備 46
- 施策 4 子育て環境の充実 48
- 施策 5 青少年の健全育成 50

政策の基本方向 3 高齢者がいきいきと暮らせる社会をつくれます

- 施策 6 高齢者の社会参加の推進 52
- 施策 7 高齢者を支える地域ケア体制の推進 54

政策の基本方向 4 障害者がいきいきと暮らせる社会をつくれます

- 施策 8 障害者の自立支援と社会参加 56
- 施策 9 障害児の支援 58

政策の基本方向 5 健康に暮らせる社会をつくれます

- 施策 10 健康づくりの推進 60
- 施策 11 医療体制の充実 62
- 施策 12 保健衛生体制の充実 64

政策の基本方向 6 安全で安心して暮らせる社会をつくれます

- 施策 13 市民生活の安全・安心の確保 66
- 施策 14 災害対策の推進 68
- 施策 15 消防力の強化 70



施策 1 地域福祉の推進

政策の基本方向 1

あたたかい地域福祉社会をつくりまします

課題と展望

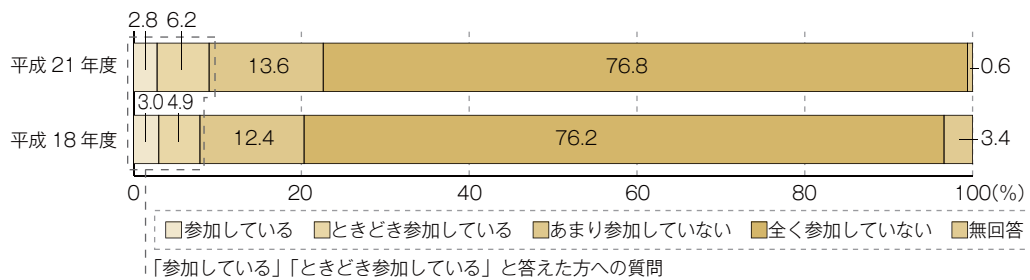
生活様式の多様化や核家族化、少子高齢化など社会環境の変化により、ひとり暮らし高齢者の増加や地域コミュニティの希薄化が進んでおり、高齢者や障害者などが地域で孤立する課題などが生じています。

こうしたなか、誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、福祉サービスなどを利用しながら、住民相互が支えあいの関係を築き、あたたかい地域社会をつくる地域福祉の取り組みが求められています。

このため、福祉への理解と意識の向上に向けた取り組みを進めるとともに、市民の主体的な福祉活動への支援を図るなど、地域社会で支えあう福祉活動の促進に取り組む必要があります。

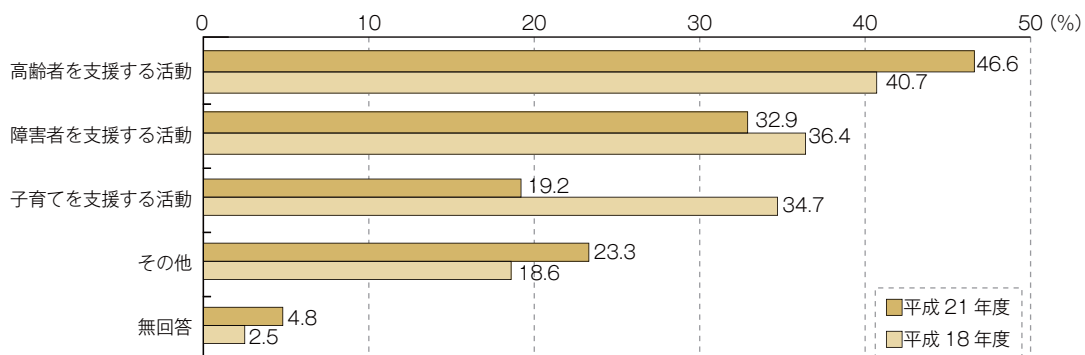
また、誰もが快適な日常生活を送ることができるよう、公共施設・公共交通のバリアフリー¹化を推進する必要があります。

●福祉分野におけるボランティア活動への参加状況



【出典】平成 21 年度市政に関する世論調査

●福祉ボランティア活動への参加形態



【出典】平成 21 年度市政に関する世論調査
《H18：1市2町》

1 【バリアフリー】
建築用語として、道路や建築物の入口の段差などを除去することを意味しているが、それ以外にも、社会的・制度的・心理的なバリア除去という意味でも用いられる。

2 【サロン】
ここでは市内の各地域で行われている「ふれあい・いきいきサロン」、「ふれあい・子育てサロン」を指す。
【ふれあい・いきいきサロン】高齢者を対象とした地域住民の支援で行われる小規模な仲間づくりの場。
【ふれあい・子育てサロン】子育て中の保護者等を対象とした地域住民主体の仲間づくりの場。

- 住民がともに地域で支えあっている。

取 り 組 み の 方 向

1 地域福祉活動の推進

福祉への理解と意識の向上を図るとともに、地域の課題解決に向けて、参加と連携により地域全体で支えあう福祉コミュニティづくりを進めます。

2 バリアフリーによる福祉のまちづくりの推進

誰もが公共施設・公共交通を快適に利用できるよう、道路・公園や駅などのバリアフリー化を進めることにより、福祉のまちづくりの推進に取り組みます。

主 な 事 業

■地域福祉活動推進事業

■民生委員・児童委員活動推進事業



東林いきいき塾の様子



光が丘にぎわい処の様子

成 果 指 標

指標と説明		単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標1】地域で、住民が互いに支えあっていると感じる市民の割合 ⇒住民が福祉活動で互いに支えあっているかを見る指標		%	29.2	38.3	45.8
目標設定の考え方	地域の人たちの支えあい活動の場の一つであるサロン ² の設置増加数の割合を参考に、目標として設定しました。 [出典]「市民アンケート」				



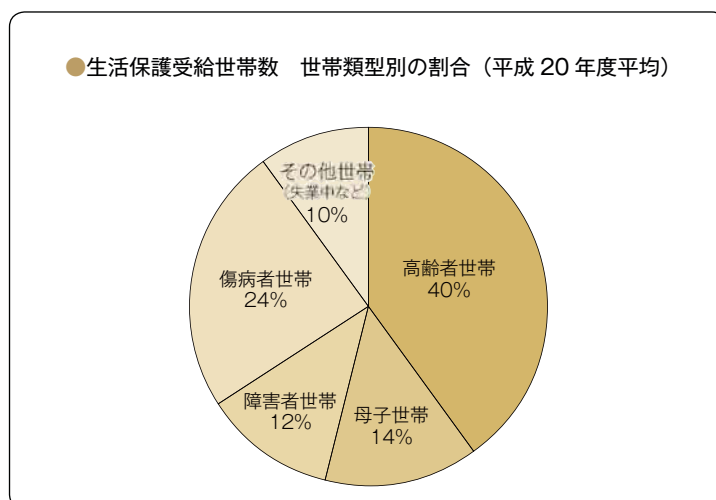
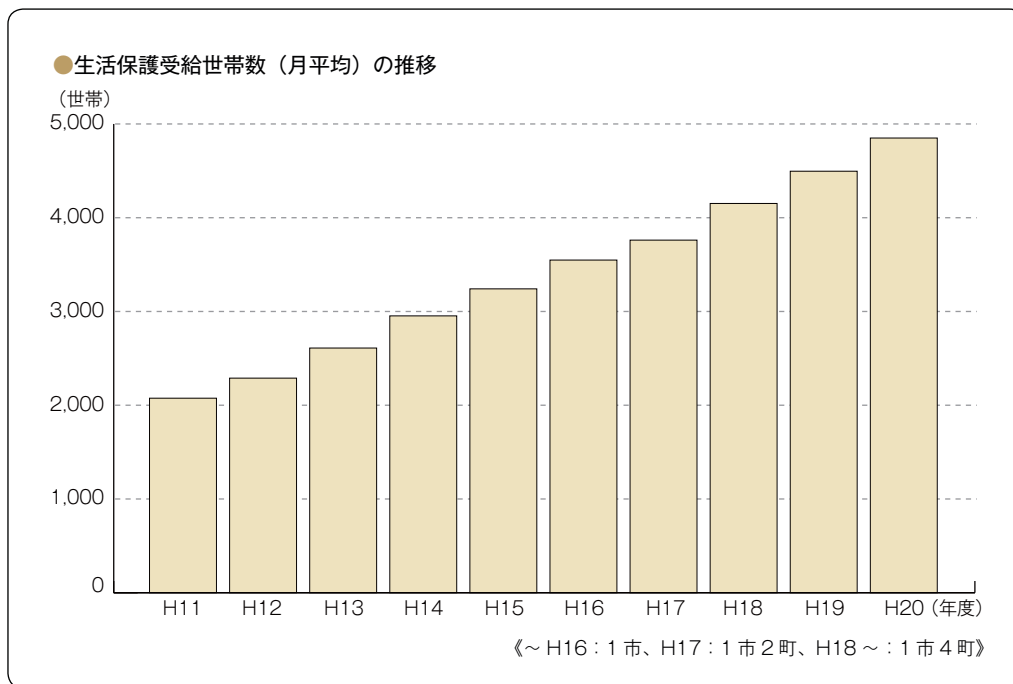
施策 2 援護を必要とする人の生活安定と自立支援

課題と展望

高齢化や経済・雇用環境など社会経済情勢の変化により、生活保護の相談や受給世帯は増加傾向にあります。

また、援護を必要とする世帯の抱える問題は、複雑・多様化しており、世帯の実情に応じたきめ細かな対応を図る必要があります。

このため、生活相談、支援体制の充実により、要援護者の社会的・経済的な自立に向けた支援に取り組む必要があります。



- 援護を必要としていた人が、自立して生活できるようになっている。

取 り 組 み の 方 向

1 生活の安定と自立に向けた支援

援護を必要とする人の生活の安定のため、生活相談や緊急援護資金の貸付けなど支援策の充実を図るほか、関係機関との連携により社会的・経済的な自立を促進します。また、ひとり親家庭などの生活の安定を図るため、自立に向けた支援を進めます。

2 生活保護受給世帯の支援

生活保護を必要とする世帯に対して、法に基づく適正な保護を実施するとともに、相談・支援体制の強化を図るなど、制度の充実に向け、必要な取り組みを進めます。

主 な 事 業

- 自立支援相談・援護事業
- 生活保護受給者の自立支援事業



生活保護のしおり

成 果 指 標

指標と説明	単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標2】生活保護を受けている人のうち、自立支援プログラムに参加した人の割合 ⇒生活保護受給者が自立に向けて取り組んでいる状況を見る指標	%	7.5	9.0	12.0
目標設定の考え方	本市の現状が県内平均値より低いことから、県内平均値を中間目標に、基準年次における県内先進都市の値を最終目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」			



施策 3 子どもを生まやすい環境の整備

課題と展望

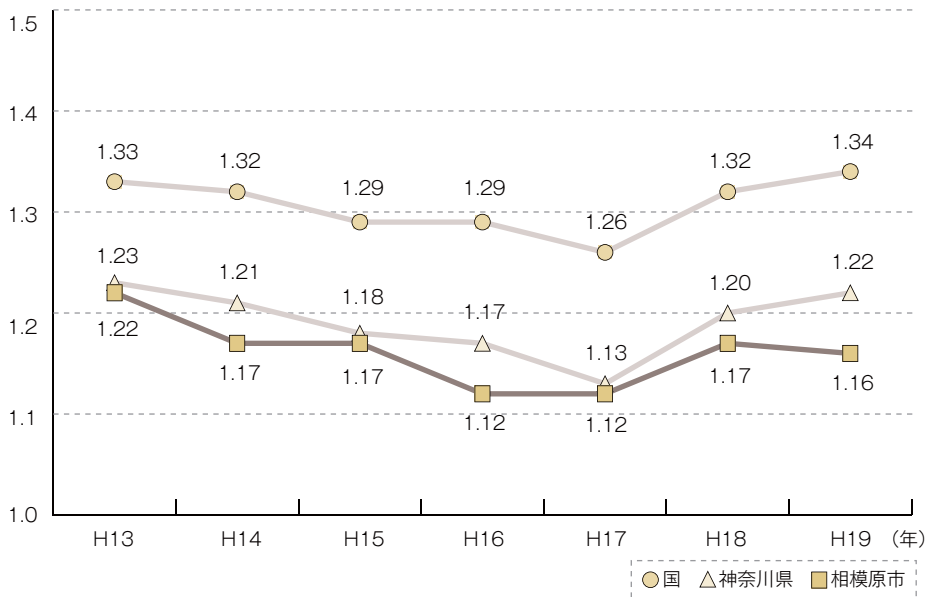
産科診療を行う医療機関の減少や医師不足、核家族化や地域コミュニティの希薄化などに伴い、妊娠・出産を取り巻く状況が大きく変化しているなかで、親の育児不安の増大、児童虐待の深刻化などの問題が生じています。

また、不妊治療に対する要望の高まりから、身体的・精神的な負担や経済的な負担などの軽減が求められています。

このため、安心して妊娠・出産できる環境の整備や不妊への支援策の充実など、子どもを生まやすい環境を整えていく必要があります。

さらに、母子保健は健康で豊かな人生を送る出発点であり、親と子の健康を支援する環境づくりも重要となっています。

● 合計特殊出生率の推移（国・神奈川県・相模原市）



【出典】 国：人口動態統計の概況（厚生労働省） 県・市：神奈川県衛生統計年報（神奈川県）
《～ H17：1市、H18：1市2町、H19～：1市4町》

- 子どもをほしいと思う人が増えている。
- 市民が安心して妊娠・出産に臨んでいる。

取 り 組 み の 方 向

1 安心して妊娠・出産できる環境の整備

妊娠・出産に対する不安を解消し、安心して子どもを生み育てることができるよう、家庭や職場などにおける環境づくりを進めるとともに、医療と保健の連携を一層推進し、体制の整備に取り組みます。また、不妊治療への支援策の充実を図ります。

2 母子保健の充実

親と子が心身ともに健康に過ごすことができるよう、乳幼児期の健康、発育・発達、親の育児などを支援する環境を整え、母子保健の充実を図ります。

主 な 事 業

- 妊婦健康診査事業
- こんにちは赤ちゃん訪問事業



笑顔で子育て応援

成 果 指 標

指標と説明		単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標3】合計特殊出生率 ⇒1人の女性が一生に生む子どもの数を示す指標		—	1.16 (平成19年)	1.16 (平成25年)	1.16 (平成30年)
目標設定の考え方	出産・育児に関する福祉制度の充実だけではなく、税制の優遇、就労・景気対策等の経済的支援など様々な要因や国の施策によるところが大きいものですが、全国的な少子高齢化が進むなか、基準値を維持することを目標として設定しました。 [出典]「人口動態統計」				
【指標4】子どもを生みやすい環境であると感じている市民の割合 ⇒子どもを生みやすい環境が本市に整っているかを見る指標		%	55.7	57.9	60.2
目標設定の考え方	市「母子保健計画」における、妊娠・出産に満足している母親の割合の平成15年度から平成20年度の伸び率を目標として設定しました。 [出典]「市民アンケート」				

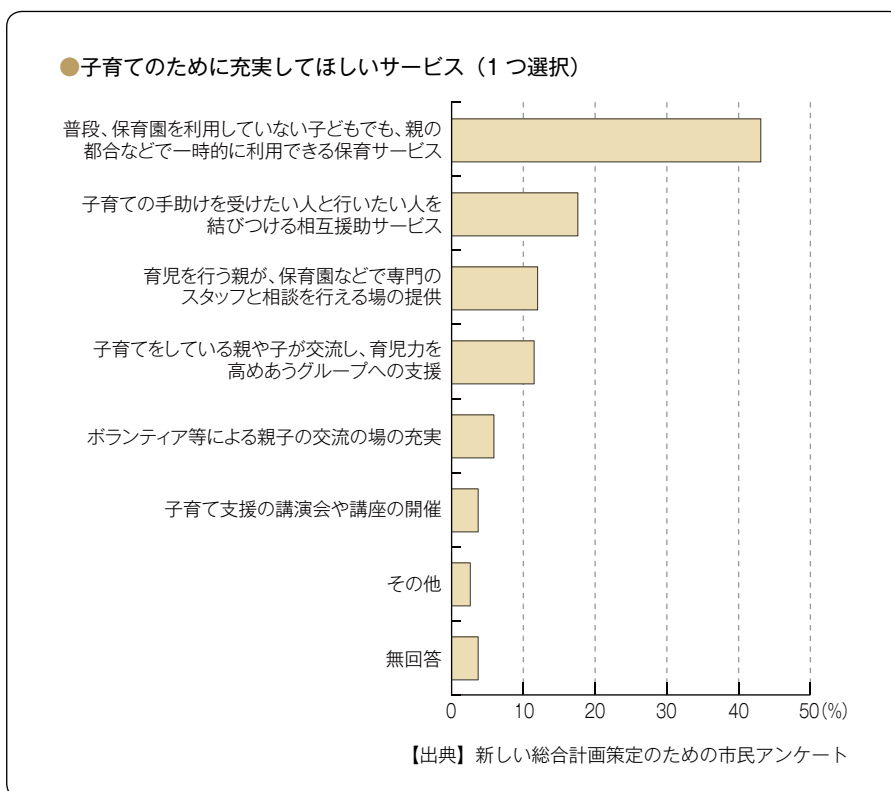


施策 4 子育て環境の充実

課題と展望

核家族化の進行や共働き世帯の増加など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。こうしたなか、住み慣れた地域で安心して子どもを育てることができるよう、地域社会全体で子育てや子どもの育ちを支えることができる環境づくりが求められています。

このため、子育てにかかる不安や負担感の軽減など、子育て家庭への支援を充実するとともに、家庭や地域における子育て・子育てを支える環境づくりに向けて、子育てに伴う経済的負担の軽減、保育所や児童クラブ³の受入児童数の拡大、多様化する保育ニーズに対応した保育サービスの充実や地域ネットワークの充実などを図ります。



3 【児童クラブ】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1年生から3年生（障害等により特別に支援が必要な児童は6年生）までの児童を対象として、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、健全育成を図ることを目的とする施設。

4 【こどもセンター】

児童に健全な遊びを与え、健康を増進するとともに、情操を豊かにし、もって青少年の健全育成を図ることを目的とする施設で、児童館としての機能、地域の健全育成を高める機能、児童クラブの機能を併せ持つ。市内に24館あり、遊戯室、集会室、幼児室、図書室、児童クラブ室などがある。

5 【放課後子ども教室】

小学校の余裕教室等を活用した放課後の児童の安全・安心な居場所としての活動拠点を設け、地域の参画を得て、スポーツ、文化活動、地域住民との交流等の取り組みを実施する。

- 安心して子育てができています。
- 子どもを必要なときに預けることができています。

取 り 組 み の 方 向

1 子育て家庭への支援

保育所や児童クラブの待機児童の解消に向けた環境の整備や、保育所の延長保育、一時保育、病児・病後児保育などの拡充を図るとともに、子どもたちの安全な活動場所の確保と健全な育成を図ります。

また、乳幼児医療費の助成や子ども手当の支給などにより、子育てに伴う経済的負担の軽減を図ります。

2 地域で子育てを支える取り組みの推進

地域で子育てを支援する人材の育成や地域の子どもを支援するネットワークの充実を図るとともに、保育所や幼稚園、こどもセンター⁴などの機能を生かした子育て・子育て家庭への支援に取り組みます。

また、子どもが、放課後に安全に過ごすことができる居場所づくりに向けた取り組みを推進します。

3 子どもを守る取り組みの推進

子どもの人権に関する教育・啓発活動を推進するとともに、地域や関係機関が連携し、育児不安を抱える家庭を支援するネットワーク体制の充実を図り、児童虐待の早期発見・早期対応に取り組みます。

主 な 事 業

- ふれあい親子サロン事業
- 放課後子どもプラン（放課後子ども教室⁵・児童クラブ）推進事業
- 保育所待機児童対策推進事業

成 果 指 標

指標と説明	単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標5】 子どもを育てやすい環境であると感じている市民の割合 ⇒子どもを育てていく上での環境が本市に整っているかどうかを見る指標	%	47.3	56.0	68.4
目標設定の考え方	「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（厚生労働省）における、第1子出産前後の女性の継続就業率の数値目標の伸び率を参考に、目標を設定しました。 [出典]「市民アンケート」			
【指標6】 子どもを必要なときに預けられる場（人・場所）がある親の割合 ⇒子どもを預けられる人や場所が、確保されているかを見る指標	%	68.7	71.9	75.1
目標設定の考え方	市民アンケート調査で「預ける場がない」と回答したうちの約2割の人が、「預ける場がある」へ移行することを目標として設定しました。 [出典]「市民アンケート」			



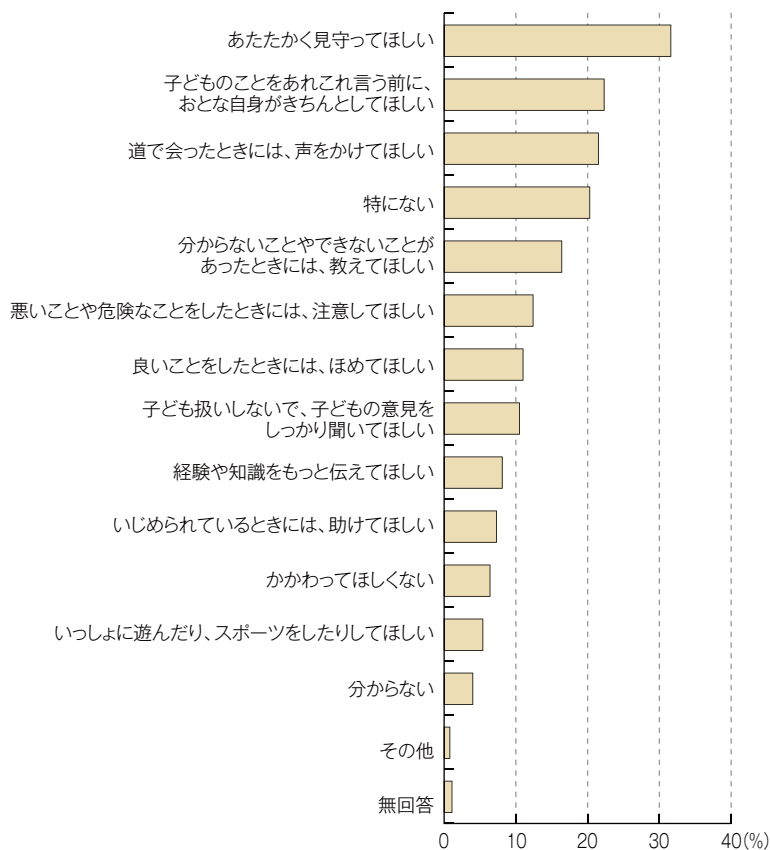
施策 5 青少年の健全育成

課題と展望

高度な情報化社会のなかで、携帯電話やインターネットにより、様々な情報が氾濫し、青少年の生活様式、意識などに影響を与えています。こうしたなか、青少年を取り巻く状況は複雑・多様化しており、青少年が加害者や被害者となる事件の発生、薬物の乱用、深夜徘徊やひきこもりの問題などが、大きな課題となっているため、地域社会で青少年の健全な成長を支援していくことが求められています。

このため、青少年指導者等の人材育成を図り、青少年活動の促進や地域社会における青少年を取り巻く健全な環境づくりの推進に取り組むことが必要です。

● 青少年が地域の人たちにしてもらいたいこと（3つ以内で選択）



【出典】平成 20 年度相模原市次世代育成支援に関するアンケート

● 青少年が健全に過ごしている。

取 り 組 み の 方 向

1 青少年の健全育成に向けた活動の促進

青少年の交流・体験の機会や場の充実を図るなど青少年活動を促進します。

また、青少年指導者などの人材育成を推進するとともに、青少年関係団体の活動の活性化を促進します。

2 青少年を取り巻く健全な環境づくりの推進

地域や青少年健全育成組織など関係団体と連携を図り、青少年を取り巻く健全な社会環境づくりに向けた啓発・情報提供を進めます。

3 相談体制の充実

ひきこもりなどの悩みや課題を持つ青少年やその家族が、気軽に相談できる支援体制の充実を図ります。

主 な 事 業

■ 青少年活動支援事業

■ 青少年健全育成環境づくり事業



「家庭の日」写真コンテスト（平成21年）ふれあい大賞
相武台小学校6年（当時）望月 優さん



青少年健全育成啓発入選作品（平成21年）絵画の部 最優秀
相原小学校4年（当時）小川 竜さん

成 果 指 標

指標と説明		単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標7】 不良行為少年補導人数 ⇒青少年が健全に生活できているかを見る指標		人	20,070 (平成20年)	16,056 (平成26年)	14,049 (平成31年)
目標設定の 考え方	通過点である中間目標では20%削減、最終目標では30%削減することを目標として設定しました。 [出典]「警察調」				



施策 6 高齢者の社会参加の推進

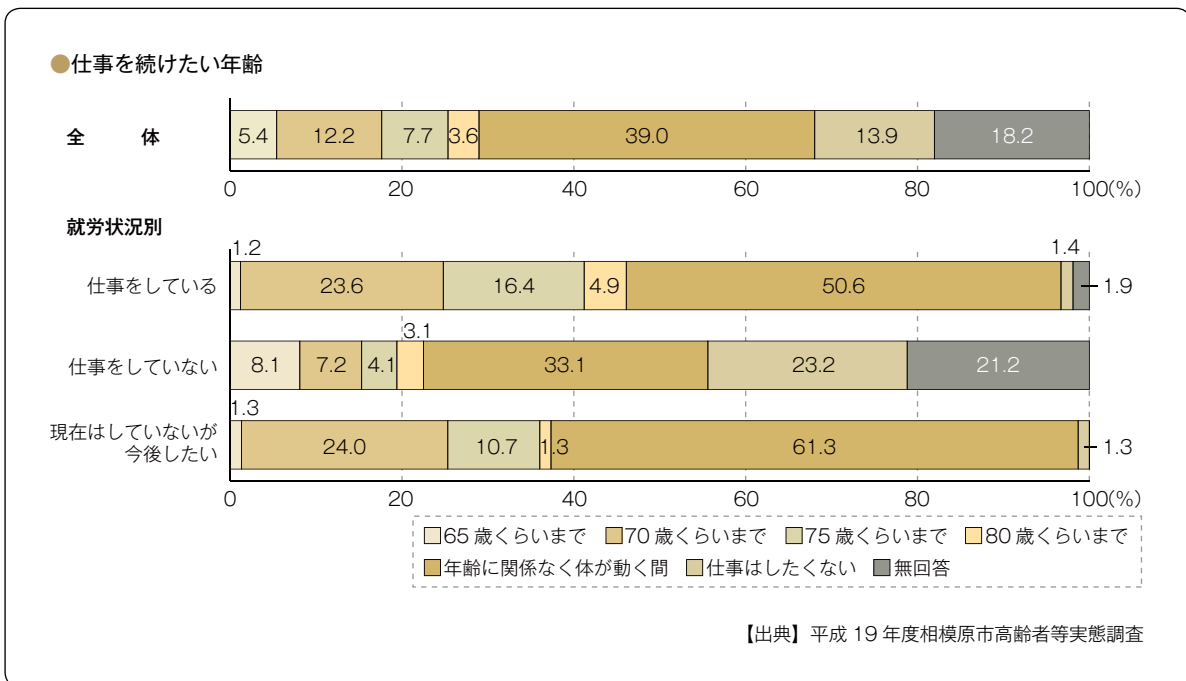
課題と展望

高齢社会の到来とともに、高齢者が生きがいを持って生活できるよう、長年培ってきた知識・経験を生かした就業の場や社会貢献活動の場の充実が求められています。

このため、高齢者の就労機会の充実を図るとともに、交流の場の確保、学習機会の充実などの取り組みに加え、高齢者の社会活動が活発化するための支援や仕組みづくりが必要です。

政策の基本方向3

高齢者がいきいきと暮らせる社会をつくりまします



- 高齢者が生きがいを持って社会とかかわっている。

取 り 組 み の 方 向

1 高齢者の就労機会の充実

ハローワークとの連携による就労相談体制の充実を図るとともに、シルバー人材センターによる就労支援や各種情報提供を図ります。

2 高齢者の地域活動の推進

地域における高齢者のボランティア活動の支援や、高齢者が長年培ってきた技能・知識・経験を生かすことができる環境づくりを進めます。

また、高齢者と子どもなどの幅広い世代間交流や伝統文化伝承活動を推進します。

主 な 事 業

■ 高齢者大学運営事業

■ シルバー人材センター支援事業

■ 高齢者の地域活動支援事業



シルバー人材センターの活動

成 果 指 標

指標と説明	単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標8】活動の場がある高齢者の割合 ⇒高齢者が仕事や地域などでの活動を通じて社会とかかわっているかを見る指標	%	43.2 (平成19年度)	47.8	52.4
目標設定の考え方	65歳以上の高齢者人口推移に、過去の就労者人口の推移や今後の施策展開による活動人口の伸びを見込み、目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」			



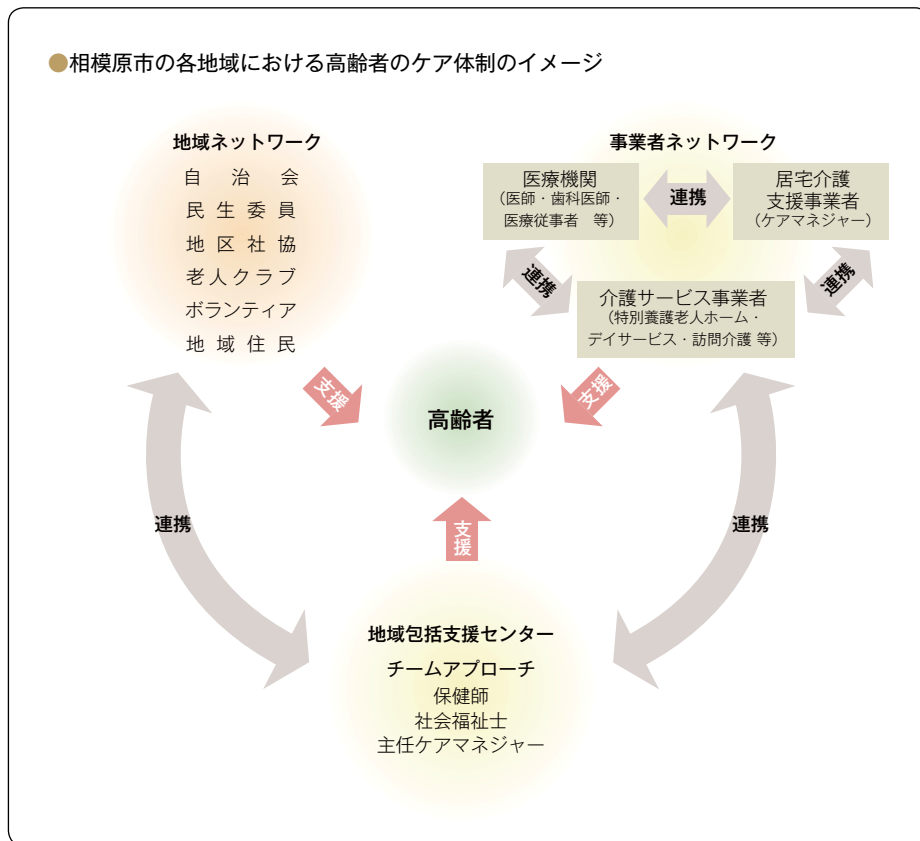
施策 7 高齢者を支える地域ケア体制の推進

課題と展望

安心して暮らすことができる地域づくりに向けて、誰もが住み慣れた地域で、生涯にわたり健康を維持し、いきいきと暮らすことができるとともに、介護や支援が必要となったときに、一人ひとりにあったサービスを的確に受けられる体制が整っていることが求められています。

このため、高齢者が健康で自立した生活を送ることができるよう、介護予防・疾病予防の推進を図るとともに、介護が必要となった場合には、心身の状況や生活環境に応じたサービスを受けられるよう、介護サービス提供基盤の充実に取り組めます。

また、地域包括支援センター⁶を中心とした地域全体で高齢者を見守り、支えるネットワークの充実に図るとともに、介護保険制度等の円滑な運営が必要です。



6 【地域包括支援センター】
介護保険法に基づいて設置する施設で、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門職を配置し、高齢者の保健・福祉等に関する総合相談・支援や介護予防ケアプランの作成業務のほか、地域全体で高齢者を見守り、支援する地域ケア体制の構築などを行う。

7 【特別養護老人ホーム】
常に介護が必要で在宅での生活が困難な高齢者等を養護するための施設。入所者の意思を尊重しながらサービスを提供する老人福祉法に基づく老人福祉施設の一つ。

- 高齢者ができる限り介護を必要とせず、地域で見守られ、支えられて暮らしている。
- 介護や支援を必要とする高齢者が、必要なときに必要なサービスを受けることができている。

取 り 組 み の 方 向

1 介護予防の推進

高齢者の心身の状態や生活環境等に応じた総合的な介護予防を推進するため、専門的・科学的な介護予防プログラムや身近な地域での介護予防の体験・実践機会の普及を図ります。

2 地域ケアサービス・介護サービスの推進

地域包括支援センターを中心とした地域全体で高齢者を見守り、支えるネットワークを充実し、ひとり暮らし高齢者などや介護家族への支援の強化を図ります。

また、高齢者虐待防止対策や高齢者認知症対策の取り組みを進めます。

さらに、身近な地域でサービスを受けることができる介護サービス提供体制の充実や在宅で生活が困難な高齢者等のための施設の整備促進を図ります。

3 介護保険制度・国民年金制度の充実

高齢者が住み慣れた地域で安定した生活が継続できるよう、介護保険制度及び国民年金制度の普及啓発を図るなど、制度の充実に向けた取り組みを進めます。

主 な 事 業

- 高齢者を支えるネットワークづくり事業
- 介護予防事業
- 介護人材の確保・育成事業
- 特別養護老人ホーム⁷等の整備促進

成 果 指 標

指標と説明		単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標9】	健康と感じている高齢者の割合 ⇒高齢者が健康に過ごしていると感じているかを見る指標	%	78.9	79.7	80.3
目標設定の 考え方	介護予防・疾病予防の取り組みにより、「健康と感じている人」の割合が増加することを目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」				
【指標10】	高齢者が地域で見守られ、支えられて暮らしていると感じている人の割合 ⇒高齢者が地域で見守られ、支えられて暮らしていると感じているかを見る指標	%	35.2	38.0	40.0
目標設定の 考え方	市「高齢者等実態調査」において、健康や福祉の相談先を「地域の関係機関や人々」とした人の割合が、平成16年度から平成19年度でマイナス3.6%となったことから、毎年1.2%ずつ増加させることを目標として設定しました。 [出典]「市民アンケート」				
【指標11】	介護サービス利用者の満足度 ⇒介護サービスを受けている人の介護サービス全般の満足度を見る指標	%	68.8	72.5	75.0
目標設定の 考え方	各介護サービス利用者の平均満足度を平成31年度までに75%（4人に3人が満足している状態）とすることを目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」				



施策 8 障害者の自立支援と社会参加

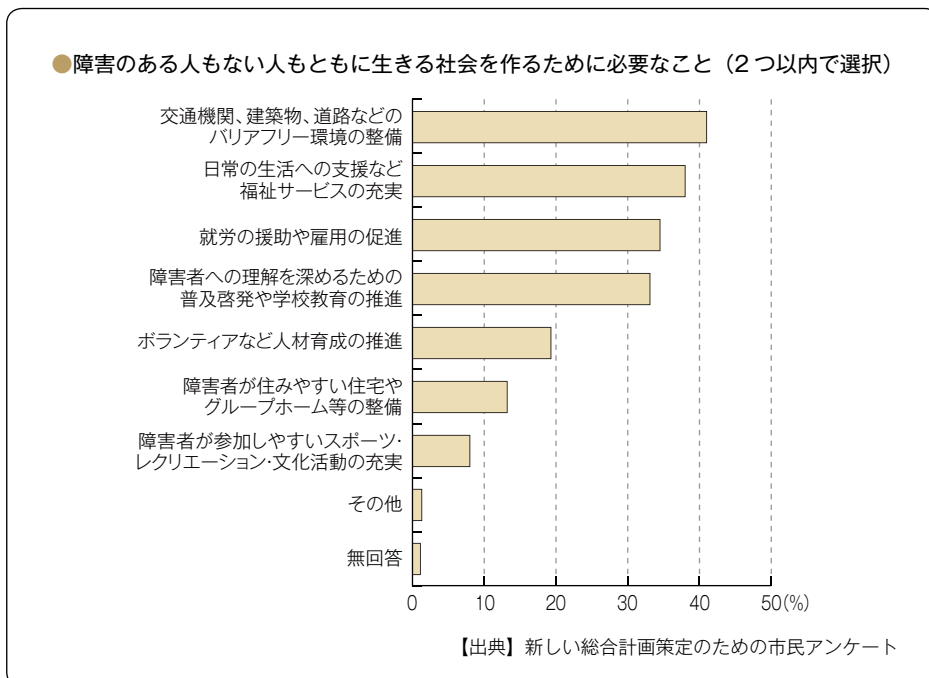
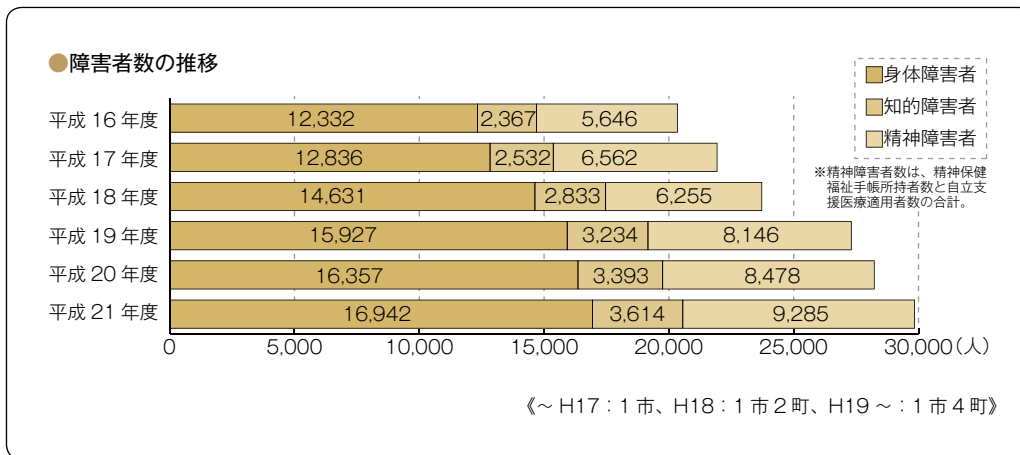
政策の基本方向 4

障害者がいきいきと暮らせる社会をつくります

課題と展望

障害のある人を取り巻く環境は、本人とその家族の高齢化、国の制度改正への対応を踏まえた福祉サービスの提供のあり方など、変化しています。こうしたなか、障害のある人もない人も互いに支えあい、地域でいきいきと安心して暮らすことができる社会をめざす「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障害のある人の自立と社会参加を促進していくことが求められています。

このため、障害のある人が自立した日常生活や社会的生活を営むことができるよう、的確な情報提供、就労に向けた職業相談などの相談支援体制の整備や社会参加への取り組みを進めるとともに、ニーズに対応した障害福祉サービスの供給体制の充実を図ることが必要です。



● 障害者が地域でいきいきと安心して暮らしている。

取 り 組 み の 方 向

1 障害者の相談体制の充実

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、誰でも気軽に相談できる環境や、きめ細かな情報提供など、相談支援体制の充実を図ります。

2 障害者の就労支援と社会参加の促進

障害者が生きがいを持って生活できるよう、企業への雇用促進に向けた取り組みや、一人ひとりに適した就労に向けて職業訓練体制・職業相談体制の充実を図るとともに、障害者の地域でのスポーツ・レクリエーション活動や文化活動への参加に向けた取り組みを進めます。

3 障害福祉サービスの推進

障害者の自立と日常生活の安定を支援する障害福祉サービスが受けられる体制づくりを進めるため、計画的な施設整備の促進や運営の安定化に向けた支援を進めます。

また、精神保健福祉体制の整備・充実を図ります。

主 な 事 業

■ 障害児者への介護給付 ■ 障害福祉相談事業 ■ 発達障害者支援事業

成 果 指 標

指標と説明		単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標 12】 一般就労をした障害者の数 ⇒福祉施設等から一般就労をした人の数を見る指標		人	44	98	109
目標設定の 考え方	平成 18 年度から平成 20 年度の就労実績と、今後の日中活動系事業所の利用者数の伸び率を参考に、目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」				
【指標 13】 日中活動系事業所の利用者数 ⇒入所施設や病院等以外の障害福祉サービス事業所を利用している人の数を見る指標		人	1,351	3,049	3,302
目標設定の 考え方	障害者自立支援法の施行に伴う障害福祉サービス事業所の新事業体系移行を見据え、平成 20 年度から平成 23 年度の利用者数を算出し、その毎年度の伸び率を目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」				
【指標 14】 相談支援を受けている件数 ⇒相談支援に関する実績件数を見る指標		件	11,600	14,100	16,300
目標設定の 考え方	平成 18 年度から平成 20 年度の各種の相談実績と、今後の相談支援体制の充実を見込み、各種相談実績がそれぞれ毎年約 3% ずつ増加することを目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」				
【指標 15】 障害福祉サービスなどに満足している市民の割合 ⇒障害福祉サービスなどを利用している人のサービス全般の満足度を見る指標		%	54.9	60.8	66.7
目標設定の 考え方	各障害福祉サービスなどの利用の満足度を平成 31 年度までに 66.7%（3 件に 2 件のサービスを満足と感じている状態）とすることを目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」				



施策 9 障害児の支援

課題と展望

障害のある子ども一人ひとりの状態に応じ、自立できる力を培うことができるよう、早期段階から、適切で一貫した療育を行うための環境づくりが大切です。また、家族の負担軽減、不安解消を一層進めることが求められています。

このため、療育施設の機能強化とともに、福祉・医療などの連携による、発達障害のある子どもや重度の障害児の発達に沿った療育の推進や相談体制の充実など、障害のある子どもや、その家族ができるだけ身近な地域で個々のニーズに即した支援を受けられる体制を整備する必要があります。



リハビリテーションの様子（理学療法）



リハビリテーションの様子（言語療法）



リハビリテーションの様子（作業療法）

- 障害児とその家族が、地域で安定した生活ができている。

取 り 組 み の 方 向

1 障害児の療育体制などの充実

障害児に対するサービス支援体制・相談支援機能の強化を図るとともに、障害の早期発見からリハビリテーションなどによる一貫した療育の充実や、保育所や幼稚園において、子どもどうしの交流を通じて生活能力の向上や理解の促進を図る統合保育の充実、小・中学校における特別支援教育や放課後支援策との連携を図ります。

2 障害児やその家族を支援する人材の育成

障害児やその家族が身近な地域で安定した生活を送ることができるよう、サポートする人材の養成や、その人材の技術向上の支援を進めます。

主 な 事 業

- 障害児の療育・支援施設運営事業
- 障害児の放課後対策事業

成 果 指 標

指標と説明	単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標 16】療育相談やリハビリテーションを行っている障害児の数（利用者数） ⇒身近な地域で療育相談やリハビリテーションを行っている障害児がどれくらいいるかを見る指標	人	3,609	4,514	5,439
目標設定の考え方	平成 19 年度と平成 20 年度との利用者数の比較から、平均伸び率を 3.8%と見込み、目標値を設定しました。 [出典]「市独自調査」			



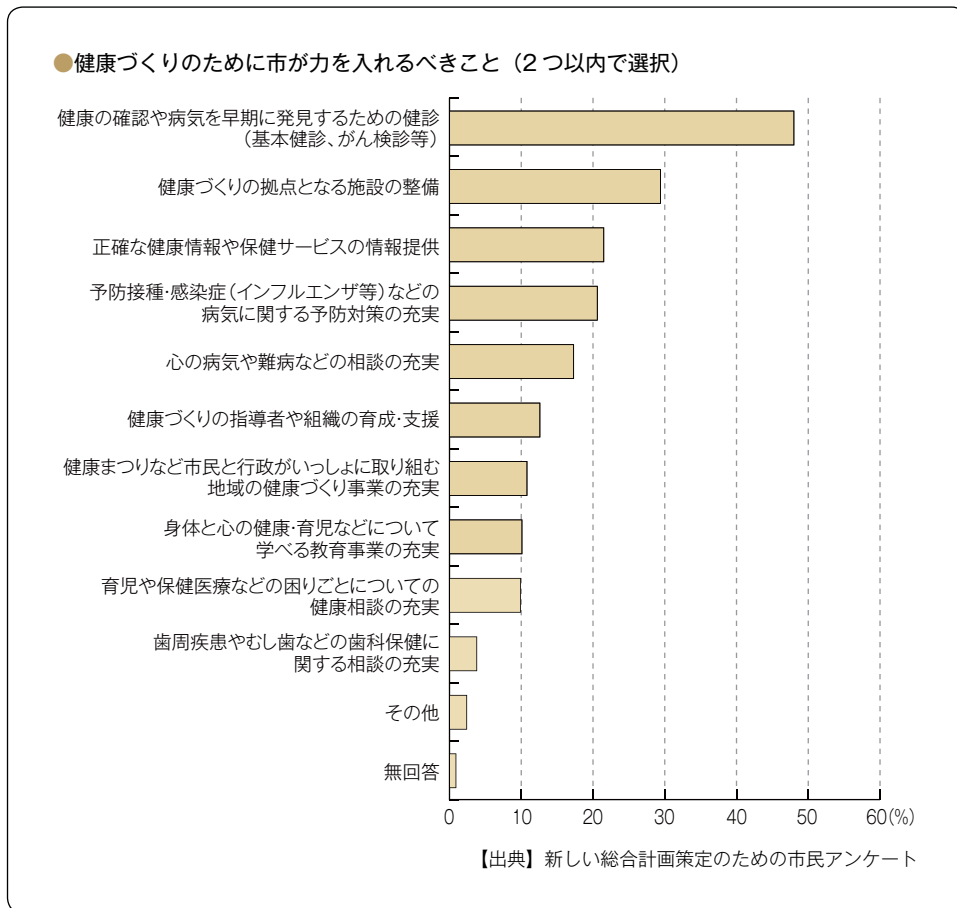
施策 10 健康づくりの推進

課題と展望

心と身体の健康は、生活や社会を支える基礎であり、健康づくりについての市民の関心は非常に高まっています。こうしたなか、生活習慣病の発症や重症化を未然に防ぐため、運動習慣の定着、「食」を大切にす

る心や健康的な食習慣の形成など、継続的な健康づくりに向けた取り組みが求められています。また、心の健康づくりに関する知識の普及や、一人ひとりに応じた相談体制の整備など、心の健康についての支援が求められています。

このため、多方面からとらえた健康づくり施策の展開を行う必要があります。



8 【食育】

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

- 市民が日ごろから心身ともに健康で生活している。

取 り 組 み の 方 向

1 健康づくりと生活習慣病予防対策の充実

生活習慣病の発症と重症化の予防に向け、一人ひとりが自主的に行うことができる健康づくりや、家庭・学校・企業などと連携した効果的な健康づくりの取り組みを進めます。

2 心の健康づくりの推進

うつ病などの心の病に対する対策や、自殺の防止などを図るため、専門相談等の体制づくりなど、心の健康づくりに関する様々な支援を行います。

3 食育⁸の推進

一人ひとりが食育の意義や必要性を理解するとともに、家庭や学校、幼稚園や保育所、地域などが一体となって食育を推進する体制づくりを進めます。

主 な 事 業

- 健康増進事業
- 精神保健相談事業



健康教室の様子（保健師による講義）

成 果 指 標

指標と説明		単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標 17】 自分が健康であると感じている人の割合 ⇒自分が健康であると感じている市民の割合を見る指標		%	75.5	78.0	80.0
目標設定の考え方	「国民生活基礎調査」（厚生労働省）の健康意識に関する結果を参考に、アンケート調査による「主観的健康感」が「健康である」「まあ健康である」を基準値の4人中3人から5人中4人とすることを目標として設定しました。 [出典]「市民アンケート」				
【指標 18】 日常生活で健康づくりに取り組んでいる市民の割合 ⇒個人として、日常的に健康を意識した取り組みを行っている市民がどれくらいいるかを見る指標		%	77.0	81.0	85.0
目標設定の考え方	市「保健医療計画」策定時（平成12年度）と中間評価時（平成19年度）の「市民生活習慣実態調査」の伸び率を参考に、目標として設定しました。 [出典]「市民アンケート」				

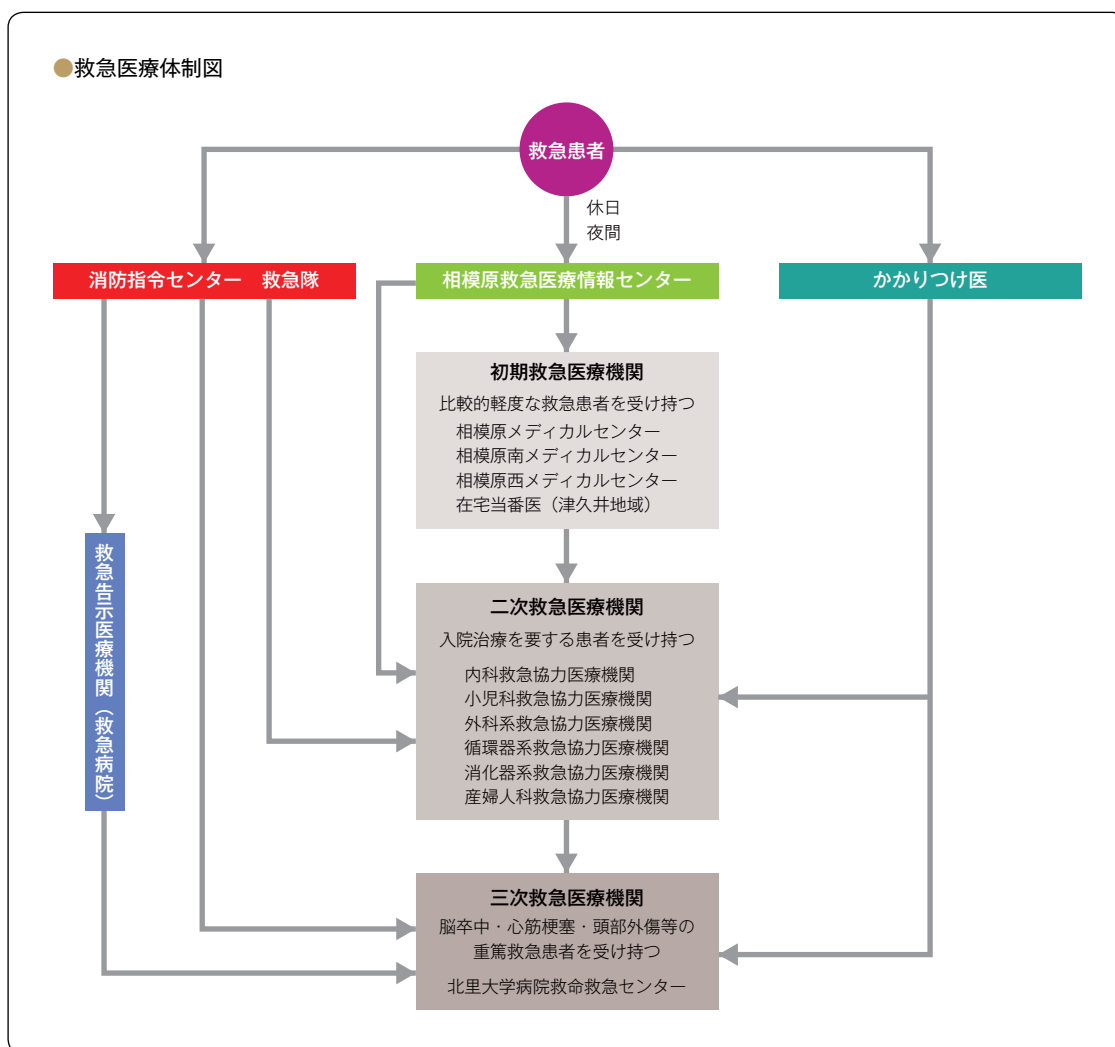


施策 11 医療体制の充実

課題と展望

高齢化の進展などにより、医療機関の受診者や救急患者の増加など、医療に対する需要が増大しています。こうしたなか、社会問題化している救急患者の受け入れ支障件数の増加などの課題が生じています。

このため、医師会をはじめとする関係機関との連携を強化し、地域医療・救急医療体制の充実に努めるなど、市民が安心して医療を受けることができる体制づくりに取り組んでいく必要があります。



9 【初期救急医療機関】 急病者のなかでも最も多い比較的軽症の患者に対応する医療機関。

【二次救急医療機関】 初期救急医療機関からの転送患者や入院治療を必要とする急病者を受け入れる医療機関。

【三次救急医療機関】 初期、二次救急医療機関、救急告示医療機関や救急隊等との連携をもとに、脳卒中、心筋梗塞、頭部外傷等の重篤救急患者を受け入れる医療機関。

●市民が安心して医療を受けることができる。

取 り 組 み の 方 向

1 地域医療体制の充実

身近な地域で診療や健康相談などを受けることができるよう、かかりつけ医の普及・定着に向けた取り組みを推進します。

また、疾病の状況に応じて適切な医療が受けることができるよう、医療機関相互の連携を促進するとともに、在宅医療への支援の充実を図ります。

さらに、保健医療を支える人材確保に努めるとともに、市立診療所の円滑な運営に取り組みます。

2 救急医療体制の充実

初期救急医療機関から三次救急医療機関⁹までの役割分担による救急医療体制の充実を図るとともに、メディカルセンターの機能強化や救急患者の救命率の向上、救急業務の高度化に努めます。

また、大地震等の災害に備え、医薬品等の備蓄など、災害時医療体制の充実を図ります。

3 国民健康保険制度・高齢者の医療制度の充実

国民健康保険制度の普及啓発や、円滑な財政運営に努めるなど、制度の充実に向け、必要な取り組みを進めます。

また、高齢者の医療制度の充実に向けた取り組みを進めます。

主 な 事 業

■地域医療事業

■急病診療事業

成 果 指 標

指標と説明		単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標 19】安心して医療を受けることができると感じている市民の割合 ⇒市民が安心して医療を受けているかどうかを見る指標		%	40.6	44.7	48.8
目標設定の考え方	市民アンケート調査で「感じていない」と回答した人の3割が「感じている」へ移行することを目標として設定しました。 [出典]「市民アンケート」				
【指標 20】収容依頼3回以内で受け入れられた救急搬送者の割合 ⇒救急患者の状態に応じて、適切に救急搬送されたかを見る指標		%	92.9 (平成20年)	94.0 (平成26年)	95.1 (平成31年)
目標設定の考え方	中間目標時に平成18年の数値まで回復を図ることとし、その後も同様に伸びることを目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」				



施策 12 保健衛生体制の充実

政策の基本方向5

健康に暮らせる社会をつくります

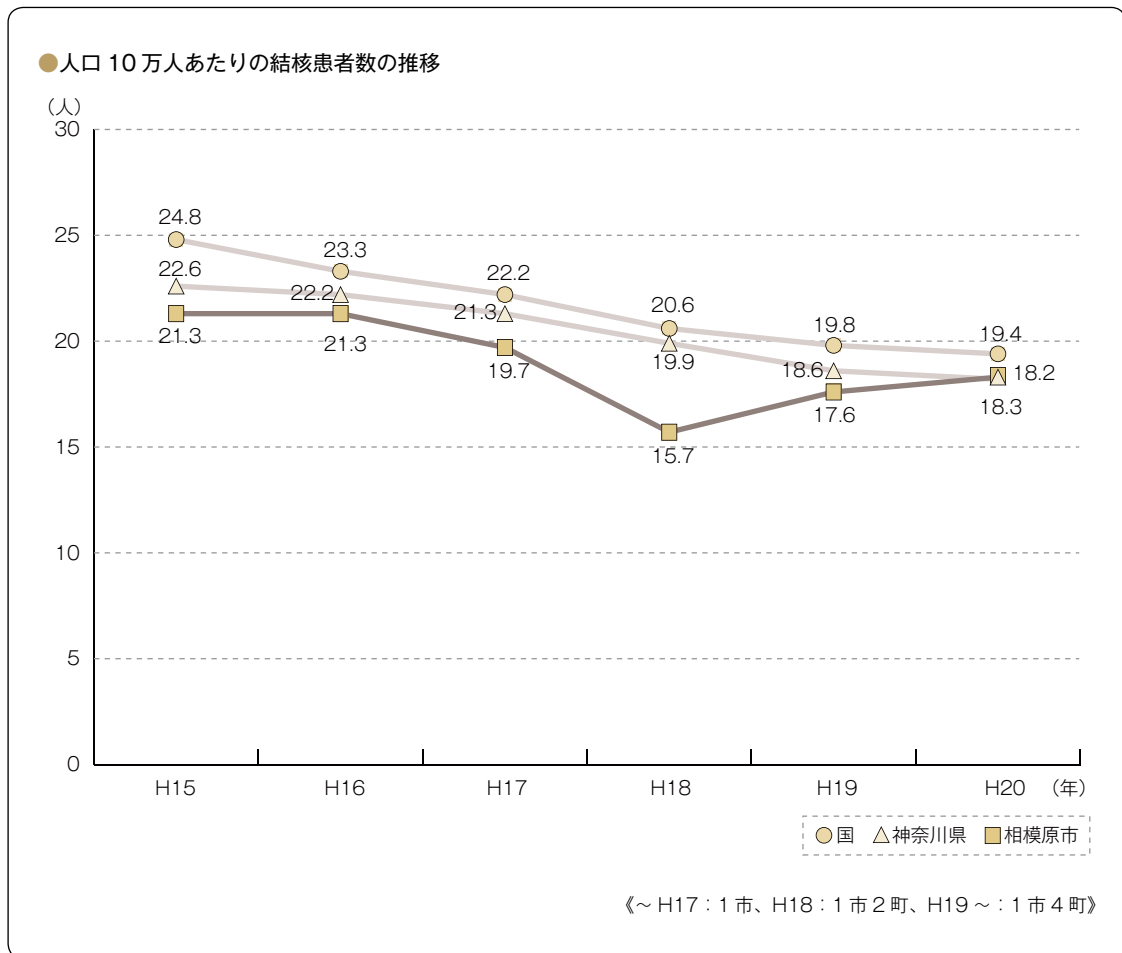
課題と展望

予期せぬ感染症の発生やまん延など、市民の生命や身体の安全をおびやかす事態となった場合に、市民の不安感が募らないよう、健康危機に対する対策が求められています。

このため、感染症の発生を未然に防止するための取り組みや、迅速な原因究明による被害拡大の防止のための取り組みなど、体制を整備・充実していく必要があります。

また、食品の安全性に対する市民の関心は高く、監視・指導を充実していく必要があります。

このほか、引き続き衛生的な生活環境の確保に努めるとともに、保健衛生体制の充実に向けての動物愛護業務の体制整備や、新たな火葬場のあり方を検討していく必要があります。



10 【生活害虫】

日常生活のなかで、不快感を与える虫や、刺したり皮膚炎などの害を与える虫、衣類を食害する虫のこと。

- 市民が感染症を発症せずに過ごしている。
- 市民が食品による健康被害を受けずに過ごしている。

取 り 組 み の 方 向

1 健康危機管理体制の充実

感染症のまん延防止対策を推進するとともに、予期せぬ健康危機に迅速に対応するため、検査機能の強化など、被害を最小限にとどめる体制づくりを進めます。

2 食品衛生対策の推進

食に対する不安の解消に向け、食の安全と安心を確保するため、監視指導の徹底や食品に関する衛生知識の普及啓発及び抜き取り検査などの充実を図ります。

3 生活衛生対策の推進

市域の拡大に伴う市民ニーズなどを踏まえ、火葬場の適切なあり方を検討します。

また、ペットの適正飼養に関する意識啓発など、動物愛護事業の様々な取り組みに向けて体制の構築を進めるとともに、衛生的な生活環境を確保するため、生活害虫¹⁰などの相談等に引き続き取り組みます。

主 な 事 業

- 予防接種事業
- 食の安全・安心確保対策事業
- 衛生検査体制の強化



食品検査の様子（食品中の残留農薬検査）

成 果 指 標

指標と説明	単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標 21】 結核患者数 ⇒主要な感染症である結核について、その発症数を見る指標	人	130 (平成 20 年)	106 (平成 26 年)	85 (平成 31 年)
目標設定の考え方 「結核に関する特定感染症予防指針」（厚生労働省）で掲げる結核罹患率（人口 10 万人あたりの新規結核患者数）の目標値から、結核発症者を 6%程度減少することを目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」				
【指標 22】 収去検査結果による基準値に対する違反率 ⇒食品の抜き取り検査をしたもののうち、違反していたものを見る指標	%	0.7	0.0	0.0
目標設定の考え方 食品衛生法に規定する「食品、添加物等の規格基準」に不適な違反食品がないことを目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」				



施策 13 市民生活の安全・安心の確保

課題と展望

空き巣や窃盗などの犯罪が多発している状況のなかで、市民一人ひとりが自覚を持ち、地域での連帯意識の高揚を図りながら、関係機関・団体との密接な連携による防犯体制の充実など、地域の犯罪抑止力を高めることが求められています。

また、高齢者などの交通事故が増加傾向にあるなか、交通安全施設の整備充実に努めるとともに、地域が一丸となって交通安全意識の高揚を図るなど、交通事故防止に向けた取り組みを積極的に進める必要があります。

さらに、悪質巧妙な手口による消費者被害が増えるなか、消費者の自立支援と保護を一層進めていく必要があります。

加えて、米軍機による騒音被害や事故への不安など、米軍基地を起因とする問題の解消が強く求められています。



交通安全教室



自治会防犯パトロール



安全安心青パトカー

- 市内の犯罪が減少している。
- 市民の交通事故が減少している。
- 市民が消費者として自立している。

取 り 組 み の 方 向

1 防犯活動の推進

警察・関係団体・地域団体と連携を図り、犯罪に関する情報の共有や自主防犯組織によるパトロール活動・暴力追放運動の推進により、市民の防犯意識や暴力追放意識を高めます。

また、防犯灯の整備など、地域における防犯活動に対する支援を進めます。

2 交通安全対策の推進

子どもや高齢者などに対する交通安全教育などの啓発活動の充実を図るとともに、地域における交通安全活動団体への支援を進めるほか、ガードレールなど交通安全施設の充実を図ります。

3 消費者の保護と自立の支援

年々悪質巧妙化する消費者被害から消費者を救済するため、消費生活相談の充実を図るとともに、消費者教育の充実と最新の被害情報の提供を図り、市民の消費者としての自立支援と保護に向けた取り組みを進めます。

4 基地周辺対策の推進

米軍機の騒音など基地に起因する問題の解決に向けて、国及び米軍への要請に努めます。

主 な 事 業

- 交通安全施設の整備
- 交通安全教育推進事業
- 防犯灯の設置促進
- 地域防犯活動推進事業
- 消費者啓発事業

成 果 指 標

指標と説明		単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標 23】 市内で発生した犯罪認知件数（千人あたりの犯罪認知件数） ⇒市内で発生した犯罪件数から発生状況を見る指標		件	11,003 (15.6) (平成 20 年)	10,300 (14.3) (平成 26 年)	9,800 (13.5) (平成 31 年)
目標設定の 考え方	犯罪認知件数の毎年の減少率を約 1%と定め、目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」				
【指標 24】 市内で発生した交通事故件数（千人あたりの交通事故件数） ⇒市内で発生した交通事故件数から発生状況を見る指標		件	3,980 (5.6) (平成 20 年)	3,500 (4.9) (平成 26 年)	3,300 (4.5) (平成 31 年)
目標設定の 考え方	交通事故発生件数の毎年の減少率について中間目標までは 2%、それ以降を 1%と定め、目標値を設定しました。 [出典]「市独自調査」				
【指標 25】 消費者被害に遭わないように注意している市民の割合 ⇒消費者被害について、注意を払っている市民がどれくらいいるかを見る指標		%	59.9	63.5	66.0
目標設定の 考え方	消費者被害に遭わないよう具体的に対処する市民が毎年約 0.5 ポイント増加することを目標として設定しました。 [出典]「市民アンケート」				



施策 14 災害対策の推進

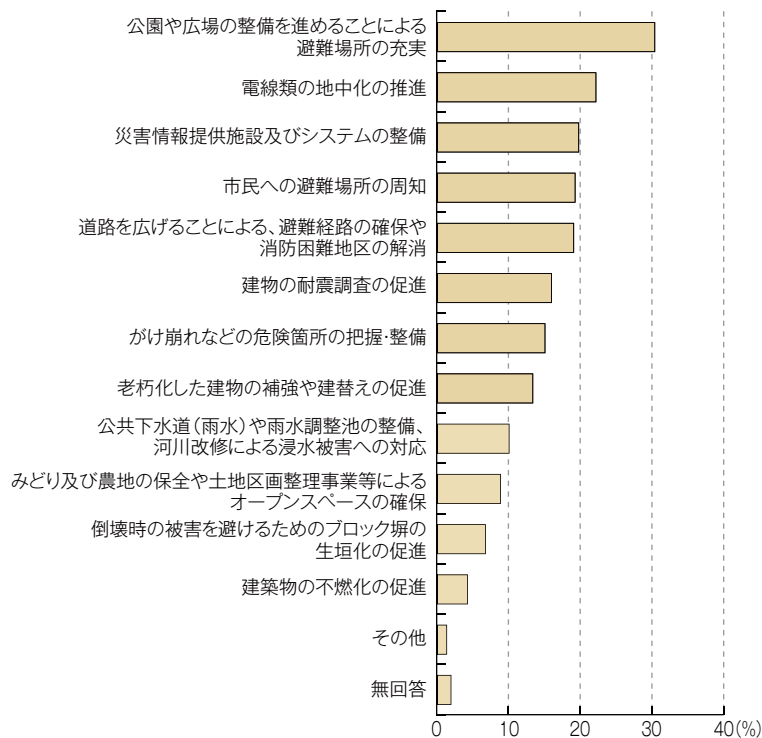
課題と展望

震災や水害など市民の日常生活に大きな影響を与える災害は、いつ発生するか予測することは難しく、日ごろから発生に備えた安全対策を講じておかなければなりません。

このため、建物の倒壊や火災による延焼被害などを最小限に抑えるための対策、大雨による浸水被害の軽減や解消などを進めるとともに、がけ崩れや孤立化の危険性のある地域の安全性を高めるなど、災害発生時に市民が安全に避難するための避難場所・避難路を確保する必要があります。

また、市民一人ひとりの防災意識を高めることや、地域の防災活動を支援することにより、市民と行政が一体となった地域防災対策の充実を図る必要があります。

● 災害時の安全性を高めるために重要なこと（2つ以内で選択）



【出典】新しい総合計画策定のための市民アンケート

11 【延焼遮断帯】

地域をある程度ブロックに区切って、そのなかでは延焼を許しても他のブロックには延焼を許さないように、ブロックの境界に設定される道路、河川、鉄道、耐火建築物等、延焼を遮断するものをいう。

- 災害に強い都市基盤ができている。
- 市民の災害に対する備えができている。

取 り 組 み の 方 向

1 災害に強い都市基盤の整備

旧耐震基準により建てられた住宅などの耐震化を促進するとともに、延焼しにくい市街地をつくるため、道路、公園などの整備にあわせ、周辺の緑化や建築物の不燃化を促進するなど、公共施設と建築物が一体となった延焼遮断帯¹¹の形成を図ります。

また、避難場所・避難路を確保するため、公園、広幅員道路などの整備や電線類の地中化を進めます。

さらに、土砂災害の防止のため、急傾斜地の崩壊対策に取り組むとともに、水害に強いまちづくりのため、河川改修や雨水管の整備及び雨水流出抑制の機能を高めるなど、浸水被害を解消する取り組みを進めます。

2 地域防災対策の充実

一人ひとりの防災意識の高揚を図るため、様々な手法を用いた啓発活動の充実に努めます。

また、自主防災組織の強化に向けた支援や災害時要援護者の把握、避難所での支援体制の充実に努めるとともに、被害想定に基づいた飲料水や非常用食料品等の備蓄を進めます。

主 な 事 業

- 防災対策普及啓発推進事業
- 地域防災力支援事業
- 公共下水道（雨水）の整備
- 河川改修事業



防災ガイドブック
(表紙・中身)

成 果 指 標

指標と説明		単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標 26】 避難路整備率 ⇒市民が安全に避難できる道路が整備されているかどうかを見る指標		%	78.0 (平成19年度)	81.4	83.8
目標設定の考え方	幅員15m以上の都市計画道路について、平成21年度の都市計画道路整備予定量をもとに、目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」				
【指標 27】 浸水被害警戒対象地域の解消率 ⇒浸水被害警戒地域防ぎよ計画に基づき、浸水警戒対象地域の増減を見る指標		%	— (平成21年度)	47.6	95.2
目標設定の考え方	市「雨水対策基本計画」に基づく整備予定量により、警戒が解消される地域の見込み数をもとに目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」				
【指標 28】 災害対策をしている市民の割合 ⇒災害に対する事前対策を行っている市民の割合		%	11.1	14.1	16.6
目標設定の考え方	内閣府が実施する防災に関する世論調査の結果を参考に、最終目標に向けて約5ポイント増やすことを目標として設定しました。 [出典]「市民アンケート」				



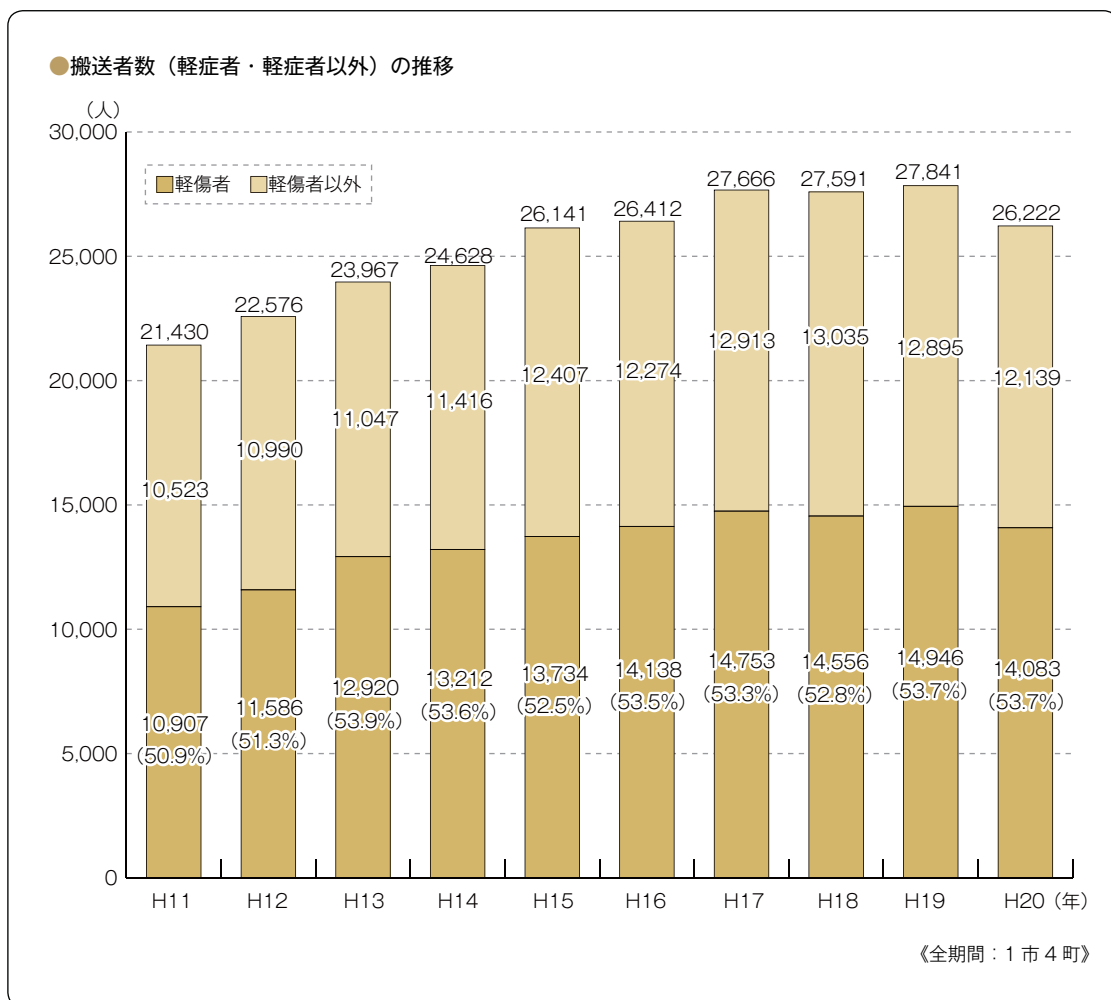
施策 15 消防力の強化

課題と展望

市民の生命・財産をおびやかす災害や事故は、時や場所を選ばず、様々な被害を及ぼす恐れがあり、地震や風水害の災害活動のほか、山岳救助、林野火災対応など、消防の役割はますます重要になってきています。

また、救急要請についても、年々増加傾向にあり、迅速化・高度化が求められています。

このため、消防署所等の整備の推進、火災予防体制の充実や救急業務の高度化を図るなど、より効果的かつ効率的な消防・救急体制を構築することが必要です。



- 12 【高度救助体制】
高度な救助用資機材及び人命の救助に関する専門的かつ高度な教育を受けた隊員で構成する「特別高度救助隊」の創設と併せ、地域の実情に合わせた特色のある救助体制。
- 13 【救急業務の高度化】
救急救命士の応急処置の実施範囲の拡大に伴い、高度な救急活動ができる救急救命士の養成や、医師による指示・助言・事後検証等、救急活動の質を保證する体制を構築すること。

- 火災の被害が減っている。
- 救急における救命率が上がっている。

取 り 組 み の 方 向

1 効果的な消防・救急体制の構築

地域の特性を考慮した消防署所や消防車両等の整備、消防団組織や施設の充実、火災予防の充実、消防情報管理システムの充実強化などを図るとともに、大規模災害等に対応するため、高度救助体制¹²を確立します。

また、救急業務の高度化¹³を図り、救急車の適正利用や応急手当の普及啓発を推進し、救命率の向上をめざします。

主 な 事 業

- 消防署所整備事業
- 消防団詰所・車庫整備事業
- 火災予防推進事業
- 救急業務の高度化推進事業

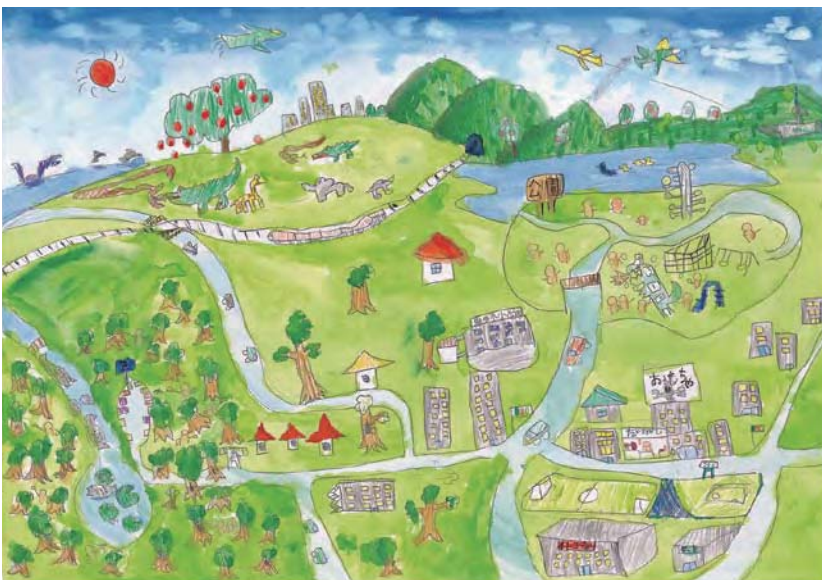


救助隊員による高度救助器具を使った人命検索訓練

成 果 指 標

指標と説明		単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標 29】 延焼率 ⇒出火した建物から他の建物への延焼を防ぎ、火災被害の減少の割合を見る指標		%	11.8 (平成16～20年平均値)	10.7 (平成21～26年平均値)	9.7 (平成27～31年平均値)
目標設定の考え方	過去5年間（平成15年～平成19年）の平均延焼率が最も低い都道府県の数値を目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」				
【指標 30】 救命率 ⇒心肺機能が停止した傷病者の生存率を見る指標		%	8.5 (平成17～20年平均値)	11.5 (平成21～26年平均値)	14.0 (平成27～31年平均値)
目標設定の考え方	約5ポイント増加することを目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」				

みらいのさがみはら ～こんなまちになってほしい～



小・中学生作文・絵画コンクール 小学生 絵画の部 優秀賞 東林小学校3年(当時) 稲田達樹さん

基本目標Ⅱ 学びあい人と地域をはぐくむ教育・文化都市

政策の基本方向 7 心豊かな子どもをはぐくむ教育環境をつくれます

施策 16 学校教育の充実	74
施策 17 家庭や地域における教育環境の向上	76

政策の基本方向 8 生涯を通じ学習する人・スポーツする人を支援する社会をつくれます

施策 18 生涯学習の振興	78
施策 19 生涯スポーツの振興	80

政策の基本方向 9 豊かな市民文化を創造する社会をつくれます

施策 20 文化の振興	82
施策 21 国際化の推進	84

政策の基本方向 10 人権と世界平和を尊重し、ともに生きる社会をつくれます

施策 22 人権尊重・男女共同参画の推進	86
施策 23 世界平和の尊重	88



施策 16 学校教育の充実

課題と展望

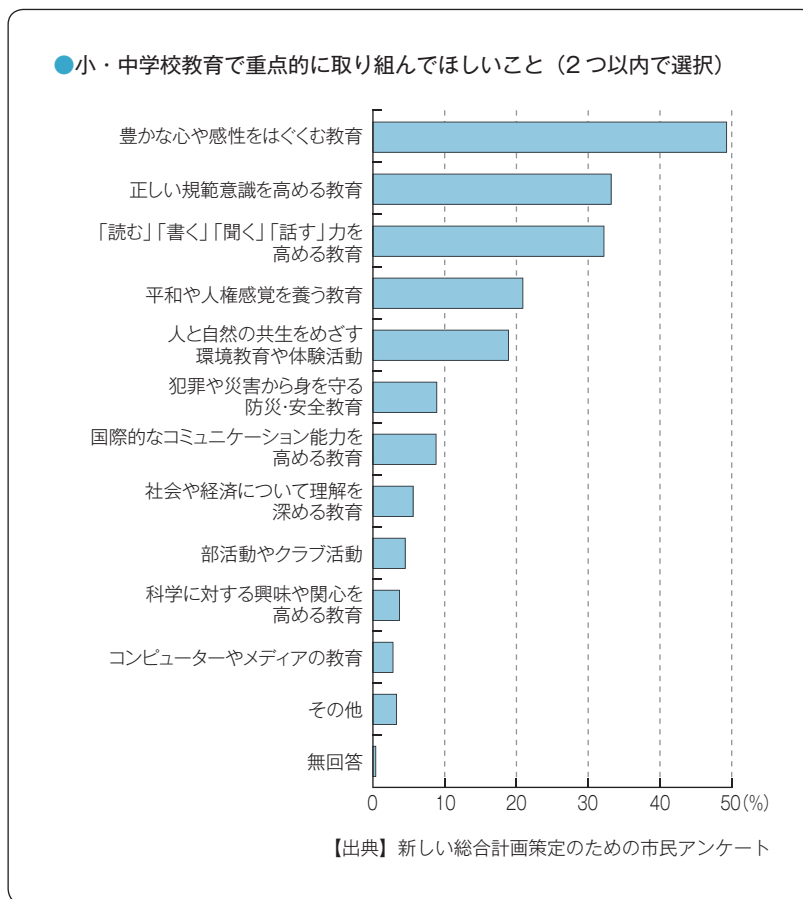
都市化や情報化の進展、生活様式や価値観の多様化など、子どもたちを取り巻く環境が変化しているとともに、しつけなど、家庭における教育力の低下が懸念されており、このことが生活習慣に対する意識や学力・学習意欲の低下につながるとの指摘もあります。

また、自然体験や生活体験の不足、いじめや不登校等の課題にも、より積極的に取り組む必要があります。

このため、子どもたちの生きる力をはぐくみ、自らの力で歩いていけるよう、学校における教育内容を充実するとともに、相模原における教育の魅力を継承する教職員の確保と育成など、学校教育環境の充実などを図る必要があります。

政策の基本方向7

心豊かな子どもをはぐくむ教育環境をつくりまします



14 【完全給食】
主食（米飯、パン等）、副食（おかず）及びミルクで構成される給食のこと。

●子どもがいきいきと学校生活を送っている。

取 り 組 み の 方 向

1 幼児教育の振興

幼稚園への就園を奨励するとともに、幼稚園、保育所、小学校の連携体制を強化するなど、教育環境の充実を図ります。

2 教育内容の充実

児童・生徒一人ひとりの確かな学力と豊かな心や感性をはぐくむため、基礎的な知識・技能の習得や体験的な学習を進めるとともに、学校体育や保健指導・食育指導の充実を図り、生きる力をはぐくむ特色ある教育を進めます。

3 支援・相談体制の充実

外国人児童・生徒や特別支援の必要な児童・生徒などへの教育支援を充実するとともに、いじめ、不登校、非行などの問題を未然に防止し、問題発生後の早期解決を図るため、児童・生徒、保護者からの相談体制の充実を図ります。

4 教職員の確保と育成

大学などとの連携を強化するとともに、特色ある教育のPRに努め、相模原における教育の魅力を継承する、即戦力となる教職員の確保・育成を進めます。

また、教職員の指導力を向上させるために、教職員の研修・研究・指導体制の充実を図ります。

5 教育環境の整備と充実

地域の実情を踏まえた小・中学校の配置や規模の適正化、通学路や学校内における安全確保の取り組みを進めるほか、校舎・屋内運動場・トイレの改修、給食体制の整備、情報化環境の向上などを図ります。

主 な 事 業

- 小・中学校連携事業 ■体験学習推進事業 ■中学校完全給食¹⁴推進事業 ■少人数指導体制の充実
■地域人材活用事業 ■青少年・教育相談事業 ■学校施設の整備・改修

成 果 指 標

指標と説明	単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標 31】 授業が分かりやすいと感じている児童・生徒の割合 ⇒義務教育において、学習内容を習得しているか、その方向にあるかを見る指標	%	80.5	81.5	82.5
目標設定の考え方	「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)で「理解しやすい」と回答した児童生徒数の伸び率(全国平均)を参考に、目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」			
【指標 32】 学校を楽しんでいる児童・生徒の割合 ⇒児童・生徒がいきいきと学校に通っているかを見る指標	%	90.0	91.0	92.0
目標設定の考え方	「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)で「学校で友達と会うのが楽しい」と回答した児童生徒数の伸び率(全国平均)を参考に、目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」			



施策 17 家庭や地域における教育環境の向上

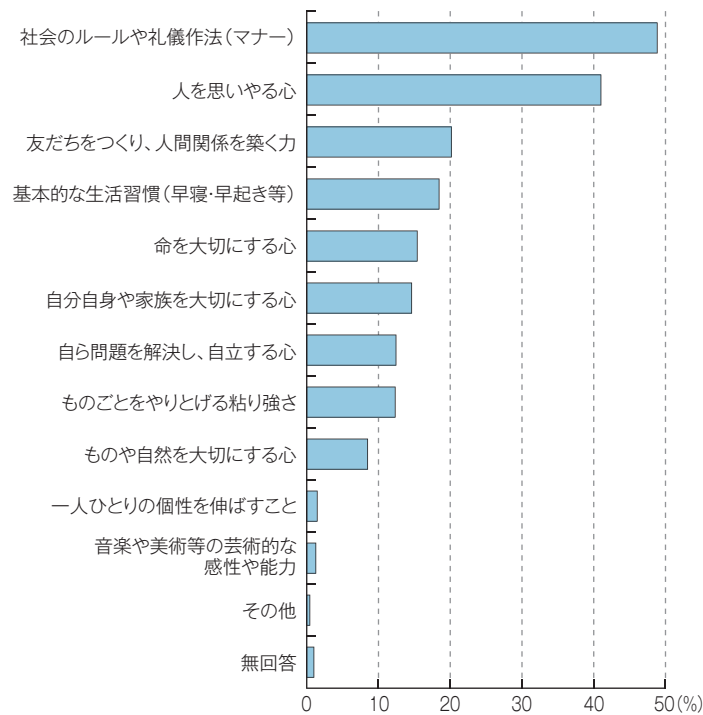
課題と展望

子どもが成長する上で、家庭は基盤であり、地域における生活環境も重要な役割を担っています。

その一方で、核家族化の進行、社会環境や価値観の変化などにより、家族間や地域でのコミュニケーションが薄れ、地域で交流する機会が減少しているとともに、子どもの安全をおびやかす事件や事故が発生しています。

このため、学校、家庭、地域が連携し、家庭や地域における子どもたちを取り巻く教育環境の向上とともに、子どもたちが地域の様々な人と交流する機会を充実させ、地域に対する意識をはぐくむ必要があります。

●家庭で子どもが身につけてほしいこと（2つ以内で選択）



【出典】新しい総合計画策定のための市民アンケート

- 親子のふれあいが強くなっている。
- 地域における教育環境が充実している。

取 り 組 み の 方 向

1 学校・家庭・地域の連携による教育環境の向上

学校、家庭、地域が連携するなかで、家庭教育に関する啓発や情報提供・相談体制の充実に努めるほか、家族で参加できる共同体験活動の充実を図ります。

また、地域に開かれ、地域と歩む学校づくりに向け、学校教育活動への地域住民の参加機会の充実を図るとともに、地域で子どもを見守り、育てる仕組みづくりを支援します。

2 地域での体験・活動の推進

子どもたちが地域における伝統文化や行事に親しみ、様々な人と交流するため、子どもたちや家庭に対して地域の行事の情報を発信し、地域での体験や活動を通じた学習機会の充実を図ります。

主 な 事 業

- 学校と地域の協働推進事業
- 家庭教育啓発事業

成 果 指 標

指標と説明		単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標 33】子どもとのコミュニケーションが図られていると感じる保護者の割合 ⇒家庭における子どもの教育環境の状況を保護者の側から見る指標		%	88.4	89.0	90.0
目標設定の 考え方	民間教育研究機関の調査結果を参考に、増加することを目標として設定しました。 [出典]「市民アンケート」				
【指標 34】親が自分のことを理解してくれていると思う子どもの割合 ⇒家庭における子どもの教育環境の状況を子どもの側から見る指標		%	77.2	78.0	79.0
目標設定の 考え方	「子どもとのコミュニケーションが図られていると感じる保護者の割合」と同じ考え方に基づき、増加することを目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」				
【指標 35】地域における子どもの育成活動に参加した市民の割合 ⇒地域における子どもを取り巻く教育環境の状況を成人の側から見る指標		%	17.8	18.8	19.8
目標設定の 考え方	「社会生活基本調査」(総務省)の「子供を対象とした活動」の結果をもとに、アンケート値の毎年の伸び率を参考に目標として設定しました。 [出典]「市民アンケート」				
【指標 36】地域行事に参加している子どもの割合 ⇒地域における子どもを取り巻く教育環境の状況を子どもの側から見る指標		%	78.6	79.6	80.6
目標設定の 考え方	「地域における子どもの育成活動に参加した市民の割合」と同じ考え方に基づき、増加することを目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」				



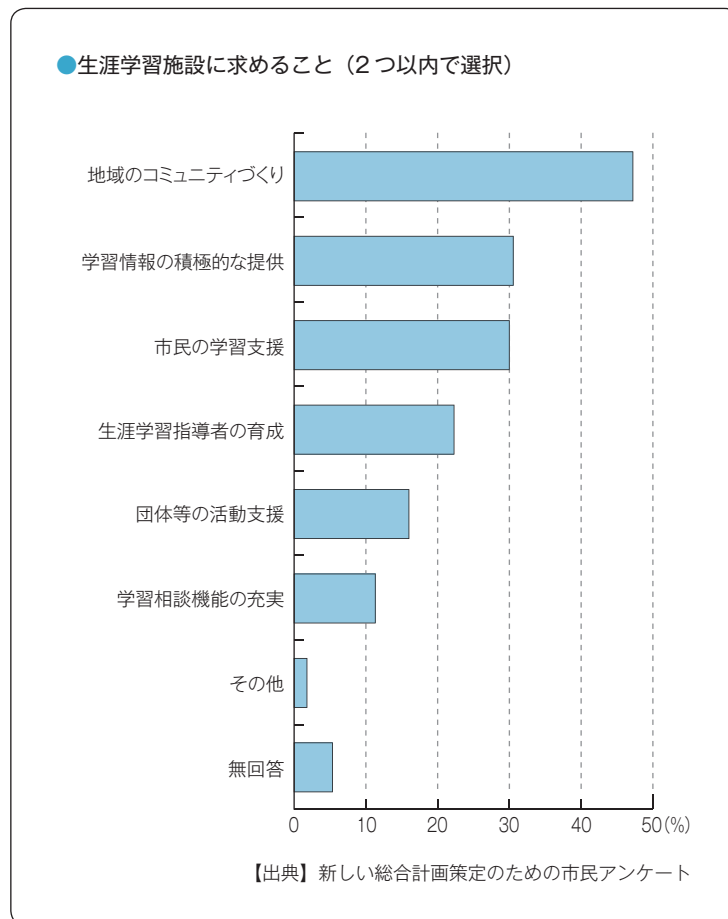
施策 18 生涯学習の振興

課題と展望

情報化の進展や社会の仕組みが変化するなか、主体的に学習する機会を求める市民が増えています。

また、学習で得た知識や技術を他の市民に還元しようとする市民の増加など、学習機会の充実や活動に対する行政の支援が求められています。

このため、市民の様々な学習ニーズを的確に把握し、多様な学習機会の充実に努めるとともに、生涯学習に関する各種情報の提供・相談体制の整備や生涯学習施設の充実など、市民の主体的な学習活動を支援する必要があります。



- 市民が学びの機会を得ている。
- 市民の学習成果が他の市民の学びに生かされている。

取 り 組 み の 方 向

1 生涯学習機会の充実

公民館、図書館や博物館などの関連施設の連携を進めるとともに、機能などの充実を図り、多様化する市民の学習ニーズに対応します。

また、大学や研究機関などとも連携し、特色や専門性を生かした学習機会の拡充を図ります。

2 生涯学習活動の支援

学習活動を支援する人材育成や学習成果を地域活動などに生かすことができる仕組みづくりを進めるとともに、学習情報提供機能の充実や相談体制の拡充を図り、市民が生涯学習を通じて交流できるネットワークづくりを進めます。

主 な 事 業

■各種学級・講座の実施

■公民館の計画的な改修



公民館での園芸教室の様子



図書館

成 果 指 標

指標と説明		単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標 37】 学習機会を得ていると思う市民の割合 ⇒市民が生涯学習の機会を得ているかを見る指標		%	29.9	30.8	31.7
目標設定の考え方	市民アンケート調査で「不足している」と回答した人の約1割が「十分である」または「十分ではないが、不足していない」へ移行することを目標として設定しました。 [出典]「市民アンケート」				
【指標 38】 学習成果を他の人に還元している市民の割合 ⇒生涯学習での成果が市民の間で循環しているかを見る指標		%	24.0	25.0	26.0
目標設定の考え方	市民アンケート調査で「今は教えていないが今後、地域や社会に還元したい」と回答した人の約1割が「他の人に還元する」へ移行することを目標として設定しました。 [出典]「市民アンケート」				



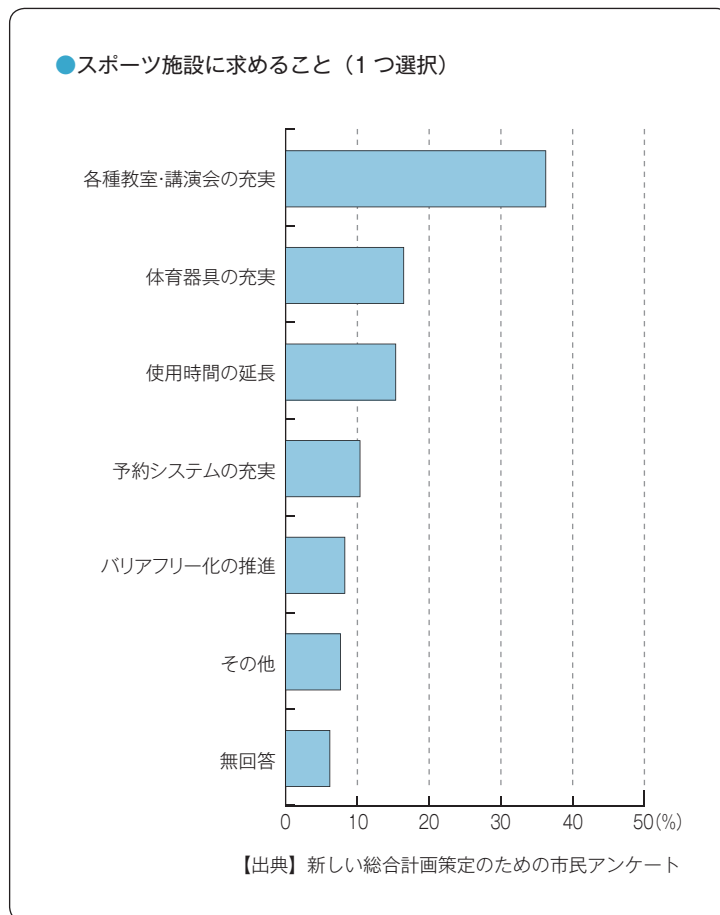
施策 19 生涯スポーツの振興

課題と展望

ライフスタイルの変化や健康意識の高まりなどを背景に、身近な場所において、気軽にスポーツができる環境づくりが求められる一方で、スポーツを継続的に行っている市民の割合はあまり高くありません。

また、子どもたちのスポーツ活動の充実が求められているとともに、競技力の向上につながるような新しい競技施設の整備も望まれています。

このため、地域、学校、企業と連携し、既存施設の活用などにより、市民一人ひとりがスポーツを身近に、そして継続的に行うことができるような仕組みづくりに努めていく必要があります。



15 【ニュースポーツ】

新しく考案された、あるいは、新しく日本に紹介されたスポーツであり、誰でも参加できることを目的としたスポーツの総称。
(本市の小山公園ニュースポーツ広場では、スケートボード、3 on 3バスケットボール、BMX(バイシクル・モトクロス)などのニュースポーツができる)

●スポーツを行う市民が増えている。

取 り 組 み の 方 向

1 スポーツ・レクリエーション機会の充実

スポーツの拠点づくりを進めるとともに、スポーツの実践につながる情報提供システムの充実を図ります。
また、地域、学校、企業と連携を強め、既存施設を有効的に活用するなど、市民のスポーツ・レクリエーション機会の充実を図ります。

2 スポーツ・レクリエーション活動の支援

健康づくりから競技まで、多様なスポーツ・レクリエーションの推進に向け、個々の健康状態に応じた運動の知識や技術の提供を進めるとともに、誰もが楽しめるニュースポーツ¹⁵の普及啓発を図り、地域や学校などとも連携して、地域ぐるみのスポーツ・レクリエーション活動を支援します。

また、企業スポーツやスポーツ団体、トップアスリートの育成支援など、スポーツの持つ力をまちづくりに生かします。

主 な 事 業

- スポーツ振興によるまちづくり事業
- 総合型地域スポーツクラブ推進事業
- スポーツ・レクリエーション推進事業



小山公園ニュースポーツ広場

成 果 指 標

指標と説明	単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標 39】 スポーツを定期的に行う市民の割合 ⇒市民がスポーツを継続して実践しているかを見る指標	%	52.1	55.7	58.7
目標設定の 考え方	過去の類似調査である市「スポーツ・レクリエーション調査」、「市政に関する世論調査」の結果を参考に、最終目標に向けて毎年約0.6ポイント増やすことを目標として設定しました。 [出典]「市民アンケート」			



施策 20 文化の振興

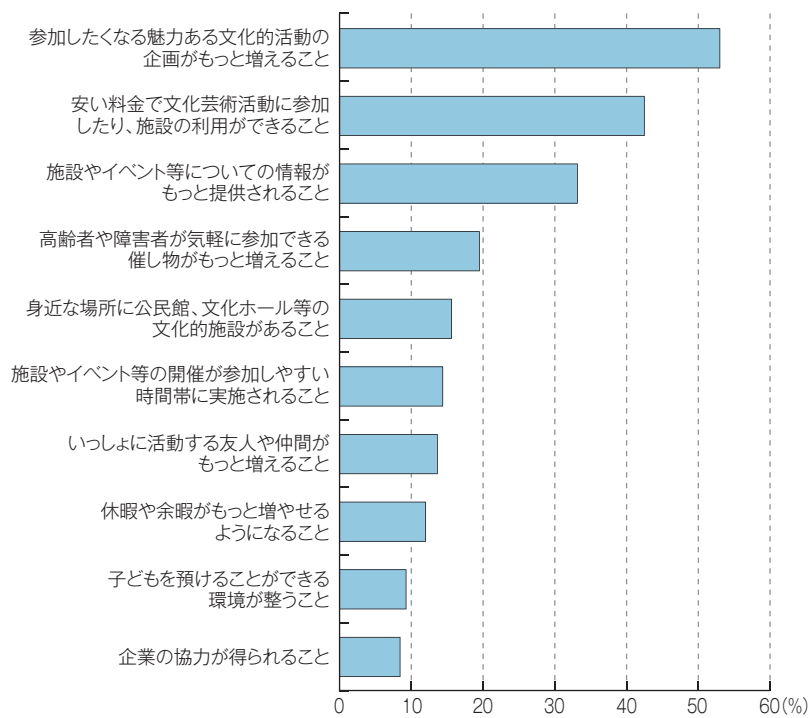
課題と展望

やすらぎと潤いをもたらす音楽や美術、史跡などの文化財や地域に根づいた伝統芸能などに、市民が親しむ環境づくりが求められています。

このため、市民の文化に関する活動への支援や市民が文化を身近に感じることができるような仕組みづくりなどを推進する必要があります。

また、市民の郷土意識を高めるなかで、文化財を計画的に保存整備し、伝統文化を次世代に継承するとともに、本市の文化財や伝統文化の魅力を発信し、郷土の財産として活用していく必要があります。

●文化芸術活動を活発に行うために必要な条件整備について（3つ以内で選択）
※上位10項目を抜粋



【出典】平成19年度文化芸術等に関する調査

●市民が文化・芸術に親しんでいる。

取 り 組 み の 方 向

1 文化活動の推進

市民が気軽に文化活動を行うことができるよう支援を充実するとともに、将来の本市の文化を支える人材の育成を図り、市民の多彩な文化活動を促進します。

2 文化に親しむ仕組みづくり

市民が優れた文化を鑑賞する機会の充実を進め、文化施設の整備・充実を図るとともに、市民の文化に関する活動などの情報を発信します。

3 文化財の保存と活用

文化財の現況調査や研究を進め、史跡や文化財建造物などを適切に保存するとともに、文化財の公開活用や市内の関連施設のネットワーク化と情報の発信により、文化財に親しむ機会の充実を図ります。

また、文化財を守る後継者の育成や団体への支援を図り、地域における伝統文化や行事などの保存や継承を促進します。

主 な 事 業

■市民文化創造事業

■文化財・史跡の保存整備



相模原市音楽家連盟 アンサンブルコンサート（おださがプラザオープニングセレモニー）



旧石器ハテナ館

成 果 指 標

指標と説明		単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標 40】文化・芸術に親しんでいる市民の割合 ⇒文化・芸術が市民に親しまれているかを見る指標		%	65.5	66.9	69.6
目標設定の 考え方	今後の文化施設の充実等を考慮し、音楽・演劇等の観覧や芸術作品の展覧会等のイベントへ参加する市民について、毎年約0.5ポイント増加することを目標として設定しました。 [出典]「市民アンケート」				



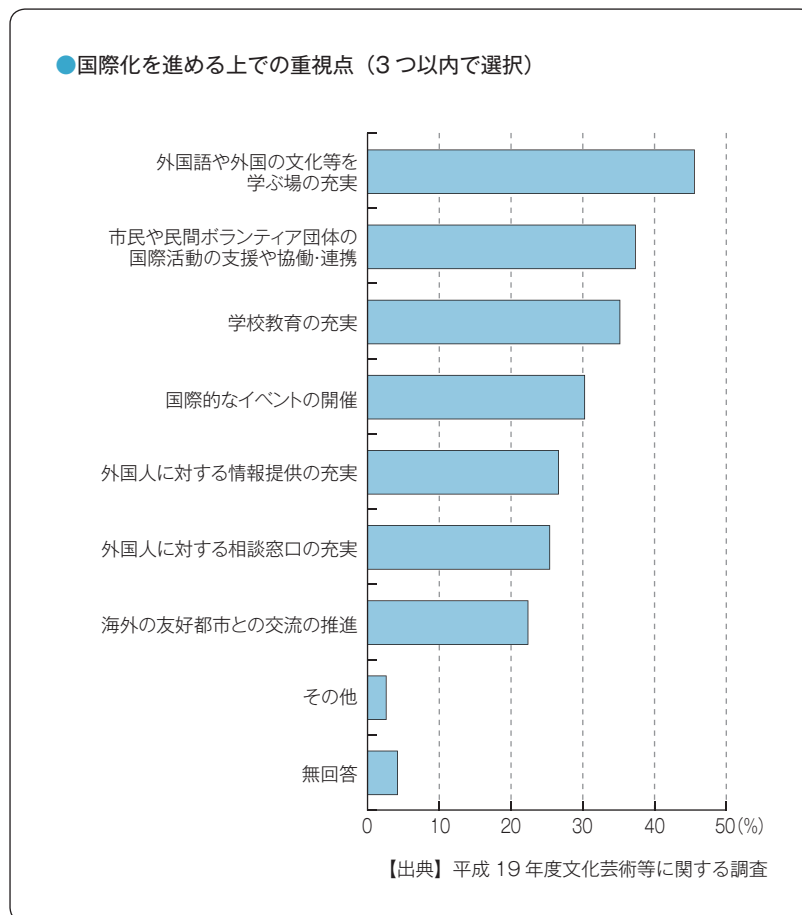
施策 21 国際化の推進

課題と展望

外国人市民の増加や定住化が進むなかで、国籍を問わず地域住民として、ともにまちづくりを進めていくことが求められております。

また、グローバル化の進展に伴い、諸外国との交流形態が多様化し、市民が国際理解をより一層深めていくための取り組みが求められています。

このため、異なる文化や習慣を尊重しあう多文化共生¹⁶のまちづくりを進めるとともに、市民が主体となった国際交流・協力のさらなる推進など、施策の充実を図っていく必要があります。



16 【多文化共生】

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化の違いを認めあい、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。

- 市民と外国人市民が交流している。

取 り 組 み の 方 向

1 多文化共生の推進

市民が相互に国籍や民族による文化や習慣の違いを尊重し、国際理解を深めていくなかで、主体的に交流し、協働することにより、国籍を問わず、誰もが暮らしやすい多文化共生のまちづくりを進めます。

2 国際交流・協力の推進

諸外国との幅広い交流ができる機会を増やすことにより、市民一人ひとりが主体となった国際交流・協力を進めます。

主 な 事 業

■国際交流推進事業



茶道体験の様子



さがみはら国際交流フェスティバル

成 果 指 標

指標と説明		単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標 41】日常生活のなかで市民と外国人市民が交流している割合 ⇒市民生活のなかで国際化が進んでいるかを見る指標		%	11.6	14.1	16.2
目標設定の 考え方	外国人市民が今後増加する想定をなかで、国際交流ラウンジ事業などにより交流する市民が毎年約0.4ポイント増加することを目標として設定しました。 [出典]「市民アンケート」				



施策 22 人権尊重・男女共同参画の推進

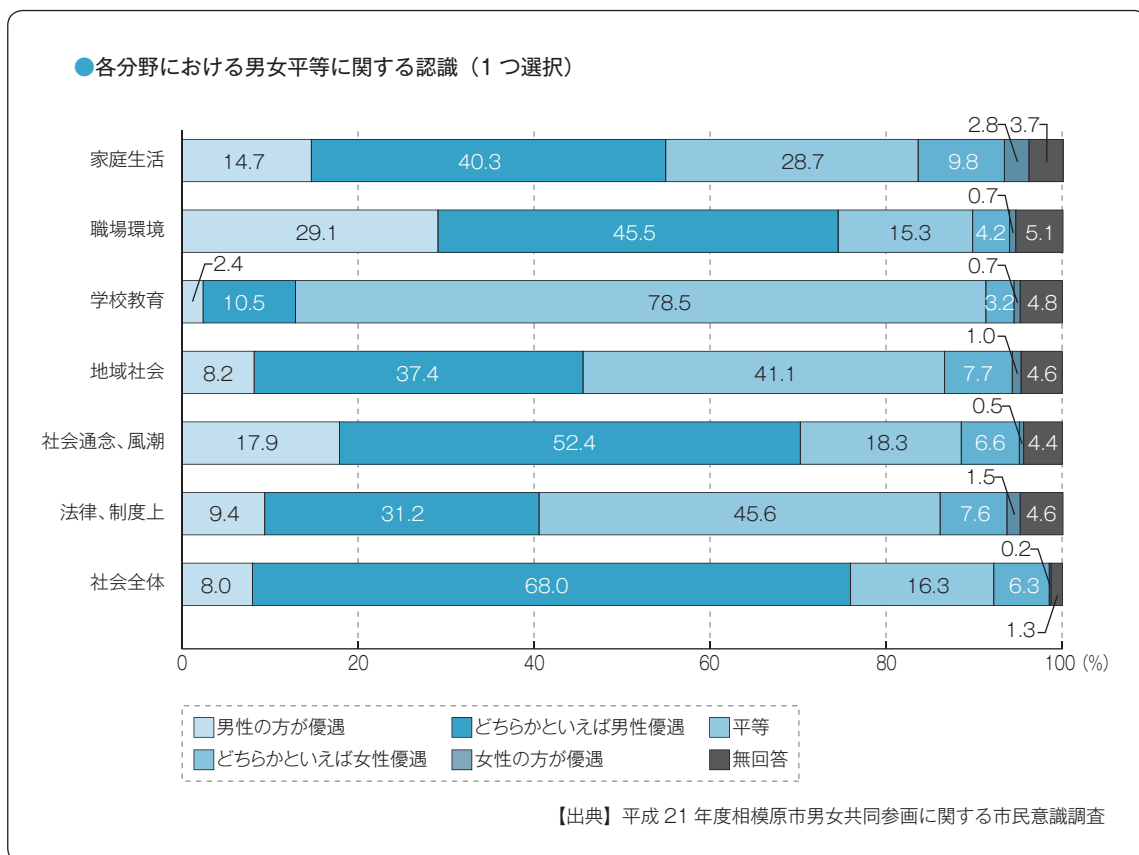
課題と展望

私たちの周囲には、性別、年齢、国籍、疾病やハンディキャップなどを理由に人権が侵害される様々な問題があります。

このため、あらゆる政策分野に人権尊重の視点を反映させるとともに、人権教育・人権啓発活動を進めることにより、市民の間に人権尊重の理念についての理解が深まり、社会に根づいていくことが必要です。

また、依然として固定的な性別による役割分担意識は残り、男女ともに仕事と生活の調和のための仕組みづくりが進んでいないほか、女性に対するドメスティック・バイオレンス¹⁷などの問題が存在します。

このため、市民との協働により男女共同参画意識の醸成のために、様々な意識啓発や人材育成を行い、政策・方針決定過程への女性のさらなる登用など、あらゆる分野における男女共同参画を進め、仕事と生活の調和の促進を図るとともに、女性を取り巻く様々な暴力をなくす取り組みを推進する必要があります。



17 【ドメスティック・バイオレンス】(Domestic Violence)
配偶者、恋人などのパートナーから受ける暴力のこと。

18 【NGO】非政府組織 (Non Governmental Organization)
医療、軍縮、人権、環境保全など様々な分野で活動する国際的な民間団体。国益にとらわれず、国境を越えた活動が特徴。
【NPO】民間非営利団体 (Non Profit Organization)
政府・自治体や私企業とは独立した存在として、営利を目的とせず、社会的な公益活動を行う組織・団体。

- 市民が互いに人権を尊重している。
- 男女が性別にかかわらず、個性と能力を発揮できている。

取 り 組 み の 方 向

1 人権尊重のまちづくりの推進

様々な機会を通じて人権教育・人権啓発活動を進め、人権尊重に対する市民の理解を深めるとともに、市民、NGO・NPO¹⁸、企業などの多様な主体の参画により、人権が尊重される社会の実現をめざします。

2 男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向け、意識啓発や人材育成を図り、あらゆる分野における男女共同参画を進めるとともに、仕事と生活の調和を促進します。

また、女性に対する様々な暴力をなくすため、ドメスティック・バイオレンス防止の啓発や相談事業の充実、自立に向けた支援などの取り組みを進めます。

主 な 事 業

- 人権啓発事業
- 人権教育推進事業
- 男女共同参画推進事業

成 果 指 標

指標と説明		単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標 42】 人権の侵害を受けていると感じている市民の割合 ⇒市民の間に人権尊重の理念が深まり、根づいているかを見る指標		%	8.0	7.5	7.0
目標設定の考え方	人権教育・啓発により、市民の間に人権尊重の意識も高まり、人権侵害を受けたと感じる市民が増える と予想され、他の自治体の調査においてもその傾向にあるなかで、人権の重要性を考慮して減少する ことをめざし、10年間で1ポイント減少することを目標として設定しました。 [出典]「市民アンケート」				
【指標 43】 家庭・地域・学校・職場などで男女平等であると思っている市民の割合 ⇒様々な場面において男女が平等であるかを見る指標		%	47.6	50.2	53.0
目標設定の考え方	市「男女共同参画プラン」の改定、ワーク・ライフ・バランスの推進や啓発活動の充実などに伴い、 男女共同参画社会の推進に取り組む市民が毎年約0.5ポイント増加することを目標として設定しました。 [出典]「市民アンケート」				
【指標 44】 市審議会等における女性委員割合 ⇒あらゆる分野において男女共同参画が進んでいるかを見る指標		%	26.7	33.9	40.0
目標設定の考え方	市「男女共同参画推進条例」でめざしている40%を目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」				



施策 23 世界平和の尊重

課題と展望

世界の恒久平和を実現することは、世界唯一の被爆国であるわが国だけに限らず、世界各国の願いです。しかしながら、世界には今なお紛争の絶えない地域が数多くあります。

このため、より多くの市民の参加を得て平和意識の普及啓発を展開し、一人ひとりが国際社会の一員として、世界平和の実現をめざした社会づくりを進める必要があります。

相模原市核兵器廃絶平和都市宣言

我が国は、世界で唯一の核被爆国であり、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現は、全国民共通の願いである。

しかしながら、地球上では、今なお多くの核兵器が造られ、世界の平和に深刻な脅威を与えている。

よって、相模原市は、国是である非核三原則が遵守され、更にすべての核兵器が廃絶されることを強く希求し、恒久的な世界平和を願い、核兵器廃絶平和都市となることを宣言する。

昭和 59 年 12 月 3 日

- 市民が世界平和をめざした社会づくりをしている。

取 り 組 み の 方 向

1 平和意識の普及啓発活動の推進

世界平和の実現に向け、核兵器廃絶平和都市宣言を踏まえた、「市民平和のつどい」の開催を通じ、平和意識の普及啓発を図るなど、世界平和に貢献する活動を進めます。

主 な 事 業

■平和思想普及啓発事業



平和モニュメント（市役所前）



被爆者の語り

成 果 指 標

指標と説明	単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標 45】世界平和の実現に向けた取り組みに参加している市民の割合 ⇒世界平和の実現をめざした社会づくりが進んでいるかを見る指標	%	23.6	28.5	33.3
目標設定の考え方	世界平和に関する具体的な活動をする人の割合を4人に1人から3人に1人とすることを目標として設定しました。 [出典]「市民アンケート」			

みらいのさがみはら ～こんなまちになってほしい～



小・中学生作文・絵画コンクール 小学生 絵画の部 優秀賞 横山小学校 4年(当時) なりはらあゆな 成原歩佳さん

基本目標Ⅲ

やすらぎと潤いがあふれる環境共生都市

政策の基本方向 11 次代につなぐ持続可能な社会をつくります

施策 24 地球温暖化対策の推進	92
施策 25 環境を守る担い手の育成	94

政策の基本方向 12 限りある資源を大切に作る循環型社会をつくります

施策 26 資源循環型社会の形成	96
施策 27 廃棄物の適正処理の推進	98

政策の基本方向 13 恵み豊かな自然環境を守り育てます

施策 28 水源環境の保全・再生	100
施策 29 人と自然が共生する環境の形成	102

政策の基本方向 14 人にやさしい快適な生活環境をつくります

施策 30 生活環境の保全	104
施策 31 快適な都市空間の創造	106

政策の基本方向 15 地域経済と雇用を支える産業を振興します

施策 32 雇用対策と働きやすい環境の整備	108
施策 33 地域経済を支える産業基盤の確立	110
施策 34 新産業の創出と中小企業の育成・支援	112
施策 35 商業・サービス業の振興	114
施策 36 都市農業の振興	116
施策 37 魅力ある観光の振興	118



施策 24 地球温暖化対策の推進

課題と展望

二酸化炭素などの温室効果ガス¹⁹の増大による地球温暖化現象は、異常気象や海水面の上昇などをもたらすとともに、生態系や水資源、農林業などに深刻な影響を与えることが懸念されることから、国際社会においても、温室効果ガスの排出量の削減に向けた努力が続けられています。

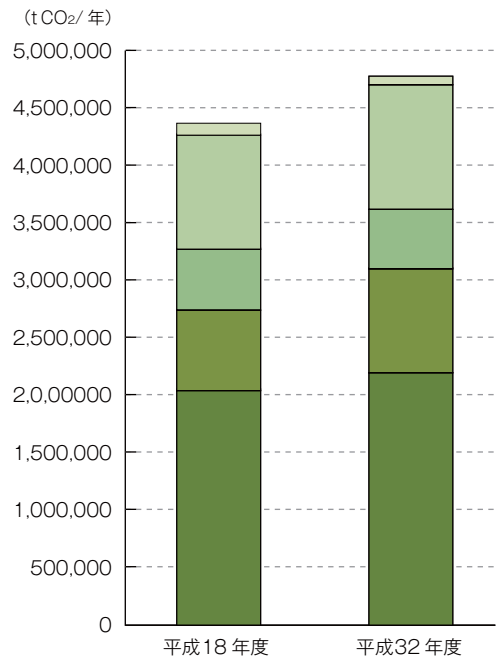
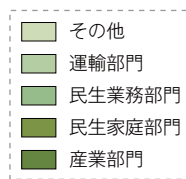
地球温暖化は、自然環境や人間社会を将来にわたって維持していくために乗り越えなければならない最も重大な課題です。

このため、一人ひとりがその原因者であることを自覚しながら、温室効果ガスの排出削減に向けた具体的な行動を不断の取り組みとして進めることが求められています。

●温室効果ガス排出量（二酸化炭素排出量）と将来推計

	平成18年度 (tCO ₂)	平成32年度 (tCO ₂)
産業部門	2,018,442	2,171,223
民生家庭部門	765,587	888,008
民生業務部門	451,409	496,027
運輸部門	1,077,944	1,139,044
その他	66,521	66,521
合計	4,379,903	4,760,823
人口	703,717	727,075
1人あたり排出量	6.22	6.55

※メタン等の二酸化炭素以外の温室効果ガスを除く。



《全期間：1市4町》

19 【温室効果ガス】

地球に温室効果をもたらすガス。二酸化炭素・メタン・亜酸化窒素・フロンなど。

20 【バイオ燃料】

トウモロコシ、サトウキビ、食用油、食品廃棄物など生物由来の資源を原料として作られる燃料。

21 【燃料電池】

燃料の酸化還元反応によって生じる化学エネルギーを、直接電気エネルギーに変える電池。正極に酸素または空気、負極に水素ガスを用いるものなどがあり、実用化されているものでは都市ガス、LPガスから水素を取り出す家庭用電池などがある。

● 温室効果ガスの排出量が減っている。

取 り 組 み の 方 向

1 環境と共生するまちづくり

温室効果ガスの排出削減に向けて、市民・事業者と連携し、環境に関する意識の普及啓発、省エネルギーやごみの減量・資源化を進めるとともに、公共交通への利用転換を促進し、自家用車に過度に依存しないまちづくりを推進します。

また、二酸化炭素の吸収源であるみどりの保全・再生や温暖化の進行に伴う気象、生態系、農林業や健康への影響などを想定した取り組みなど、総合的な地球温暖化対策を進めます。

2 再生可能エネルギーなどの利用促進

二酸化炭素の発生源となる化石燃料の使用を抑制するため、太陽光発電や太陽熱利用による再生可能エネルギーの利用を積極的に促進するとともに、バイオ燃料²⁰などの他の再生可能エネルギーの普及促進や燃料電池²¹などの革新的なエネルギー技術の活用に向けた取り組みを進めます。

主 な 事 業

- 省エネルギー対策普及促進事業
- 再生可能エネルギー等導入促進事業
- 脱温暖化まちづくり推進事業



太陽光発電設備

成 果 指 標

指標と説明	単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標 46】 市全体の温室効果ガス総排出量 ⇒地球温暖化対策として、温室効果ガスの排出削減が進められている状態を見る指標	万 t	438 (平成 18 年度)	407 以下	372 以下
目標設定の考え方	平成 42 年（2030 年）の中期目標を 30%削減と想定し、計画期間の目標を設定しました。 [出典]「市独自調査」			



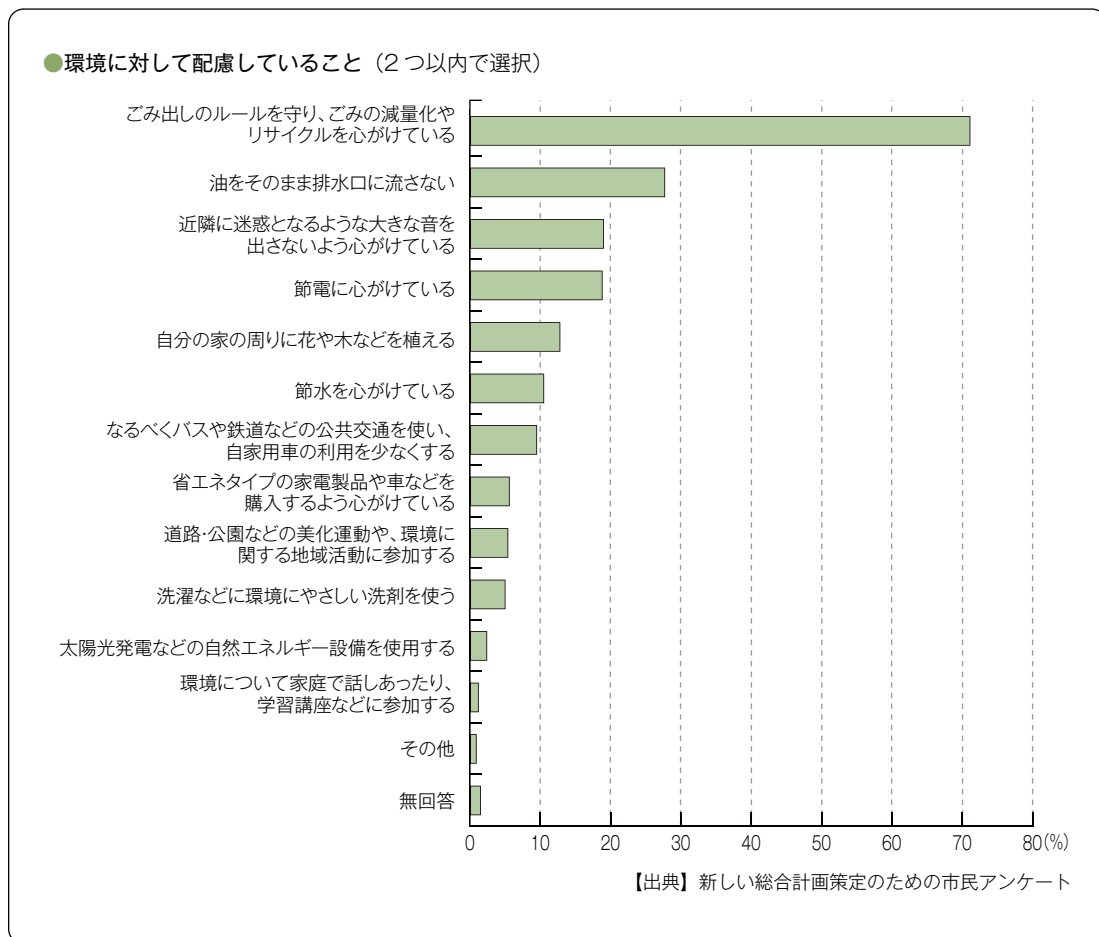
施策 25 環境を守る担い手の育成

課題と展望

地球温暖化など様々な問題に対応していくとともに、本市が有する広大な森林や豊かな水など、貴重な財産を次代に引き継ぐためにも、環境問題の解決に向けて積極的かつ先導的な役割を担う必要があります。

このため、市民や事業者など多様な主体が環境保全に取り組むことができるよう、環境学習の機会を増やすとともに、環境にやさしいエコスタイルへの転換の促進を図る必要があります。

また、市民・事業者・学校と連携・協働する仕組みづくりのもとで、地球的な視野で環境問題に取り組む人材や組織の育成・支援を図るなど、環境を守る多くの担い手をつくる必要があります。



22 【さがみはら新 ESCo】

相模原市が、今後、再生可能エネルギーを導入推進していく上での主要なソフト施策の頭文字（新 Energy Service Communication（再生可能エネルギーに関する情報提供・共有）、新 Energy Service Convention（再生可能エネルギーに関する広域交流）、新 Energy Service Coaching（再生可能エネルギーに関する講座開催・環境ボランティア育成））に共通して用いた造語。

- 環境を守る活動をする市民が増えている。

取 り 組 み の 方 向

1 環境教育・意識啓発活動の推進

市民や事業者など多様な主体に、環境について考える機会や環境情報を提供するとともに、あらゆる場面において環境学習・環境教育が推進されるよう、市民・事業者・学校と連携して取り組むことのできる仕組みを構築します。

また、次代を担う子どもたちが環境問題への理解を深め、環境に配慮した行動につなぐことができるよう、学習機会の充実を図ります。

2 多様な主体の環境行動への支援

環境問題に取り組む市民や事業者など、多様な主体による環境行動に関する情報の共有化を支援し、相互の理解と協力につなげていきます。

また、産学連携や異業種間の交流を促進しながら、環境負荷の少ない技術・製品の開発やサービスの提供に対する支援を行うなど、環境と経済が相互に持続的に発展する社会をめざした取り組みを進めます。

主 な 事 業

- 「さがみはら新E S C o²²」による人づくり推進事業
- 地球温暖化対策地域協議会活動支援事業



夏休み環境講座の様子

成 果 指 標

指標と説明		単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標 47】 日常生活において、環境に配慮している市民の割合 ⇒環境を守る活動を行う市民が増えている状態を見る指標		%	56.6	62.0	67.0
目標設定の考え方	市民アンケート調査で、環境のために行うものとして、「買い物をするときに、レジ袋を断るようになっている」など、5項目以上を実践すると回答した人の割合を毎年1ポイントずつ増加させることを目標として設定しました。 [出典]「市民アンケート」				

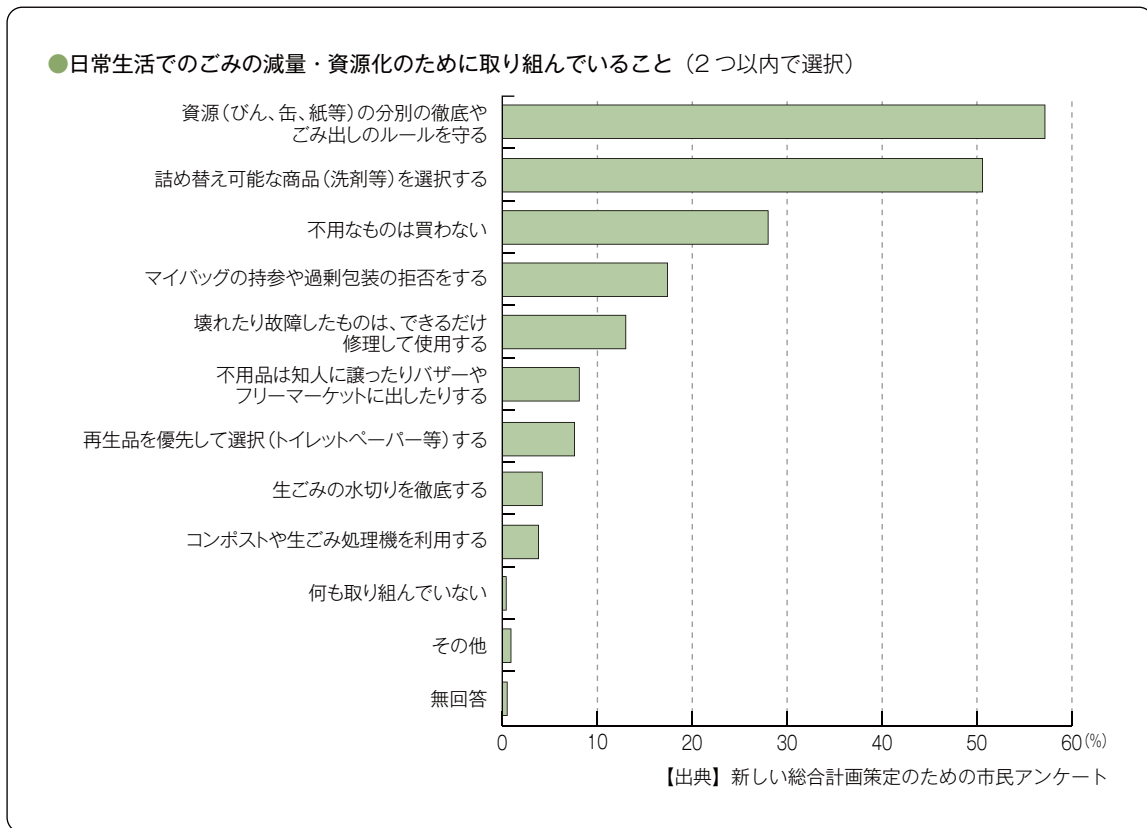


施策 26 資源循環型社会の形成

課題と展望

大量生産、大量消費、大量廃棄型の現在の社会経済システムは、ごみの大量発生と質の多様化を招いています。その結果、ごみ処理に伴う環境への負荷やコストの増大が課題となっており、市民・事業者と相互に協力・連携しながら、「4R」²³を積極的に進める「資源循環型社会」²⁴の形成を推進していく必要があります。

このため、ごみを発生・排出する市民や事業者がごみ問題を自らの問題としてとらえ、ごみの減量行動を進める仕組みや、ごみを資源として循環させるシステムの構築が求められています。



23 【4R】(フォーアール)

Refuse (リフューズ：ごみになるものを受け取らない)、Reduce (リデュース：ものを大切に使い、ごみを減らす)、Reuse (リユース：ものを繰り返し使う)、Recycle (リサイクル：ごみを再び資源として使う)の頭文字をとったもので、ごみを減らして、資源やものを大切に使う循環型社会を構築していくための取り組み。

24 【資源循環型社会】

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

25 【集団資源回収】

自治会、子ども会、老人クラブ、PTAなどが地域活動として、各家庭の協力で、家庭から出される古紙等を日を決めて一定の場所に集め、回収業者に渡す活動。実施団体等には奨励金を交付し、活動を促進している。

26 【バイオマス】

生物を利用してエネルギーなどを得ること。

- 家庭ごみの排出量が減っている。
- 資源のリサイクルが進んでいる。
- ごみの総排出量が減っている。

取 り 組 み の 方 向

1 ごみを出さない環境の形成

市民や事業者がごみの問題を自らの問題としてとらえ、ごみを出さない環境づくりに取り組むため、ごみの発生・排出抑制に向けた減量目標を定めるとともに、具体的なごみ減量行動へつなげ、目標に対する達成状況の検証と周知を図ります。

2 リサイクルの促進

限りある資源を有効に活用するため、資源分別回収、集団資源回収²⁵の拡充や事業系ごみの資源化を一層促進するほか、バイオマス²⁶利活用の動向等を踏まえ、剪定枝や生ごみなどの新たな資源化促進策を検討するなど、リサイクルシステムの構築を図ります。

主 な 事 業

- 家庭ごみの減量化・資源化推進事業
- 事業系ごみの減量化・資源化促進事業
- 資源循環型社会の普及啓発事業



資源分別の普及啓発を行う「分別戦隊シゲンジャー銀河」
Copyrights© 分別戦隊シゲンジャー銀河 WebCreators Fairytale / 相模原市

成 果 指 標

指標と説明		単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標 48】 市民 1 人 1 日あたりの家庭ごみ排出量 ⇒家庭におけるごみの排出量が減っている状態を見る指標		g	631 (平成 18 年度)	521	500 以下
目標設定の 考え方	今後の市の施策展開により、1 人 1 日あたりの家庭ごみ排出量をさらに削減することを目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」				
【指標 49】 リサイクル率 ⇒ごみの資源化が進んでいる状態を見る指標		%	18.1 (平成 18 年度)	27.0	30.0 以上
目標設定の 考え方	今後の市の施策展開により、さらに資源化が進むことを目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」				
【指標 50】 ごみ総排出量 ⇒ごみの総排出量が減っている状態を見る指標		t	272,000 (平成 18 年度)	255,000	250,000 以下
目標設定の 考え方	今後の市の施策展開により、ごみの総排出量をさらに削減することを目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」				



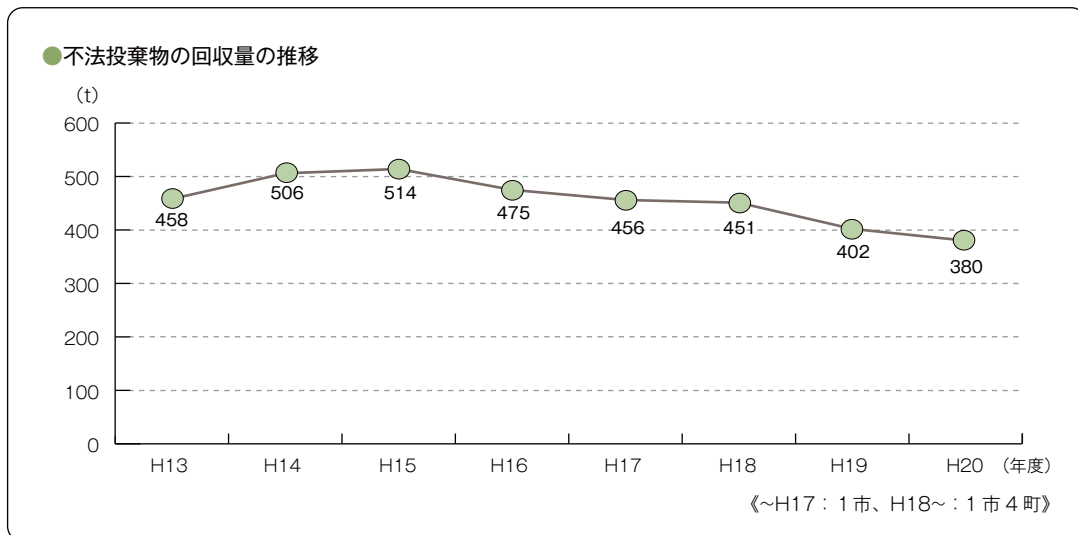
施策 27 廃棄物の適正処理の推進

課題と展望

「資源循環型社会」の実現に向けて、「4R」の取り組みを進めるとともに、市民の日常生活や事業者の事業活動に伴って排出されるごみを適正に処理することが不可欠です。

このため、ごみの収集・運搬・中間処理・最終処分の各過程において、ごみを取り巻く社会情勢の変化への対応や、環境負荷の低減、経済性・効率性を考慮したごみ処理体制の整備が必要です。

また、ごみの不法投棄や散乱を防止し、清潔なまちづくりを進めるため、市民・事業者・行政が協働した取り組みが求められています。



不法投棄撲滅キャンペーンの様子

● 廃棄物が適正に処理されている。

取 り 組 み の 方 向

1 ごみ処理体制の整備

将来を見通した廃棄物処理施設の計画的な整備を図るとともに、社会経済情勢や時代の変化に伴い新たに求められる資源化施設などの整備を進めます。

また、施設の管理運営や収集運搬業務の民間委託化を進めるなど、より効率的な収集運搬処分体制を整備します。

2 不法投棄の防止対策の充実

ごみの不法投棄が多発する箇所への監視カメラの設置や昼・夜間パトロールの拡充、不法投棄防止活動に取り組む市民団体に対する支援の実施など、地域と連携した不法投棄防止対策を進めるほか、たばこの吸殻等のポイ捨てや路上喫煙対策のさらなる充実を図ります。

主 な 事 業

- 廃棄物処理施設の整備
- 美化推進・不法投棄防止対策事業



南清掃工場

成 果 指 標

指標と説明		単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標 51】	市内で発生するごみが、市焼却施設及び最終処分場で処理される割合（家庭ごみ） ⇒廃棄物が適正に市内で処理されている状態を見る指標	%	100.0	100.0	100.0
目標設定の考え方	他市等へ処理を委託することなく、市内の廃棄物処理施設（焼却施設・最終処分場）で全量処理が可能な体制を維持することを目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」				
【指標 52】	ポイ捨て、不法投棄を防止し、まちの美観が保たれていると感じる市民の割合 ⇒まちの美化が保たれた状態を見る指標	%	62.9	68.0	73.0
目標設定の考え方	市民アンケート調査で「清潔に保たれている」、「おおむね清潔に保たれている」と回答する人の割合が約10ポイント増加することを目標として設定しました。 [出典]「市民アンケート」				



施策 28 水源環境の保全・再生

課題と展望

本市は、神奈川県内の水需要にこたえる豊富な水資源である相模湖・津久井湖・宮ヶ瀬湖などを有しています。

しかし、水源をかん養する森林は、林業の衰退などにより荒廃化が進み、土壌の流出が見られることや、残土やごみの不法投棄などの課題が生じています。

また、湖の一部では、生活排水による富栄養化²⁷に起因するアオコが発生しており、水資源に深刻な影響を及ぼすといった課題が生じています。

このため、広大な水源地域の森林が持つ水源かん養機能²⁸の向上による水源環境の保全・再生と湖・河川の水質の改善に向けた取り組みを進めることが求められています。



相模湖



津久井湖

- 27 【富栄養化】
湖沼・内湾などへの地表水等の流入により、チッソ・リンなどの栄養物質が蓄積し、限度を超えるとプランクトンが異常繁殖して汚染や腐水化が起こること。
- 28 【水源かん養機能】
森林の土壌が雨水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、雨水が森林土壌を通過することにより、水質を浄化する機能をいう。
- 29 【高度処理型浄化槽】
湖沼のアオコの発生原因となるチッソ・リンの除去が高度に処理できる能力を有する合併処理浄化槽であり、水道水源地域、湖沼などでより一層の水質汚濁防止、富栄養化防止の目的で用いられる。
- 30 【民有林】
国有林以外をいい、個人、会社、社寺等が所有する私有林と都道府県、市町村、財産区等が所有する公有林に区分される。

- 市内の湖の水質が良好に保たれている。
- 水源かん養機能が向上している。

取 り 組 み の 方 向

1 森林環境の保全と林業の育成

水源地域の森林整備をはじめ、林道の整備や間伐材等の地場産木材の活用方を広げるなど、林業の活性化に取り組みます。

また、ごみなどの不法投棄の防止に向けた監視やパトロール活動など、森林環境を守るための取り組みを進めるほか、森林の保全・再生の取り組みについて、相模川流域の市町村との連携や、神奈川県内の水の受益者の理解を得るための方策を講じます。

2 生活排水対策の推進

湖や河川への生活排水による環境負荷の低減を図るため、水源地域における公共下水道や高度処理型浄化槽²⁹の整備などを進めるとともに、適切な生活排水の処理についての情報提供を行います。

主 な 事 業

- 水源の森林づくり事業（民有林³⁰の保全・再生）
- 公共下水道（汚水）・浄化槽の整備
- 地場産木材の利活用促進事業
- 林道整備事業

成 果 指 標

指標と説明		単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標 53】 管理された森林面積の割合（水源の森林づくり事業） ⇒森林環境が守られている状態を見る指標		%	37.5	62.7	84.5
目標設定の 考え方	県水源の森林づくり事業に基づく県の確保森林(300～400ha/年)と協力協約森林(70～80ha/年)を整備していくことを目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」				
【指標 54】 市域から津久井湖に流入するチッソ・リンの削減量 ⇒市内の湖の水質が良好に保たれている状態を見る指標		kg/日	チッソ リン	チッソ 179 リン 22	チッソ 269 リン 33
目標設定の 考え方	公共下水道や高度処理型浄化槽の整備により見込まれるチッソ・リンの削減量を目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」				



施策 29 人と自然が共生する環境の形成

課題と展望

都市化の進展により、身近な自然とふれあう場となる里山³¹や市街地の緑地は減少傾向にあり、その保全と活用に取り組む必要があるとともに、生物生息域の減少や希少・固有種などの保護が課題となっています。

一方、山林の荒廃などを背景に、野生動物やヤマビルの生息域が人の生活圏に及んでおり、農林業や生活への被害が深刻化しています。

また、相模川や相模湖などの河川や湖は、水とふれあえる場であるとともに、多様な生物の生息空間であるため、潤いのある良好な水辺空間づくりが必要です。

このため、人と自然が共生する環境の形成に向け、緑地の保全・活用や水辺環境の保全・創出などの取り組みが求められています。



市民協働による保全活動



さがみグリーンライン

31 【里山】

奥山と都市の中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念。

32 【多自然川づくり】

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川の整備や管理を行うことをいう。

- 緑地が保全されている。
- 市民が水辺とみどりに親しんでいる。

取 り 組 み の 方 向

1 緑地の保全・活用

古くから人々の生活の営みを通じて形成された里山、また、市街地の貴重なみどりである木もれびの森や横山丘陵をはじめとする緑地を守り、育てるとともに、市民の環境学習や憩いの場としての活用を進めます。

また、生物多様性の確保のため、生物の生息・生育環境の保全・再生を図るとともに希少種や固有種の保護管理の仕組みづくりや、サルやイノシシなどの野生鳥獣やヤマビルによる農林業や生活への被害対策を進めます。

2 水辺環境の保全・創出

水辺空間を取り巻くみどりと連携した親水空間の創出を進め、多自然川づくり³²などによる多様な生物の生息環境や親しみのある水辺環境の保全・創出を進めます。

主 な 事 業

- 緑地の公有地化推進事業
- 市民との協働による緑地の保全・活用事業
- 親水空間の保全・創出事業



多自然川づくり（道保川 泉橋上流）

成 果 指 標

指標と説明		単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標 55】 緑地率 ⇒緑地が保全されている状態を見る指標		%	67.6	67.6	67.7
目標設定の考え方	公園・広場の整備や特別緑地保全地区の指定拡大などにより、緑地率が0.1ポイント増加することを目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」				
【指標 56】 水辺やみどりに親しめる場が十分であると感じる市民の割合 ⇒市民が水辺とみどりに親しめる機会がある状態を見る指標		%	80.7	83.5	86.0
目標設定の考え方	市民アンケート調査で「満足」、「どちらかといえば満足」、「ふつう」と回答する人の割合が約5ポイント増加することを目標として設定しました。 [出典]「市民アンケート」				



施策 30 生活環境の保全

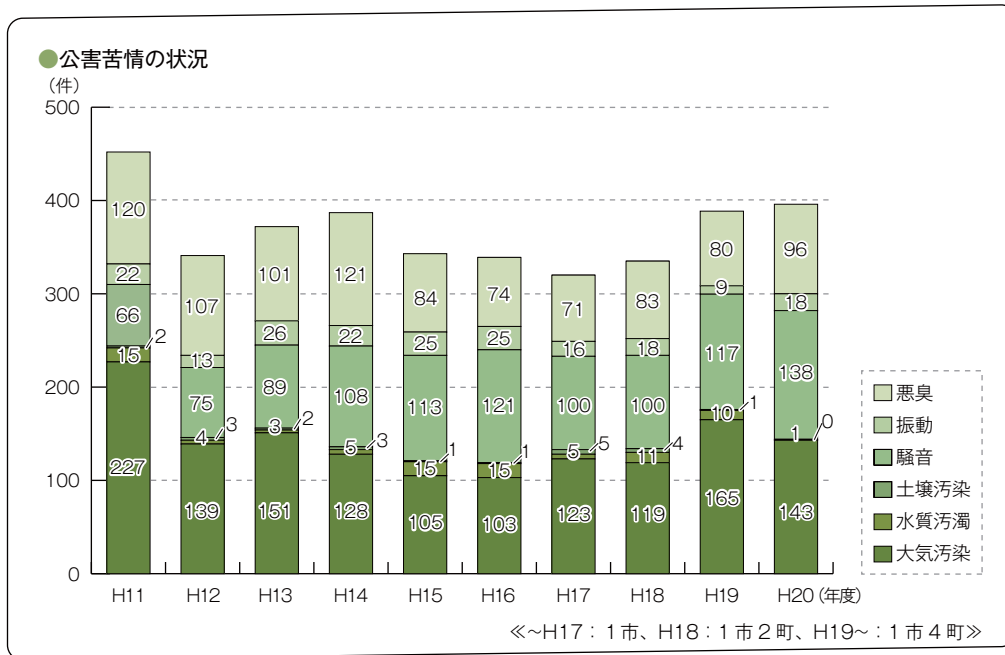
課題と展望

今日の環境問題は、これまでの工場等に起因する産業型公害に限らず、人々の生活や事業活動を通じた環境負荷の増大に起因する側面が大きくなっています。

また、影響の発現に長期間を要するアスベストをはじめとする有害化学物質などの問題や、発生の仕組みや影響の解明が十分でない未規制化学物質等の問題も重要性が増しています。

このため、快適な生活環境の保全に向けて、環境監視や発生源対策等の充実を図るとともに、環境に悪影響を及ぼすおそれのある化学物質等については、排出抑制や適正管理などを促進し、環境汚染の未然防止に取り組む必要があります。

さらに、公共下水道合流区域では、大雨時に未処理下水が河川に放流されるため、公衆衛生や水質上の課題があることから、生活排水等による環境への影響を低減する取り組みが求められています。



- 快適な生活環境が保たれている。

取 り 組 み の 方 向

1 環境汚染対策の充実

大気、水質、騒音、振動の測定・監視や、ダイオキシン類、アスベストなどの有害化学物質の調査により、事業所などに対する指導を進めます。

また、快適な生活環境の保全に結びつくような調査研究や情報収集、公表を行うとともに、市民・事業者との連携を進めます。

さらに、市内の事業所などにおける化学物質の使用実態などの情報の収集・公表による環境リスクの低減を図ります。

2 適正な水循環の確保

河川の水質保全、生活環境の向上を図るため、引き続き公共下水道合流区域の分流化を進めます。

また、将来のし尿・浄化槽汚泥の収集・処理量を踏まえ、し尿処理施設の整備を進めます。

主 な 事 業

- 環境監視測定事業
- 公共下水道合流区域の分流化事業

成 果 指 標

指標と説明		単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標 57】 大気・水質規制基準適合率 ⇒事業所等が環境規制基準を遵守している状態を見る指標		%	93.5	95.0	96.5
目標設定の考え方	今後の市の施策展開により、3ポイント増加することを目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」				
【指標 58】 調査測定地点環境基準適合率 ⇒一般環境（大気・水質）が環境基準を満たしている状態を見る指標		%	85.6	87.1	88.6
目標設定の考え方	今後の市の施策展開により、3ポイント増加することを目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」				

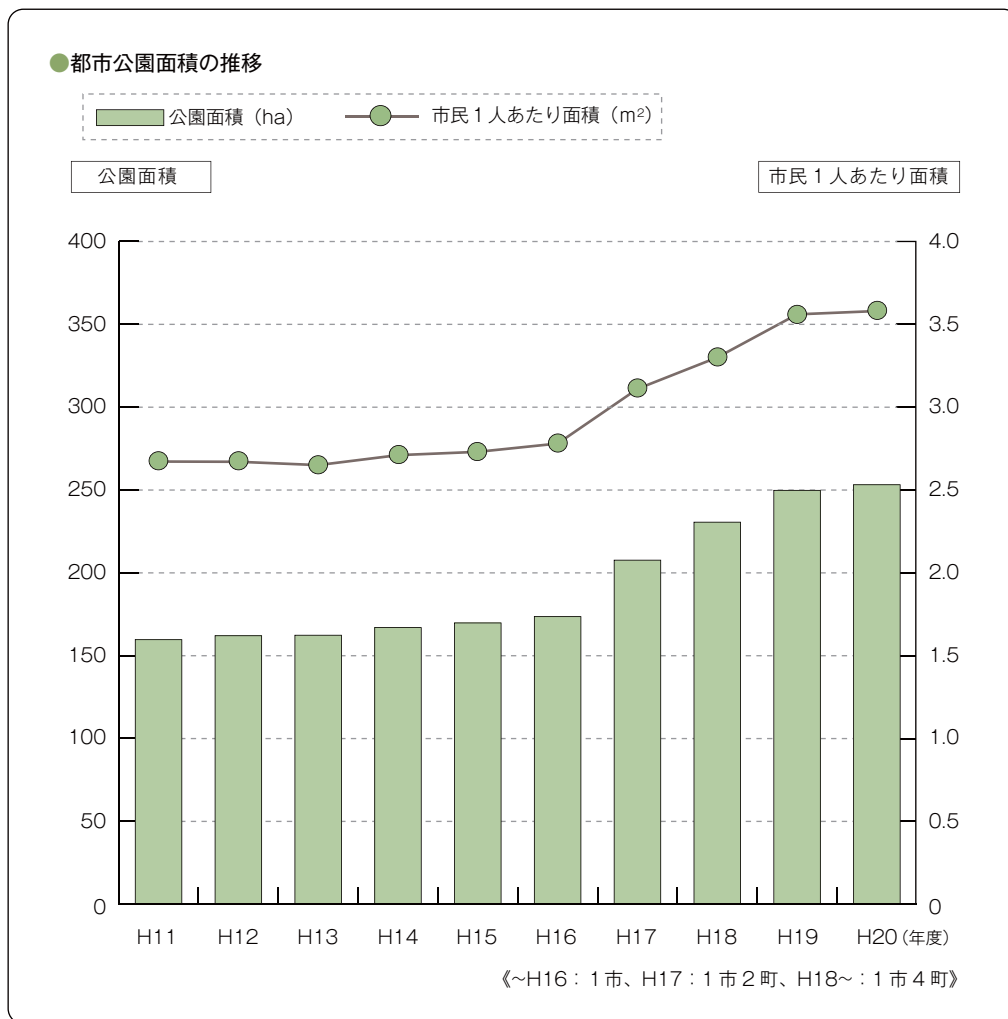


施策 31 快適な都市空間の創造

課題と展望

都市化の進展に伴い、市街化した地域では身近なみどりが減少しています。快適で心の豊かさを感じることのできる都市環境をつくるためにも、身近なみどりを増やす取り組みをはじめ、魅力ある公園やみどり豊かな空間、憩いの場を創出していくことが求められています。

このため、市街地における緑地の確保や市民による緑化活動への支援を図り、生活の身近な場所で自然や季節を感じることができるまちづくりを進めるとともに、市民の余暇活動の充実や健康づくり、都市防災の観点からも、自然環境や地域の特性を生かした魅力ある公園や広場などのオープンスペースの整備を進める必要があります。



●市街地における緑化が進んでいる。

取 り 組 み の 方 向

1 都市緑化の推進

市民・事業者との役割分担と連携のもとで、公共施設をはじめとした公共空間や民有地を含めた都市緑化の推進を図ります。

2 公園・広場の整備

自然環境やレクリエーション、防災、歴史など、地域のニーズや特性を生かした公園の整備や子どもから高齢者まで多目的に利用できる広場の整備を進めます。

主 な 事 業

- 都市緑化推進事業
- 公園整備事業



相模原麻溝公園

成 果 指 標

指標と説明		単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標 59】市街地、公共施設等における緑化満足度 ⇒市街地における緑化が進んでいる状態を見る指標		%	78.7	81.5	84.0
目標設定の 考え方	緑地の確保や都市緑化などの取り組みを進めることにより、市民の満足度が約5ポイント向上することを目標として設定しました。 [出典]「市民アンケート」				
【指標 60】緑化活動に取り組む市民の割合 ⇒みどりを増やす活動を行う市民の割合を見る指標		%	8.6	11.5	14.0
目標設定の 考え方	地域の緑化を担う団体の育成など、市民による緑化活動を促進することにより、約5ポイント向上することを目標として設定しました。 [出典]「市民アンケート」				
【指標 61】公園の満足度 ⇒市民の憩いの場としての公園が整備されているかを見る指標		%	78.1	85.0	88.0
目標設定の 考え方	公園が不足している地域を中心に魅力ある公園づくりを進め、市民の満足度が約10ポイント向上することを目標として設定しました。 [出典]「市民アンケート」				



施策 32 雇用対策と働きやすい環境の整備

課題と展望

少子高齢化の進展とともに、生産年齢人口が減少傾向に転じています。地域経済の活力を維持していくために、高齢者や障害者、再就職をめざす女性などを含めた働く意欲のある人が就労することができ、誰もが安心して働くことができる労働環境の整備が求められています。

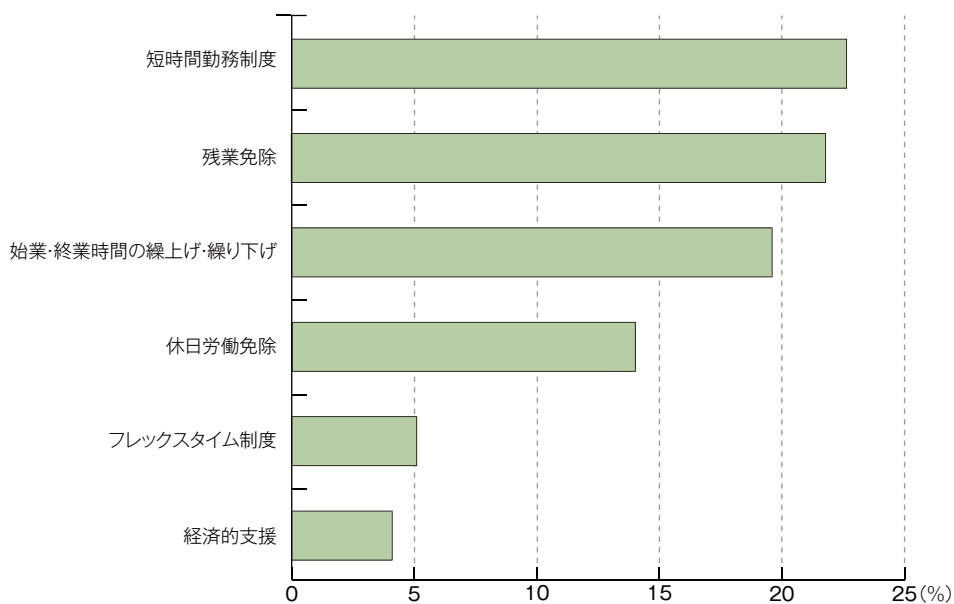
その一方で、企業の雇用形態や求職者の働くことに対する価値観の多様化が進み、不安定な就労や、求職者と求人者のニーズが合致しない、いわゆる雇用のミスマッチが増加しているとともに、若者をとりまく環境や意識の変化などを背景に、ニート³³やひきこもりと呼ばれる若者の増加が課題となっています。

このため、働く意欲のある人への就労支援を進めるほか、ニートやひきこもりと呼ばれる若者を対象とした勤労観の育成を含めた就労支援に取り組む必要があります。

また、仕事と子育ての両立や、勤労者が生きがいやゆとりを実感できる仕組みづくりに向け、労働条件や福利厚生の上昇を促進することも求められています。

●従業員100人未満の事業所における育児をする労働者への対応

※回答した企業（606社）における割合
※同一事業所で複数の制度を実施している場合あり



【出典】平成20年度相模原市雇用促進対策基本調査

33 【ニート】(NEET)

Not in Education, Employment or Training (就学、就労、職業訓練のいずれも行っていない若者)の略で、15～34歳の非労働力人口のうち、通学、家事を行っていない者をいう。

- 市内での雇用機会が確保されている。
- 市民が生きがいとゆとりを持って仕事ができている。

取 り 組 み の 方 向

1 就労支援の充実

働く意欲のある人に対し、職業能力を開発する機会の充実を図るとともに、就労に向けた職業紹介や相談体制の充実などの雇用対策を進めます。

また、ニートやひきこもりと呼ばれる若者に対し、学校教育や青少年育成、保健・福祉の分野を含めた総合的な支援に取り組みます。

2 勤労者福祉の推進

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の理念に基づき、勤労者が生きがいを持ち、安心して働くことができる労働環境づくりや勤労者福祉を促進します。

主 な 事 業

- ニート・フリーター就労支援事業
- 職業紹介事業
- 仕事と家庭の両立支援事業



就職支援センターの面談の様子

成 果 指 標

指標と説明		単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標 62】有効求人倍率 ⇒雇用を求めている市民が職を得ている状態を見る指標		倍	0.65	0.83	1.00
目標設定の考え方	理想値である「求職者1人に対して求人数が1となる」を達成することを目標として設定しました。 [出典]「相模原公共職業安定所調」				
【指標 63】ワーク・ライフ・バランスを考えた福利制度を導入している中小企業の割合 ⇒市内企業が働きやすい環境整備を進めている状態を見る指標		%	49.3	62.0	75.0
目標設定の考え方	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、短時間勤務や事業所内託児などの福利制度を導入する企業を約5割増やすことを目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」				



施策 33 地域経済を支える産業基盤の確立

政策の基本方向15

地域経済と雇用を支える産業を振興します

課題と展望

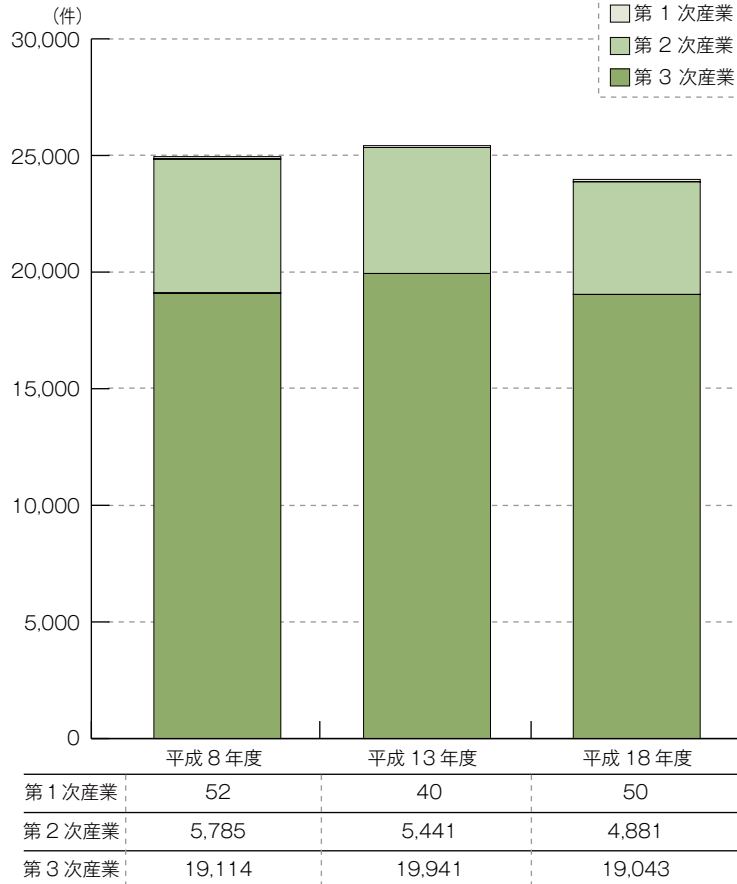
本市は、製造業の集積を図り、内陸工業都市として発展してきましたが、経済のグローバル化や生産拠点の集約化などにより、市外へ転出する企業も見られ、「産業の空洞化」が深刻化するとともに、工場跡地の住宅化が進み、住工混在による既存工場の操業環境の悪化が危惧されています。

その一方で、都心に近く臨海部へのアクセスもよいことから、本市への立地を希望する企業も多く見られますが、まとまった産業用地が不足し、これらの企業の意向に十分にこたえられない状況があります。

また、製造業においては、国際競争の激化や人口減少社会の到来に伴い、高付加価値の製品や技術の開発、人材の育成と確保、熟練技能の継承なども課題となっています。

このため、自然環境や生活環境への配慮のもと、計画的に産業用地を創出するなかで、ものづくりを支える産業の振興や人材の確保・育成など総合的な取り組みを進め、本市の産業基盤を強固にする必要があります。

● 産業別事業所数の推移



【出典】 事業所・企業統計調査
《全期間：1市4町》

●市内の製造業が振興している。

取 り 組 み の 方 向

1 ものづくり産業の振興

本市の基幹産業である製造業を振興するため、既存工場の操業環境の保全を図るとともに、新たな産業用地を創出し、企業誘致を進めます。

また、産業集積の維持・向上を図るため、航空宇宙、再生可能エネルギーや環境などの先端分野を研究開発する企業のほか、さがみ縦貫道路などの広域的な道路基盤を生かした物流施設の立地誘導を進めます。

2 産業を支える人材の育成と確保

関係機関との連携や退職技術者等の活用により、在職者や求職者の教育訓練を進めるとともに、若者がものづくりに触れる機会を創出するなど、人材の育成と確保に取り組みます。

主 な 事 業

- 工業用地の保全・活用事業
- 企業の立地促進事業
- ものづくり人材の確保・育成事業



企業団地「協同組合 Sia 神奈川」

成 果 指 標

指標と説明	単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標 64】 製造品出荷額等 ⇒市内の製造業が振興している状態を見る指標	百万円	1,606,435 (平成 19 年)	1,302,000 (平成 26 年)	1,610,000 (平成 31 年)
目標設定の考え方	過去 10 年の実績や、基準値年度の経済情勢を鑑み、当面は下落傾向が見込まれるものの、企業誘致の促進、経営支援や技術支援等の産業振興策を進めることにより、基準値の数値を維持していることを目標として設定しました。 [出典]「工業統計調査」			



施策 34 新産業の創出と中小企業の育成・支援

課題と展望

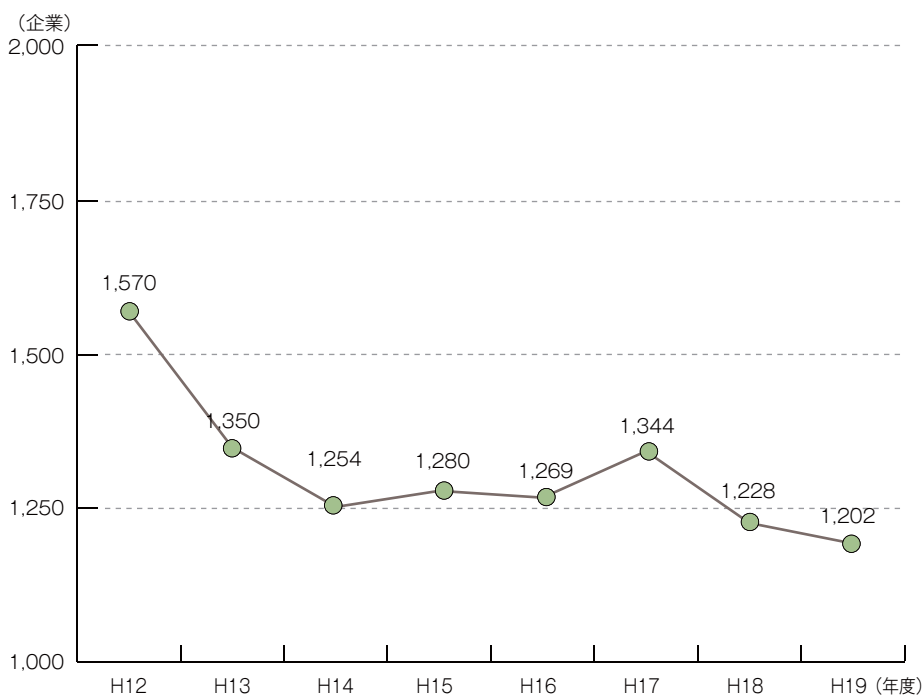
本市は、これまで大学などの研究機関や商工会議所などの経済団体と連携し、また、新産業・新事業を創出するための拠点である「さがみはら産業創造センター」(SIC)³⁴の機能を生かして、経営と技術の両面から、起業家や中小企業を育成する土壌を培ってきました。

新たな成長産業を創出するためには、この本市の強みをさらに伸ばし、経営資源が限られているベンチャー企業³⁵や中小企業の経営力を高めることが求められています。

このため、経済団体をはじめとする産業支援機関と連携し、情報収集、資金調達、人材確保など、様々な課題を有する起業家や中小企業に対し、積極的な支援を行う必要があります。

● 中小企業数の推移

※ 中小企業：従業員数が20人以上300人未満の事業所



【出典】工業統計調査
《全期間：1市4町》

34 【さがみはら産業創造センター (SIC)】

新事業の創出・企業の新分野進出を支援するとともに、産学連携を推進し、地域中小企業の活性化を図ることを目的として、新事業創出促進法に基づき、地域振興整備公団（現独立行政法人中小企業基盤整備機構）、相模原市、地域企業などの出資により設立された株式会社。

35 【ベンチャー企業】

新技術・新事業を開発し、事業として発足させた企業。

36 【新技術実用化コンソーシアム形成事業】

地域の複数の企業及び大学による研究会・勉強会等を形成し、新技術の開発や新規事業分野への参入等に向けた活動を支援する事業。

- 市内で新しい企業が生まれている。
- 市内中小企業の経営が安定している。

取 り 組 み の 方 向

1 新たな成長産業の創出

国や県のほか、関係機関と連携した支援策の展開や産学連携・企業間連携の促進による新製品、新技術の研究開発支援など、新たな分野に挑戦する中小企業の支援の充実を図ります。

2 中小企業の育成・支援

中小企業の経営基盤、技術基盤の向上を促進するため、S I C、商工会議所などと連携し、経営や技術等に関するコンサルティングや情報提供を充実させるとともに、金融機関と協調して中小企業の金融の円滑化を図ります。

主 な 事 業

- 新技術実用化コンソーシアム形成支援事業³⁶
- 産業支援機関と連携した中小企業の支援
- 中小企業融資制度



さがみはら産業創造センター（SIC）

成 果 指 標

指標と説明		単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標 65】 新規の開設事業所数 ⇒市内で新たな事業者が生まれているかを見る指標		事業所	1,082	1,000	1,080
目標設定の考え方	基準値年度の過去3年間の減少傾向を踏まえ、今後も下落傾向が見込まれるものの、中長期的には産業用地の創出や交通網の整備が進むことなどを増加要因とし、基準値の水準に回復していることを目標として設定しました。 [出典]「届出件数」				
【指標 66】 経営安定の中小企業数（黒字申告をした企業数） ⇒市内の事業者の経営状況を見る指標		社	3,674	3,340	3,870
目標設定の考え方	基準値年度において、大幅な落ち込みが想定されますが、中長期的な景気回復を見込むとともに、産業支援策の展開などにより、基準値を約5%上回ることを目標として設定しました。 [出典]「申告件数」				



施策 35 商業・サービス業の振興

政策の基本方向15

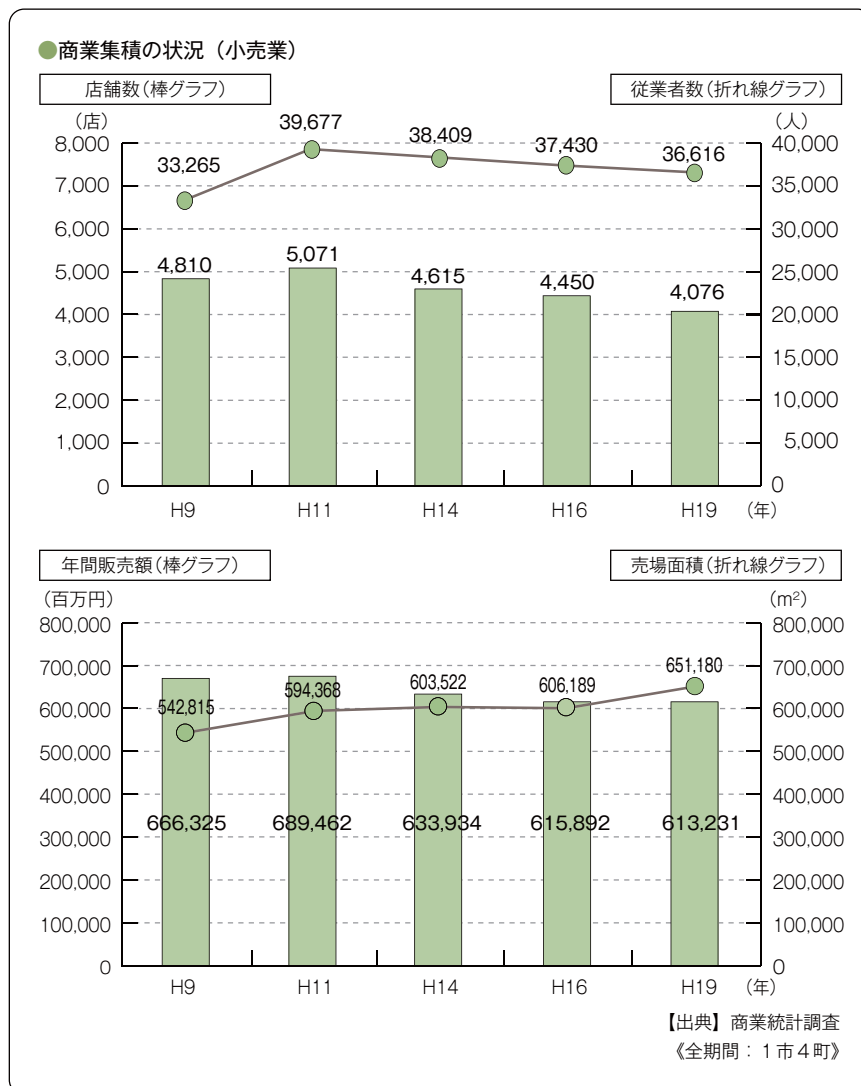
地域経済と雇用を支える産業を振興します

課題と展望

本市の商業は、中心市街地に一定の商業基盤を有しているものの、消費購買力が市外へ流出する傾向が強く、買い回り機能³⁷や業務機能の集積を中心とした集客力の向上が課題となっています。

また、市内の商店街では、ロードサイド型の商業施設の立地に伴う影響や、商店経営者の高齢化・後継者不足などの構造的な問題による個人商店の経営難や商店街組織の弱体化が課題となっています。

このため、中心市街地の魅力を高める取り組みとともに、地域に根ざした商店街の活性化を進める必要があります。



37 【買い回り機能】

買い回り品（消費者が価格・品質・色・デザインなどを比較検討した上で購入する商品。婦人服・呉服・靴など）を購入できる場（商業施設）や機会など。

- 市内の商業、サービス業が振興している。

取 り 組 み の 方 向

1 中心市街地の魅力向上

中心市街地（橋本駅周辺地区、相模原駅周辺地区、相模大野駅周辺地区）それぞれの特性を生かしたまちづくりと連動して、商業・サービス業や業務機能の集積を図るとともに、にぎわいづくりを促進します。

2 地域に根ざした商店街の活性化

商店街の空き店舗対策をはじめ、利便性の高い魅力ある商店街づくりを支援するとともに、個店の魅力を高める方策や、意欲ある商業者の創出・育成に取り組みます。

また、商店街組織の強化に向けて、加入促進やリーダーとなる人材の育成を図るとともに、地域に根ざした商店街の活性化のために、商店街が地域の一員として実施する高齢者・子育て世代への支援や、環境問題などの地域課題を解決するための取り組みを支援します。

主 な 事 業

- 中心市街地の魅力向上事業
- 商店街と地域の連携事業



相模大野コリドー通り

成 果 指 標

指標と説明	単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標 67】小売業年間販売額（商品販売額） ⇒市内の商業が振興している状態を見る指標	百万円	613,231 (平成 19 年)	613,231 (平成 26 年)	613,231 (平成 31 年)
目標設定の 考え方	平成 11 年をピークに減少を続けていますが、今後は人口増加や交通利便の向上、中心市街地の活性化などによる効果を見込み、基準値の維持を目標として設定しました。 [出典]「商業統計調査」			



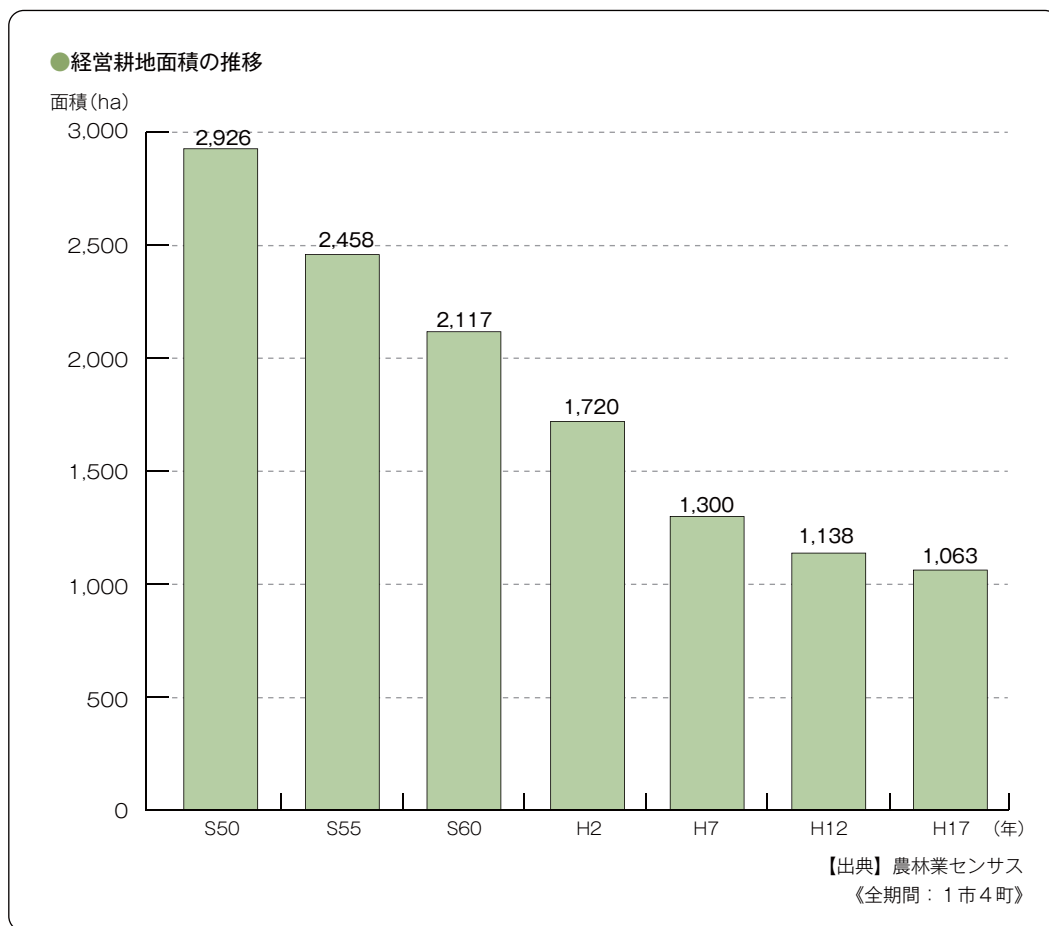
施策 36 都市農業の振興

課題と展望

本市の農業を取り巻く環境は、都市化の進展や産業構造の変化とともに、農業従事者の高齢化や後継者の不足により、農家人口や耕作地が減少し、農地の遊休化や荒廃化が進んでいます。

その一方で、新鮮で安心できる食材として、地場の農畜産物への消費者ニーズが高まっていることや、「農」とふれあう機会を求めている人が増えていること、さらには、農地が都市における貴重な緑地空間の保全につながるなど、都市農業の果たす役割は、一層重要なものになっています。

このため、農業従事者の育成・確保や企業の農業への参入促進などによる農地の保全と活用、市民が「農」とふれあう場や機会の創出、地産地消³⁸の推進をめざした販路の拡大など、都市農業の振興が求められています。



38 【地産地消】

「地域生産地域消費」、「地元生産地元消費」などの略。その地域で作られた農産物・水産物を、その地域で消費すること。また、その考え方や運動。

39 【農用地区域】

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域内において、今後、相当長期間にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農業振興地域整備計画で用途を定める区域。

- 農地が農地として活用されている。
- 農作物が市内で消費されている。

取 り 組 み の 方 向

1 農地の保全・活用

効率的かつ安定的な農業経営を行う農家に対する農地の集積を進めるとともに、退職世代や企業の農業参入を促進するなど、都市における貴重な緑地空間でもある農地の保全と活用に向けた取り組みを進めます。

また、農道や用水路の整備を進め、農業生産性の向上を図ります。

2 市民と農とのふれあいの場の創出と地産地消の推進

体験型農園の開設促進、農に関するイベントの開催などにより、市民と「農」とのふれあう場や機会を創出します。

また、市民に新鮮で安全・安心な地場の農畜産物を提供するために、農業関係団体と連携した直売などの販路の確保、農畜産物のブランド化、学校給食での活用などにより地産地消の推進を図ります。

主 な 事 業

- 体験型農園の開設促進
- 農業生産基盤整備事業
- 大型農産物直売所の開設促進



農産物の販売の様子

成 果 指 標

指標と説明		単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標 68】 農用地区域 ³⁹ 内における耕作地面積の割合 ⇒農業を振興すべき農地が保全・活用されている状態を見る指標		%	89.8	95.0	100.0
目標設定の 考え方	国の農地改革プランや農地活用の観点から、すべての農地が耕作されている状態を目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」				
【指標 69】 市内農業生産量 ⇒地産地消のもととなる市内の農業生産量の推移を見る指標		t	25,342 (平成19年度)	26,600	27,900
目標設定の 考え方	地産地消の促進や農用地区域の耕作放棄地の解消に向けた取り組みにより、基準値を約10%上回ることを目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」				



施策 37 魅力ある観光の振興

課題と展望

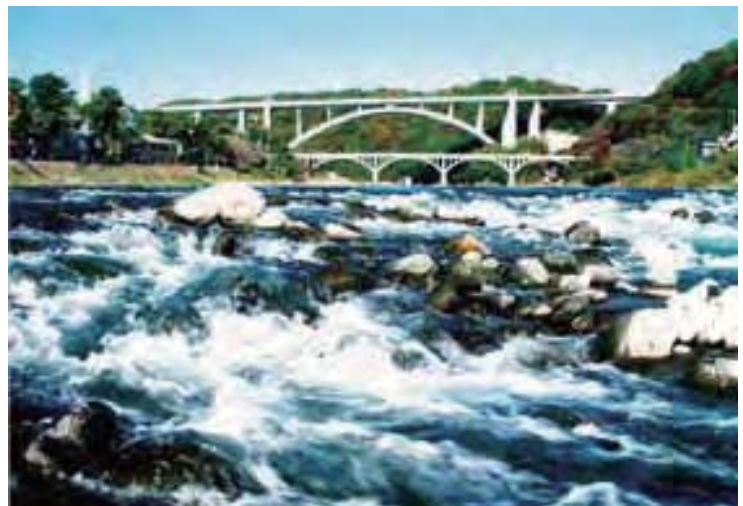
余暇の過ごし方の多様化をはじめ、健康や環境に対する意識の高まりなどを背景に、これまでの名所旧跡や祭りなどを訪れる「見る」だけの観光に加え、そこに暮らす人々の生活や自然、地域とのふれあいなどを求める「見る」、「学ぶ」、「体験する」観光への関心が高まっています。

本市は、市街地のにぎわいや自然、農山村の風景、温泉、歴史と伝統・文化など、様々な観光ニーズに対応し得る多くの地域資源に恵まれています。

このため、都心などからの交通利便性を生かしながら、多様な地域資源を魅力ある観光資源として磨き上げることにより、新たな観光交流を創出し、交流人口の増加による地域経済の活性化につなげる必要があります。



相模原市民桜まつり



相模川

- 市内に観光に訪れる人が増えている。
- 観光客による市内での消費額が増えている。

取 り 組 み の 方 向

1 都市の魅力と豊かな自然資源を生かした観光振興

地域の個性と地域資源のまとまりを生かした観光エリアを形成し、新たな観光資源の発掘と磨き上げを進めるとともに、都市型の観光交流を通じたにぎわいのあるまちづくりや水源地域の自然や歴史、文化を生かした体験・交流型のプログラムの提供などを行うことにより、エリア間の回遊性を高めます。

2 観光を担う人材と組織づくり

おもてなしの心で観光客を迎えるまちをめざし、観光ガイドなどの人材育成をはじめ、民間事業者や関連団体との連携、相模原市観光協会の組織強化などを進めます。

3 観光情報の充実

本市のイメージアップによる知名度の向上を図るため、様々なメディアを活用して広域的な観光宣伝活動を展開するとともに、時季にあった魅力ある情報を発信します。

主 な 事 業

- 観光エリアの形成促進
- 観光協会の組織・機能の強化支援
- 観光情報発信事業



藤野観光案内所「ふじのね」

成 果 指 標

指標と説明		単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標 70】 入込観光客数 ⇒市内に観光に訪れる人が増えている状態を見る指標		万人	1,000 (平成18年度)	1,290	1,500
目標設定の考え方	観光による交流人口の拡大をめざして、50%増の1,500万人を目標として設定しました。中間目標については、市「観光振興計画」に基づく取り組みを勘案し、設定しました。 [出典]「市独自調査」				
【指標 71】 1人あたりの観光客消費額 ⇒観光客による市内での消費額が増えている状態を見る指標		円	694 (平成18年度)	860	1,000
目標設定の考え方	基準値年度の1人あたりの観光客消費額694円に対し、1,000円(総額150億円)とすることを目標として設定しました。中間目標については、市「観光振興計画」に基づく取り組みを勘案し、設定しました。 [出典]「神奈川県入込観光客調査」				

みらいのさがみはら ～こんなまちになってほしい～



小・中学生作文・絵画コンクール 中学生 絵画の部 最優秀賞 緑が丘中学校1年(当時) かとうしゅう 加藤 洲さん

基本目標Ⅳ

活力にあふれ多様な交流が生まれる広域交流拠点都市

政策の基本方向 16 地域の特色を生かした土地利用を進めます

施策 38 計画的な土地利用の推進	122
-------------------	-----

政策の基本方向 17 魅力あふれる質の高い都市をつくります

施策 39 広域交流拠点都市にふさわしい都市拠点の形成	124
施策 40 新たな産業拠点の形成と地域の拠点の活性化	126

政策の基本方向 18 都市を支える交通基盤をつくります

施策 41 広域的な交流を支える交通体系の確立	128
施策 42 地域を支える交通環境の充実	130
施策 43 公共交通を中心とする交通体系の確立	132

政策の基本方向 19 魅力ある景観やゆとりある住環境の形成を図ります

施策 44 魅力ある景観の保全と創造	134
施策 45 安全で快適な住環境の形成	136

政策の基本方向 20 基地全面返還の実現をめざします

施策 46 基地の早期返還の実現	138
------------------	-----



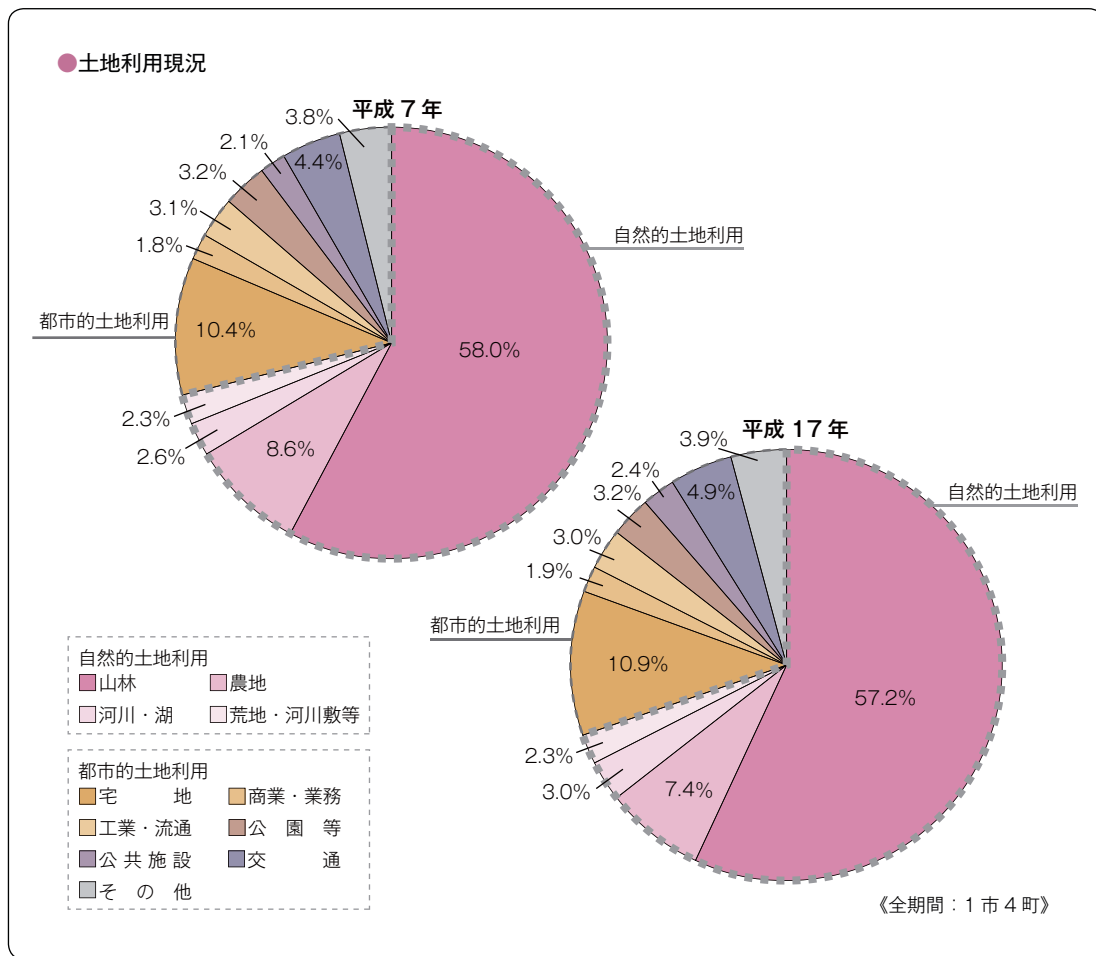
施策 38 計画的な土地利用の推進

課題と展望

少子高齢化や将来的な人口減少を踏まえ、国などの施策の基本姿勢が「量」重視から「質」重視に本格的に転換してきている状況のもと、環境面や財政面に配慮しながら、持続可能なまちづくりを行うため、人口の定着化や財政基盤などの強化を積極的に図ることが求められています。

また、今後の本市のまちづくりにおいては、土地利用の方針に基づき、駅周辺等の各拠点を中心とした集約型の都市構造による投資効率の高いまちづくりを進めるとともに、自然環境に配慮しながら産業や住宅の適切な誘導を図る必要があります。

このため、「都市的土地利用を図るべき地域」、「自然的土地利用を図るべき地域」及び「土地利用の整序を図るべき地域」などの土地利用の方向性を明確にする必要があります。



40 【特定保留区域】
市街化調整区域において、将来計画的なまちづくりが行われる区域について定めたもので、計画的な市街地整備の実施の見通しが明らかとなった場合に、市街化区域に編入する区域のこと。

● 計画的な土地利用を進めている。

取 り 組 み の 方 向

1 産業と住環境が調和した土地利用の推進

「都市的土地利用を図るべき地域」では、財政基盤や都市力の強化、市民の豊かな暮らしの実現と活力ある地域社会の創出などに向け、市街地における産業活動と住環境との調和を図りながら、新たな拠点整備などを計画的に進めます。

2 森林・農地、水辺などの保全

「自然的土地利用を図るべき地域」では、自然公園などの水源地域の自然環境や、市街地の貴重なみどりなどを一体的に保全するほか、農林業を振興するために優良な農地や森林を保全します。

3 地域活力を維持する土地利用の推進

「土地利用の整序を図るべき地域」では、地域における活力の維持や、無秩序な開発の防止の観点から、良好な自然環境や営農環境との調和を図り、地域の実情に応じた秩序ある適切な土地利用を誘導します。

主 な 事 業

- 土地利用の調整に係る条例の制定
- 都市計画推進事業（地域地区等の指定）



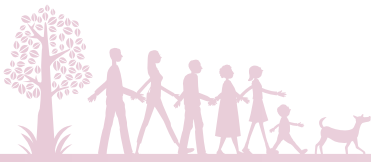
自然的土地利用の例



都市的土地利用の例

成 果 指 標

指標と説明		単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標 72】 特定保留区域 ⁴⁰ の市街化編入率 ⇒都市的土地利用が計画的にされているかを見る指標		%	0.0	100.0	100.0
目標設定の考え方	3つの区域（当麻地区、川尻大島界地区、麻溝台・新磯野地区）の特定保留区域が市街化区域に編入されることを目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」				
【指標 73】 自然的土地利用を図るべき地域の面積 ⇒自然的土地利用が計画的にされているかを見る指標		ha	12,906	12,906	12,906
目標設定の考え方	自然的土地利用が図られている地域（自然公園、近郊緑地保全区域、自然環境保全地域）の現状値を今後も維持していくことを目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」				



施策 39 広域交流拠点都市にふさわしい都市拠点の形成

課題と展望

首都圏の均衡ある発展のためには、本市を含む近隣の諸都市が様々な分野において互いに交流と連携を図り、自立性の高い地域を形成することが求められるなか、本市はその中心となり、他市をリードする役割を果たしていく必要があります。

このため、橋本駅周辺地区と相模原駅周辺地区では、高次都市機能⁴¹の集積を促進するとともに、両地区の機能分担のもとで、首都圏南西部における広域交流拠点を形成し、周辺都市からの求心性を高める都市づくりを進める必要があります。

また、相模大野駅周辺地区では、広域圏における多様な消費者のニーズ等に対応する商業機能の集積を図り、市内外から人が集うにぎわいのある拠点を形成する必要があります。



相模大野駅西側地区市街地再開発事業【将来イメージ図】

41 【高次都市機能】
都市圏を越え広域的な地域を対象とする質の高い都市的サービス（教育、医療、福祉、文化機能等）のこと。

- 橋本駅周辺地区、相模原駅周辺地区、相模大野駅周辺地区のまちの魅力が増し、にぎわっている。

取 り 組 み の 方 向

1 橋本駅周辺地区の整備促進

橋本駅周辺地区では、交通の要衝としての利便性を生かすとともに、さらなる公共交通の輸送力の増強を促進し、人・もの・情報が行き交う広域的な交流によるにぎわいのある都市づくりを進めます。

また、魅力的な商業機能や周辺の工業団地と連携した業務機能及び文化や芸術の集客機能など、多様な都市機能の集積を図り、活力ある都市づくりを進めるとともに、駅の南北間や隣接する商業地の回遊性の向上を図るなど、一体的な都市づくりを進めます。

2 相模原駅周辺地区の整備促進

相模原駅周辺地区では、相模総合補給廠の一部返還予定地において、人、文化、学術、産業などの多様な交流を図るため、国際的な業務・文化交流機能や広域集客機能及び産業支援機能などの高次都市機能の集積を図るとともに、相模原駅南側に広がる商店街や行政機能と駅北側の新たな市街地の都市機能との連携や南北間の回遊性の向上による駅周辺の一体的な市街地の形成を進めます。

また、相模原駅の交通結節点としての利便性の向上や駅周辺のにぎわいと活力を創造し、沿線における地域の活性化を促進するため、小田急多摩線の延伸を進めます。

3 相模大野駅周辺地区の整備促進

相模大野駅周辺地区では、商業・業務機能の集積の取り組みと併せて、市街地再開発事業により整備される複合都市施設と周辺の文教施設などとの連携を図り、相模大野駅周辺地区の一体的な都市づくりを進めます。

主 な 事 業

- 橋本駅周辺地区整備事業
- 相模原駅周辺地区整備推進事業
- 相模大野駅西側地区市街地再開発事業

成 果 指 標

指標と説明		単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標 74】 市内3拠点の駅乗降客数 ⇒本市の拠点性の状況を見る指標		人	379,604 (平成19年度)	401,000	416,000
目標設定の 考え方	市内3拠点の駅乗降客数と駅周辺地域の人口推移の実績から相関関係を分析し、将来人口推計に基づき、目標値を設定しました。 [出典]「市独自調査」				



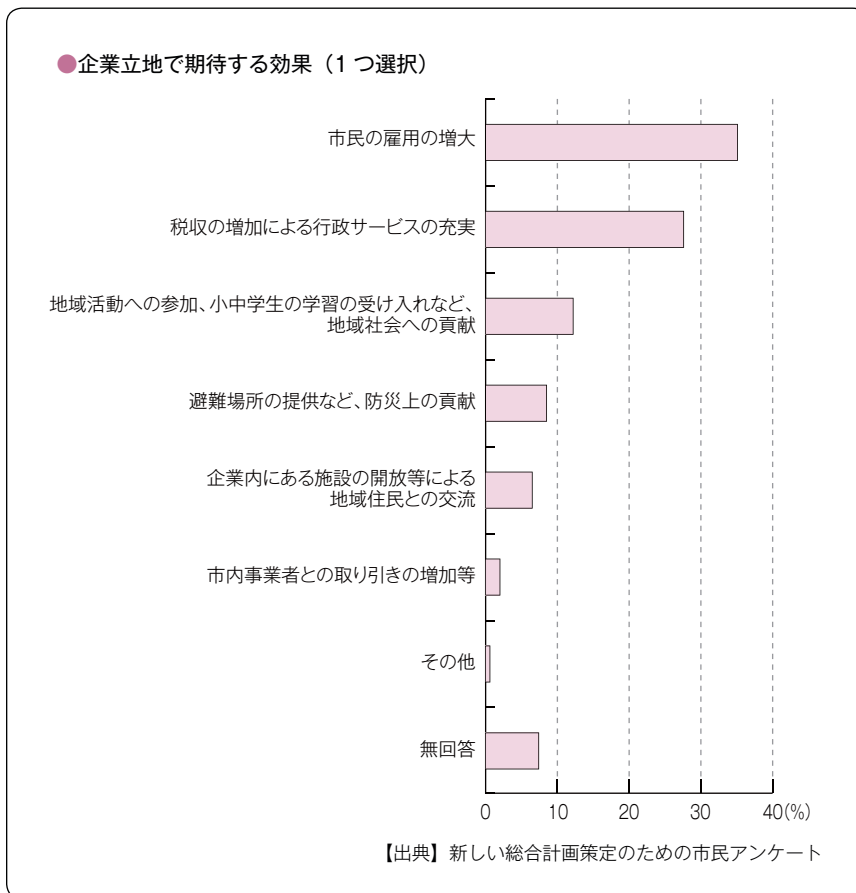
施策 40 新たな産業拠点の形成と地域の拠点の活性化

課題と展望

本市が活力ある都市として発展していくためには、より多くの人々が住み、働き、生活する場を形成していくことが重要です。

このため、さがみ縦貫道路インターチェンジ周辺地区などにおいては、産業を中心とした複数の都市機能による環境と共生した「新たな都市づくりの拠点」や、市内外の産業需要を支える「新たな産業創出の拠点」を形成するとともに、これらの地区への製造業等の誘導を通じて本市の活力を高める都市づくりを進める必要があります。

また、高齢化が進展するなかで、質の高い市民生活を実現するためには、公共施設や商業施設などが集積し、生活の拠点となっている地域において、商業や医療、コミュニティなど、日常生活を支える機能とともに情報・交流などの都市機能の集積を図り、利便性の高いまちづくりを進める必要があります。



● インターチェンジ周辺に産業が集積している。

取 り 組 み の 方 向

1 新たな都市づくりの拠点の形成

当麻地区、川尻大島界地区及び麻溝台・新磯野地区は、都市の活力を支える産業や新たな居住の場となる地区として、環境との共生に配慮した複合的な都市づくりを進めます。

2 新たな産業創出の拠点の形成

金原地区は、生産環境の維持・保全を図るとともに、新たな産業の受け皿として整備を図ります。併せて、さがみ縦貫道路インターチェンジ周辺地区や津久井広域道路の沿道などでは、周辺の環境に配慮しながら、産業などを中心とした職住近接型の土地利用に向けた取り組みを進めます。

3 地域の拠点の活性化

公共施設や商業施設などが集積している生活の拠点地区については、それぞれの地域特性を生かした魅力ある商業地形成を図るほか、道路の整備や公共交通網の整備など、日常生活の利便性や快適性向上のため活性化を図ります。

主 な 事 業

- 当麻地区整備促進事業
- 川尻大島界地区整備促進事業
- 麻溝台・新磯野地区整備推進事業
- 金原地区整備推進事業



当麻地区整備促進事業
【将来イメージ図】

成 果 指 標

指標と説明	単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標 75】 インターチェンジ周辺の企業立地件数 ⇒新たな産業拠点が形成されているかを見る指標	事業所	—	10	23
目標設定の考え方	平成31年度までに整備予定の産業用地の面積をもとに、過去の本市への企業立地相談動向（件数・面積）から推計し、目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」			



施策 41 広域的な交流を支える交通体系の確立

課題と展望

都市機能の集積とともに産業の活性化を図り、活発な交流を促進するためには、人やものが効率的に行き交う広域的な交通体系を確立する必要があります。

その一方で、空港・新幹線駅や高速道路へのアクセスに一定の時間を要することなどから、活力ある拠点都市としてさらなる交通機能の充実が求められています。

このため、広域的な公共交通網や道路網の整備に向けた検討を進め、全国や周辺都市との交通利便性の高い環境を整える必要があります。

●国道・県道の状況（平成21年4月1日現在）

道路の種類		路線名等	延長 (km)
高速自動車国道		中央自動車道	9.9
一般国道	指定区間	16号、20号	29.5
	指定区間外	129号、412号、413号	51.4
県道		31路線	187.6
合計			278.4

●都市計画道路整備状況（平成21年4月1日現在）

路線数	計画延長 (m)	改良済延長 (m)	改良率
71 路線	168,670	119,979	71.1%



津久井広域道路

- 市外への移動（市外からの移動）が便利になっている。

取り組みの方向

1 公共交通網の構築

リニア中央新幹線の市内への駅誘致、小田急多摩線の延伸など、鉄道を中心とした広域的な公共交通体系の形成を図るとともに、JR相模線の複線化やJR横浜線とJR中央本線の相互乗り入れなどを促進し、輸送力の拡大による利便性の高い公共交通網の充実を図ります。

2 道路ネットワークの形成

広域的な都市活動により発生する自動車需要に対応するため、さがみ縦貫道路や中央自動車道などの整備促進や機能の充実を図るとともに、周辺都市や地域間相互の交通利便性の向上のため、接続する国道や津久井広域道路などの道路ネットワークの充実を図ります。

主な事業

- 国県道整備事業
- 小田急多摩線延伸促進事業
- リニア中央新幹線建設促進・駅誘致事業



山梨リニア実験線

成果指標

指標と説明		単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標 76】 市内3拠点から市外主要都市駅までの鉄道の所要合計時間の短縮 ^{※1} （片道） ⇒鉄道による市内外への行き来のしやすさを見る指標		分	—	134	134
目標設定の考え方	鉄道事業者が発表している鉄道事業の整備完了後の移動短縮時間をもとに目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」				
【指標 77】 市役所から市内外主要地点までの自動車での合計移動時間の短縮 ^{※2} （片道） ⇒自動車による市内外への行き来のしやすさを見る指標		分	—	104	104
目標設定の考え方	さがみ縦貫道路の整備に伴う事業効果として国土交通省から発表されている移動短縮時間をもとに目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」				

※1 市内3拠点：橋本駅、相模原駅、相模大野駅

市外主要都市駅：成田空港駅、羽田空港駅、新宿駅、品川駅、横浜駅、大宮駅、茅ヶ崎駅、小田原駅、甲府駅、名古屋駅

※2 市内外主要地点：中央自動車道相模湖IC、東名高速道路厚木IC、成田空港



施策 42 地域を支える交通環境の充実

課題と展望

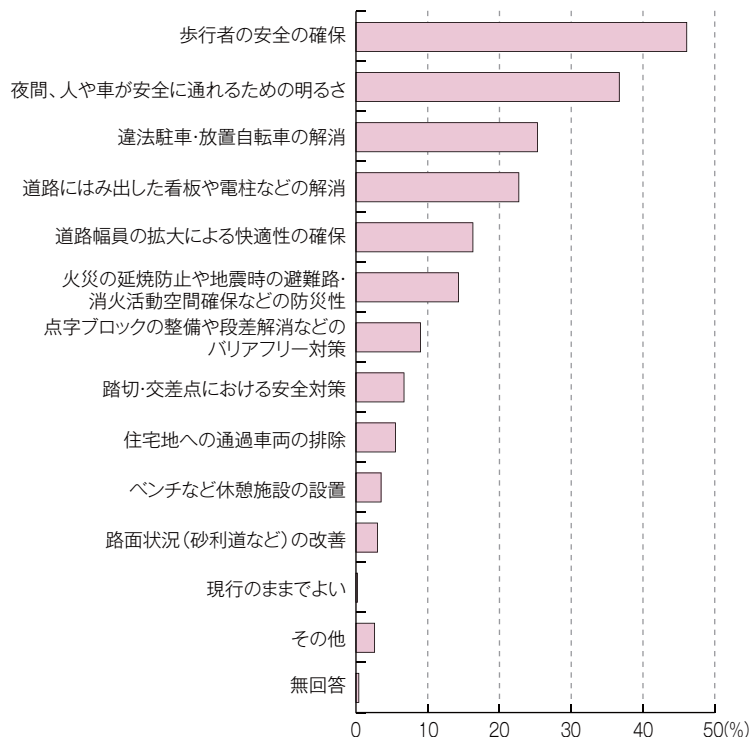
高齢社会が進展するなかで、市民の暮らしや地域経済活動などを支える交通基盤の充実・強化を図ることが求められています。

また、本市の一部には、道路などの都市基盤整備が進まないまま宅地開発が進んできた地区もあり、狭あい道路での歩行者や緊急車両などの通行への支障が問題となっています。

このため、市内の拠点間の連携を強化する道路網の整備や新たな公共交通軸の形成、バス交通の充実など、市民生活の利便性の向上を図るとともに、地域との協働により、地域の交通を守る必要があります。

また、狭あい道路の拡幅や交差点改良などを進め、安全で快適な道路環境をつくる必要があります。

●生活道路整備で重要なこと（2つ以内で選択）



【出典】新しい総合計画策定のための市民アンケート

42 【コミュニティバス】

交通不便地区における移動制約者の生活交通を確保するため、地域・交通事業者・行政の3者協働により運行されるバス。

●市内の移動がしやすくなっている。

取 り 組 み の 方 向

1 地域を結ぶ公共交通網の整備

市の南部地域の拠点間を結ぶルートを基本とした新しい交通システムの導入に向けた検討を進めるとともに、他の地域への展開についても検討を行うことにより、地域を結ぶ公共交通網のさらなる充実を図ります。

また、効率的で利便性の高いバス路線網を構築し、市民の日常生活を支えるバス交通の充実と利用の促進を図るとともに、バス路線網を補完するコミュニティバス⁴²の導入など、地域にふさわしい交通の実現に向けた取り組みを地域との協働により進めます。

2 地域における道路環境の充実

多様な地域活動を支える道路網を整備するとともに、交差点改良や立体交差化などにより、安全で快適な道路環境をつくります。

また、狭あい道路や通過交通が多い道路及び通学路などでは、拡幅整備などにより、安全性や利便性の確保に努めます。

さらに、駅と主要な公共施設等を結ぶ歩道や自転車道の充実を図るとともに、歩道のバリアフリー化など、誰もが安全で安心して移動できる歩行環境の充実を図ります。

主 な 事 業

- 新しい交通システム推進事業
- 公共交通網の整備促進
- 市道整備事業

成 果 指 標

指標と説明		単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標 78】 市内主要地点間の所要時間合計 ^{※1} （片道） ⇒市内での移動のしやすさを見る指標		分	1,507 (平成 21 年度)	1,436	1,429
目標設定の考え方	今後予定している道路整備や公共交通の整備計画から移動短縮時間を想定し、目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」				
【指標 79】 市域面積（国定公園及び水面・河川敷の面積を除く）に対する公共交通カバー率 ⇒身近に公共交通の利用環境があるかを見る指標		%	58.0	60.8	61.3
目標設定の考え方	新たに想定されるバス路線や乗合タクシー路線などの整備スケジュールをもとに、目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」				

※1 市内主要地点：藤野総合事務所、相模湖総合事務所、津久井総合事務所、城山総合事務所、橋本駅、相模原駅、上田名交差点、淵野辺駅、相模大野駅、北里大学



施策 43 公共交通を中心とする交通体系の確立

課題と展望

主たる鉄道駅が市域の周縁部に位置する本市では、市民等の移動手段が自動車に依存する割合が高く、このことが、朝夕の日常的な道路混雑を招くとともに、排出ガスの増加など、環境に与える影響も課題となっています。

このため、信頼性の高い公共交通を基幹とした多様な交通の連携を実現するとともに、交通需要マネジメント（TDM）⁴³などのソフト施策の推進により、自動車に過度に依存しない公共交通を中心とした交通体系を確立する必要があります。

また、市内の駅周辺においては、放置自転車等により、安全で快適な交通が妨げられており、総合的かつ効果的な自転車対策が求められています。



橋本駅南口の道路混雑



淵野辺駅南口第1路上等自転車駐車場

43 【交通需要マネジメント（TDM）】

Transportation Demand Management の頭文字をとって、TDMといい、自動車利用者など移動主体の交通行動の変更を促すことにより、都市・地域レベルの交通渋滞を緩和する手法。

44 【パークアンドバスライド】

自家用車をバス停留所周辺の駐車場にとめて、バスに乗り換えて目的地まで行く方式。

- 移動手段として公共交通を利用する市民が増えている。

取 り 組 み の 方 向

1 公共交通を基幹とした交通基盤の整備

公共交通への利用転換を促進するため、バス路線や自転車道のネットワーク化、駅前広場の整備などによる乗り換え利便性の向上を図り、公共交通を基幹とした多様な交通の連携を進めます。

また、鉄道の運行本数の増加や鉄道路線の相互乗り入れの促進、バス総合案内システムやバスターミナルの整備など、公共交通の利便性の向上を図ります。

2 交通需要マネジメント（TDM）の取り組み

道路の渋滞を緩和するために、パークアンドバスライド⁴⁴や共同通勤バスの導入などについて、重点的に取り組む地区を定め、施策を展開します。

また、自家用車から公共交通への自発的な転換を促進するため、交通に関する学習の機会を設けるなど、意識啓発の取り組みを進めます。

3 自転車対策の推進

既存自転車駐車場の有効活用や駐車施設の整備促進を図るとともに、効果的な放置自転車対策と自転車の適正利用を促進します。

主 な 事 業

- 交通需要マネジメント推進事業
- 公共交通利用促進事業
- 自転車利用環境の整備



南橋本駅東口

成 果 指 標

指標と説明	単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標 80】 人口規模に対する公共交通の利用割合 ⇒公共交通を利用する市民の状況を見る指標	%	56.9	58.8	60.7
目標設定の考え方	市の将来交通計画における公共交通機関の交通量推計値から目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」			



施策 44 魅力ある景観の保全と創造

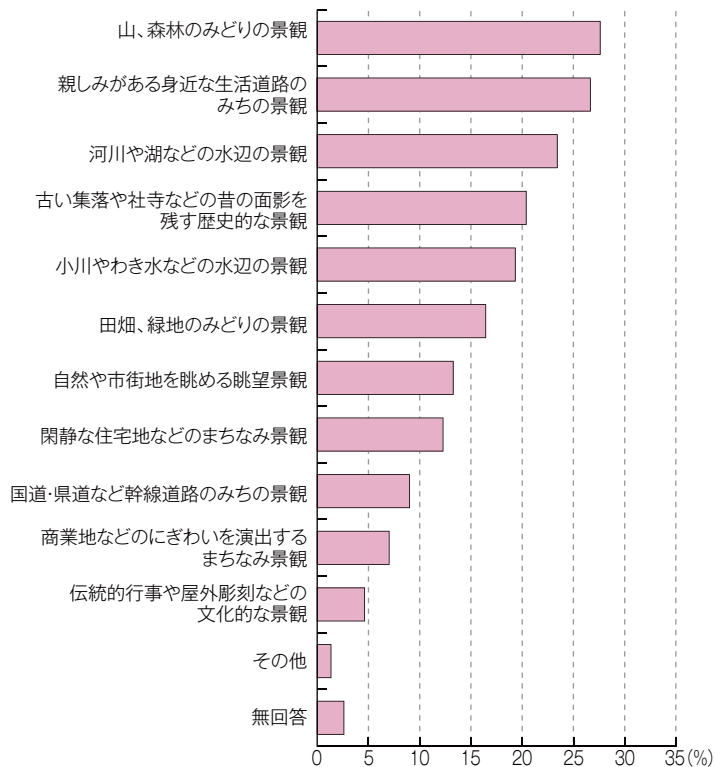
課題と展望

景観に対する意識の高まりとともに「景観法」が制定され、良好な景観形成に関する基本理念や実効性のある仕組みが定められました。

本市は、多様な都市機能を有した市街地と山々や湖、河川をはじめとする景勝地などを併せ持つ都市です。しかし、みどりの減少や周辺のまちなみと調和していない大規模な建築物の立地などが課題となる地域がある一方で、林業の衰退に伴う森林の荒廃や後継者不足による農地の荒廃、さらには水辺の人工構造物等による自然景観の喪失などが見受けられる地域もあります。

このため、豊かな自然資源や歴史的、文化的資源を守り生かすとともに、各地域の個性を生かしたまちなみの形成や公共施設等の建築デザインの質的向上を市民、事業者、行政の協働により進める必要があります。

●重視したい景観要素（2つ以内で選択）



【出典】新しい総合計画策定のための市民アンケート

●魅力ある景観が形成されている。

取 り 組 み の 方 向

1 地域特性を生かした景観の形成

特徴のある景観が形成された地域やそれぞれの地域を特徴づける骨格的要素を生かし、個性を高める景観づくりを進めていくとともに、地域の顔となる景観拠点や地域をネットワークする景観軸などの形成を進めます。

2 身近な景観の形成

土地利用などによるまとまりのある景観や地域の個性を生かした景観の形成を進めるとともに、自然やまちなみと調和した色彩景観や秩序ある広告物の掲出による景観の形成を進めます。

3 心を豊かにする景観の形成

歴史や文化を生かした景観や生態系に配慮した環境にやさしい景観の形成を進めるとともに、眺望の場の保全、整備など、人々の心を豊かにする景観にふれあうことのできる場の創出を進めます。

4 市民とともに進める景観の形成

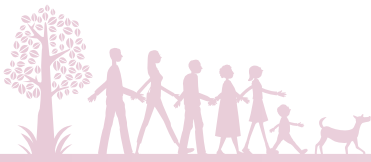
市民と行政が景観形成の目的や意識を共有するとともに、景観づくりへの関心を高めるための普及啓発を進めます。

主 な 事 業

■都市デザイン推進事業

成 果 指 標

指標と説明		単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標 81】市街地の景観が良好に保たれていると感じる市民の割合 ⇒市街地における景観が良好であるかを見る指標		%	72.6	75.0	80.0
目標設定の 考え方	市民アンケート調査で市街地の景観について「満足」、「どちらかといえば満足」、「ふつう」と回答した人を、さらに約10%増加させることを目標として設定しました。 [出典]「市民アンケート」				
【指標 82】自然的な景観が良好に保たれていると感じる市民の割合 ⇒自然的景観が良好であるかを見る指標		%	87.7	90.0	90.0
目標設定の 考え方	基準値がすでに90%近くに達していることから、今後もこの水準を維持していくことを目標として設定しました。 [出典]「市民アンケート」				



施策 45 安全で快適な住環境の形成

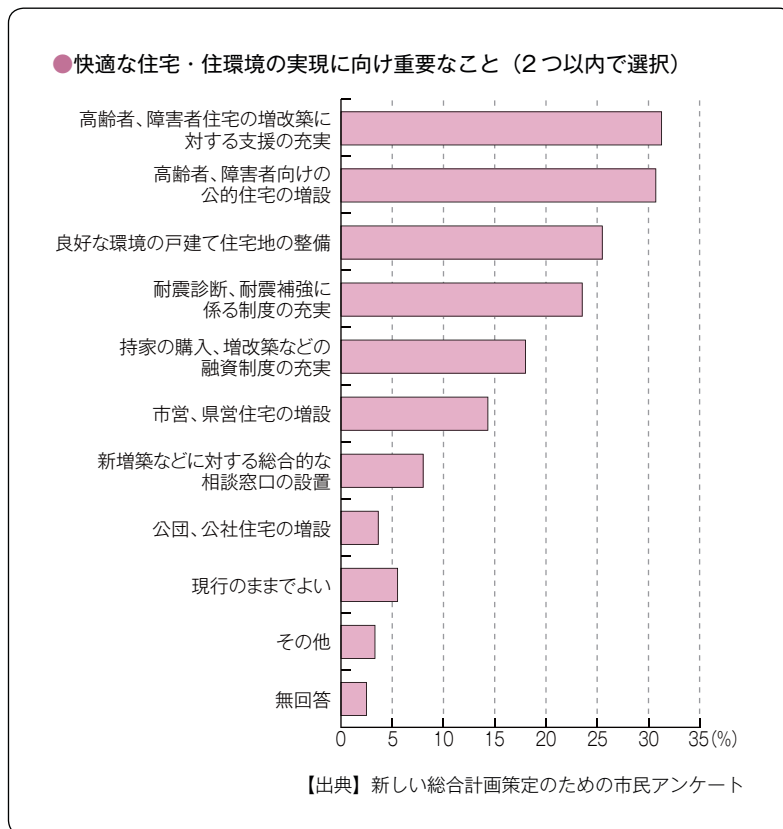
課題と展望

暮らしの快適性など「量」から「質」への転換や、少子高齢化の進展及び地球温暖化や度重なる震災などによる社会情勢の変化とともに、安全で快適な住環境の形成が求められています。

このため、豊かで快適な住生活の実現に向け、良質な住宅ストック⁴⁵の形成や市民との協働による景観・まちなみに配慮した住まい・まちづくりをめざすとともに環境と共生した住まい・まちづくりに取り組む必要があります。

また、高齢者や障害者をはじめ、市民の誰もが快適で安心して暮らせるよう、福祉施策との連携を図るとともに、防犯・防災に配慮した安全な住まい・まちづくりをする必要があります。

さらに、多様な地域特性を生かした、個性的で魅力ある住まい・まちづくりを進めるとともに、市民を主役とした地域で支えあう住まい・まちづくりに取り組む必要があります。



45 【住宅ストック】
総世帯数に対する既存住宅の量。

46 【クリーンエネルギー】
大気汚染物質が発生しないエネルギー。風力・太陽熱など。

47 【長期優良住宅】
長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた優良な住宅。

●安全で快適な住環境が形成されている。

取 り 組 み の 方 向

1 良好な住環境の形成

様々な世帯が、良好な住環境のもとでゆとりある生活を送るため、民間住宅の供給誘導や公的賃貸住宅の供給・改善など、良質な住宅ストックの形成を図るとともに、魅力的な景観の形成や市民との連携による地区計画や建築協定に向けたまちづくり活動の支援を進めます。

また、クリーンエネルギー⁴⁶の利用や、長期優良住宅⁴⁷、ヒートアイランド対策など、環境にやさしい住まい・まちづくりを進めます。

2 安心して暮らせる住環境の形成

高齢者や障害者及び住宅に困窮する世帯など、誰もが自立し安心して暮らせる住環境を創出するため、市営住宅の供給と適切な維持・改善や福祉施策と連携した安心できる居住の確保及びバリアフリーのまちづくりを進めます。

また、建築物の耐震化を促進するなど、災害に強いまちづくりを進めるとともに、防犯性の向上や健康被害の防止に向けた安全な住環境の形成を図ります。

3 地域特性を生かした住環境の形成

自然環境に恵まれたゆとりある郊外居住、生活利便性を重視したまちなか居住や空き家対策を進めるなど、地域の実情に即した住宅施策や地域の特性を生かした住まい・住環境づくりを推進します。

また、住宅情報のネットワーク化や分譲マンションの管理・再生の充実及び支援を図り、市民を主役とし地域で支えあう住まい・まちづくりを進めます。

主 な 事 業

■街づくり活動推進事業 ■市営住宅の整備 ■既存住宅耐震化促進事業

成 果 指 標

指標と説明		単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標 83】 住環境のルールを定めている地区の数 ⇒良好な住環境が形成されている状況を見る指標		地区	50	56	62
目標設定の 考え方	地区計画、建築協定及び地区街づくり協定が過去5年間に決定、認可、締結された実績が5地区であったことから、中間目標、最終目標ともに実績に加えて1件ずつ増加させることを目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」				
【指標 84】 住宅の耐震化率 ⇒地震に対する住宅の安全性を見る指標		%	72.7 (平成18年度)	—	90.0 (平成27年度)
目標設定の 考え方	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく住宅等の耐震化の目標が平成27年度に9割としていることから、同様の目標として設定しました。なお、平成28年度以降の数値については、今後の実績及び国等の動向を踏まえて設定することとします。 [出典]「市独自調査」				



施策 46 基地の早期返還の実現

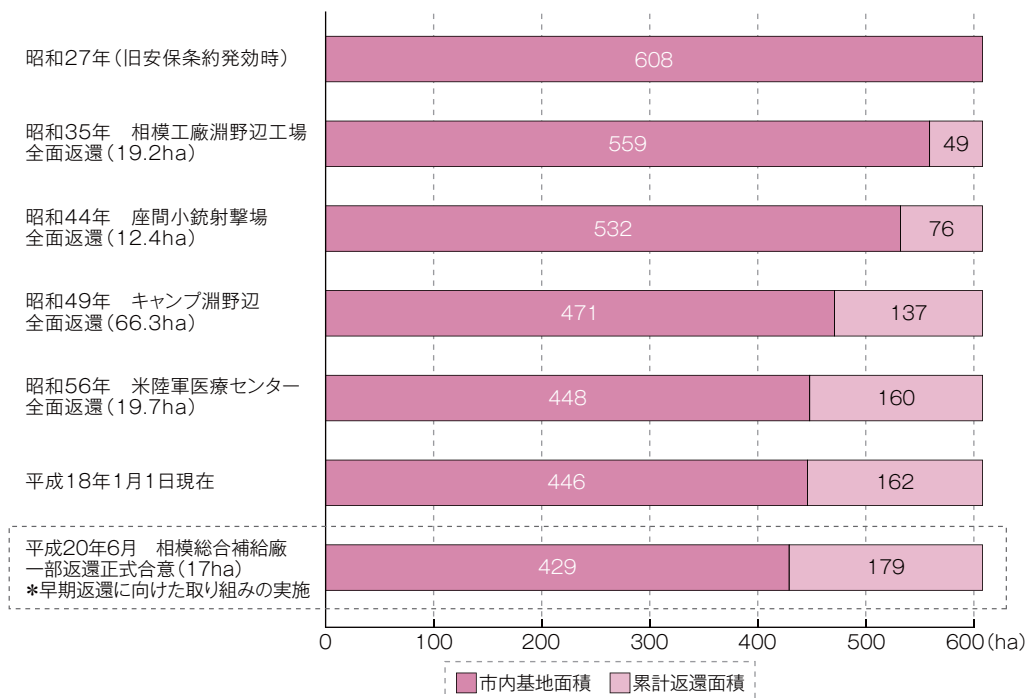
課題と展望

市内の米軍基地（キャンプ座間、相模総合補給廠、相模原住宅地区）は、市民生活に様々な影響を及ぼし、計画的なまちづくりを進める上で大きな障害となっています。

このため、早期返還に向けた取り組みを継続的に行っていくとともに、引き続き、周辺住民の騒音等による苦痛や不安を軽減するための対策に取り組んでいく必要があります。

また、相模総合補給廠の一部返還に伴い、相模原駅周辺地区については、小田急多摩線の延伸とともに、商業・業務・文化などの多様な都市機能の集積を図ることにより、さらなる都市力の強化に努め、本市の中心市街地の一つとして、首都圏南西部における魅力と活力あふれる広域交流拠点の形成に向けた取り組みを進めていく必要があります。

● 基地面積の推移と主な大規模返還



※各年の「市内基地面積」は、現在の基地面積をもとに返還面積から算出

- 米軍基地が返還されている。

取り組みの方向

1 基地の早期返還と跡地利用の実現

基地の早期返還の実現を図るため、関係機関への働きかけを継続するとともに、一部返還が合意された相模総合補給廠の用地については、小田急多摩線の延伸を踏まえて、多様な都市機能の集積を図るなど首都圏南西部における魅力と活力あふれる広域交流拠点形成のための利用をめざします。

主な事業

- 基地の返還に向けた国や米軍への要請活動



相模総合補給廠の一部返還予定地

成果指標

指標と説明		単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標 85】 基地の存在が日常生活において支障があると感じる市民の割合 ⇒基地の存在が日常生活において支障があるかどうかを見る指標		%	42.0	40.0	30.0
目標設定の考え方	要請活動等による成果により、支障があると感じていない市民の割合を7割とすることを目標として設定しました。 [出典]「市民アンケート」				

みらいのさがみはら ~こんなまちになってほしい~



小・中学生作文・絵画コンクール
中学生 絵画の部 優秀賞 鳥屋中学校 1年 (当時) 狩野麻衣さん

基本目標Ⅴ

市民とともに創る自立分権都市

政策の基本方向 21 個性豊かな地域コミュニティをつくれます

- | | |
|--------------------------|-----|
| 施策 47 分権型のまちづくりの推進 | 142 |
| 施策 48 皆で担うまちづくりの推進 | 144 |

政策の基本方向 22 行政サービスの質の向上を図ります

- | | |
|--------------------------------|-----|
| 施策 49 行政サービス提供体制の充実 | 146 |
| 施策 50 市民と行政のコミュニケーションの充実 | 148 |



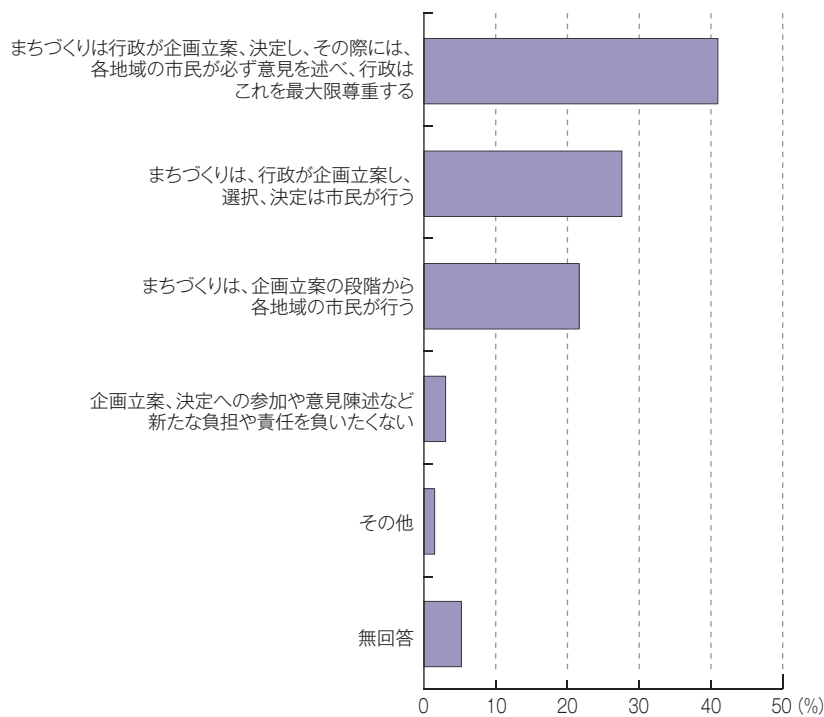
施策 47 分権型のまちづくりの推進

課題と展望

これまでの、都市内分権の検討をはじめ、地方分権に対応したまちづくりへの取り組みを踏まえ、今後は、区制を生かし、地域のまちづくりや身近な課題の解決のために、地域の特性を反映した、地域の個性が光るまちづくりを実現していく必要があります。

このため、区役所やまちづくりセンターを中心に、区民が自主性と主体性を発揮しながら、ともに、地域の特性を生かして、まちづくりを進めていくことが必要です。

●市民が主体的にまちづくりを行う仕組みとして望ましいと思うこと（1つ選択）



【出典】新しい総合計画策定のための市民アンケート

- 地域特性が発揮されるまちづくりが区民主体で進められている。

取 り 組 み の 方 向

1 区制による分権型の行政体制の推進

区役所やまちづくりセンターを地域のまちづくりにおける拠点とし、地域の特性を生かした施策の実現に取り組めます。

2 区制を生かしたまちづくりの推進

区民会議の設置やまちづくり会議の支援など区民が主体的に参加し、協働してまちづくりを進める仕組みの構築により、各区、各地域の個性や特徴を生かした市民協働によるまちづくりの推進に努めます。

主 な 事 業

- 区政推進事業

成 果 指 標

指標と説明	単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標 86】住んでいる地域のまちづくりや課題解決を区民主体で進めていると感じる市民の割合 ⇒区制により、区民主体のまちづくりができているかを見る指標	%	49.5	52.5	54.7
目標設定の考え方	市民アンケート調査で「進められている」、「ある程度は進められている」と回答する人が毎年約0.5ポイント増加することを目標として設定しました。 [出典]「市民アンケート」			



施策 48 皆で担うまちづくりの推進

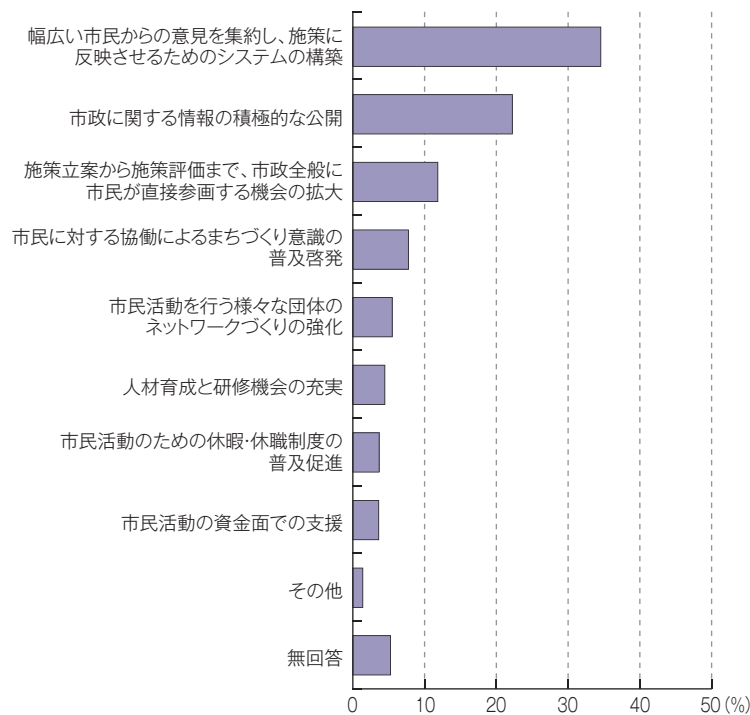
課題と展望

防犯や防災、環境美化や福祉など地域を取り巻く課題が複雑化し、地域活動の重要性が高まってきている一方で、市民のライフスタイルや家族構成などの多様化に伴い、地域活動に対する個人の意識や行動も変化し、市民のつながりが希薄化しています。

こうしたなか、市民の創意と工夫にあふれる住みよいまちづくりを実現するためには、地域における活動が活性化することや、公益的な事業に取り組むNPOなどの活動基盤を強化していくことが求められています。

このため、自治会やNPOなどの活動が、様々な分野において活発に行われるよう支援の充実を図るとともに、専門的な知識を持つ大学や企業などと連携してまちづくりに取り組むことができる環境づくりを進めていく必要があります。

●市民と行政の協働のまちづくりの推進のために市がすべきこと（1つ選択）



【出典】新しい総合計画策定のための市民アンケート

- 地域団体（地縁団体）が活発に活動できている。
- 市民活動団体が活発に活動できている。

取 り 組 み の 方 向

1 地域活動の促進

地域生活における課題の解決など、公益的な役割を担う自治会をはじめ、地域のまちづくり活動を行う団体を積極的に支援します。

2 NPOなどの市民活動の促進

各分野で専門性の高い活動に取り組むNPOなどの活動を支援します。

3 様々なまちづくりの担い手の連携促進

大学や企業などを含め、地域に関係するあらゆる団体や個人が、その特性を生かしてまちづくりの輪に参加し、様々な活動に取り組むことができるよう、担い手どうしの連携を支援します。

主 な 事 業

- (仮称)市民・大学交流センターの整備・運営
- 地域活動促進事業
- パートナーシップ推進事業

成 果 指 標

指標と説明		単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標 87】 地域活動への参加率 ⇒地域団体が活発に活動しているかを見る指標		%	30.4	34.3	37.4
目標設定の 考え方	市民アンケート調査で「よく参加している」、「ときどき参加している」と回答する人が毎年約0.6ポイント増加することを目標として設定しました。 [出典]「市民アンケート」				
【指標 88】 市民活動への参加率 ⇒市民活動団体が活発に活動しているかを見る指標		%	12.0	14.2	16.1
目標設定の 考え方	市民アンケート調査で「参加をしている」と回答する人が毎年約0.4ポイント増加することを目標として設定しました。 [出典]「市民アンケート」				
【指標 89】 市内のNPO法人数 ⇒NPO活動が活発に行われているかを見る指標		団体	166	220	270
目標設定の 考え方	県の認証実績数等を踏まえ、毎年約10団体増加することを目標として設定しました。 [出典]「届出件数」				

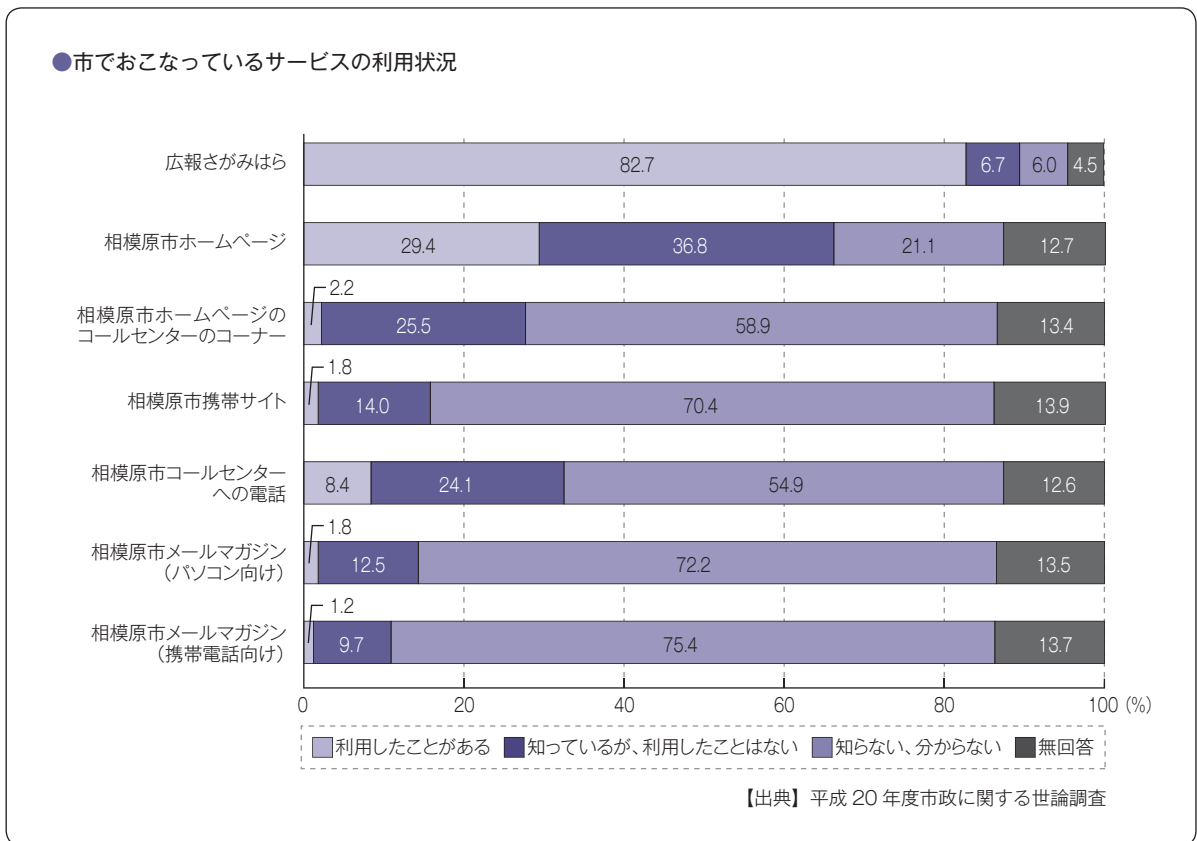


施策 49 行政サービス提供体制の充実

課題と展望

市民の生活スタイルの変化とともに、行政へのニーズも多様化しているなかで、市民が必要とするサービスを利用しやすい方法で提供することが求められています。

このため、市民のニーズを的確に把握し、それらを行政サービスに反映させることにより、地域の特性を踏まえたきめ細かなサービスを提供していくとともに、市民に身近な場所でサービスが完結する体制を構築する必要があります。



- 市民が求めている行政サービスを必要なときに身近な場所で受けることができる。

取 り 組 み の 方 向

1 区役所などにおけるサービスの充実

市民が必要とする生活にかかわりの深い行政サービスを区のエリアで提供することができるよう、区役所や本庁出先機関などの機能の充実を図ります。

2 市民が利用しやすいサービスの充実

利用者の視点に立ち、市民が必要とするサービスを利用しやすい形で提供することができるよう、行政サービスの充実を図ります。

主 な 事 業

- コールセンター運営事業
- 土曜日開庁窓口の拡大
- 住民票等広域発行サービス事業



コールセンター

成 果 指 標

指標と説明	単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標 90】 求めている行政サービスが、必要なときに身近な場所で受けることができていると感じる市民の割合 ⇒市民にとって利用しやすい行政サービスが提供されているかを見る指標	%	85.9	88.0	90.0
目標設定の考え方	比較的高い満足度が得られていることから、10人中9人の満足を得られることを目標として設定しました。 [出典]「市民アンケート」			

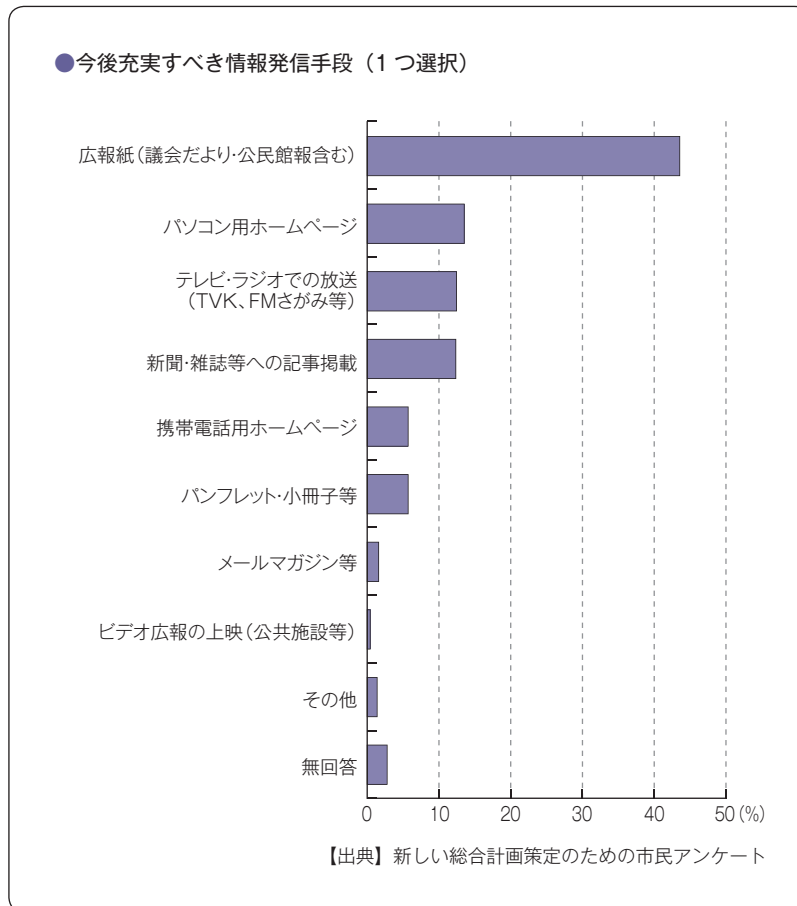


施策 50 市民と行政のコミュニケーションの充実

課題と展望

行政サービスの質を向上させるためには、様々な情報のなかから市民ニーズを的確に把握し、迅速にサービスに反映することや、市民からの提案を政策や施策に反映するための仕組みをつくり、市民が市政に参加する機会を充実させる必要があります。

このため、市民の声を聴く機会や相談の機能を充実させるとともに、行政の持つ様々な情報を多様な広報媒体を活用して効果的に市民に伝え、理解を得ていくなど、市民と行政のコミュニケーションを活性化する必要があります。



- 市民が市政に意見を言うことができる機会や手段が整っている。
- 市の活動を市民が理解できるような情報提供が行われている。

取 り 組 み の 方 向

1 広聴・相談体制の充実

市民が必要とする、市民が満足する行政サービスを提供するために、より積極的に市民の声を聴く体制の整備や、コミュニケーションの活性化を図ることにより、市民の声を迅速かつ的確に反映します。

2 情報発信力の強化

広報紙をはじめ、ホームページ、テレビ・ラジオなどの多様な媒体を活用した情報発信力の強化を図り、市民への迅速かつ効果的な情報提供や、政策形成過程などの行政情報の積極的な公開を進めます。

主 な 事 業

- 広聴事業
- 広報事業



政令指定都市移行に向けての市民説明会

成 果 指 標

指標と説明		単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標 91】 市政に意見を言える機会や手段が備わっていると思う市民の割合 ⇒市民が市政に意見を言うことができる機会や手段が整っているかを見る指標		%	69.1	71.1	72.7
目標設定の考え方	市民アンケート調査で「十分」、「どちらかといえば十分」、「ふつう」と回答する人が毎年約0.3ポイント増加することを目標として設定しました。 [出典]「市民アンケート」				
【指標 92】 市からの情報提供の手段や内容に満足している市民の割合 ⇒市民が、市の活動を理解できるような情報提供が行われているかを見る指標		%	92.5	94.0	95.0
目標設定の考え方	比較的高い満足度が得られていることから、5年ごとに「不満」、「どちらかといえば不満」と回答した人の約20%が「満足」、「どちらかといえば満足」、「ふつう」と回答することを目標として設定しました。 [出典]「市民アンケート」				

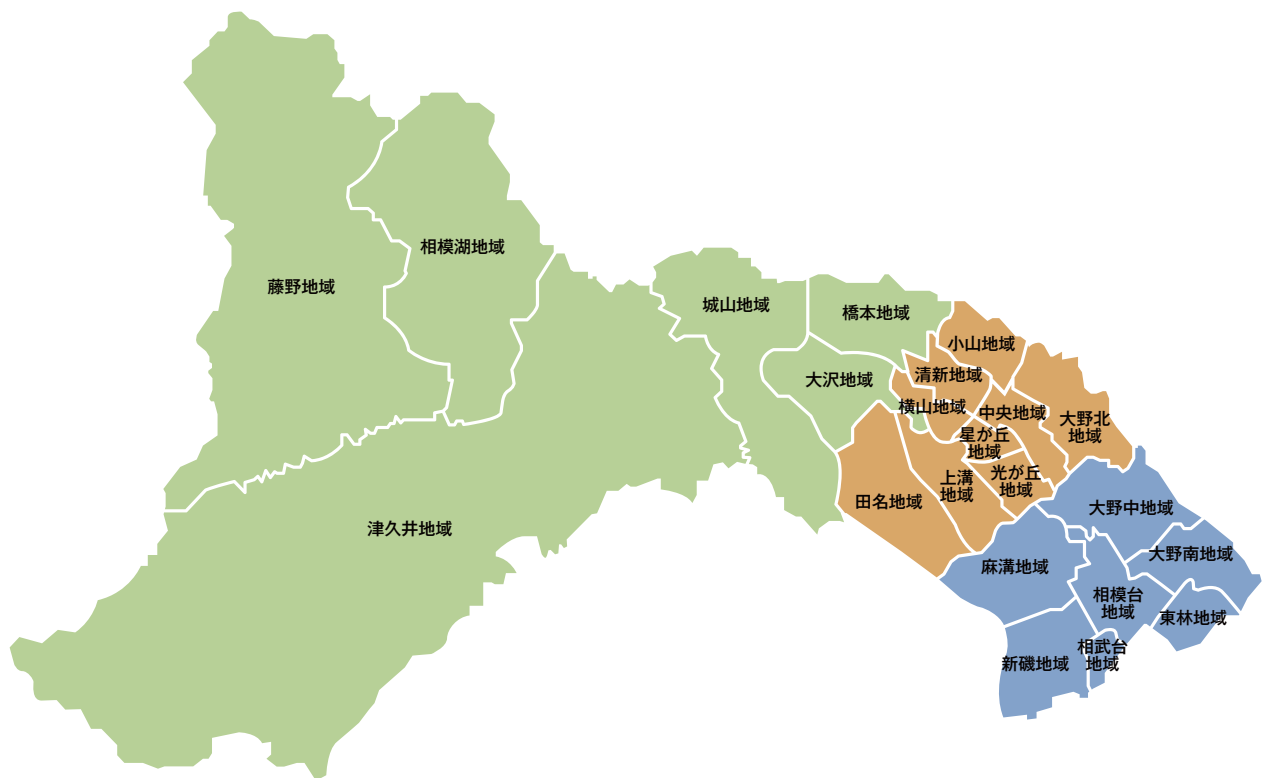
みらいのさがみはら ～こんなまちになってほしい～



小・中学生作文・絵画コンクール 中学生 絵画の部 優秀賞 鳥屋中学校3年(当時) たがはし ゆみ 高橋優美さん



地域づくりの基本計画



緑区

中央区

南区

緑区	橋本地域	152	津久井地域	158
	大沢地域	154	相模湖地域	160
	城山地域	156	藤野地域	162
中央区	小山地域	164	光が丘地域	174
	清新地域	166	大野北地域	176
	横山地域	168	田名地域	178
	中央地域	170	上溝地域	180
	星が丘地域	172		
南区	大野中地域	182	相模台地域	190
	大野南地域	184	相武台地域	192
	麻溝地域	186	東林地域	194
	新磯地域	188		



橋本地域のまちづくり

地域づくりの基本方針

交通の結節点である特性を生かし、商業機能のさらなる充実を図るなど、広域拠点性を高める地域づくりを進めます。

地域の伝統行事やスポーツ活動の充実など、交流活動の活性化を図るとともに、生活道路や地域防災・防犯活動の充実など、暮らしの安全性を向上し、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを進めます。

1 地域コミュニティ活動の充実

- 地域の交流活動の活性化に向け、自治会などの地域活動団体が行う様々な活動などを支援します。
- 七夕まつりなどの橋本地域における行事や伝統文化の保存・継承を促進します。
- 橋本公民館の機能の向上を図り、地域住民が活動しやすい環境づくりに向けた取り組みを進めます。

2 安全で安心できる地域の形成

- 狭あい道路などの拡幅整備や交差点改良などにより、安全で快適な道路環境をつくります。
- 警察や地域団体などとの連携を図り、パトロール活動や防犯灯の整備促進など、地域における防犯活動を支援します。
- 消防団や自主防災組織の強化に向けた支援や避難所での支援体制の充実などを図ります。
- 保健福祉や救急医療体制の充実に向けた取り組みを進めます。

3 憩いと潤いのある地域の形成

- 地域内の憩いと潤いの確保のため、みどり豊かな生活空間の形成を図るとともに、公園の適切な配置・整備を進めます。
- 貴重な緑地空間でもある農地の保全と活用に向けた取り組みを進めるとともに、境川沿いの遊歩道などの整備について関係機関と協議・検討します。

4 交流と活動の拠点の形成

- 橋本駅周辺の商業機能や業務機能及び文化や芸術の集客機能など、多様な都市機能の集積を図るとともに、商業地の魅力づくりを進めます。
- 広域的な道路網の整備などを進めます。

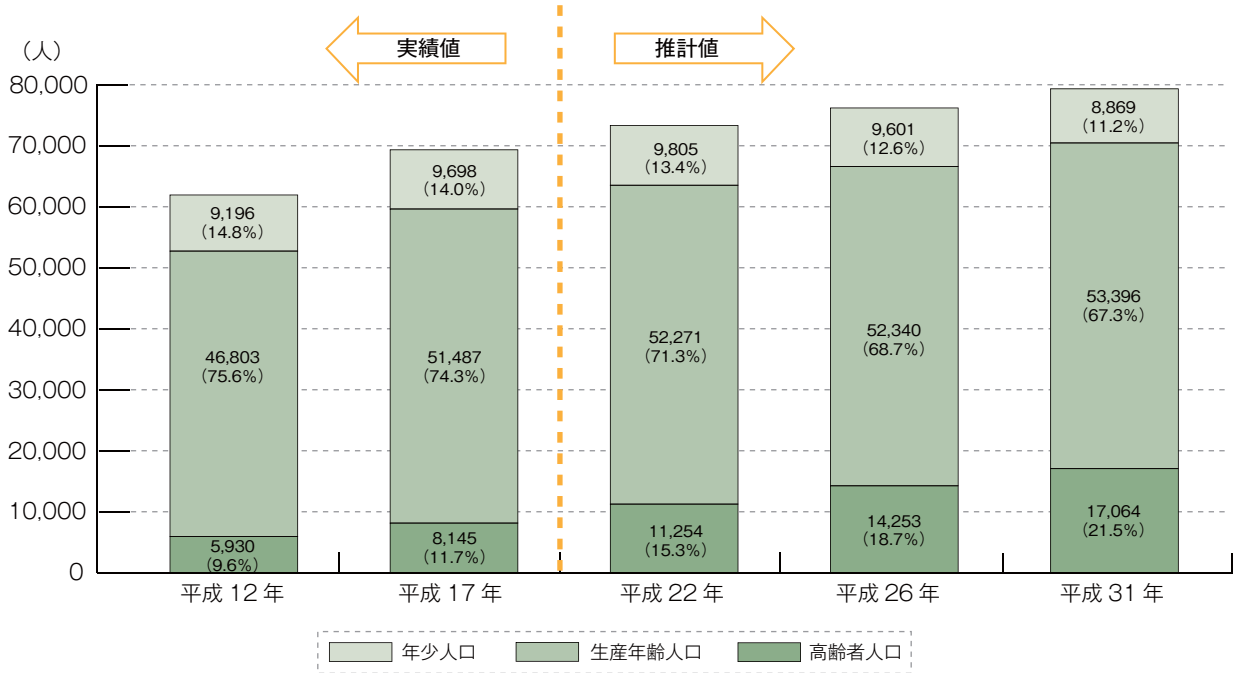


橋本七夕まつり

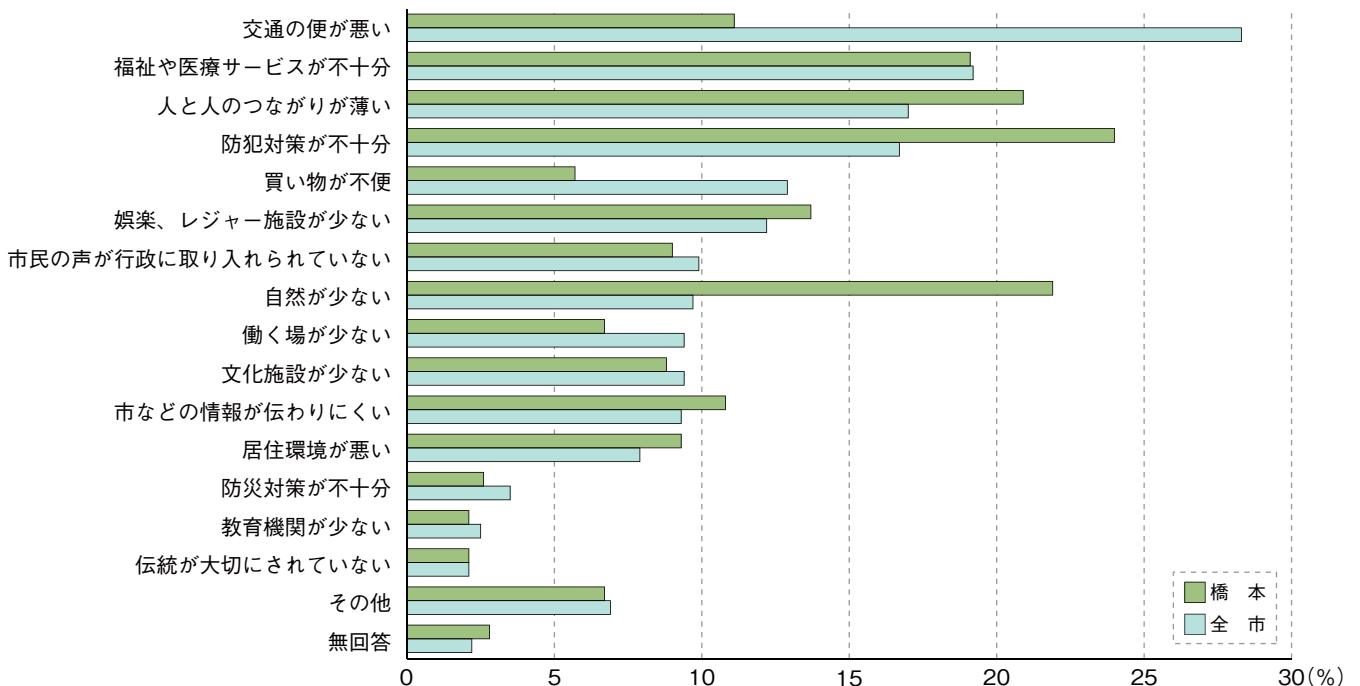


橋本駅周辺

人口の推移



日常生活における課題



[出典] 新しい総合計画策定のための市民アンケート



大沢地域のまちづくり

地域づくりの基本方針

道路や公共交通などの生活交通基盤を整備するとともに、相模川とその周辺のみどりなど地域資源の保全・活用を図り、生活利便性の向上と地域特性を生かしたまちづくりを進めます。

住民主体の地域活動・コミュニティ活動などをさらに充実するとともに、次代を担う子どもたちを育て、誰もが安心して健やかに暮らすことができる地域づくりを進めます。

1 生活を支える交通基盤の確保・充実

- 狭い道路や通学路などの生活に身近な道路の拡幅整備、歩道のバリアフリー化や交通安全施設の充実などを進め、道路の安全性や利便性の向上に努めます。
- さがみ縦貫道路の整備にあわせ、円滑な接続と地域内への通過交通対策のため、道路網の整備を進めます。
- 地域との協働により、コミュニティバスの利用を促進するなど、生活交通の維持・確保に取り組みます。

2 多様な地域資源の保全と活用

- 相模川沿いのみどりと水辺環境などを守り、育て、親しむことができる環境づくりと活用を進めます。
- 地域内のまとまりのある貴重な緑地空間でもある農地を保全、活用するとともに、新鮮で安全・安心な地場の農産物の生産や地産地消の仕組みづくりを促進します。
- 地域における古くからの伝統文化や行事の保存・継承を進めます。

3 安全で安心な地域の形成

- 警察や地域団体などとの連携によるパトロール活動の推進や災害時要援護者の支援の仕組みづくりなど、地域における防犯・防災活動への支援の充実を図ります。

4 多様な地域活動・コミュニティ活動の充実

- 学校、家庭、地域の連携により、体験や活動を通じた子どもたちの学習機会の提供や学校教育活動への住民の参加など、子どもを見守り、育てる環境づくりを支援します。
- 子どもから高齢者までの多世代交流やボランティア活動団体のネットワークづくりを促進するなど、地域福祉の充実に向けた取り組みを支援します。
- 住民主体の健康づくり教室の開催など、自主的な健康づくりへの取り組みを支援します。
- 自治会をはじめ地域の多様なまちづくり活動を行う団体を支援するとともに、まちづくりの担い手相互の連携を促進します。

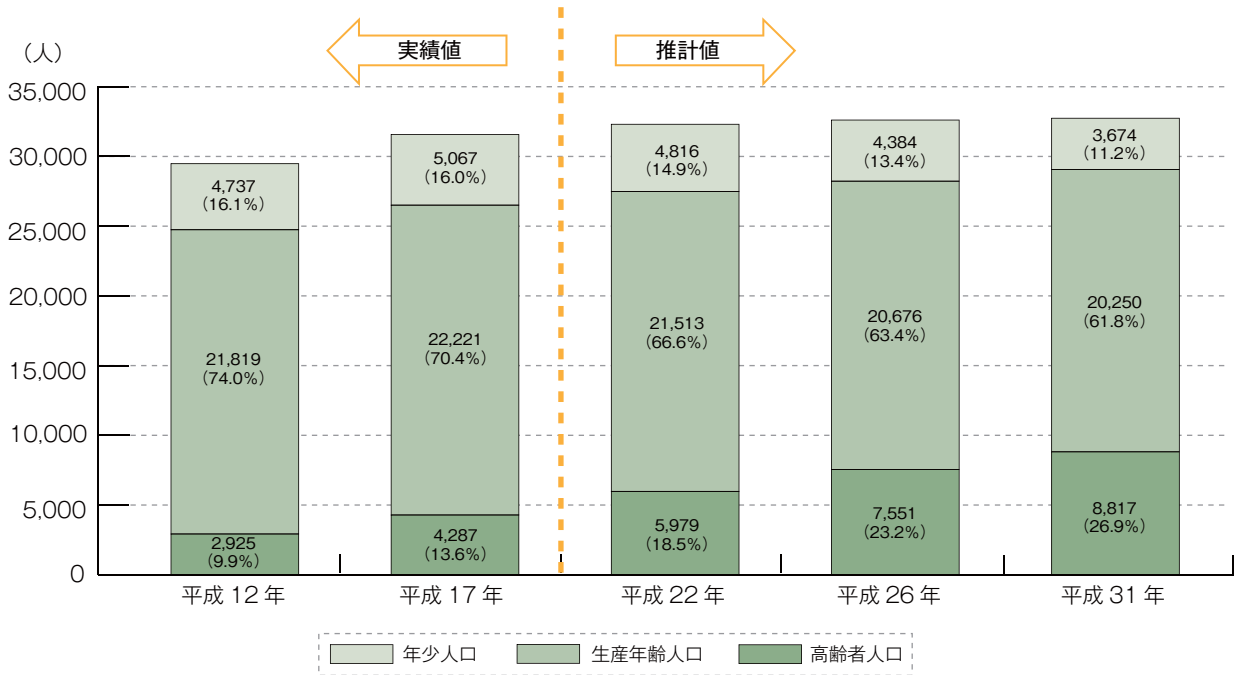


相模川自然の村公園

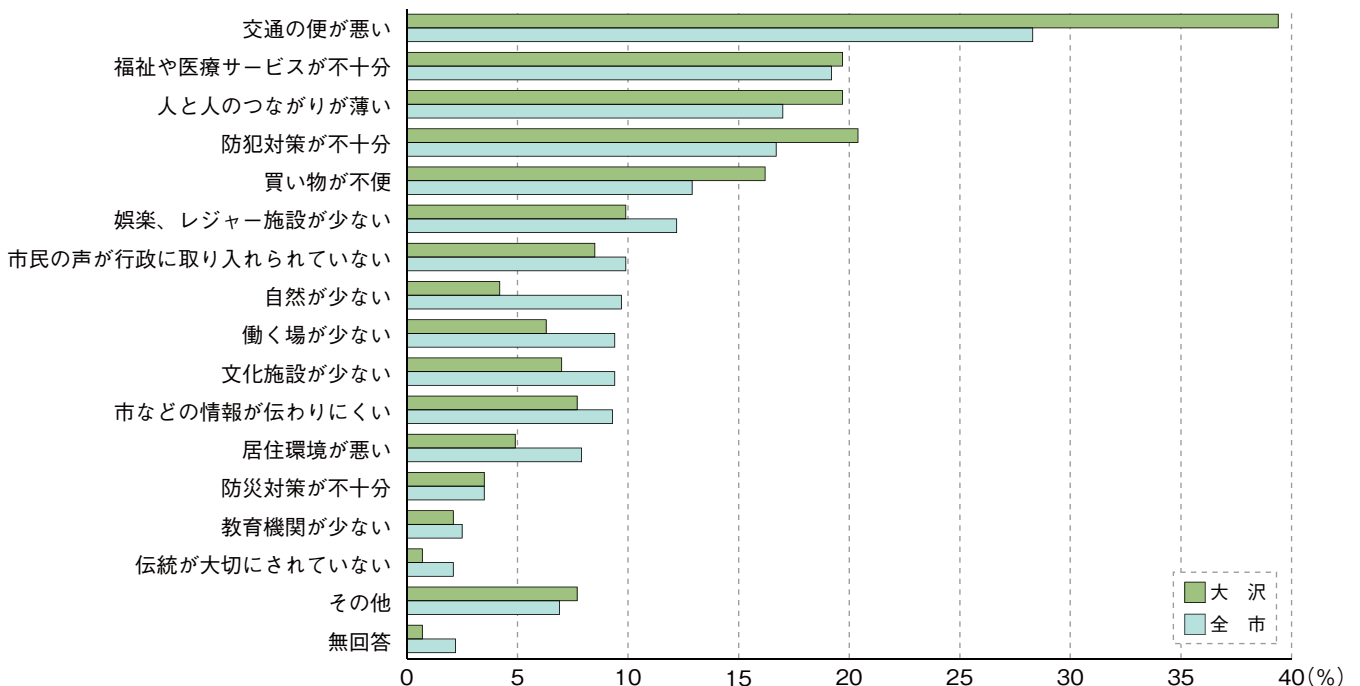


上大島キャンプ場

人口の推移



日常生活における課題



[出典] 新しい総合計画策定のための市民アンケート



城山地域のまちづくり

地域づくりの基本方針

さがみ縦貫道路（仮称）城山インターチェンジ周辺の計画的な土地利用により、生活利便性の向上と地域経済の活性化を図ります。

自然と共生した地域づくりやコミュニティ活動を推進するなど、誰もが心豊かに暮らすことができる地域づくりを進めます。

1 津久井広域道路の整備

○交通利便性の向上と地域経済の活性化のため、津久井広域道路の早期整備に向けた取り組みを進めます。

2 （仮称）城山インターチェンジを生かした地域の形成

○さがみ縦貫道路（仮称）城山インターチェンジ周辺については、都市の活力を支える産業や新たな居住の場となる地区として、拠点の創出に向けた取り組みを進めます。

3 自然と共生した地域の形成

- 市民や事業者など多様な主体に、環境について考える機会や環境情報を提供します。
- 湖や河川への生活排水の流入を防止するため、公共下水道の整備などを進めます。
- 古くからの人々の生活の営みを通じて形成された里山を守り、育てます。

4 地域コミュニティの形成

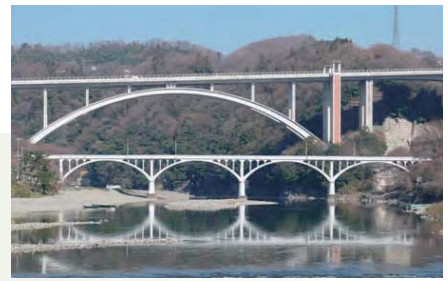
- 安全で安心な市民生活を営むために、自治会への加入を促進するとともに、地域のまちづくり活動を行う団体を支援します。
- 地域住民や団体が、イベントやまちづくりに参加し、様々な活動に取り組めるよう、まちづくりの担い手相互の連携を支援します。

5 教育環境の整備と充実

- 地域実習体験などによる地域ぐるみでの教育支援などを進め、教育環境の充実を図るとともに、豊かな人間性や生きる力をはぐくむ特色ある教育を進めます。

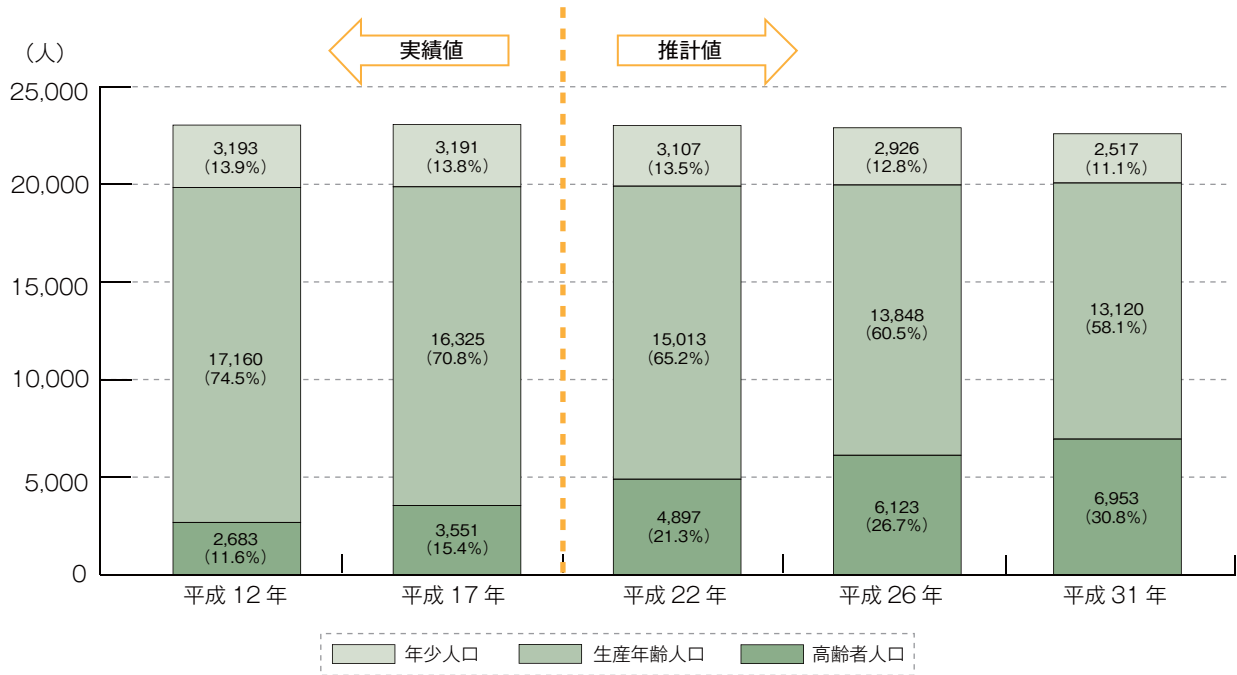


城山湖

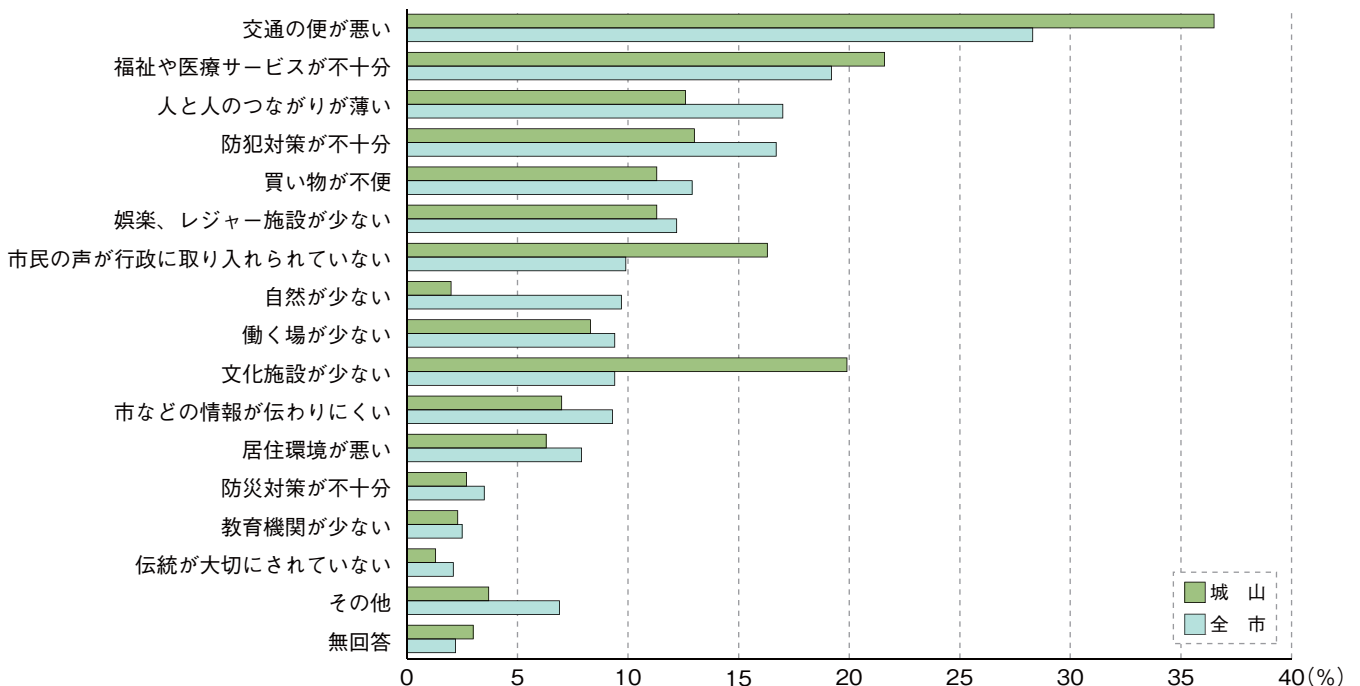


小倉橋と新小倉橋

人口の推移



日常生活における課題



[出典] 新しい総合計画策定のための市民アンケート



津久井地域のまちづくり

地域づくりの基本方針

丹沢の豊かなみどりと川と湖からなる水源地域の自然と文化を守り育てるとともに、地域資源を活用した産業の振興を図るなど、地域の特性を生かしたまちづくりを進めます。

津久井広域道路の早期整備や公共交通の充実を図り、利便性が高く、快適で安全安心な地域づくりを進めるとともに、働く場の創出に向けた環境づくりに取り組みます。

1 快適、便利、安全な地域の形成

- 地域との協働により、生活交通の確保に取り組むとともに、津久井広域道路を活用し、橋本駅と津久井地域を結ぶ急行バスの導入など、公共交通の充実について検討します。
- 湖や河川への生活排水の流入を防止するため、公共下水道や高度処理型浄化槽の整備を進めます。

2 自然と共生する地域の形成

- 水源地域の自然環境や優良な農地と森林を保全します。
- 身近な自然とふれあう場となる里山や水辺などを市民の環境学習や憩いの場として活用します。
- 有害鳥獣対策や外来種対策に取り組みます。
- 森林が持つ水源かん養機能の向上による水源環境の保全・再生に向けた取り組みを進めます。
- 太陽光発電や太陽熱利用など再生可能エネルギーの利用を促進し、地球温暖化対策に取り組みます。

3 地域資源の活用

- 新鮮で安全・安心な地場の農畜産物を提供するため、販路の確保やブランド化を進めます。
- 金原地区に新たな産業創出の拠点を整備します。
- 新たな観光資源の発掘と磨き上げを進めるとともに、既存の観光資源との回遊性を高め、観光交流によるにぎわいのあるまちづくりや水源地域の自然や歴史、文化を生かした体験・交流型のプログラム提供などに取り組みます。

4 健やかに暮らせる地域の形成

- 教育環境の整備と充実を図るとともに、子どもたちの安全な活動場所の確保と健全な育成に取り組みます。
- 高齢者が身近な地域でサービスを受けることができるよう、介護サービス提供体制の充実を図ります。

5 安心できる地域の形成

- 消防署所の整備や組織体制の強化に取り組むとともに、自主防災組織の訓練指導や防災資機材の整備を進めるなど、総合的な災害対策を強化します。
- 警察や地域団体などと連携を図り、地域における防犯活動に対する支援を進めます。

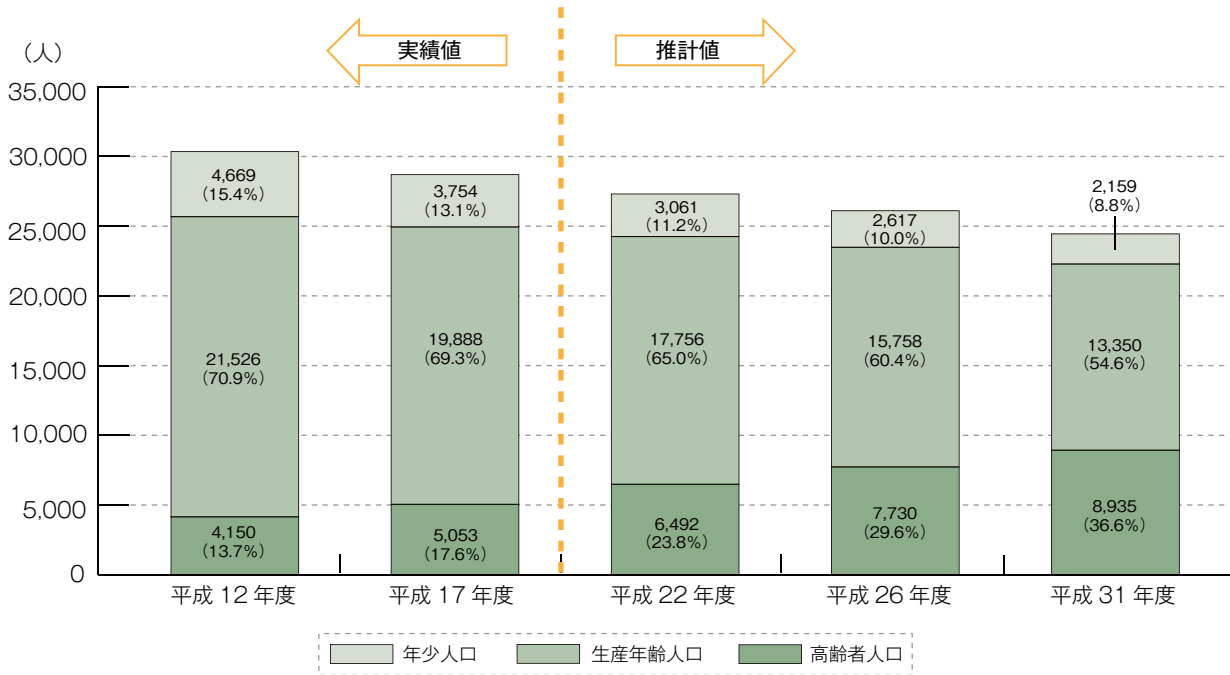


津久井湖（三井大橋）

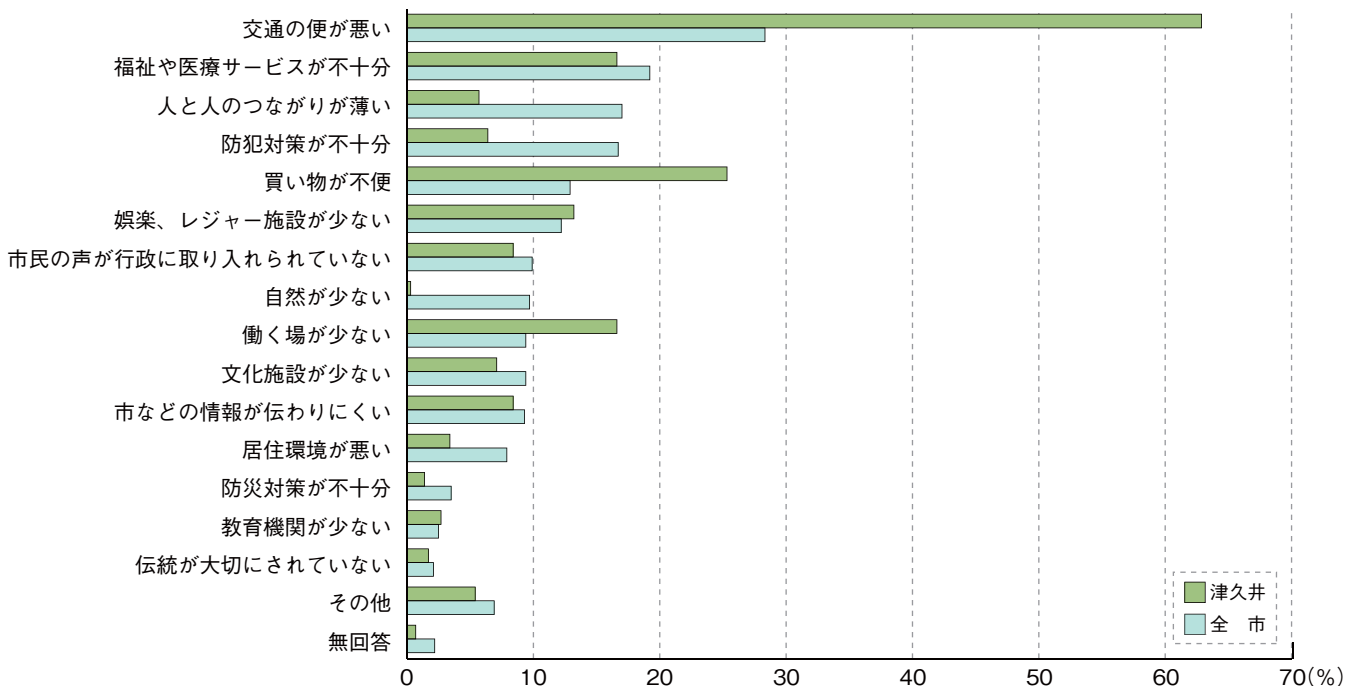


鳥屋の獅子舞

人口の推移



日常生活における課題



[出典] 新しい総合計画策定のための市民アンケート



相模湖地域のまちづくり

地域づくりの基本方針

豊かな自然環境と相模湖の魅力を生かした観光の振興を図り、来訪者との交流が生まれる地域づくりを進めます。

子育てをしやすい環境づくりを進めるとともに、道路整備や公共交通の充実に向けて取り組むなど、住みやすく魅力ある地域づくりを進めます。

1 高齢者のいきがづくりと安全・安心対策

- 地域における高齢者ボランティアの活動の促進や、高齢者が長年培ってきた技能・知識・経験を地域で生かすとともに、高齢者のいきがいにつながる取り組みを進めます。
- 警察や地域団体などと連携を図り、防犯意識を高めるとともに、交通安全に対する啓発活動を充実します。

2 子育て世代が安心して生活できる環境の整備

- 地域で子育て・子育てを支える環境づくりの推進や、地域の子どもを支援するネットワークを形成するとともに、保育所や幼稚園などの機能を充実し、子育て世代が住みやすい環境づくりを進めます。

3 相模湖の水質保全と環境対策

- 生活排水の流入を防止し、相模湖の水質を保全するため、公共下水道や高度処理型浄化槽の整備などを進めます。
- 水源環境を保全するための環境学習や環境教育を推進します。
- 太陽光発電や太陽熱利用など再生可能エネルギーの利用を促進し、地球温暖化対策に取り組めます。
- 監視カメラの設置や昼・夜間パトロールの拡充など、地域と連携したごみの不法投棄防止対策を進めます。
- 森林が持つ水源かん養機能の向上による水源環境の保全・再生に向けた取り組みを進めます。

4 観光の振興と相模湖駅周辺の活性化

- 相模湖や甲州古道をシンボルとして生かしながら、小原宿本陣やさがみ湖湖上祭花火大会などのイベント、民間テーマパークとの連携を進めるとともに、水源地域の自然や歴史、文化を生かした多様なプログラムを開発し、回遊性を高め、観光の振興を図ります。
- 相模湖駅周辺は、利便性向上のため、土地利用のあり方を検討するとともに、商店街の空き店舗対策を図るなど、活性化に向けた取り組みを進めます。

5 津久井広域道路の整備と公共交通網の整備

- 津久井広域道路の早期整備に向けた取り組みを進めるとともに、バス路線網を補完するコミュニティ交通の導入など、地域にふさわしい交通の実現に向けた取り組みを地域との協働により進めます。

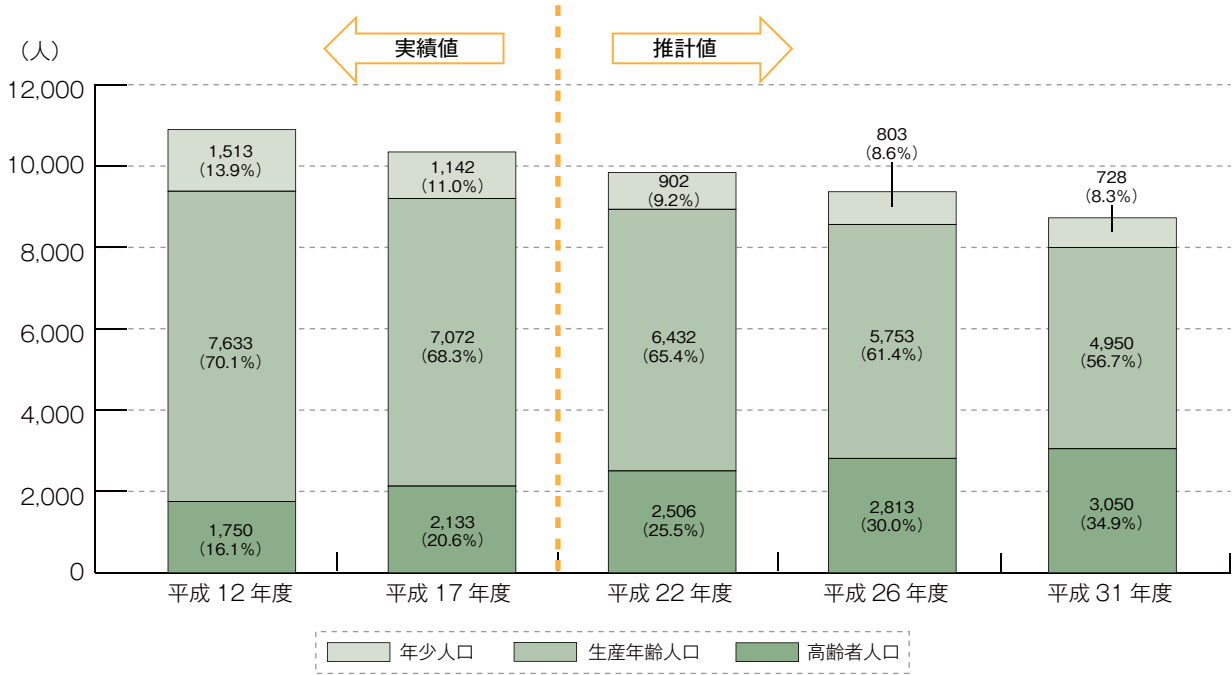


さがみ湖湖上祭花火大会

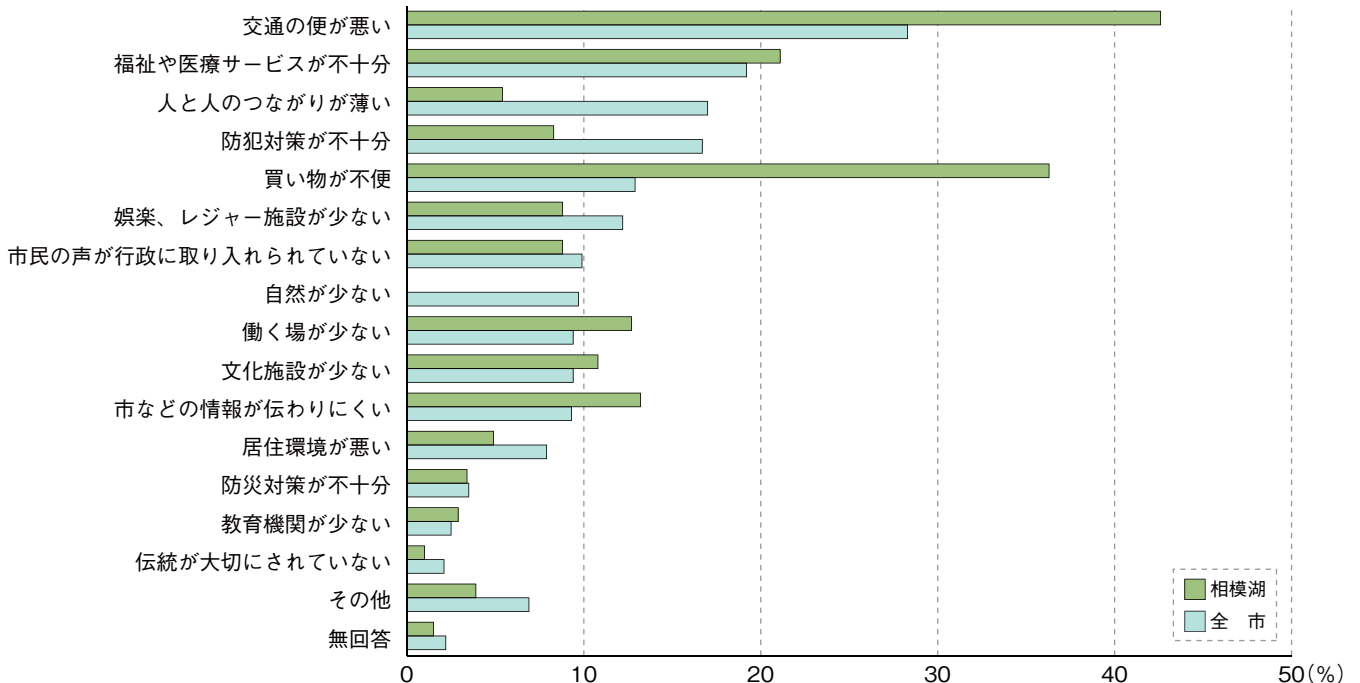


甲州街道小原宿本陣祭

人口の推移



日常生活における課題



[出典] 新しい総合計画策定のための市民アンケート



藤野地域のまちづくり

地域づくりの基本方針

地域固有の歴史と文化、民俗芸能を守り育てるとともに、自然環境に恵まれた水源地域であることを生かして、誰もが心の豊かさを感じることができる地域づくりを進めます。

生活環境の改善を進めるとともに、自然環境の保全により美しい景観を次代に引き継ぎ、一人ひとりが地域に愛着を持ち安心して暮らすことができる地域づくりを進めます。

1 快適に暮らせる地域の形成

- 国道の改良促進や県道、市道の改良を推進するなど、藤野駅周辺の利便性の向上に向けた取り組みを進めます。
- 簡易水道や小規模水道の公営化に向けた取り組みを進めます。

2 安心して暮らせる地域の形成

- 警察や地域団体などと連携を図り、地域の防犯活動に対する支援を進めます。
- 通学路における安全確保を図るほか、地域にふさわしい交通の実現に向けた取り組みを地域との協働により進めます。
- 障害者や高齢者など誰もが安心して快適に過ごすことができるよう、地域との協働による福祉施策の充実を図ります。

3 にぎわいと活力ある地域の形成

- 東京都心からのアクセスの良さを生かすとともに、農地や森林などの豊かな自然環境や、地域住民が守り、継承してきた固有の歴史と文化、芸術などを活用することにより、市内外の人との交流を促進するための拠点づくりに向けた取り組みを進めます。

4 水源環境の保全

- 森林が持つ水源かん養機能の向上による水源環境の保全・再生に向けた取り組みを進めます。
- 相模湖や河川への生活排水の流入を防止するため、公共下水道や高度処理型浄化槽の整備を進めます。
- 監視カメラの設置や昼・夜間パトロールの拡充など、地域と連携したごみの不法投棄防止対策を進めます。

5 交通基盤の整備

- JR横浜線とJR中央本線の相互乗り入れを促進するとともに、津久井広域道路の早期整備に向けた取り組みを進めるなど、交流の促進と活力ある地域づくりに取り組みます。

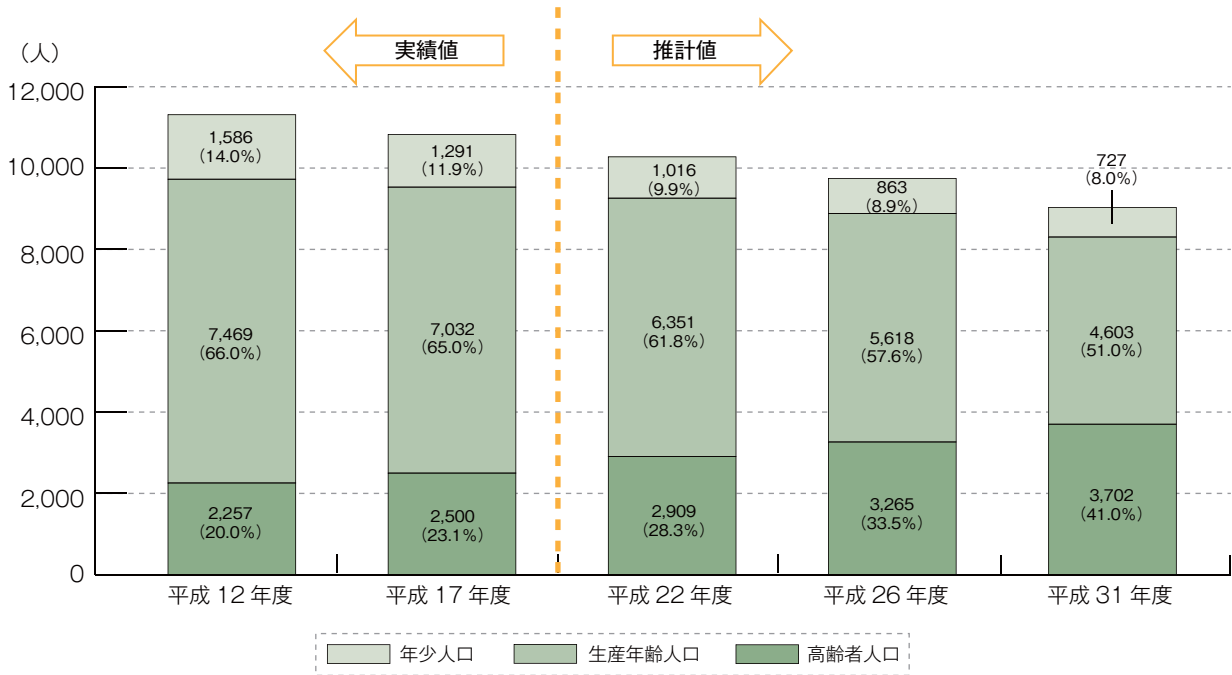


緑のラプラター

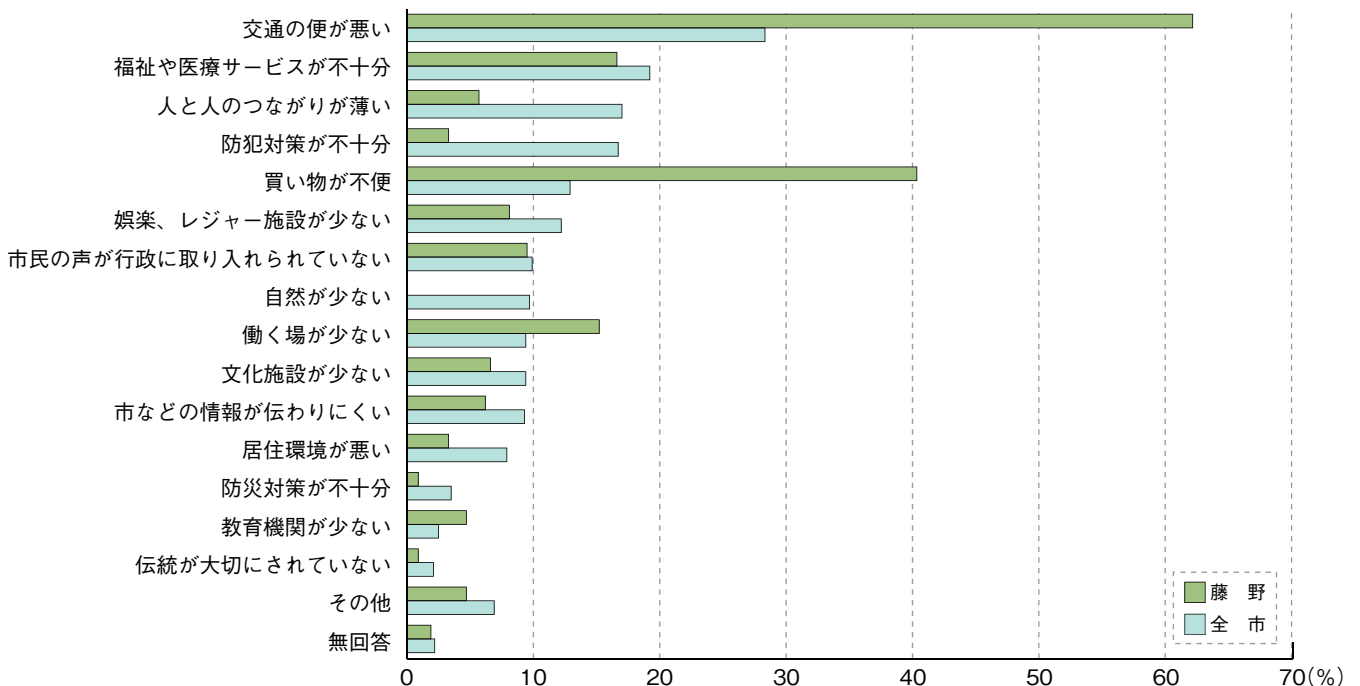


にほんの里 100選 ~佐野川地区~

人口の推移



日常生活における課題



[出典] 新しい総合計画策定のための市民アンケート



小山地域のまちづくり

地域づくりの基本方針

相模総合補給廠の返還と跡地利用を図り、都市機能の集積を進めるなど、周辺都市から人が集まる、魅力にあふれ利便性の高いまちづくりに取り組みます。

良好な住環境の整備とコミュニティ活動の充実を図り、誰もが快適でいきいきと暮らすことができる地域づくりを進めます。

1 相模総合補給廠の返還と跡地利用による新たなまちづくり

- 相模総合補給廠の一部返還の早期実現及び全面返還に向け、関係機関への働きかけを継続して行います。
- 一部返還後の跡地利用については、多様な都市機能の集積を図るなど、首都圏南西部における魅力ある広域交流拠点の形成に向けて取り組みます。

2 円滑な交通ネットワークの整備

- 小田急多摩線の延伸に向けた取り組みを行うとともに、渋滞箇所の立体交差化を進めるなど、地域活動を支える安全で快適な道路環境づくりに取り組みます。

3 地域コミュニティ活動の充実と防犯活動の推進

- コミュニティ活動の中心である自治会への加入を促進するなど、地域のまちづくり活動を行う団体を支援します。
- 小山公民館の機能の充実など、地域団体が活動しやすい環境づくりに取り組みます。
- 警察や地域団体などと連携を図り、パトロール活動や防犯灯の整備など、地域における防犯活動を支援します。

4 みどりに囲まれた良質な環境のまちづくり

- 公園の適切な整備を進めるとともに、境川沿いの遊歩道などの整備について関係機関と協議・検討します。
- 地域と連携し、ごみが散乱していない清潔な住環境の形成に取り組みます。

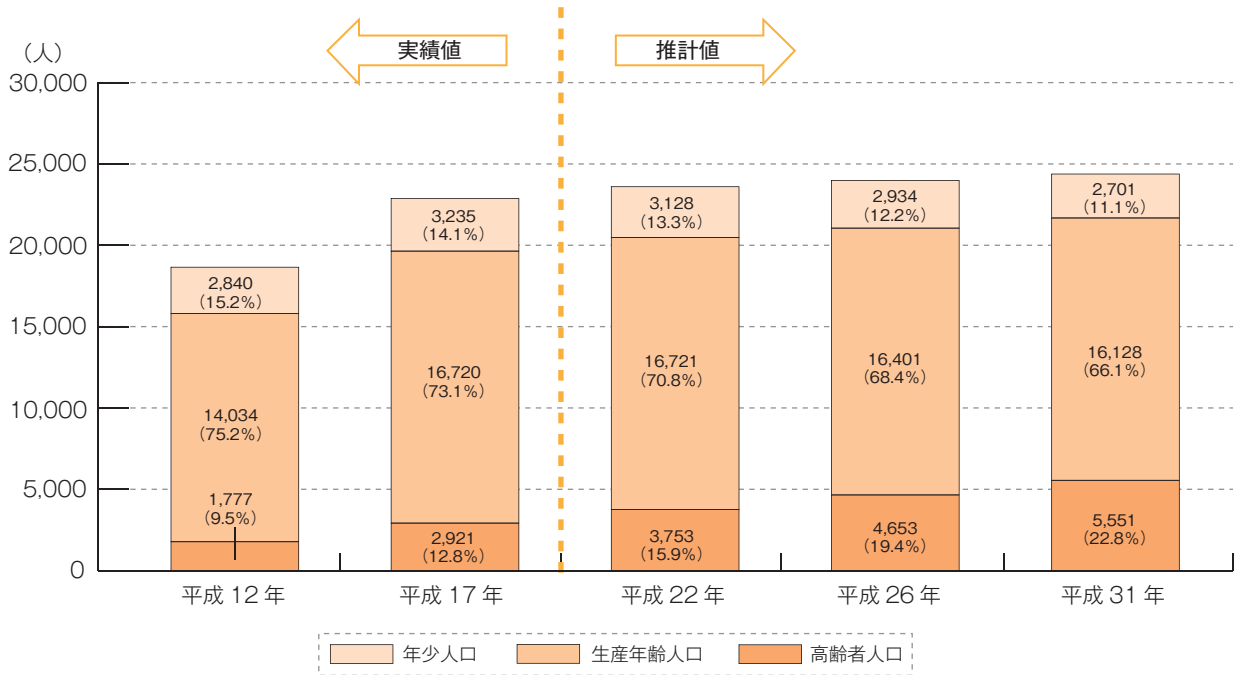


相模総合補給廠

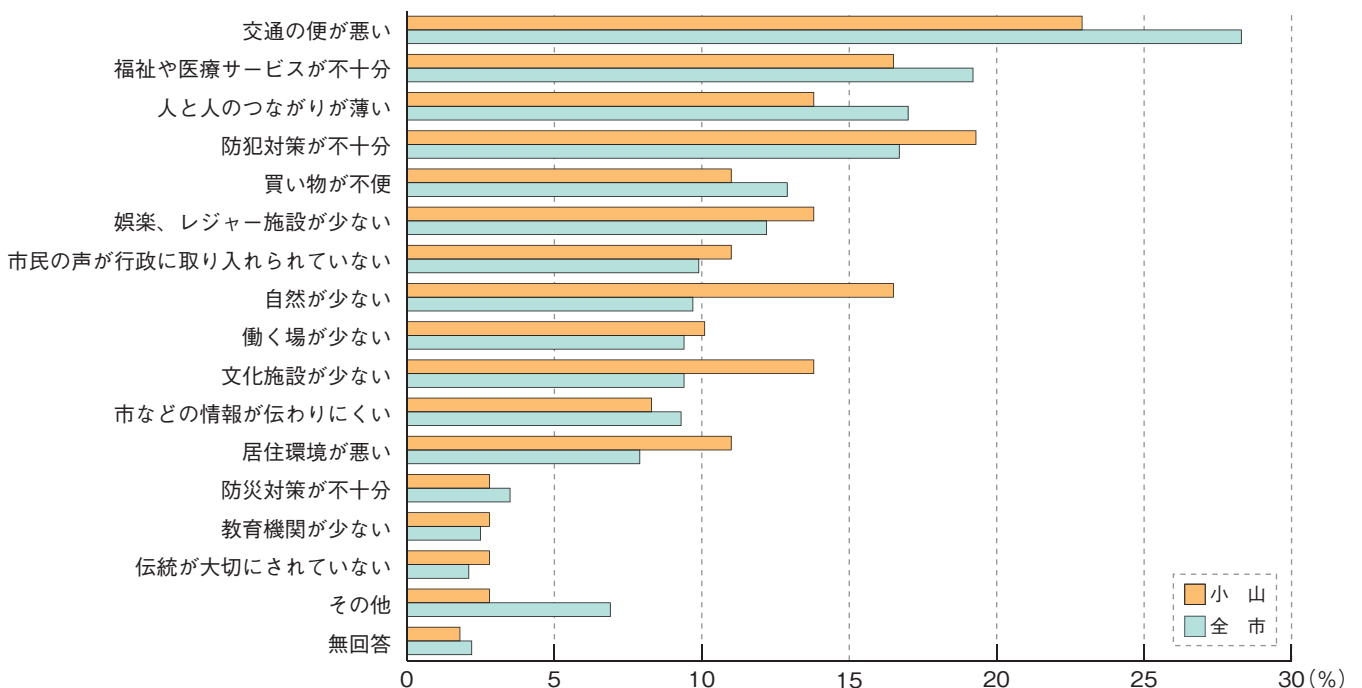


JR 相模原駅駅ビル

人口の推移



日常生活における課題



[出典] 新しい総合計画策定のための市民アンケート



清新地域のまちづくり

地域づくりの基本方針

相模原駅周辺の商業機能の充実などにより、生活の利便性やまちの魅力を高めるとともに、良好な景観や都市環境の形成を進め、質の高い住環境を持つ地域づくりを進めます。

コミュニティ活動・まちづくり活動の充実を図り、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを進めます。

1 生活の利便性の向上と質の高い住環境の創出

- JR相模線の複線化や運行本数の増加について、関係機関への働きかけを継続して行います。
- 地区計画などを活用し、市民との協働による良好な景観と住環境の形成を図ります。
- 身近なみどりを保全するとともに、公園の適正な配置、整備の検討を進めるなど、快適な都市環境の形成を進めます。

2 地域コミュニティ活動の充実

- 自治会への加入促進活動や住民どうしの支えあい、助けあい活動を支援するなど、コミュニティや地域福祉の充実に向けた取り組みを進めます。
- 清新公民館の機能の向上を図るなど、コミュニティ活動の充実に向けた環境づくりに取り組みます。

3 安全な道路環境の整備と防犯・防災活動の推進

- 通学路などの生活に身近な道路や交通安全施設を整備するなど、児童・生徒の交通安全対策や安全な道路環境の充実に努めます。
- 警察や地域団体などとの連携により、パトロール活動を推進するなど、地域における防犯活動や防災活動を支援します。

4 駅周辺の利便性・快適性の向上

- 相模原駅及び南橋本駅周辺の商店街の活性化を促進するなど、日常生活の利便性の向上を図ります。
- 相模原駅周辺の商業・業務機能の集積に向けた取り組みを進め、中心市街地としての魅力の向上、にぎわいづくりを促進します。

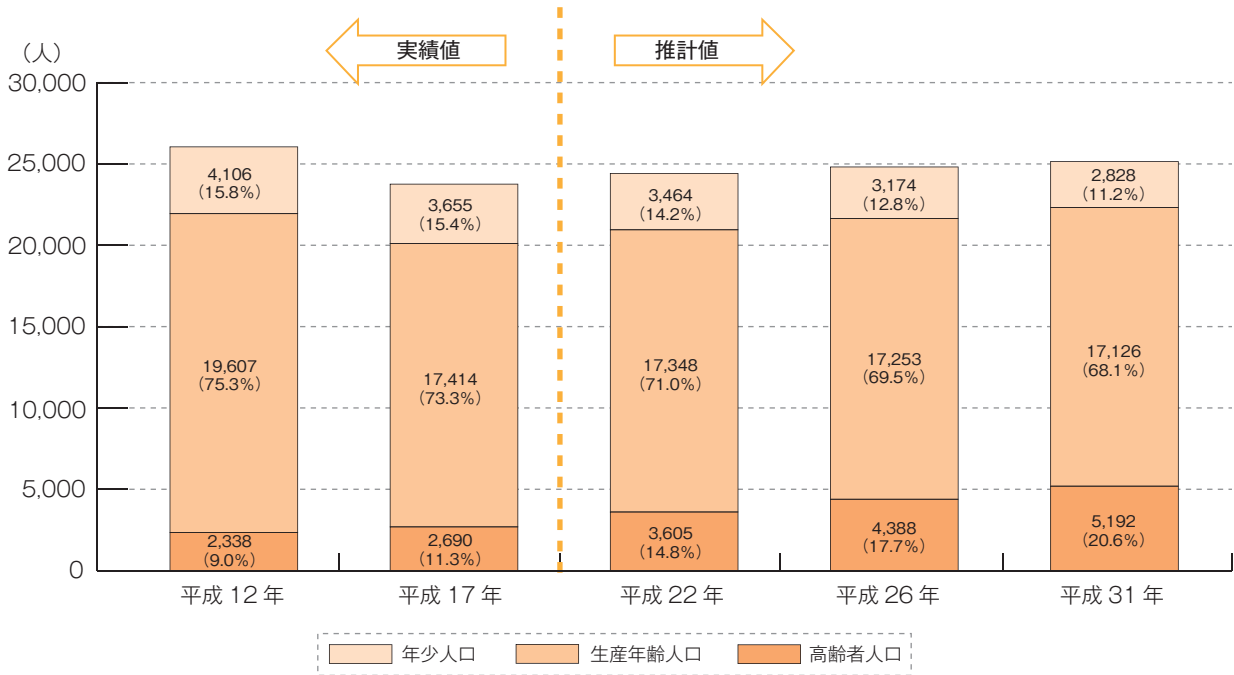


小山公園ニュースポーツ広場

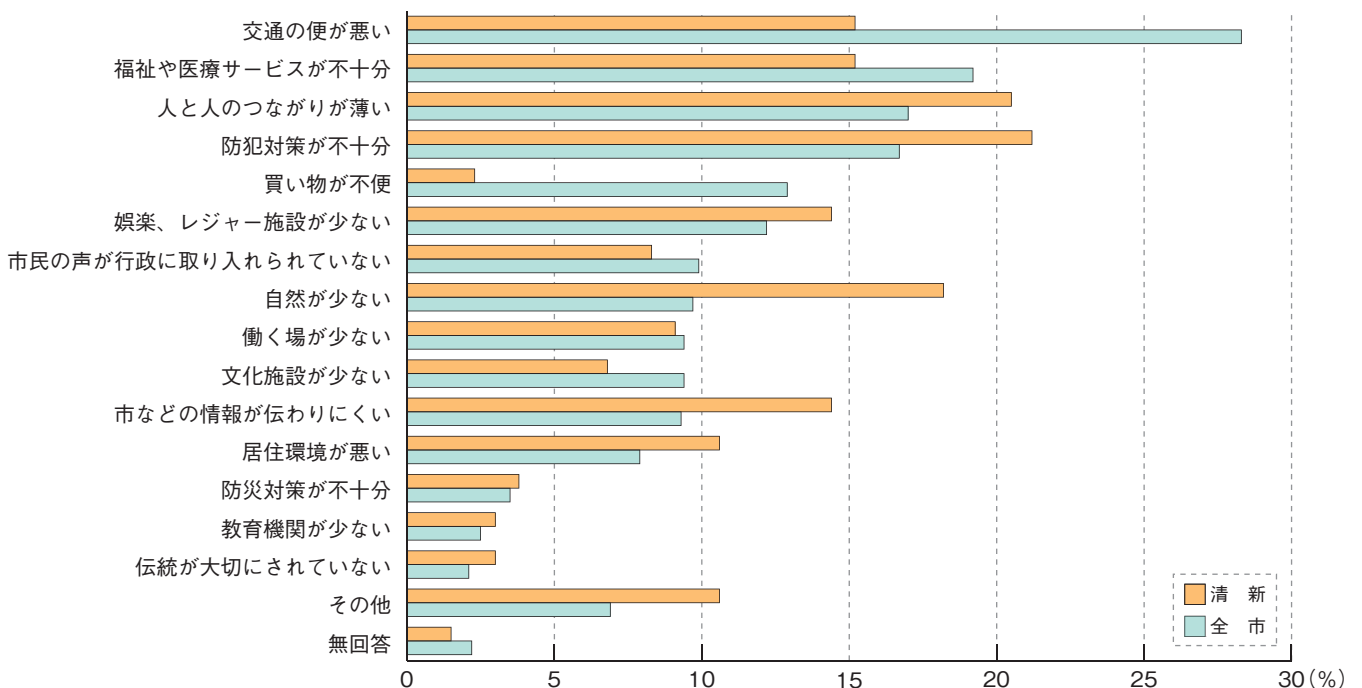


南橋本駅

人口の推移



日常生活における課題



[出典] 新しい総合計画策定のための市民アンケート



横山地域のまちづくり

地域づくりの基本方針

身近なみどりの保全を図るとともに、公共交通の充実などにより生活の利便性を高め、快適で質の高い生活環境を創出します。

教育・文化活動の促進と地域住民の多様な交流・連携により、誰もがいきいきと安心して暮らすことができる地域づくりを進めます。

1 みどり豊かな生活空間の創造

- 地域の身近な公園については、適切な維持管理により安全性の向上に努めます。
- 身近な場所で自然や季節を感じることができる、横山丘陵緑地などのみどり豊かな空間を保全します。

2 公共交通の充実

- 通勤や通学、買い物などの日常生活の利便性の向上を図るため、地域との協働により、交通不便地区における生活交通の確保に取り組むとともに、JR相模線の複線化や（仮称）作の口駅の設置を促進するなど、公共交通の充実を図ります。

3 地域コミュニティ活動の充実

- 自治会をはじめ地域のまちづくり活動を行う団体を支援するとともに、まちづくりの担い手相互の連携を促進するなど、コミュニティ活動の充実を図ります。

4 安全で安心できる暮らしの確保

- 誰もが安全で安心して暮らすことができるよう、地域における防犯活動や自主防災組織の強化などの防災活動を支援します。
- 通過交通が多い道路や通学路などでは、交差点改良や拡幅整備などにより、安全で快適な道路環境をつくれます。

5 生涯学習と文化の振興

- 多様化する学習ニーズに対応するため、横山公民館における学びの機会の充実を図ります。
- 地域に伝わる「てるて姫伝説」の継承を促進します。

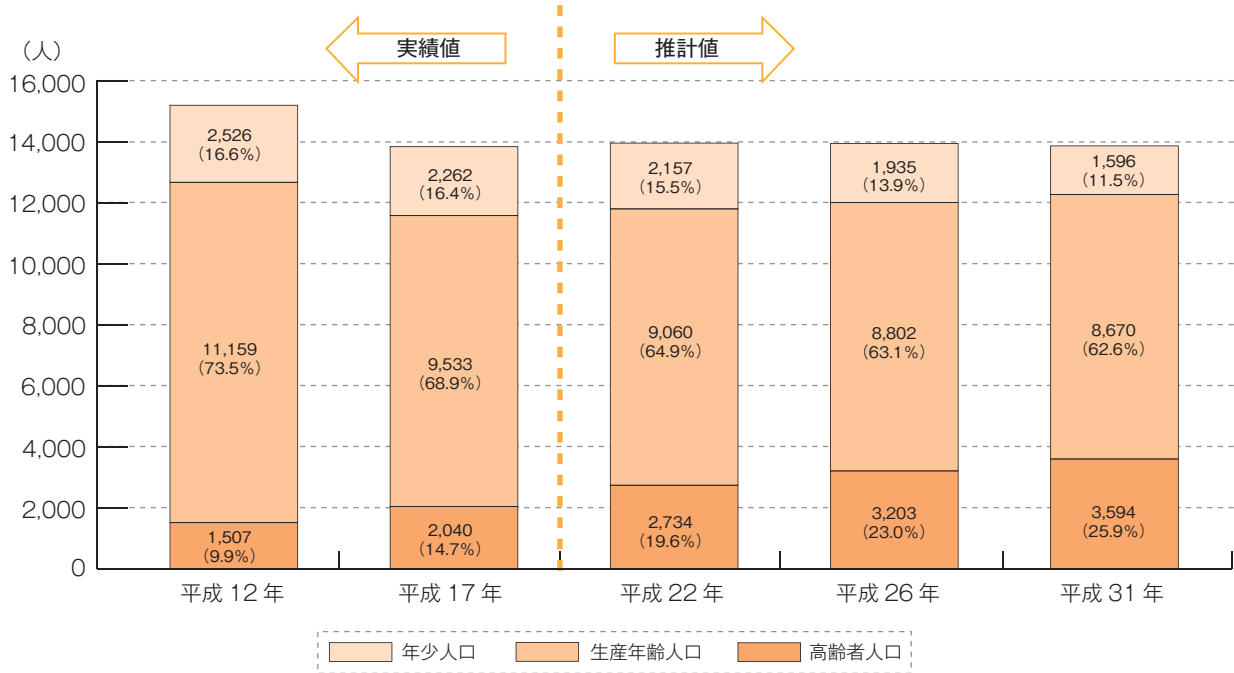


横山地区どんど焼き

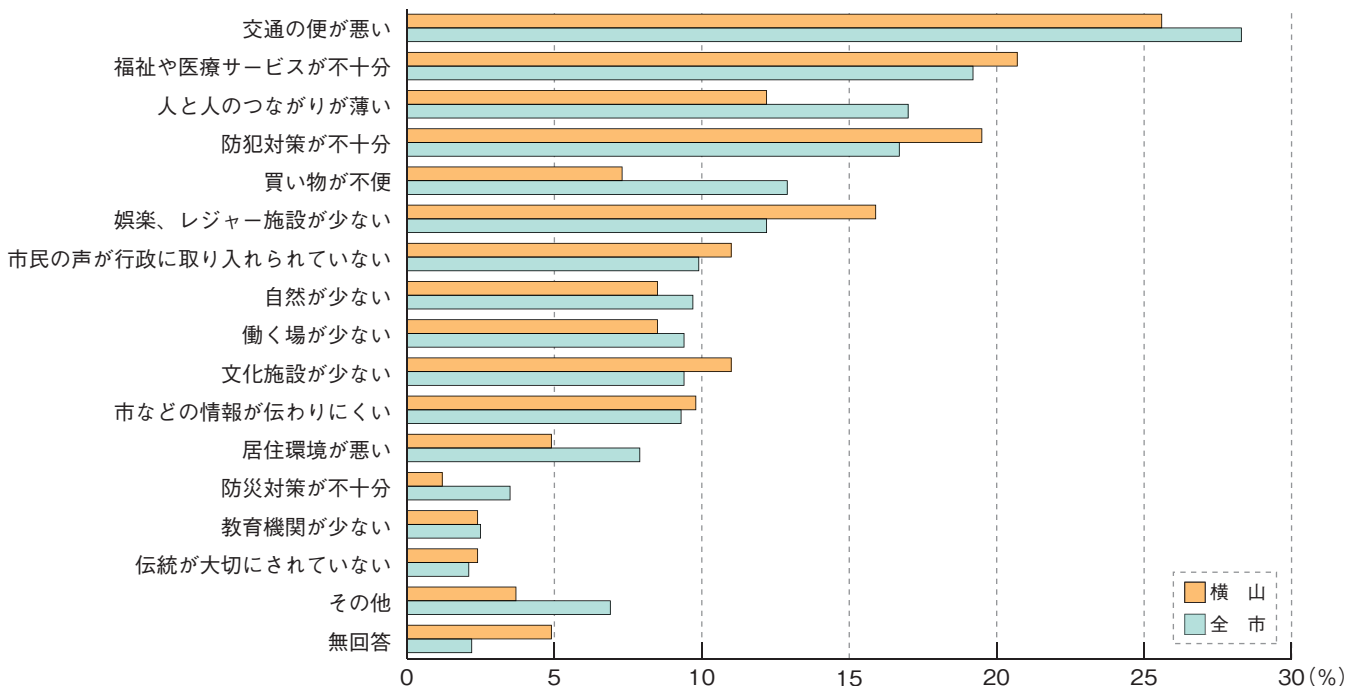


横山地区ふるさとまつり

人口の推移



日常生活における課題



[出典] 新しい総合計画策定のための市民アンケート



中央地域のまちづくり

地域づくりの基本方針

公共・業務機能が集積する地域として、道路や公共交通のアクセス性の向上と、魅力あるまちなみの形成を図ります。

住民相互の交流による防犯・防災活動や生涯学習活動など、地域コミュニティ活動の活性化を支援します。

1 地域の魅力と利便性の向上

- 魅力ある景観づくりの検討を行うなど、公共・業務機能が集積する地域にふさわしいまちなみの形成を進めます。
- 道路やバスなど、生活交通の利便性の向上を図ります。
- 主要な公共施設の利用状況の情報提供に努めるなど、公共施設の利便性の向上を図ります。

2 安全で安心して暮らせる住環境の形成

- 自主防災組織の強化に向けた支援を図るなど、防災対策の充実を進めます。
- 建築物の耐震化などにより、災害に強いまちづくりを進めます。
- 警察や地域団体などと連携を図り、パトロール活動の推進など、地域における防犯活動や防災活動を支援します。
- 防犯灯の整備促進など安全な歩行環境の充実を図ります。

3 地域コミュニティの活性化

- コミュニティの中心である自治会への加入を促進するなど、地域のまちづくり活動を行う団体を支援します。
- 中央公民館の施設や機能の充実を図り、地域住民が活動しやすい環境づくりを進めます。

4 矢部駅周辺の利便性の向上

- 矢部駅周辺の利便性の向上を図るため、適切な土地利用を検討するとともに、道路の整備を進めます。

5 子どもの育成支援の推進

- 学校教育活動への地域住民の参加機会を充実することにより、学校と地域の連携や世代間の交流を進めます。
- 保育所や児童クラブの待機児童の解消に向けた取り組みを進めます。

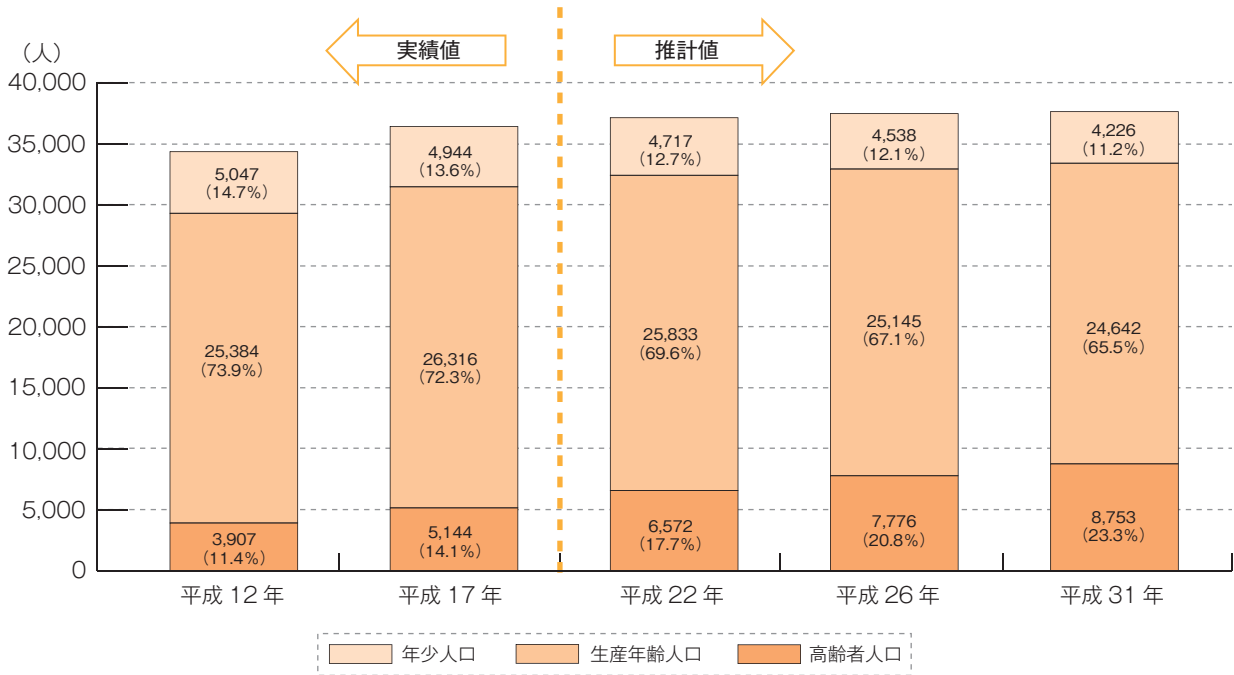


矢部駅南口

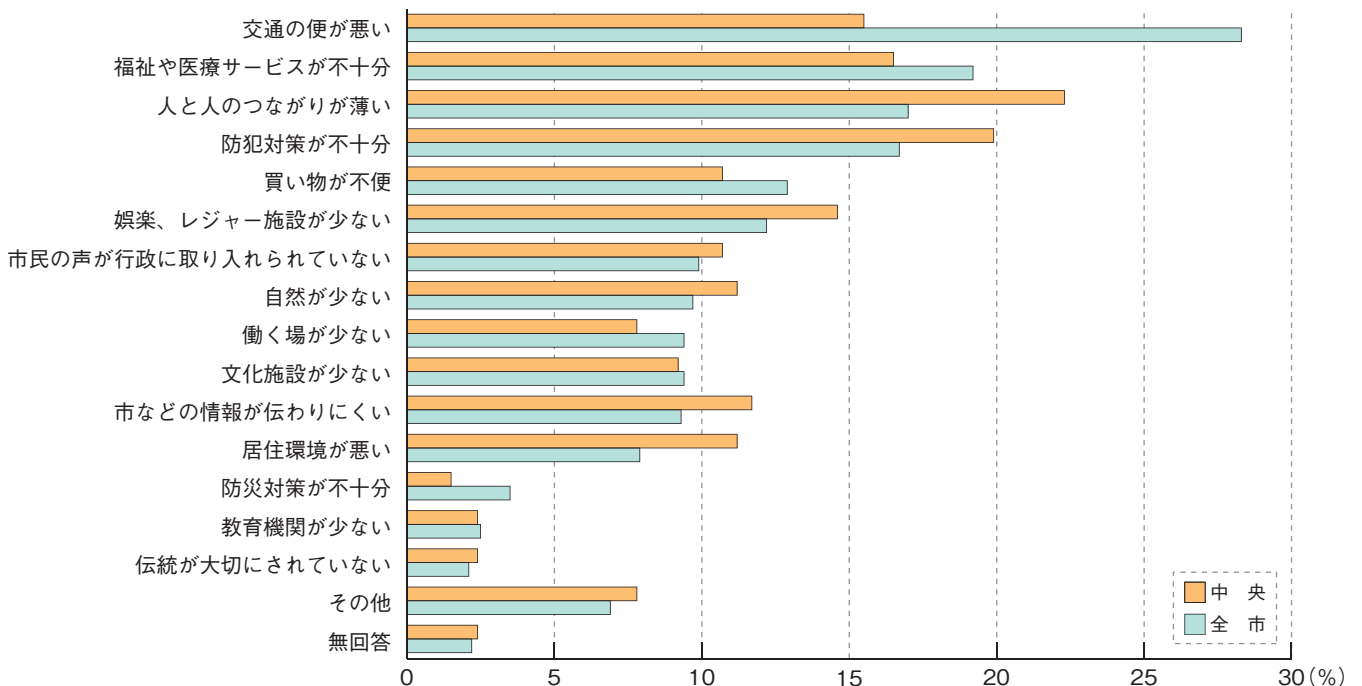


相模原市民桜まつり

人口の推移



日常生活における課題



[出典] 新しい総合計画策定のための市民アンケート



星が丘地域のまちづくり

地域づくりの基本方針

きれいに区画されたまちなみを生かし、安全な道路環境と質の高い住環境を併せ持つ地域づくりを進めます。

地域のつながりを生かしコミュニティ活動の充実を図り、子どもが安心して暮らすことができる地域づくりを進めます。

1 安全で安心な地域の形成

- 警察や地域団体などと連携を図り、パトロール活動や防犯灯の整備促進など、地域における防犯活動を支援します。
- 自主防災組織の強化に向けた支援、災害時要援護者の把握、避難所での支援体制の充実に努めます。
- 狭あい道路や通学路では、交差点改良や拡幅整備などにより安全性の確保に努めます。

2 次世代の育成

- 地域における児童の安全確保の取り組みなどを進めます。
- 児童クラブの待機児童の解消に向けた取り組みや、地域で子育て・子育ちを支える環境づくりを進めます。

3 安心して暮らせる住環境の形成

- 高齢者など誰もが快適に過ごすことができるよう、地域との協働による福祉施策の充実を図るなど、安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。
- 公園や子どもから高齢者まで多目的に利用できる広場の整備を進めます。

4 未来に輝く地域社会の構築

- 皆で担うまちづくりに向け、自治会への加入を促進するなど、まちづくり活動を行う団体の育成や連携を支援します。
- 地域活動の拠点である星が丘公民館の機能の充実を図ります。

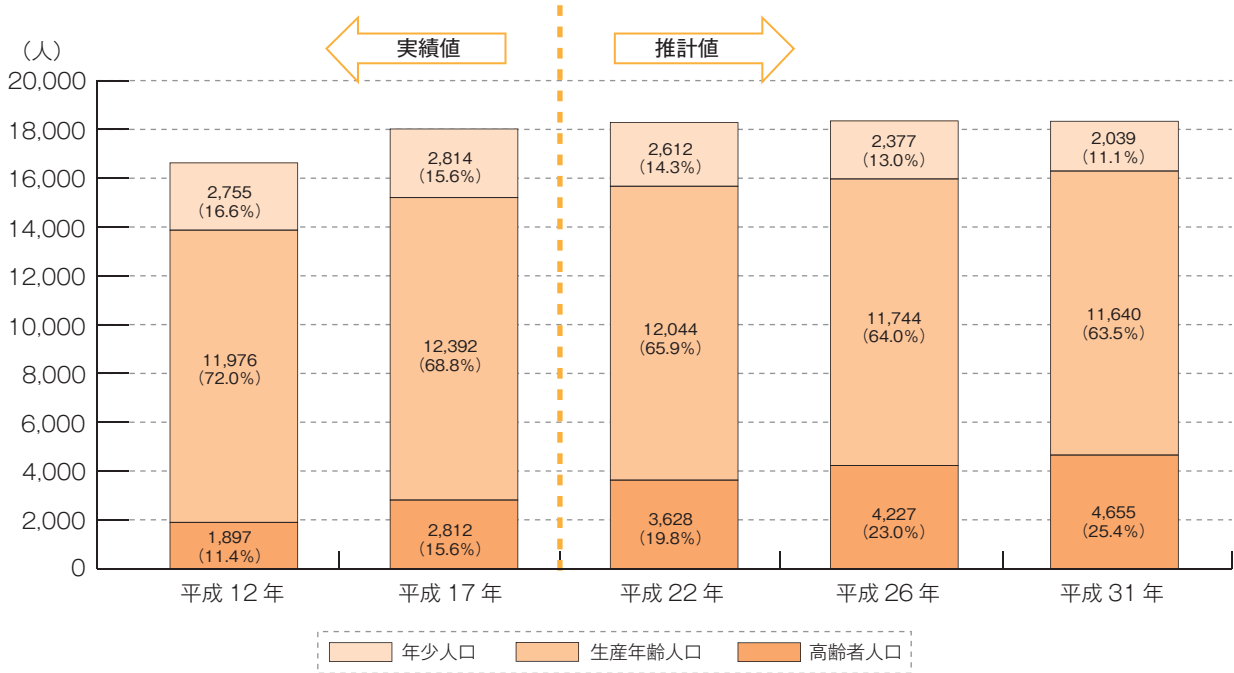


星が丘小学校児童の登校

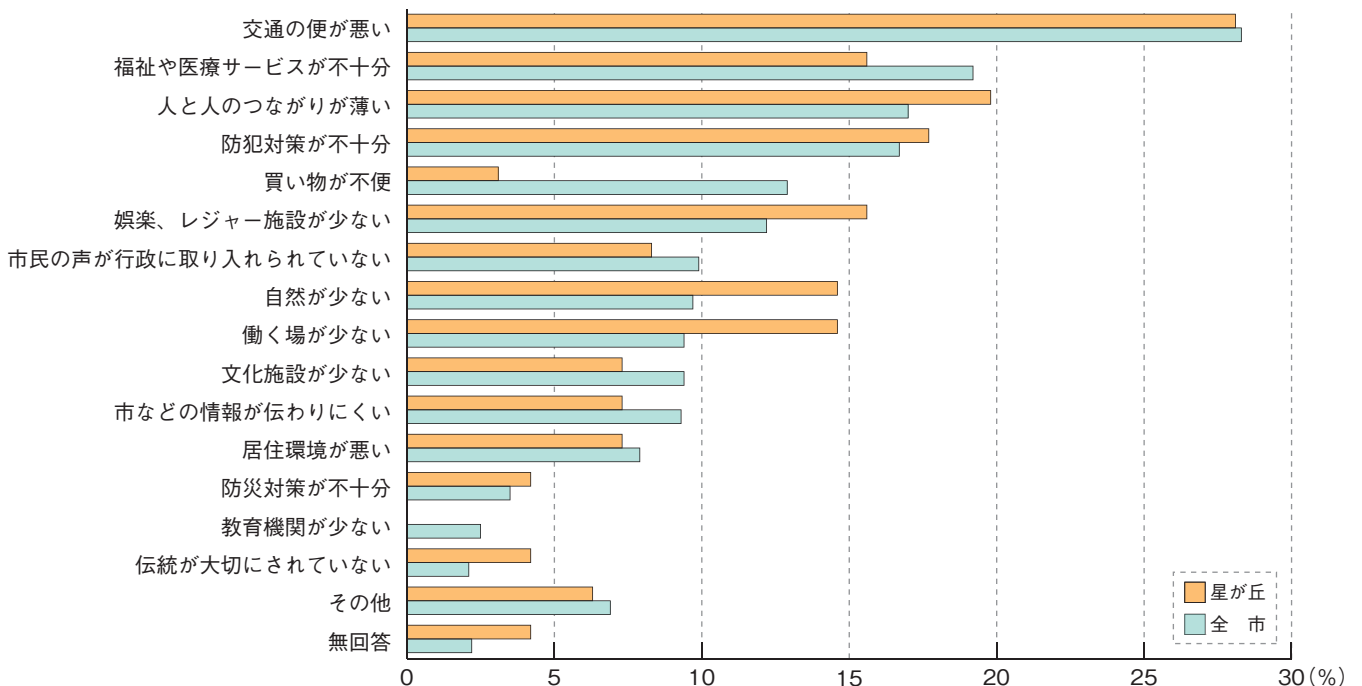


星が丘地区防犯パトロール

人口の推移



日常生活における課題



[出典] 新しい総合計画策定のための市民アンケート



光が丘地域のまちづくり

地域づくりの基本方針

道路の整備改善や交通利便性の向上を図るなど、誰もが住みやすい地域づくりを進めます。

世代を超えた住民相互の交流などを図り、コミュニティ活動を充実するとともに、支えあいと学びあいに満ちた地域づくりを進めます。

1 地域コミュニティの活性化

- 自治会をはじめとする地域生活における課題の解決や、地域のまちづくり活動を行う団体を支援するとともに、活動の場の充実を図るなど、コミュニティの活性化を進めます。

2 安心して暮らせる住環境の形成

- 警察や地域団体などと連携を図り、パトロール活動や防犯灯の整備促進など、地域における防犯活動を支援します。
- 自主防災組織の強化に向けた支援を進めるとともに、災害時要援護者の把握など、高齢者や障害者等の災害弱者に配慮した防災体制の強化を図ります。
- 地域との協働により福祉施策の充実を図るなど、高齢者や障害者をはじめ、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを進めます。

3 歩行環境と生活交通の充実

- 歩道のバリアフリー化などによる歩行環境の充実を図るなど、安全で快適な道路環境をつくります。
- 地域との協働により、交通不便地区における生活交通の確保に取り組みます。

4 地域と連携した教育・学習の推進

- 地域で子育て・子育てを支える環境づくりの推進に向け、地域の子どもを支援するネットワークを形成します。
- 学校、家庭、地域がそれぞれ連携するなかで、家庭教育に関する啓発やモラル向上に向けた取り組みを進めるほか、地域での体験や活動を通じた学習機会の充実を図ります。

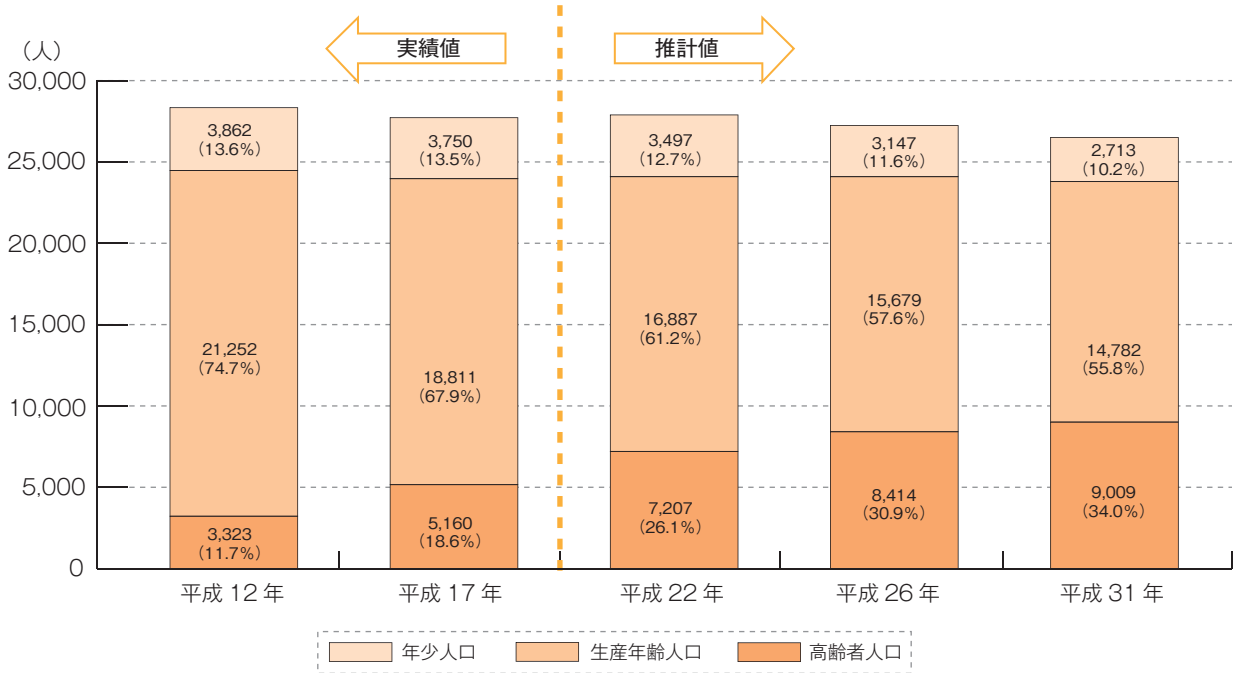


光が丘公民館まつり

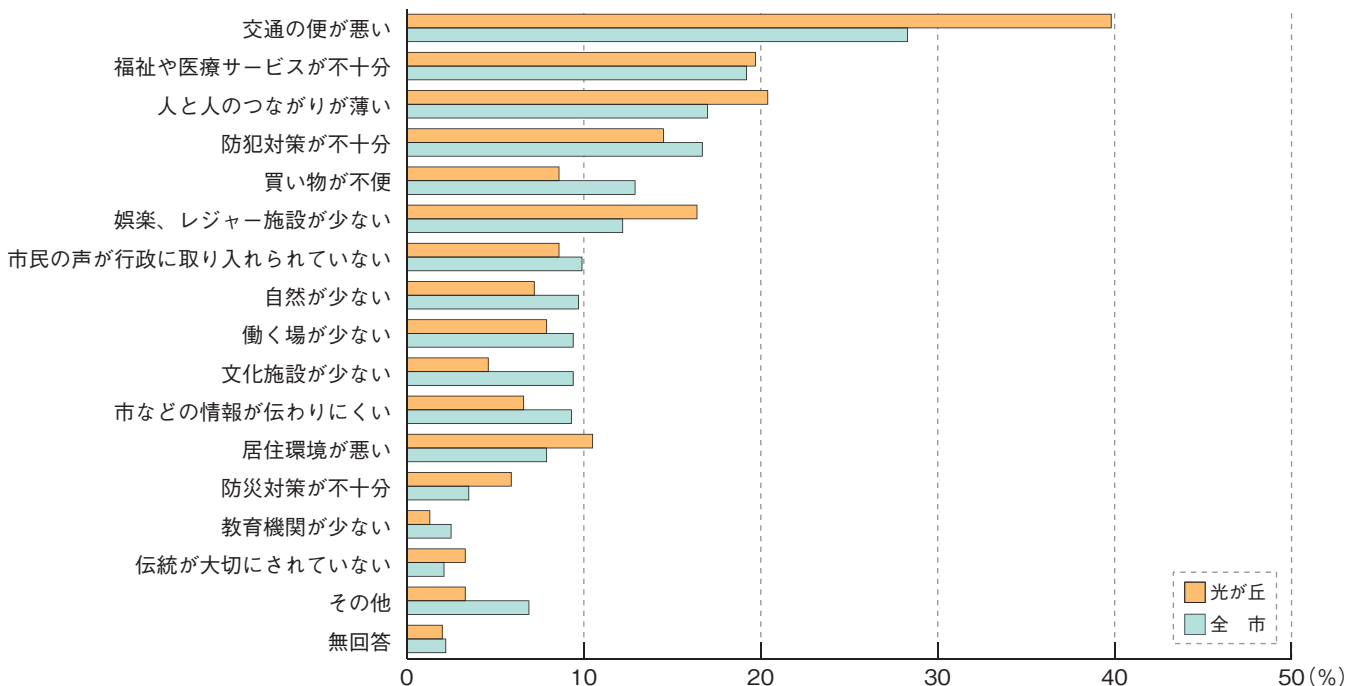


光が丘地区ふるさとまつり

人口の推移



日常生活における課題



[出典] 新しい総合計画策定のための市民アンケート



大野北地域のまちづくり

地域づくりの基本方針

駅周辺の公共施設や公園、商店街、大学など既存の特色ある施設等を生かし、活力とにぎわいのあるまちづくりを進めます。

生活道路や防犯・防災上の環境などの整備を進めるとともに、自然にふれあう環境づくりに取り組むなど、安心と潤いのあるまちづくりを進めます。

1 淵野辺駅周辺の活性化

○淵野辺駅周辺を活性化するため、公共施設や公園などの集約化・再整備を検討するとともに、魅力ある商業地形成を図ります。

2 矢部駅周辺のまちづくり

○相模総合補給廠の一部返還を踏まえ、矢部駅周辺の利便性の向上を図るため、適切な土地利用について検討を進めます。

3 特色を生かした地域の形成

○大学や商店街、地域住民などが連携して様々な取り組みに参加できるような仕組みづくりを進め、まちづくりの担い手どうしの連携を支援します。

○多様化する学習ニーズに対応するため、生涯学習施設の機能の充実や学習機会の充実を図ります。

○さがみはら国際交流ラウンジの機能を充実し、国際理解や交流を促進します。

4 安心して暮らせる地域の形成

○狭あい道路や通過交通が多い道路では、拡幅や歩道の整備により、安全性や利便性の確保を図ります。

○警察や地域団体などと連携を図り、防犯灯の整備促進など、地域における防犯活動を支援します。

5 自然に親しめる地域の形成

○境川が住民に親しまれる憩いの場となるよう、遊歩道などの整備について関係機関と協議・検討を進めます。

○公園や子どもから高齢者まで多目的に利用できる広場の整備を進めます。

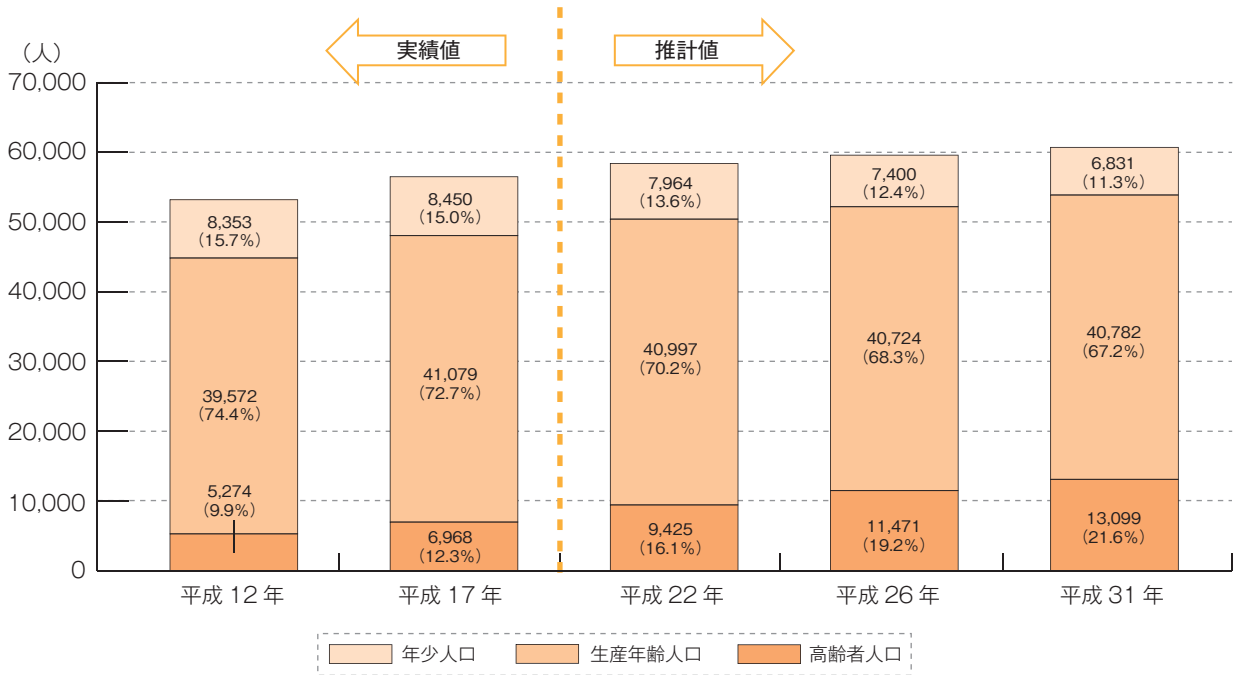


鹿沼公園

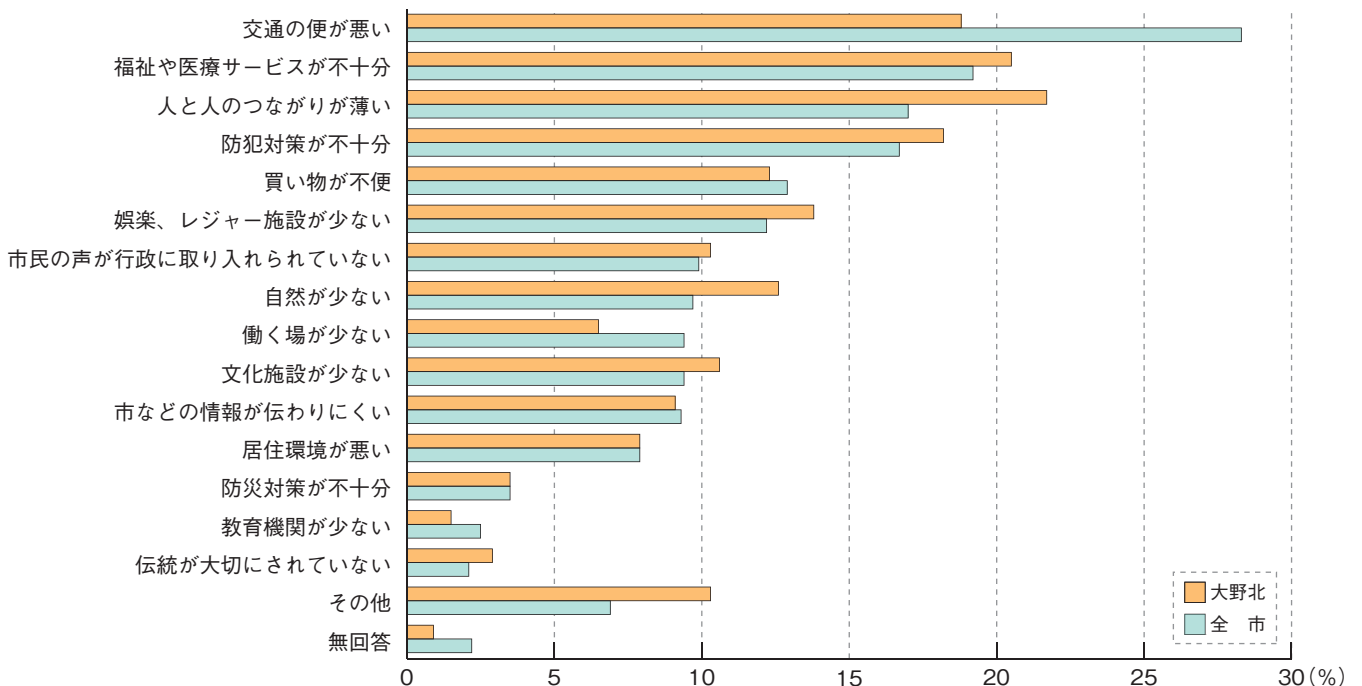


淵野辺駅北口駅前広場

人口の推移



日常生活における課題



[出典] 新しい総合計画策定のための市民アンケート



田名地域のまちづくり

地域づくりの基本方針

公共交通の充実など交通利便性の向上を図るとともに、相模川の豊かな自然環境の保全・活用による魅力づくりを図るなど、生活の利便性とにぎわいがある地域づくりを進めます。

伝統や文化、地域で行われるイベントを生かし、地域内外の交流を進めるほか、地域団体の連携を深めるなど、人の輪が広がる地域づくりを進めます。

1 公共交通と道路環境の充実

- 小田急多摩線の延伸に向けた取り組みを進めるとともに、バスターミナルの整備などにより、バス交通の利便性の向上を図るほか、地域との協働により、交通不便地区における生活交通の確保に取り組みます。
- 道路の交差点改良や拡幅整備などにより、安全性や利便性の確保に努めます。

2 高齢者の生きがいづくり

- 高齢者の生きがいにつながるよう、高齢者の技能・知識・経験を地域で生かす取り組みを進めます。

3 安全で安心な地域の形成

- 警察や地域団体などと連携を図り、パトロール活動を推進するなど、地域における防犯活動を支援するとともに、自主防災組織の強化を促進します。
- 自治会をはじめ地域のまちづくり活動を行う団体やまちづくりの担い手相互の連携を支援します。

4 多様な地域資源の活用

- 相模川などの多様な観光資源の魅力と特性を生かし、観光を振興するとともに、農とふれあう場や機会の創出を図ります。
- 泳げ鯉のぼり相模川や相模原納涼花火大会など地域における伝統文化や行事などの保存や継承を促進します。

5 豊かな心と身体をはぐくむ教育と文化の推進

- 子どもたちが地域における伝統文化や行事に親しみ、学習する機会の充実を図るなど、青少年の健全育成に努めます。
- 放課後の子どもたちの安全な居場所づくりに向けた取り組みや、学校教育活動への地域住民の参加機会の充実を図ります。

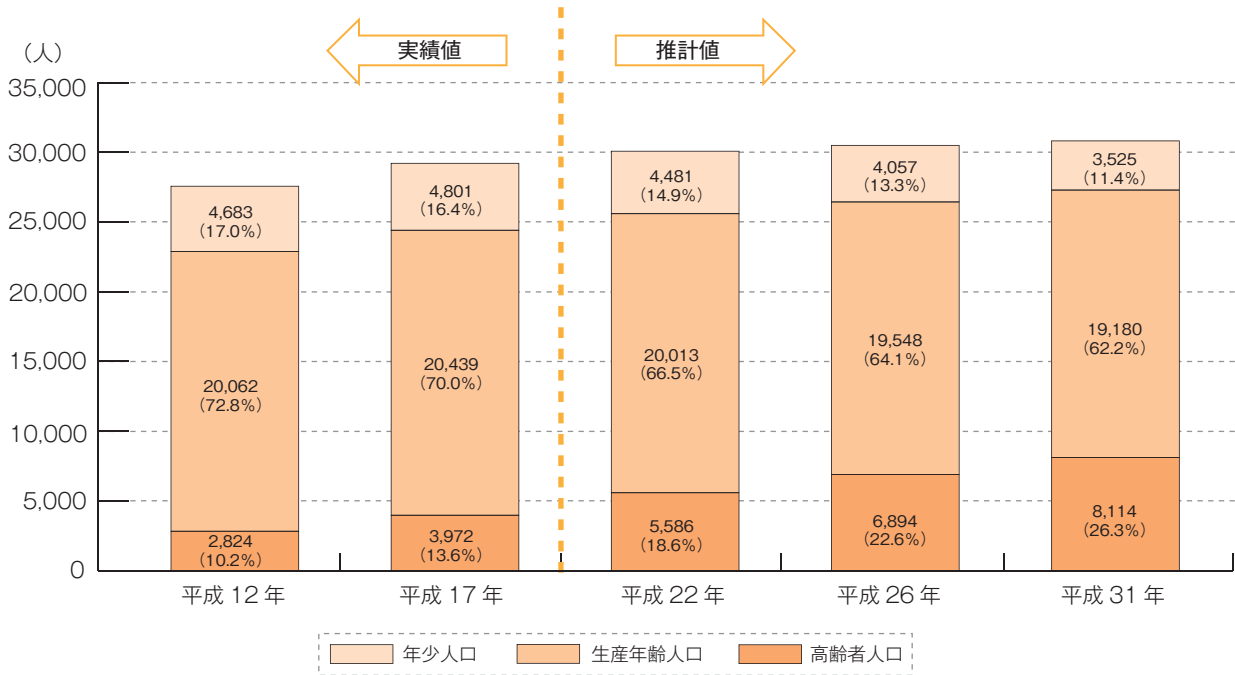


相模原納涼花火大会

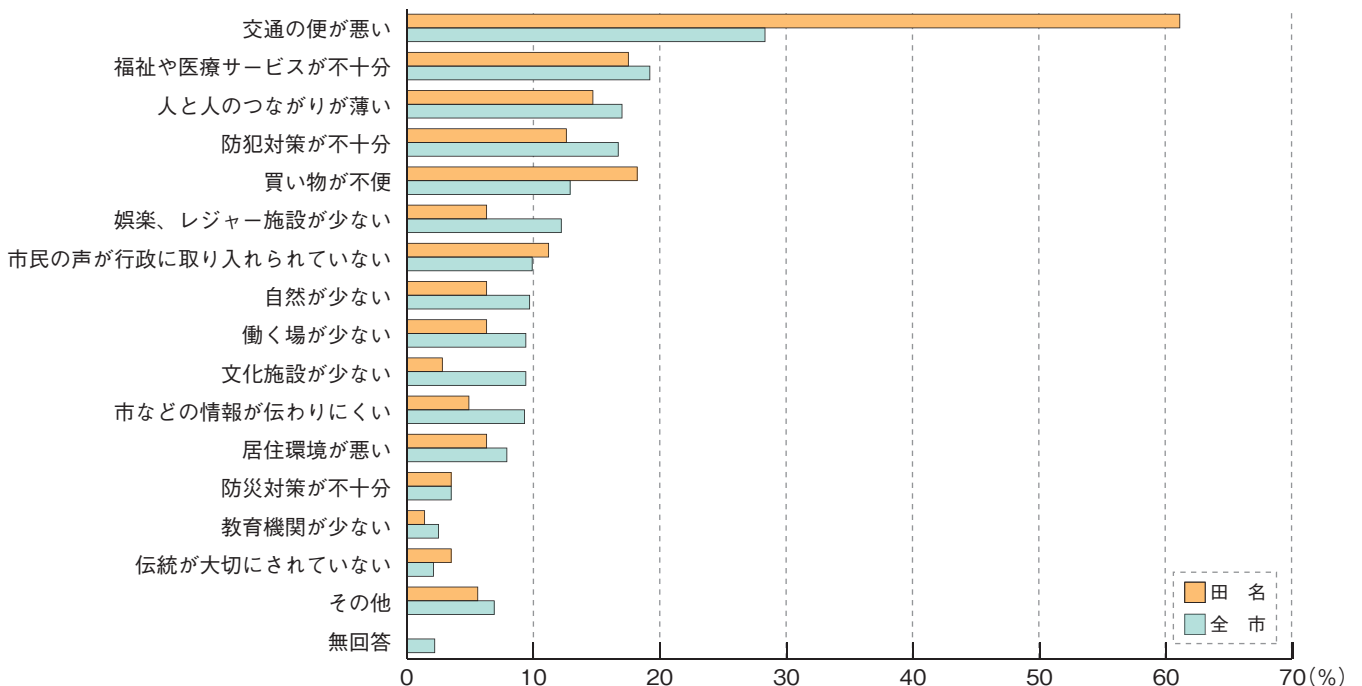


泳げ鯉のぼり相模川

人口の推移



日常生活における課題



[出典] 新しい総合計画策定のための市民アンケート



上溝地域のまちづくり

地域づくりの基本方針

駅や公共交通の利便性向上や商店街の活性化を図るとともに、緑地や河川、公園、農地などの自然環境を守り、にぎわいと潤いある地域づくりを進めます。

地域の伝統文化の継承や次世代の育成などにより、地域の活性化を図るとともに、防犯・防災対策を含めたコミュニティ活動の充実を図るなど、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。

1 交通利便性の向上

- JR相模線の複線化や小田急多摩線の延伸を促進するとともに、誰もが利用しやすいバス交通の充実について検討します。
- 県道54号（相模原愛川）などの渋滞緩和に取り組むとともに、通過交通の多い道路では、拡幅整備や交差点改良などにより、安全で快適な道路環境をつくります。

2 商店街とコミュニティの活性化

- 上溝の夏祭りなど地域における伝統文化や行事などの保存や継承を促進します。
- 自治会など地域のまちづくり活動を行う団体を支援します。
- 商店街の活性化を図り、商店街が地域の一員として実施する高齢者や子育て世代への支援など、地域課題を解決するための取り組みを支援します。

3 人にやさしい自然・環境の保全

- 公園や子どもから高齢者まで多目的に利用できる広場の整備を進めます。
- 鳩川や姥川など潤いのある水辺環境の保全・創出に取り組みます。
- 都市における貴重な緑地空間である農地の保全と活用に向けた取り組みを行うとともに、安全で安心な地場農産物が地域住民に提供できるような環境の整備を進めます。

4 安全で安心な地域の形成

- 警察や地域団体などと連携を図り、防犯灯の整備促進など、地域における防犯活動を支援します。
- 災害時要援護者の把握、避難所での支援体制の充実に努めます。

5 次世代の育成

- 子どもたちが安心して学べるよう、教育環境の充実を図ります。
- 放課後の子どもたちの安全な居場所づくりに向けた取り組みを推進するとともに、地域で子育て・子育てを支える取り組みを進めます。

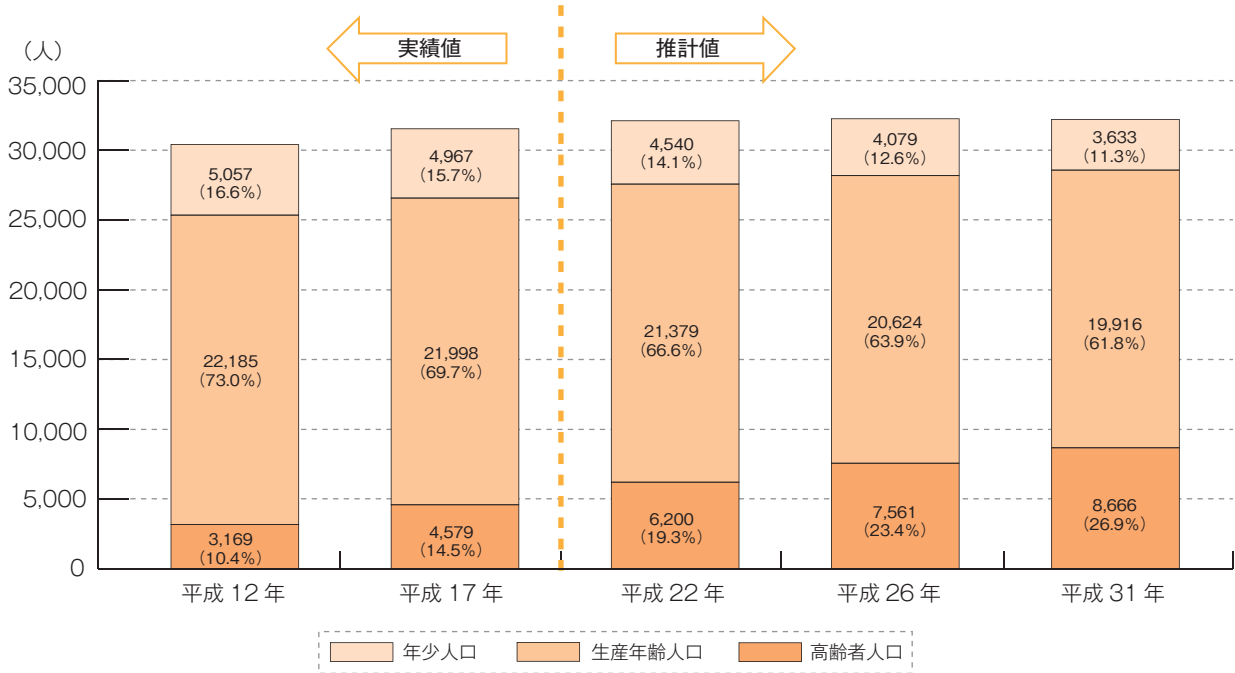


上溝夏祭り

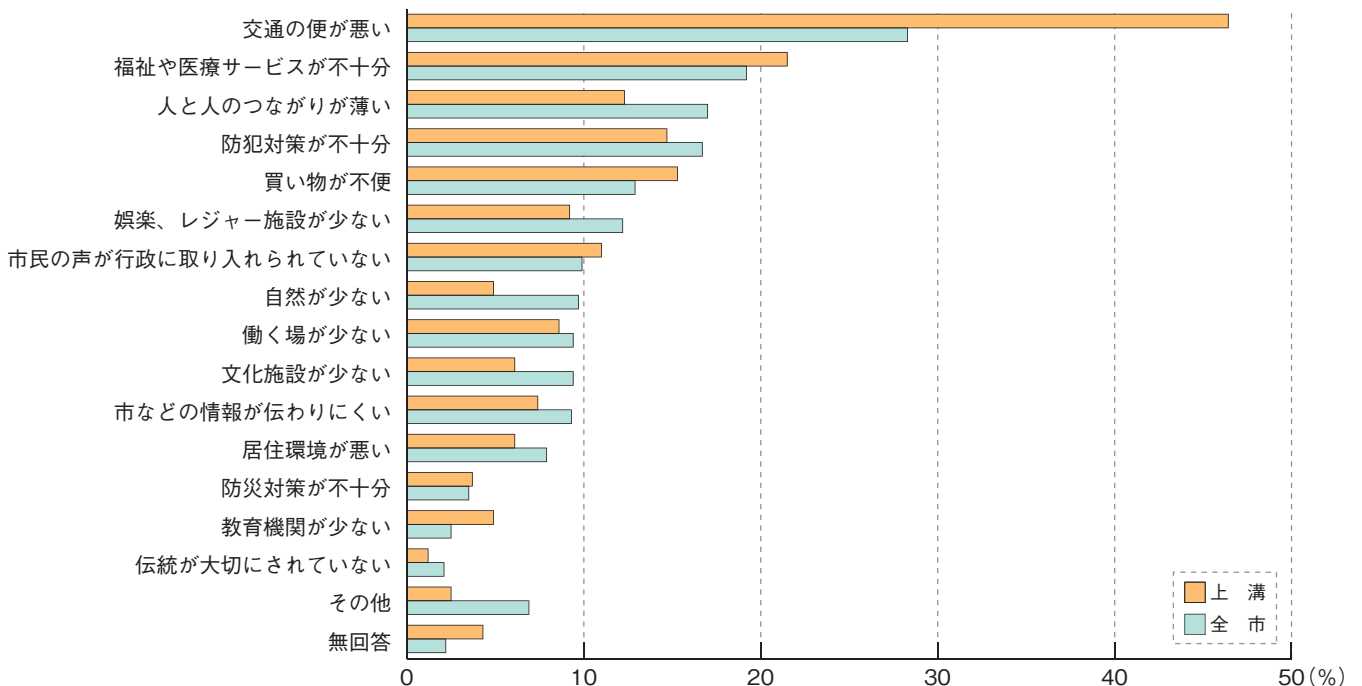


上溝駅

人口の推移



日常生活における課題



[出典] 新しい総合計画策定のための市民アンケート



大野中地域のまちづくり

地域づくりの基本方針

木もれびの森や境川の斜面緑地など豊かな自然環境を保全・活用するとともに、古淵駅周辺を中心とした魅力ある商業地づくりを行うなど、憩いとにぎわいあるまちづくりを進めます。

コミュニティ活動の充実を図るとともに、防犯や子育て活動などを支援し、子どもから高齢者まで安心して暮らすことができる地域づくりを進めます。

1 安全で安心して暮らせる地域の形成

○警察や地域団体などと連携を図り、パトロール活動を推進するなど、地域における防犯活動や地域で子どもを見守る環境づくりを支援します。

2 人にやさしい交通環境の充実

○道路の渋滞解消に取り組むとともに、地域との協働により、交通不便地区における生活交通の確保など、誰もが移動しやすい交通環境づくりを進めます。

○カーブミラーなどの交通安全施設の充実を図るほか、通過交通が多い道路の拡幅整備などにより、安全な道路環境の実現に取り組みます。

3 人と人がつながるコミュニティの形成

○子育て・子育ちを地域で支えるため、地域における支援者の育成や子どもを支援するネットワークの形成に取り組みます。

○公民館を生かした地域交流を促進するとともに、商店街と地域の連携によるまちづくりの取り組みを支援するなど、参加と連携により地域全体で助けあい、支えあうコミュニティづくりを進めます。

4 木もれびの森の保全と活用

○市街地における貴重なみどりである木もれびの森は、市民の環境学習や憩いの場として活用するとともに、将来にわたって守り、育てる取り組みを進めます。

5 古淵駅周辺の活性化

○古淵駅周辺は、魅力ある商業地形成を図るほか、駅周辺の渋滞解消に取り組むなど、駅周辺の利便性や安全性の向上を図ります。

○相模原よさこいRANBU!など、特色あるイベントの魅力とにぎわいの向上に取り組みます。

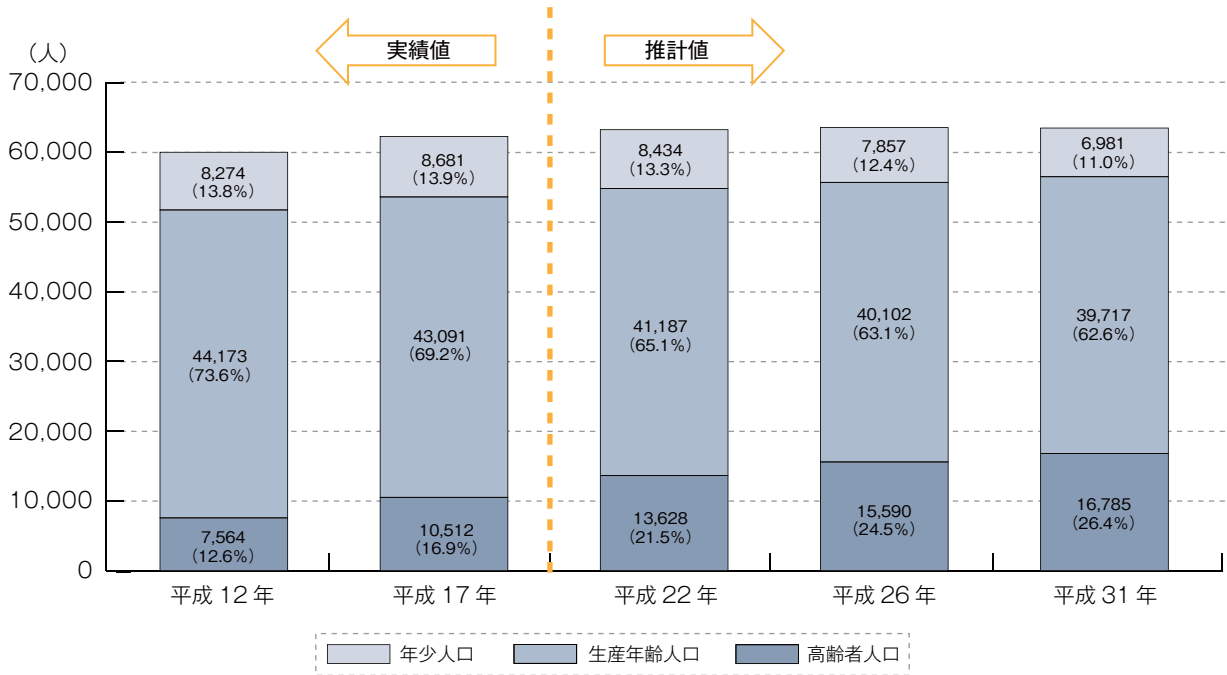


相模原よさこいRANBU!

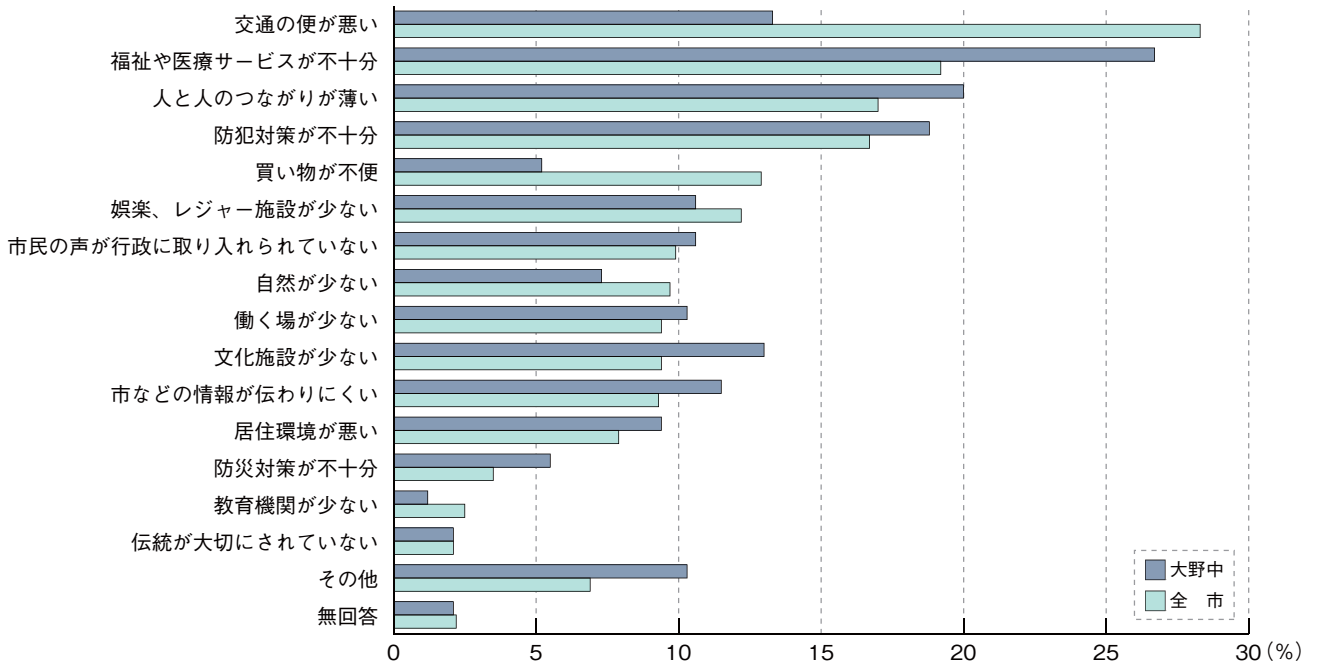


木もれびの森

人口の推移



日常生活における課題



[出典] 新しい総合計画策定のための市民アンケート



大野南地域のまちづくり

地域づくりの基本方針

地域が持つ広域的な交通利便性や教育、文化、商業など都市機能のさらなる充実を図り、にぎわいあふれるまちづくりを進めます。

防犯や防災などを含めたコミュニティ活動や生涯学習活動に参加する環境づくりを進めるとともに、良好な歩行環境やまちなみの形成を図り、誰もが心豊かに安心して暮らすことができる地域づくりを進めます。

1 歩行環境の充実

○歩道の整備を進めるとともに、放置自転車対策と自転車の適正利用に取り組むなど、安全な歩行環境の充実を図ります。

2 安全で快適な住環境の形成

○ゴミの不法投棄や散乱を防止し、地域と連携した清潔なまちづくりを進めます。

○地域のみどりやまちなみを生かした景観の形成を進めます。

○警察や地域団体などと連携を図り、パトロール活動を推進するなど、地域における防犯活動や自主防災組織の強化に向けた取り組みを支援します。

○米軍機の騒音など基地に起因する問題の解決に向けて、国及び米軍への要請に取り組みます。

3 まちのにぎわいを創り出す商業の振興

○中心市街地として、商業施設と周辺の住宅地や文教施設などと連携を図り、相模大野駅周辺の一体的な都市づくりを進めるとともに、商店街が地域の一員として実施する交流活動などの取り組みを支援します。

4 安心な暮らしを支える福祉体制の充実

○誰もが安心して日常生活を送ることができるよう、参加と連携により地域全体で支えあう福祉コミュニティづくりを進めます。

5 豊かな心をはぐくむ地域の形成

○学校、家庭、地域がそれぞれ連携するなかで、地域での体験や活動を通じた学習機会の充実を図ります。

○豊かな人間関係を築くため、イベントの開催など、住民どうしの交流の機会を充実するとともに、自治会などへの加入を促進します。

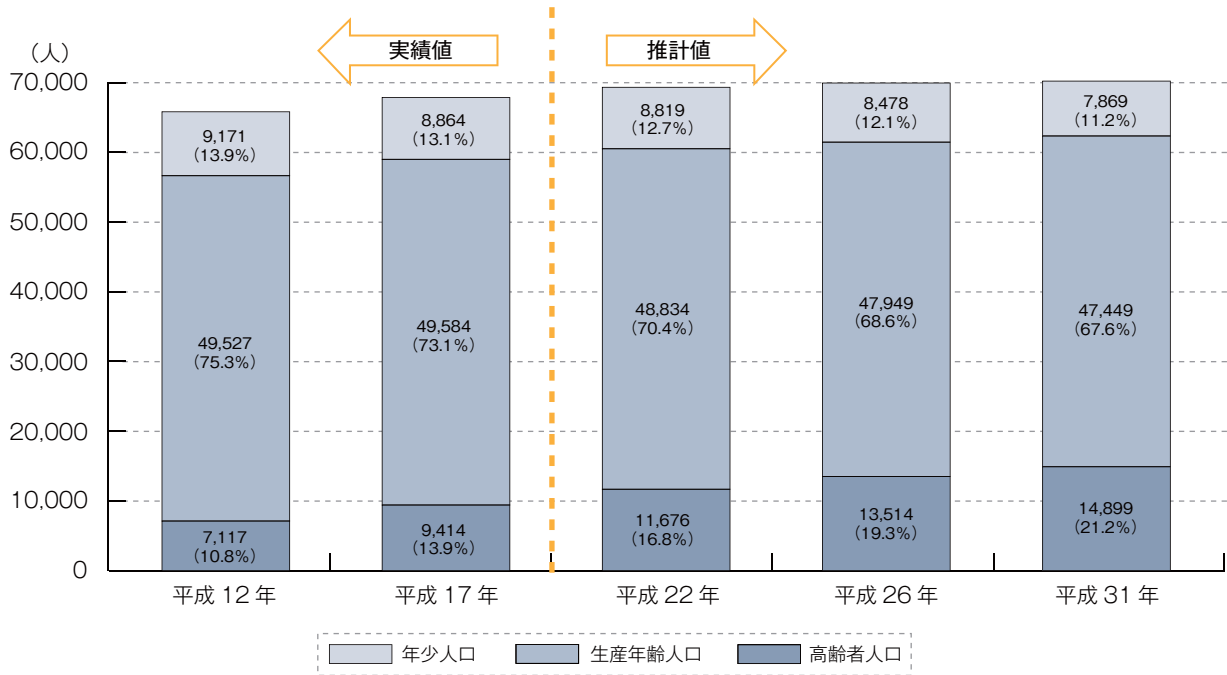


相模大野駅ビル

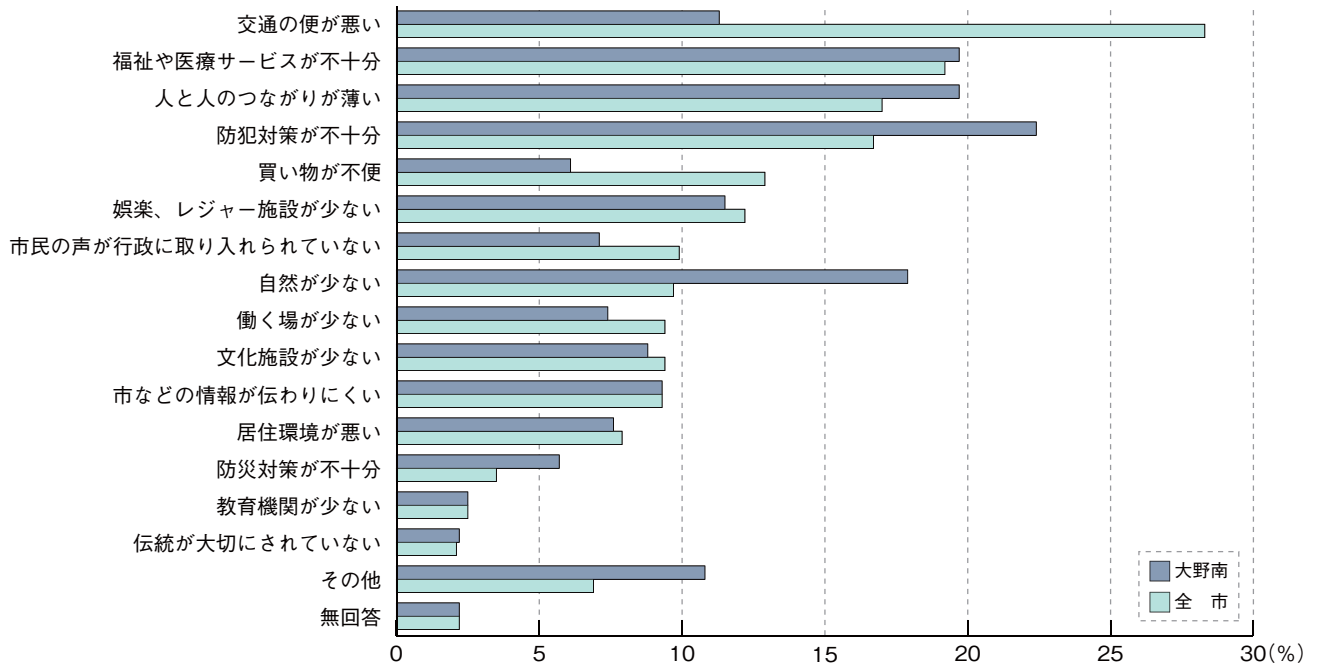


相模大野もんじえ祭

人口の推移



日常生活における課題



[出典] 新しい総合計画策定のための市民アンケート



麻溝地域のまちづくり

地域づくりの基本方針

さがみ縦貫道路の開通に対応した計画的な土地利用や公共交通の充実などを図り、生活の利便性と活力ある地域づくりを進めます。

豊かな自然と景観を保全するとともに、子どもがのびのびと育ち、誰もが安心して暮らすことができる快適で潤いのある地域づくりを進めます。

1 都市基盤と交通利便性の向上

- 地域の利便性向上のため、新しい交通システムの導入に向けた検討を進めるとともに、JR相模線の複線化や地域との協働による生活交通の確保に取り組みます。
- 通過交通が多い県道52号（相模原町田）などの主要幹線道路の拡幅整備を進めます。
- 都市の活力を支える産業や新たな居住の場となる拠点の創出に向けた取り組みを進めます。

2 安全で安心な地域の形成

- 狭あい道路や通学路などの拡幅整備により、安全で快適な道路環境をつくります。
- さがみ縦貫道路（仮称）相模原インターチェンジの整備状況などを踏まえ消防署所の整備を進めます。
- 警察や地域団体などと連携を図り、地域における防犯活動を支援します。

3 次世代の育成

- 子どもたちがのびのびと育つため、通学路や学校内における安全確保など、教育環境の充実を図ります。
- 放課後の子どもたちの安全で安心な居場所づくりに取り組み、地域で子育て・子育てを支える環境づくりを進めます。

4 地域コミュニティの形成

- 地域内の交流機会の充実を図るとともに、地域住民や地域にかかわりのある誰もがまちづくりに参加し、様々な活動に取り組めるよう、まちづくりの担い手相互の連携を支援します。
- 麻溝公民館の機能の向上を図り、地域住民が活動しやすい環境づくりに向けた取り組みを進めます。

5 地域資源を生かした、魅力とやすらぎの形成

- 河川を中心とした豊かな自然、相模原麻溝公園などの大規模公園、史跡や文化財建造物などの維持・保全を図るとともに、地域資源間の回遊性を高め、観光資源として活用します。
- 貴重な緑地空間でもある農地の保全と活用に向けた取り組みを進めます。

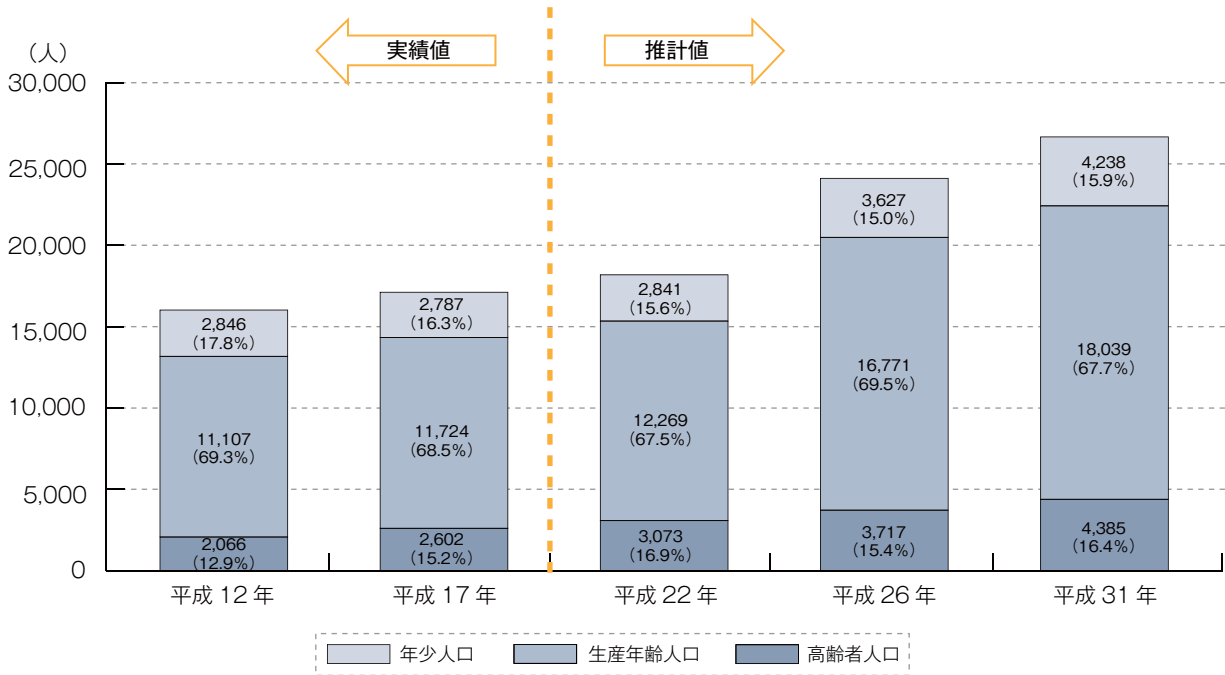


相模原麻溝公園競技場

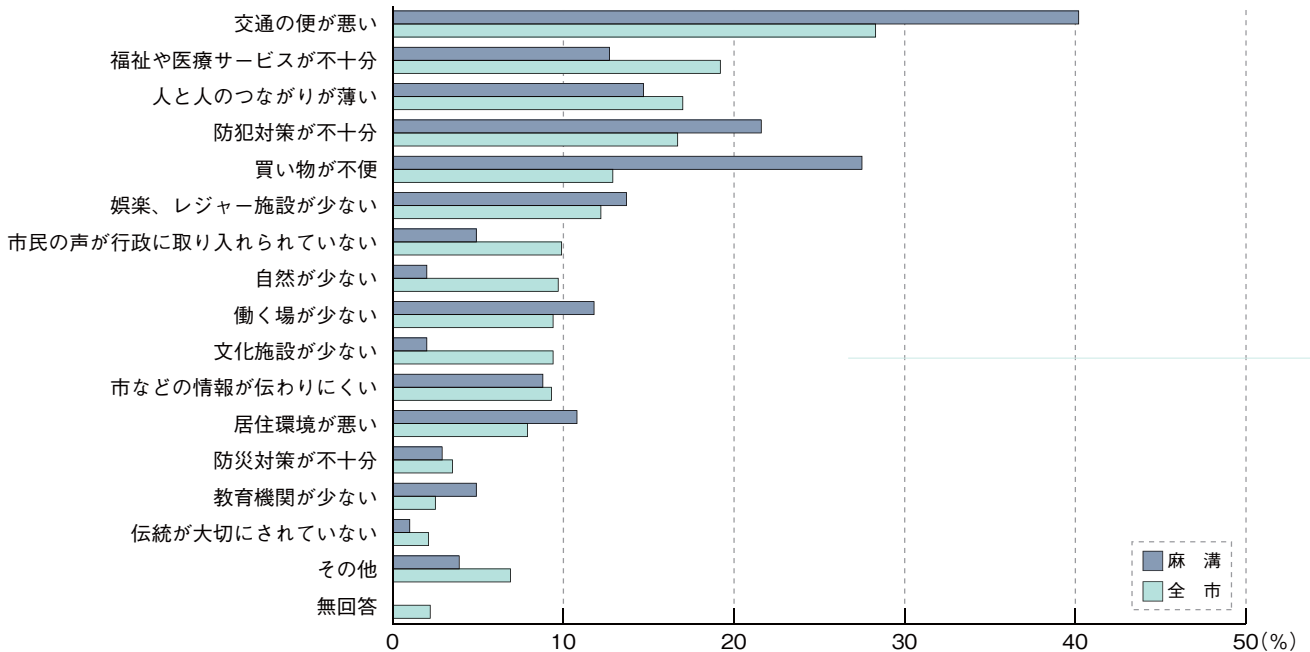


相模原麻溝公園

人口の推移



日常生活における課題



[出典] 新しい総合計画策定のための市民アンケート



新磯地域のまちづくり

地域づくりの基本方針

相模川などの豊かな自然を保全するとともに、地域の歴史や文化と調和した活力ある地域づくりを進めます。

キャンプ座間の早期返還に向け、地域と一体となった取り組みを進め、安全で安心して暮らすことのできる地域づくりを進めます。

1 自然との調和と生活利便性の向上

- 相模川など地域に残る貴重なみどりを保全し、自然と調和したまちづくりを進めます。
- バス交通の充実など、地域との協働により交通不便地区における生活交通の確保に取り組みます。

2 歴史・文化の継承

- 勝坂遺跡など地域の貴重な史跡を計画的に保存整備するとともに、郷土の財産として多くの市民が親しむことができるような機会の充実を図ります。
- 相模の大凧や相模川芝ざくらまつりなど地域の魅力を発信するとともに、伝統文化の次世代への継承を促進します。

3 安全で安心な地域の形成

- 避難所での支援体制の充実など災害に備えた防災体制づくりを進めます。
- 警察や地域団体などと連携を図り、パトロール活動や防犯灯の整備促進など地域の防犯活動を支援します。
- 狭あい道路や通学路の拡幅整備など、安全で快適な道路環境をつくります

4 健康づくりと地域福祉の推進

- 健康づくりを推進するために、体育指導委員や健康づくり普及員などが連携し、指導者の育成、スポーツの機会の充実を図ります。
- 地域全体で高齢者を見守り支えるネットワークの形成に向けた取り組みを進めます。
- 障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるような環境づくりを進めます。
- 地域で子育て・子育てを支える仕組みづくりを進め、地域の子どもを支えるネットワークの形成に努めます。

5 キャンプ座間の早期返還の実現

- キャンプ座間に起因する生活課題の解決に取り組むとともに、早期返還の実現を図るため、関係機関への働きかけなどを継続します。

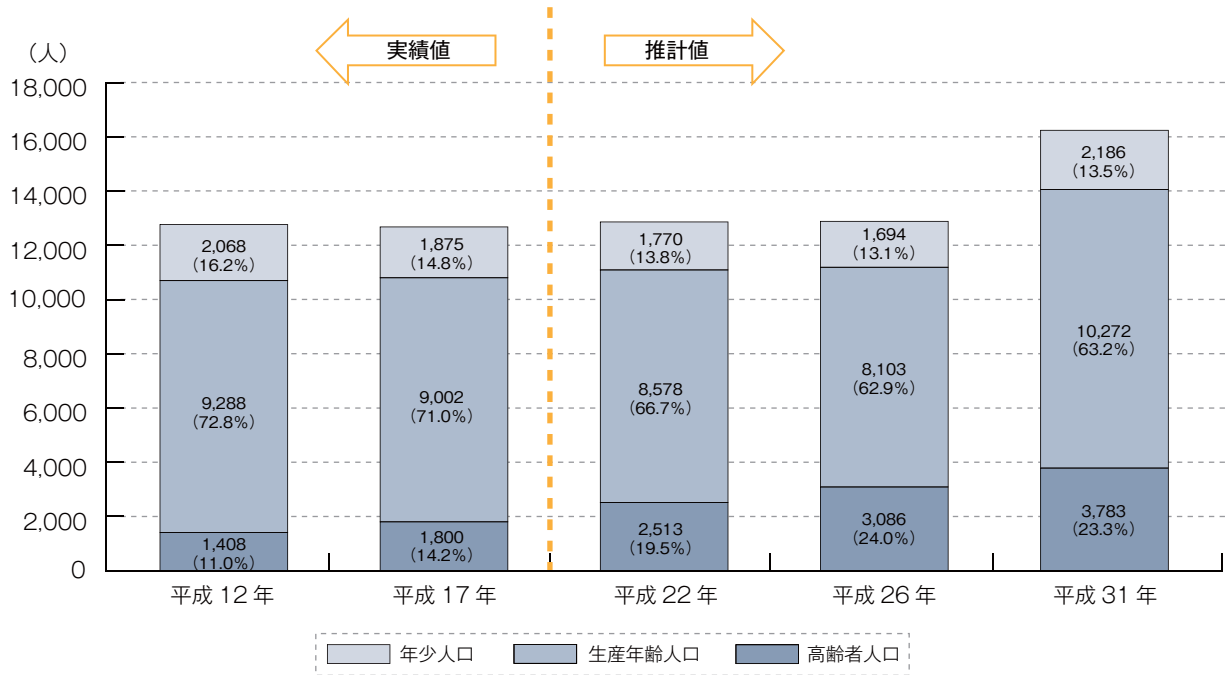


相模の大凧まつり

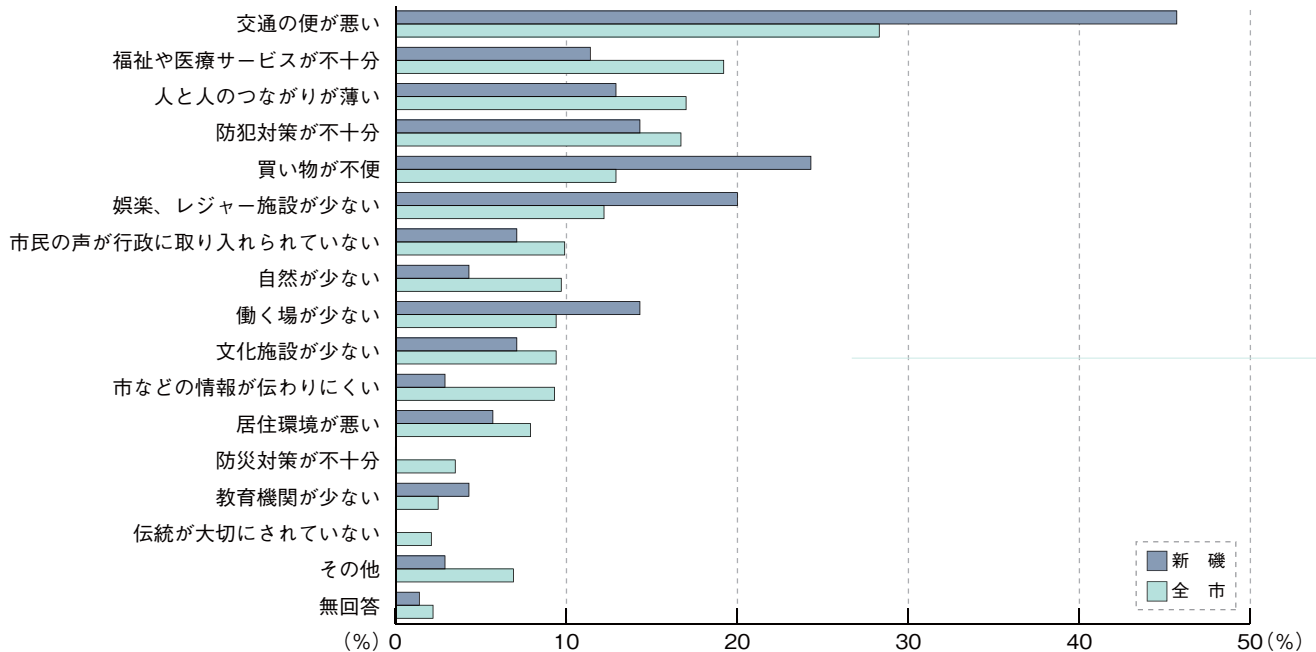


相模川の芝ざくら

人口の推移



日常生活における課題



[出典] 新しい総合計画策定のための市民アンケート



相模台地域のまちづくり

地域づくりの基本方針

相模原住宅地区の返還に取り組むとともに、生活道路の整備改善などにより安全な道路環境を形成し、利便性の高い地域づくりを進めます。

商店街の活性化に向けた取り組みを進めるとともに、コミュニティ活動の充実を図り、にぎわいとあたたかさのある地域づくりを進めます。

1 ふれあいと思いやりのある地域の形成

- 地域で子育て・子育てを支える環境づくりを進め、地域の子どもを支援するネットワークの形成を進めます。
- 地域住民や団体がまちづくりに参加し、様々な活動に取り組むことができるよう、まちづくりの担い手相互の連携を支援し、コミュニティの活性化に取り組みます。

2 にぎわいと活力をはぐくむ商店街の振興

- 商店街の活性化のために、商店街が地域の一員として実施する多様な取り組みを支援します。
- 利便性が高く、魅力ある商店街づくりを支援するとともに、意欲ある商業者の創出・育成に取り組み、にぎわいと活力あふれる商店街の振興を図ります。

3 基地の返還の推進

- 相模原住宅地区の早期返還の実現を図るため、関係機関への働きかけを継続します。

4 安心して暮らすことができる地域の形成

- 地域防災対策の充実を図るとともに、防犯灯の整備促進など、地域における防犯活動を支援します。
- こどもセンターの機能を生かして、子育て家庭を支援するとともに、公共施設や道路などのバリアフリー化を進め、安心して生活できる環境づくりに取り組みます。

5 道路・交通の充実と住環境の向上

- 交差点改良や歩道の整備などにより、誰もが安全で安心して移動できる歩行環境の充実を図ります。
- 小田急相模原駅周辺の利便性の向上に向けた活動に取り組みます。
- 公園の適切な配置・整備の検討を進めます。

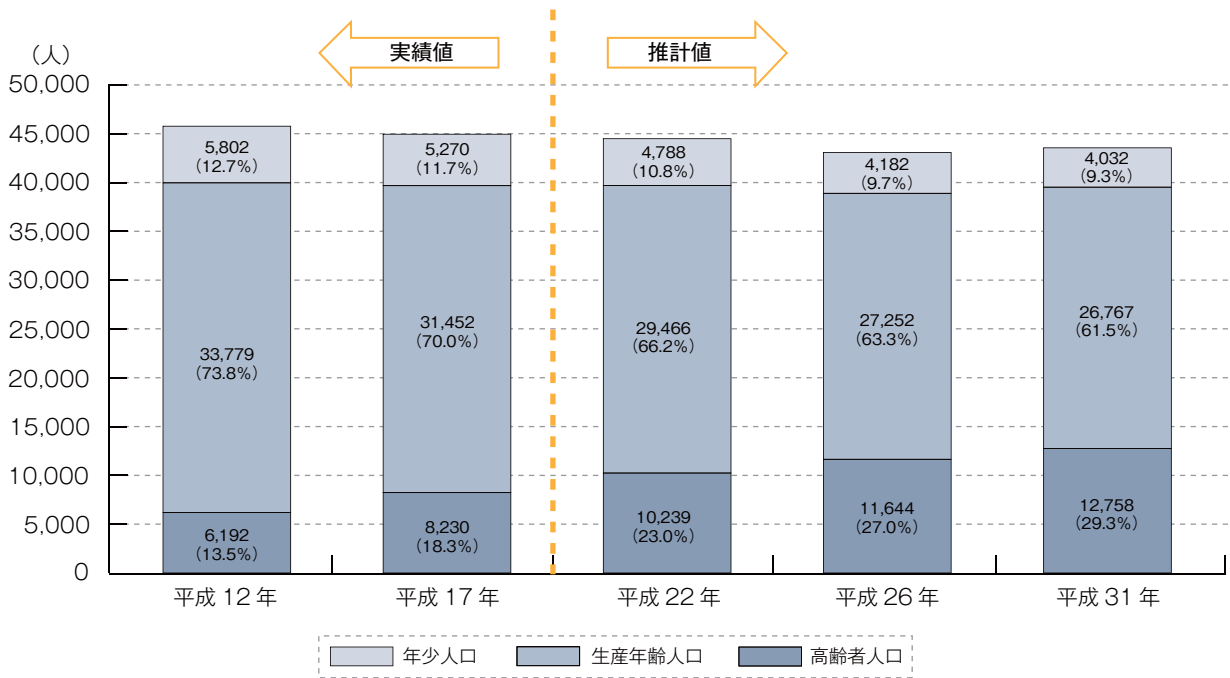


地域防災訓練

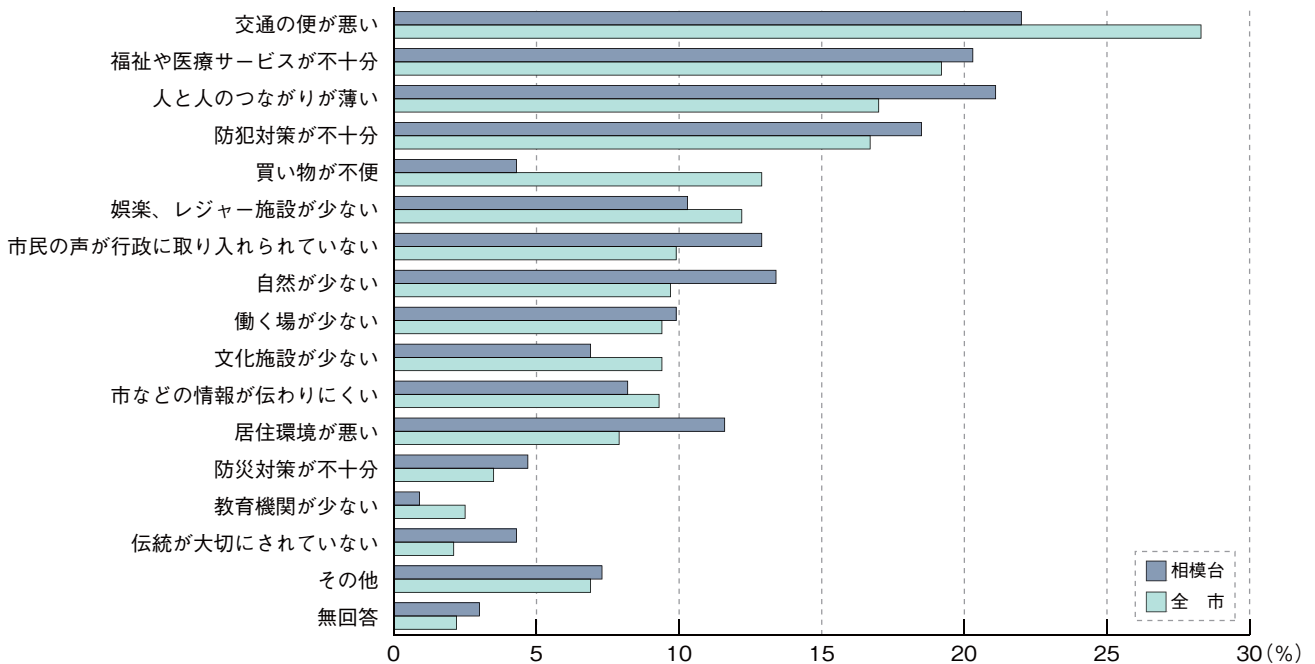


小田急相模原駅ビル

人口の推移



日常生活における課題



[出典] 新しい総合計画策定のための市民アンケート



相武台地域のまちづくり

地域づくりの基本方針

キャンプ座間の早期返還を進めるとともに、安全な道路環境の形成や交通利便性の充実を図るなど、住環境の向上を図り、安全で住みよい地域づくりを進めます。

地域ぐるみでの高齢者、障害者、子どもへの支援活動など、コミュニティ活動の充実を図り、地域への愛着と安心を感じられるまちづくりを進めます。

1 人にやさしい道路の整備

○狭あい道路や通学路などの拡幅整備により、安全性や利便性を確保するとともに、歩道のバリアフリー化などにより、誰もが安全で安心して移動できる歩行環境の充実を図ります。

2 安心して暮らせる地域の形成

○警察や地域団体などと連携を図り、パトロール活動を推進するなど、地域における防犯活動を支援するとともに、自主防災組織の強化に向けた支援や避難所での支援体制の充実を図ります。

○高齢者など誰もが快適に過ごすことができるよう、地域との協働による福祉施策の充実を図ります。

3 地域コミュニティの活性化

○自治会をはじめ地域のまちづくり活動を行う団体を支援するとともに、地域住民や団体がまちづくりに参加し、様々な活動に取り組めるよう、まちづくりの担い手相互の連携を促進します。

○相武台公民館の機能の向上を図り、地域住民が活動しやすい環境づくりに向けた取り組みを進めます。

○学校、家庭、地域がそれぞれ連携するなかで、家庭教育に関する啓発やモラル向上に向けた取り組みを進めるほか、地域での体験や活動を通じた学習機会の充実を図ります。

4 キャンプ座間の早期返還の実現

○キャンプ座間に起因する生活課題の解決に取り組むとともに、早期返還の実現を図るため、関係機関への働きかけを継続します。

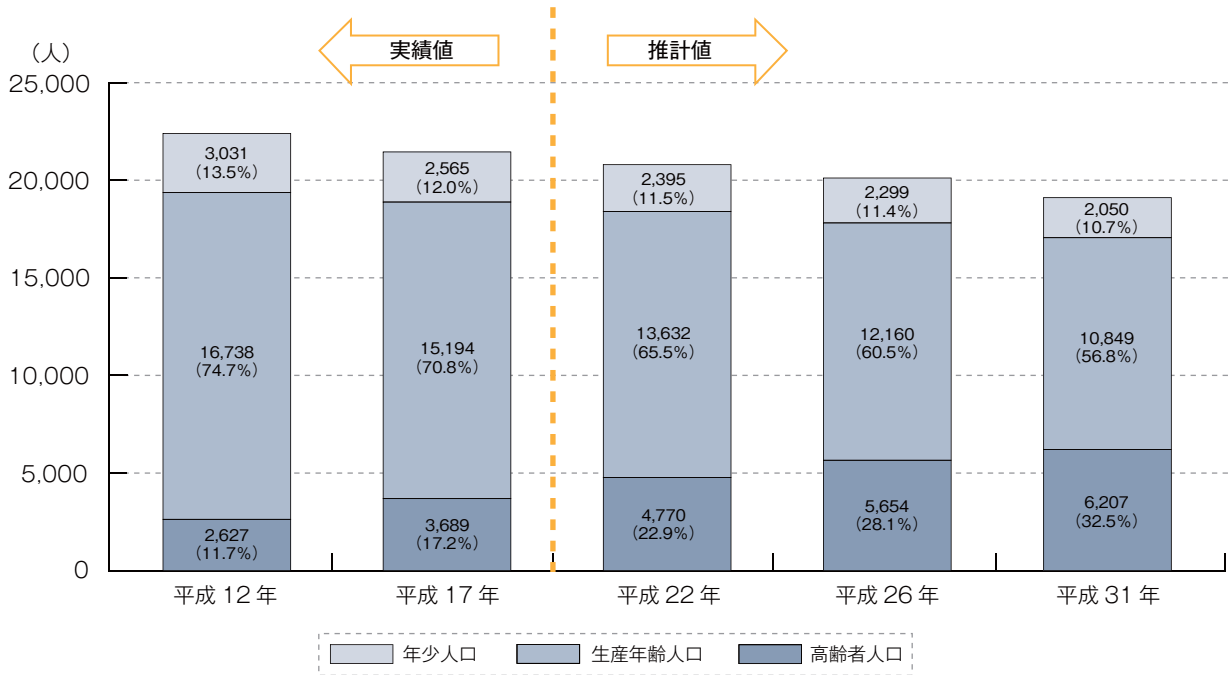


相武台ふるさとまつり

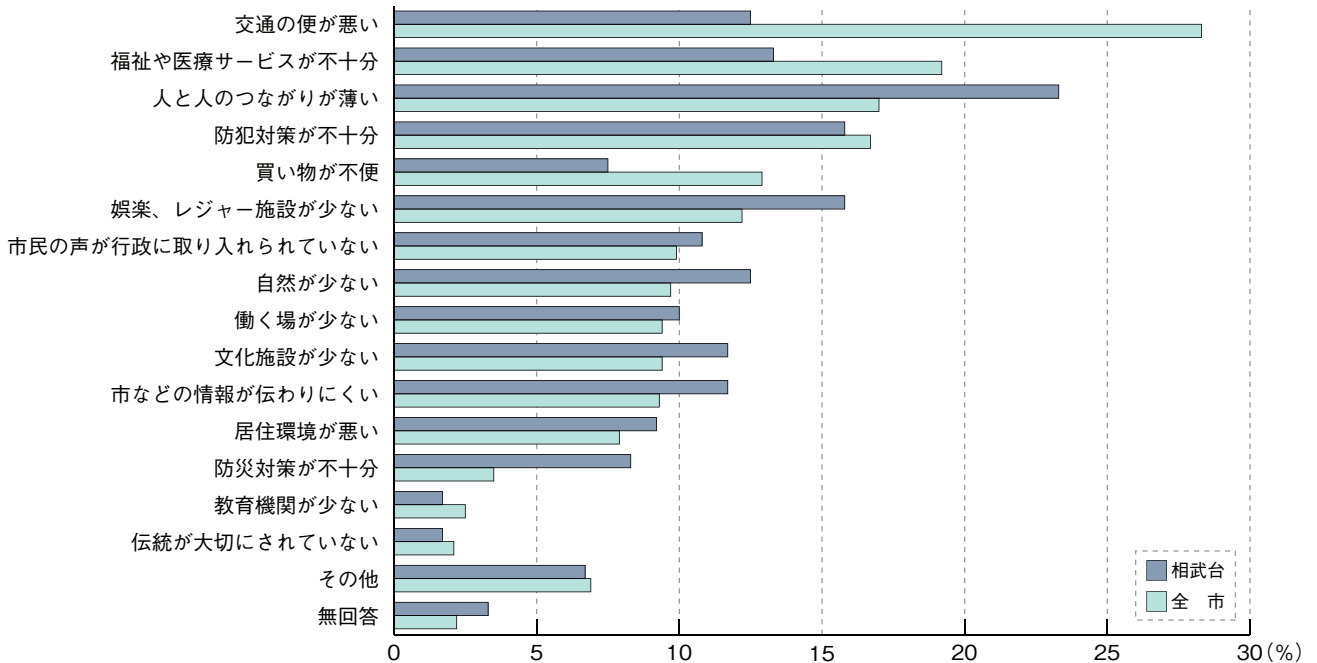


相武台地区啓発パトロール

人口の推移



日常生活における課題



[出典] 新しい総合計画策定のための市民アンケート



東林地域のまちづくり

地域づくりの基本方針

駅周辺の魅力向上とイベントによるにぎわいの創出とともに、身近なみどりと潤いがあふれる良質な住環境の確保を図り、人にやさしい住みやすい地域づくりを進めます。

コミュニティの充実により、子どもから高齢者まで、誰もがいきいきと暮らすことができる、地域に愛着の持てるまちづくりを進めます。

1 安全で安心な地域の形成

- 自主防災組織の強化を図り、災害時要援護者の把握や避難所での支援体制の充実などに努めます。
- 警察や地域団体などと連携を図り、パトロール活動や防犯灯の整備促進など、地域における防犯活動を支援します。
- 高齢者の生きがいにつながる社会参加の推進や地域全体で高齢者を支えるネットワークの充実を図ります。

2 良好な住環境の保全と活用

- 米軍機の騒音など基地に起因する問題の解決に向けて、国及び米軍への要請に取り組みます。
- ふれあいの森や横浜水道道緑道・相模緑道緑地など、生活の身近な場所で自然や季節を感じられる生活空間の保全と活用を図ります。
- 地域との協働により不法投棄防止活動に取り組みます。

3 都市基盤の整備

- 狭あい道路や通学路の拡幅整備とともに、交通安全施設の充実を図るなど、安全で快適な道路環境をつくります。
- 雨水管の整備による浸水対策を進めます。

4 にぎわいと魅力の創造

- 東林間駅及び小田急相模原駅周辺について地域特性を生かした魅力ある商業地形成を図るほか、日常生活の利便性や快適性の向上に取り組みます。
- 地域コミュニティの充実を図るため、地域のイベントなどを促進するとともに、自治会を中心とした、地域のまちづくり活動を行う団体を支援します。

5 教育・子育て環境の整備

- 地域で子育て・子育てを支える環境づくりの推進に向け、地域の子どもを支援するネットワークを形成するとともに、子育て家庭への支援に努めます。
- 放課後の子どもたちの安全で安心な居場所づくりに向けた取り組みを推進します。

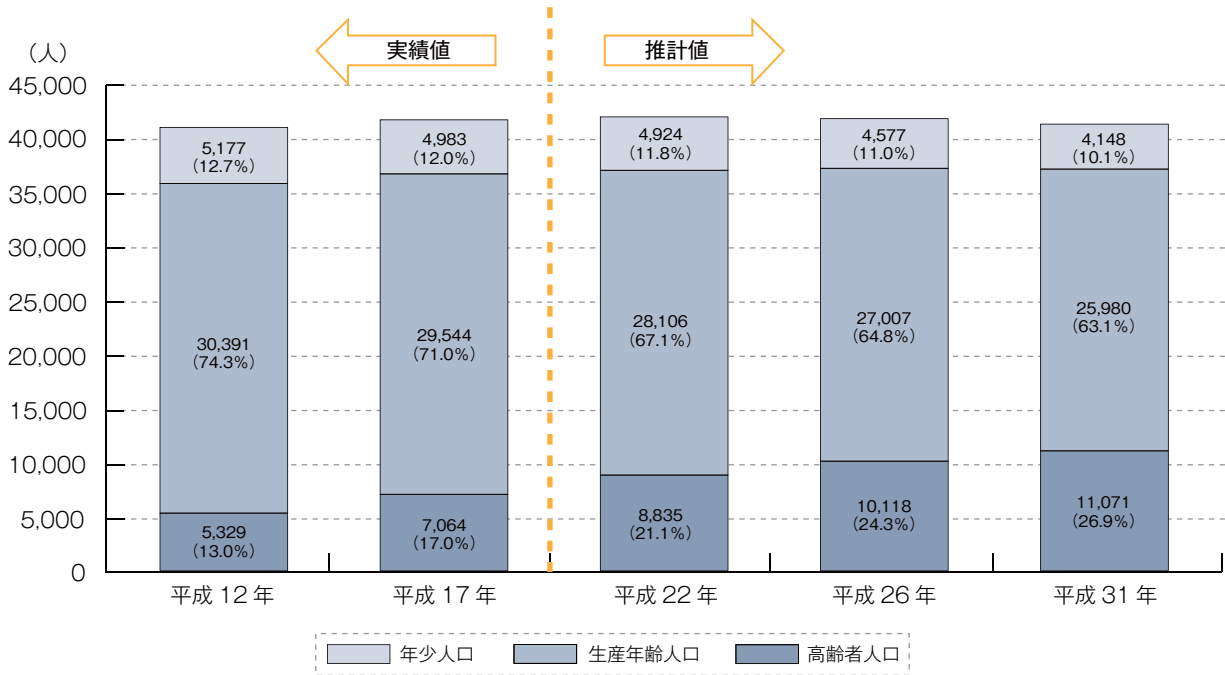


東林間サマーわぁ！ニバル

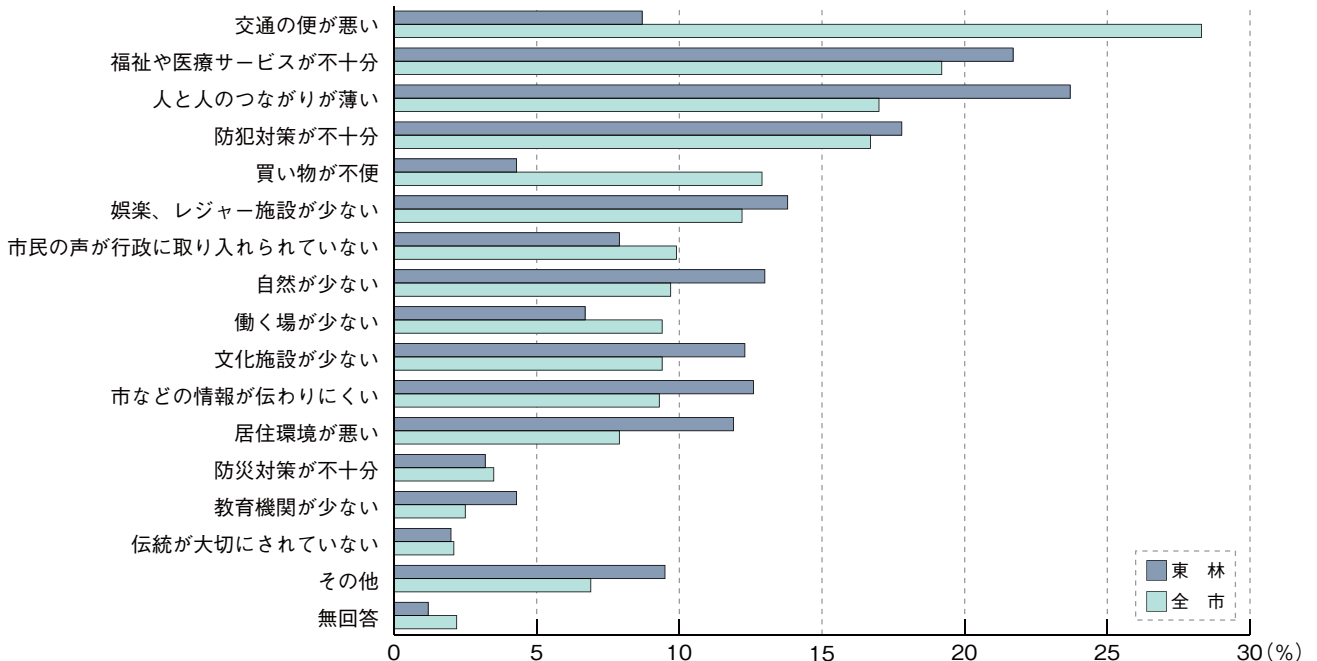


東林ふれあいセンター

人口の推移



日常生活における課題



[出典] 新しい総合計画策定のための市民アンケート





基本計画の推進に向けて

協働によるまちづくり

- パートナーシップに基づく施策の推進
- パートナーシップに基づくまちづくりへの参加・連携の推進

市民の満足度を高めるための行政評価と財政基盤の強化

- P D C A サイクルによる市政運営
- 行政サービスの民間開放の推進
- 地方分権改革を踏まえた歳入確保対策と歳出抑制対策
- 利便・活力・効率を向上する情報マネジメントの推進
- 公共施設の効率的な配置と維持管理の推進
- 行政サービスを担う職員の政策形成能力と組織力の向上

大都市にふさわしいまちづくり

- 広域的な交流・連携を生かした圏域の発展をリードする取り組みの推進
- 相模原の魅力を発信するシティセールスの推進



基本計画の推進に向けて

基本計画に定める施策を推進するための基本的な方針を次のとおり定めます。

協働によるまちづくり

■ パートナーシップに基づく施策の推進

自立・対等・相互理解・役割合意・目標共有・公開・説明責任というパートナーシップの原則に基づき、市民と行政が協働して総合的に施策を推進します。

また、パートナーシップ意識の普及啓発に取り組むとともに、様々な機会をとらえ、実践を積み重ねることにより、皆で担う市民社会を実現します。

■ パートナーシップに基づくまちづくりへの参加・連携の推進

市民と行政によるまちづくりを推進していくため、市政情報を積極的に公開し、市民と行政が同じ目標を共有して取り組みを進めることができるように努め、市政への積極的な市民参加を促進します。

また、市民や団体、企業、大学、行政など、まちづくりを担う各主体が役割を分担しながら、地域課題の解決に取り組む「協働によるまちづくり」を推進します。

市民の満足度を高めるための行政評価と財政基盤の強化

■ PDCAサイクルによる市政運営

施策や事業を市民の視点で検証し、成果に基づいた評価を行い、その結果により明らかになった課題を速やかに事業展開に反映するためのしくみ（PDCAサイクル⁴⁸）により、市民の満足度重視の市政運営を実現します。

■ 行政サービスの民間開放の推進

行政と民間の適切な役割分担に基づいて、最適な行政サービスの担い手について検討し、民間活力の活用による市民へのサービスの向上と効果的で効率的な事業実施に取り組めます。

■ 地方分権改革を踏まえた歳入確保対策と歳出抑制対策

財源確保の取り組みとして、市税や諸収入金に係る徴収体制を強化するとともに、将来世代の負担を考慮した計画的な市債発行に努めます。

また、地方分権改革による自立した都市経営を可能とするために、国に対し、適正な税源の移譲を求めるとともに、新たな歳入確保策を図ります。

あわせて、事業の目的と効果を明確にし、選択と集中による重点化を図るなど、実施事業の精査により、歳出の抑制に取り組めます。

48 【PDCAサイクル】

典型的なマネジメントサイクルの1つで、計画(plan)、実行(do)、評価(check)、改善(act)のプロセスを順に実施する。最後のactではcheckの結果から、最初のplanの内容を継続(定着)・修正・破棄のいずれかにして、次回のplanに結びつける。このプロセスを繰り返すことにより、施策や事業における質の維持・向上及び継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法。

49 【ICT】

Information and Communication Technology の略。情報通信技術のこと。

■ 利便・活力・効率を向上する情報マネジメントの推進

ICT⁴⁹の的確な利活用により、市民の視点に立った行政サービスの利便性の向上を図るとともに、住みやすく、活力あるまちづくりを推進します。

また、ICTの利活用を組織的に統括管理することにより、行政の効率化を進めます。

■ 公共施設の効率的な配置と維持管理の推進

施設需要、利用者ニーズ、必要性・緊急性や重要度を見極め、公共施設の機能や配置などを見直すとともに、公共施設整備の重点化や公共施設の維持保全、長寿命化を図ります。

■ 行政サービスを担う職員の政策形成能力と組織力の向上

地方分権に対応し、自らの判断と責任による自立したまちづくりを進めていくために、職員一人ひとりの政策形成能力の向上と施策・事業の目的の明確化による職員の意識改革を進め、新たな課題に果敢に挑戦する職員を育成します。

また、組織としての力を高めるため、人的な資源を効果的に配置し、職員一人ひとりの能力が発揮できる組織運営に取り組みます。

大都市にふさわしいまちづくり

■ 広域的な交流・連携を生かした圏域の発展をリードする取り組みの推進

他の政令指定都市や都道府県、近隣市町村との交流・連携によって、広域的な行政課題の解決に取り組むとともに、充実した交通基盤や集積された都市機能、さらには水源地域の豊かな自然や湖など、本市が持つ資源や潜在力を活用することで、圏域全体の発展に向けて中心的な役割を果たします。

■ 相模原の魅力を発信するシティセールスの推進

住む人、訪れる人、そして企業にとっても魅力ある都市をめざして、環境と調和した豊かで質の高いライフスタイルを市民とともに創り出し、広く市内外へ積極的に情報を発信していきます。

参考掲載

「財政の見通しについて」は、総合計画審議会からの答申時(平成21年7月30日)のものを掲載しています。今後の経済情勢や国の税財政制度の変更等による影響により大きく変動する場合があります。

財政の見通しについて

景気の動向を考慮しつつ、健全な財政運営の視点を踏まえたなかで、計画期間中の財政収支を推計しました。なお、推計にあたっては、現時点における税財政制度を基本としています。

■歳入

歳入の中心となる市税については、景気の動向や固定資産税の評価替えによる変動等を踏まえ推計を行いました。

地方譲与税・交付金、国・県支出金、その他の財源については、地方税財政制度等を踏まえながら、事業内容や過去の実績等を勘案し、推計を行いました。

■歳出

経常的経費

諸経費の合理化に努める一方、今後の高齢化の進展を踏まえて、推計を行いました。

投資的経費

政策的な事業に充てる経費として、一定の規模を確保しました。

■平成22年度～平成31年度 財政収支の見通し（一般会計）

歳入		H22～H26 (前期)	H27～H31 (後期)
市税		1,139	1,150
地方譲与税・交付金		206	197
国・県支出金		367	396
市債		199	177
その他 (繰入金(財政調整基金)、繰越金、諸収入など)		255	252
合計		2,165	2,172

歳出		H22～H26 (前期)	H27～H31 (後期)
経常的経費	義務的経費 (人件費、扶助費、公債費)	1,111	1,156
	その他 (物件費、繰出金など)	747	763
投資的経費		307	253
合計		2,165	2,172

(数値は、各期間の年平均額。単位：億円)
※億円未満の端数処理のため、各項目の金額の和と合計金額が一致していない場合があります。

付 属 資 料

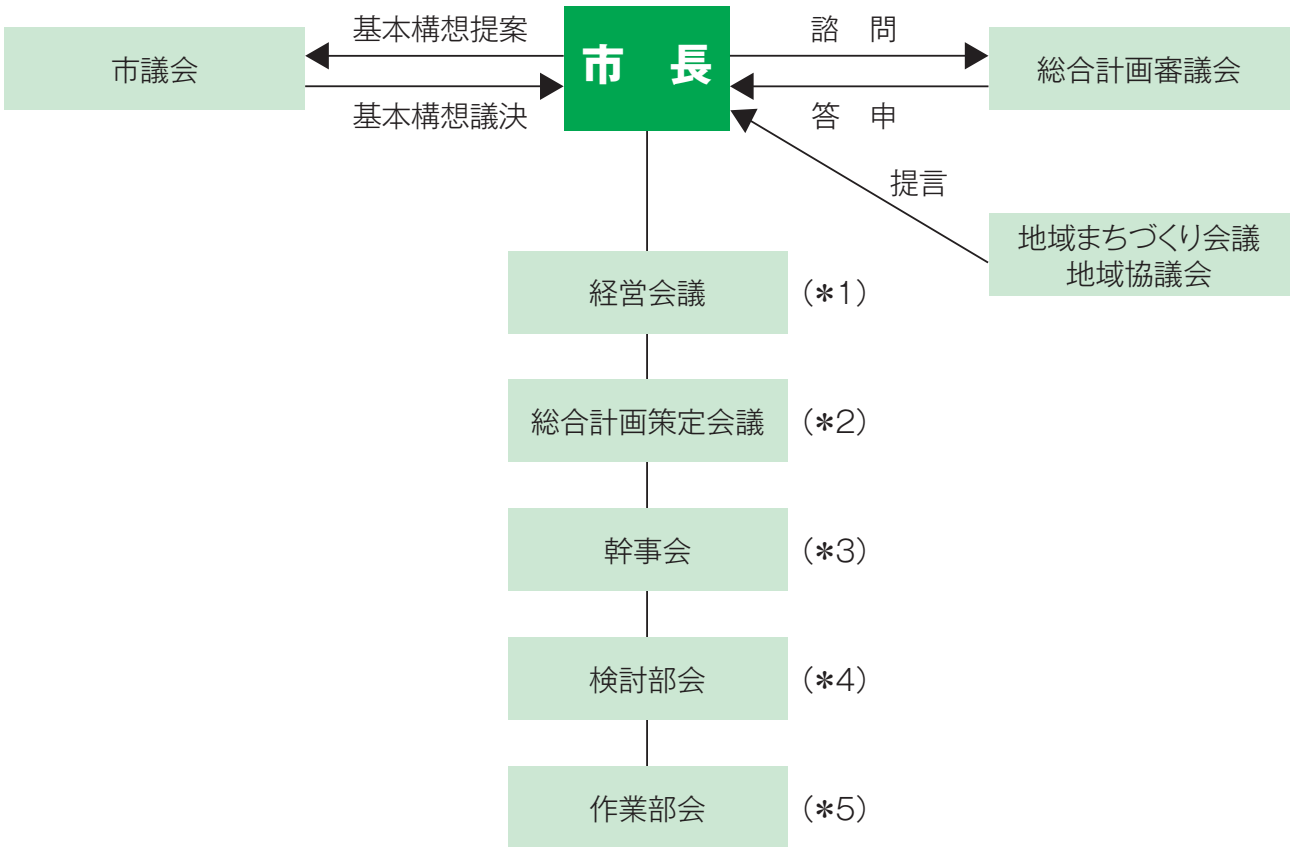
1 策定体制	
【1】策定体制	203
【2】庁内会議等の開催経過	204
【3】総合計画策定会議設置要綱	205
2 策定経過	207
3 総合計画審議会関連	
【1】相模原市総合計画審議会規則	209
【2】審議会委員名簿	210
【3】開催経過	211
【4】諮問書（基本構想・基本計画）	212
【5】諮問書（基本構想・基本計画）	213
【6】答申（基本構想）	214
【7】答申（基本計画）	215
4 市民参加について	
【1】地域まちづくり会議の開催	216
【2】小・中学生作文・絵画コンクール	218
【3】フィールドワーク in さがみはら（総合計画策定のための大学生参加事業）	218
【4】新しい相模原の ^{まち} づくりを考えるシンポジウム	219
【5】中学生によるこども議会	220
【6】外国人懇話会	220
【7】市民と市長が語る会	221
【8】市民電子会議室	222
【9】基本構想（素案）に対するパブリックコメントによる意見募集	222
【10】基本計画策定に向けた意見募集	223
【11】基本計画（素案）に対するパブリックコメントによる意見募集	223
【12】新しい総合計画策定のための市民アンケート	224
【13】まちづくり目標に関するアンケート	224
5 策定アドバイザーについて	225
6 用語解説	226
7 成果指標一覧	231
8 主な部門別計画	236





1 策定体制

【1】策定体制



付属資料

- *1 経営会議 …………… 市長、副市長、教育長、局長で構成
- *2 総合計画策定会議 …… 局長、部相当の組織の長で構成
- *3 幹事会 …………… 各局総務室長、消防総務課長、企画政策課長、
総務課長、財務課長、政令指定都市推進課長で構成
- *4 検討部会 …………… 課相当の組織の長で構成
- *5 作業部会 …………… 担当職員の会議

【2】 庁内会議等の開催経過

年度	月日	会議種別				件名
		幹事会	策定会議	経営会議	市議会	
平成19年度	5月 1日			○		策定方針について
	6月28日	第 1 回				基礎フレームの推計について 都市像・基本目標の考え方について
	7月10日		第 1 回			同上
	11月 8日	第 2 回				策定方針の変更について 政策・施策体系（素案）について（中間報告）
	11月12日		第 2 回			同上
	11月15日			○		策定方針の変更について 今後の策定スケジュール
	1月 8日	第 3 回				基本構想（案）について ①基本理念・都市像 ②基本目標・政策の基本方向
	2月18日		第 3 回			基本構想（案）について
平成20年度	5月13日		第 4 回			同上
	5月14日			○		同上
	6月30日				○	基本構想の議決
	7月 7日	第 4 回				基本計画及び実施計画の策定について 施策分野別の基本計画の施策の基本方針（素案）について 地域まちづくり会議からの提言について 部門別計画体系について
	10月 2日	第 5 回				基本計画の策定について 施策分野別の基本計画における施策体系（素案）について
	11月 5日	第 6 回				基本計画（素案）について
	11月18日		第 5 回			同上
	1月19日	第 7 回				基本計画（素案）の修正案について 部門別計画の進捗について
	2月13日	第 8 回				地域づくりの基本計画（素案）について 策定スケジュールについて
	3月13日	第 9 回				施策分野別の基本計画について 地域づくりの基本計画について
	3月18日		第 6 回			同上
	平成21年度	4月13日	第 10 回			
4月27日		第 11 回				基本計画に位置づける主な事業、重点プロジェクトについて 成果指標の目標値について
5月 1日			第 7 回			同上
6月 1日		第 12 回				基本計画（素案）について 今後のスケジュールについて
			第 8 回			同上
6月 9日					全員協議会	基本計画（素案）について
7月21日		第 13 回 合同開催	第 9 回			基本計画（素案）のパブリックコメントの結果及び本市の考え方について
8月27日				○		実施計画の策定について
10月 9日				○		実施計画の策定について 新しい総合計画の名称について
10月30日				○		新・相模原市総合計画（案）について

【3】総合計画策定会議設置要綱

総合計画策定会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、相模原市総合計画策定会議の設置及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市の新しい総合計画の策定に関する事項を審議するため、総合計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(策定会議の所掌事項)

第3条 策定会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 新しい総合計画の基本構想の策定に関すること
- (2) 新しい総合計画の基本計画の策定に関すること
- (3) その他新しい総合計画の策定に係る重要事項に関すること

(策定会議の構成)

第4条 策定会議は、局長及び部長相当の職にあるものをもって構成する。

- 2 策定会議の座長は、企画財政局長をもってあてる。
- 3 座長は、策定会議を必要に応じて招集し、これを主宰する。

(策定会議幹事会)

第5条 策定会議に付議する事案等についての調整を行う機関として、総合計画策定会議幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

- 2 幹事会は、企画部長、健康福祉総務室長、市民総務室長、環境経済総務室長、都市建設総務室長、教育総務室長、政令指定都市推進課長、財務課長、総務課長、都市計画課長及び消防総務課長をもって構成する。
- 3 幹事会の座長は、企画部長をもってあてる。
- 4 座長は、幹事会を必要に応じて招集し、これを主宰する。
- 5 座長は、必要に応じて関係職員を出席させることができる。

(幹事会検討部会)

第6条 新しい総合計画の策定に関する作業等を行うため、幹事会の下部組織として、別表に定める所管分野ごとに策定会議検討部会（以下「検討部会」という。）を設置する。

- 2 検討部会は、次の7部会とし、各部会の構成及び検討部会長（以下「部会長」という。）は別表のとおりとする。
 - (1) 健康福祉部会
 - (2) 教育学習部会
 - (3) 市民協働部会
 - (4) 環境共生部会
 - (5) 産業経済部会
 - (6) 都市建設部会

(7) 都市経営部会

- 4 検討部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、これを主宰する。
- 5 検討部会の指示に基づいた作業等を行うため、各部会に作業部会を設置する。
- 6 作業部会は、検討部会を構成する機関の長が指名する職員及び企画政策課職員で構成する。ただし、主査級、主任級、主事級の職員に限る。
- 7 検討部会及び各部会に置かれた作業部会の検討内容等の調整を図るため、必要に応じて検討部会長会議、作業部会長会議を開催する。
- 8 検討部会及び第5項の作業部会には、必要に応じて関係職員を出席させることができる。

(庶務)

第7条 策定会議等の庶務は、企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。



2 策定経過

年 度	月 日	こ れ ま で の 取 り 組 み
平成 18 年度	7月13日	新しい総合計画策定に係る庁内策定準備組織の設置 ●検討部会・作業部会の設置 ●策定準備会議の開催(11月)
	8月～	主要フレーム(人口、産業、土地利用、財政)の検討
	10月27日～11月21日	市民アンケートの実施
平成 19 年度	5月10日	新しい総合計画策定方針の決定
	7月15日～ 9月 7日	小・中学生作文・絵画コンクール作品募集 (表彰式：10月28日)
	9月14日	新しい相模原の都市づくりを考えるシンポジウムの開催 ●テーマ「新 相模原市～新しい都市の創造に向けて～」
	9月19日～平成20年 5月20日	地域まちづくり会議の開催 (22地域)
	10月	主要フレーム(人口、産業、土地利用、財政)の策定・公表
	10月16日～ 3月22日	フィールドワークinさがみはら
	11月10日	こども議会の開催 ●テーマ「みらい(20年後)のさがみはら こんなまちになってほしい」
	12月 5日	新しい総合計画策定方針の変更
	2月 9日	外国人懇話会の開催 ●テーマ「10年後の相模原市が住みよいまちとなるために」
	3月 1日	広報さがみはら(基本構想(素案)の公表とパブリックコメントの募集)
	3月 1日～ 3月21日	基本構想に対するパブリックコメントの実施
	3月22日	フィールドワークinさがみはら 研究成果発表会の開催
3月 7日～ 3月29日	地域まちづくり提言(案)に係る地域説明会(地域協議会主催)の開催 (津久井地域)	

年 度	月 日	こ れ ま で の 取 り 組 み
平成 20 年度	4月15日～ 5月11日	地域まちづくり提言(案)に係る地域説明会(まちづくり会議主催)の開催 (旧相模原市内の18地域)
	5月23日、26日	地域まちづくり会議から市長へ「地域まちづくり提言書」の提出
	6月30日	基本構想の議決
	7月25日～ 9月30日	基本計画策定に向けた意見募集
	11月 8日	こども議会の開催 ●テーマ「みらい(20年後)のさがみはら こんなまちになってほしい」
	2月 4日	新しい相模原の都市づくりを考えるシンポジウムの開催 ●テーマ「[人・自然・産業が共生する活力あるさがみはら]を実現するために ～政令指定都市としての相模原市がめざす都市づくり」
	2月14日	外国人懇話会の開催 ●テーマ「相模原市が多文化共生のまちづくりを推進するために」
	2月20日～ 3月 6日 3月11日～ 3月30日	地域づくりの基本計画(案)に係る地域説明会の開催 総合計画まちづくり目標に関するアンケートの実施
平成 21 年度	6月10日	広報さがみはら号外(基本計画(素案)の公表とパブリックコメントの募集)
	6月10日～ 7月10日	基本計画に対するパブリックコメントの実施
	10月21日	新しい総合計画策定方針の再変更
	10月30日	基本計画の策定(経営会議)



3 総合計画審議会関連

【1】相模原市総合計画審議会規則

昭和41年10月18日

規則第45号

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和37年相模原市条例第17号）に基づき設置された相模原市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等について必要な事項を定める。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 市教育委員会の委員
- (3) 市農業委員会の委員
- (4) 市の公共的団体等の役員
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 学識経験のある者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(昭61規則18・平9規則18・平15規則79・平18規則108・一部改正)

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。(昭61規則18・一部改正)

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総合計画事務主管課で処理する。

(昭48規則27・昭61規則18・一部改正)

(委任)

第6条 この規則で定めるもののほか審議会の運営に関し、必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

(昭61規則18・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 44 年 6 月 26 日規則第 31 号）抄

この規則は、昭和 44 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日規則第 108 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

【2】 審議会委員名簿

	役 職 等	氏 名	備 考
1	東海大学政治経済学部教授	吉 田 民 雄	会長
2	一橋大学大学院法学研究科教授	辻 琢 也	副会長
3	相模原市議会議員	東 條 恵美子	
4	相模原市議会議員	松 永 千賀子	
5	相模原市議会議員	小 池 義 和	
6	相模原市議会議員	山 崎 順 二	
7	相模原市議会議員	佐 藤 賢 司	
8	相模原市議会議員	久保田 義 則	
9	相模原市教育委員会委員長	溝 口 碩 矩	
10	相模原市東農業委員会会長	小 磯 直 吉	
11	相模原市農業協同組合代表理事組合長	根 岸 清	
12	相模原商工会議所専務理事	後 藤 一 喜	第 1 回～第 24 回
		座 間 進	第 25 回～第 30 回
13	相模原市立小中学校 PTA 連絡協議会会長	野 崎 徹	
14	相模原市自治会連合会会長	細 谷 昇	
15	相模原市青少年関係団体連絡会会計	菅 原 初 江	
16	相模原市社会福祉協議会会長	吉 本 一 夫	
17	特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら代表理事	大 谷 静 子	
18	相模原地域労働者福祉協議会副会長	伊 藤 武	第 1 回～第 20 回
		平 野 知 彦	第 23 回～第 30 回
19	相模原市医師会副会長	桐 生 迪 介	
20	相模原の環境をよくする会会長	白 居 信 行	第 1 回～第 9 回
		大 谷 直 満	第 12 回～第 25 回
		荒 田 直 浩	第 27 回～第 30 回
21	神奈川県県央地域県政総合センター所長 (第 12 回までは県北地域県政総合センター)	萩 原 克 彦	第 1 回～第 12 回
		石 黒 順 一	第 13 回～第 24 回
		武 山 哲	第 25 回～第 30 回
22	城山町地域協議会会長	菊地原 一 朗	第 1 回～第 23 回
		熊 谷 達 男	第 24 回～第 30 回
23	津久井町地域協議会会長	小 嶋 省 二	
24	相模湖町地域協議会会長	荒 井 正 次	
25	藤野町地域協議会会長	中 道 重 幸	第 1 回～第 23 回
		佐 藤 治 男	第 24 回～第 30 回
26	公募市民	磯 部 節 子	
27	公募市民	加 藤 成 典	
28	公募市民	桑 原 和 夫	
29	公募市民	鈴 木 良 幸	
30	公募市民	原 田 朝 康	

【3】開催経過

開催回	開催年月日	参加委員数	傍聴人数	主 な 内 容
第 1 回	平成19年 7月31日	29人	0人	・委嘱状交付 ・ 諮問 ・ 現総合計画の概要 ・ 策定スケジュール 等
第2回(視察)	9月 3日	20人	—	・市内視察
第 3 回	9月21日	27人	0人	・合併まちづくり計画の概要 ・ 市民アンケート結果 等
第 4 回	10月10日	24人	0人	・相模原市のあゆみ ・ 本市を取り巻く社会経済情勢の変化 等
第 5 回	10月31日	26人	1人	・本市の部門別計画 ・ 将来人口推計 ・新しい総合計画策定にあたっての都市像の考え方
第 6 回	11月17日	26人	0人	・産業・土地利用・財政の推計 等
第 7 回	12月 1日	27人	1人	・策定方針及び策定スケジュールの変更 ・政令指定都市移行に向けた取り組み ・ 基本構想を考えるポイント
第 8 回	12月20日	24人	0人	・新しい基本理念について
第 9 回	平成20年 1月18日	26人	0人	・基本理念と都市像について ・ 基本目標と政策の基本方向
第10回	1月31日	29人	0人	・相模原市の展望 ・ 基本理念と都市像 ・ 基本目標と政策の基本方向
第11回	2月13日	26人	1人	・相模原市の展望と課題 ・ 基本構想(素案)について
第12回	3月27日	23人	0人	・基本構想(素案)に対する意見について
第13回	4月16日	27人	0人	・基本構想(素案)に対する意見について
第14回	4月19日	16人	—	・市内視察
		22人	0人	・基本構想の答申書(案)について
第15回	5月 9日	26人	0人	・基本構想の答申
第16回	10月 3日	25人	0人	・基本計画について
第17回	10月29日	25人	0人	・将来都市構造・現行総合計画の進捗状況 ・基本計画策定に向けた市民からの意見について
第18回	11月27日	24人	0人	・基本計画(素案)について
第19回	12月11日	24人	0人	・基本計画(素案)について
第20回	12月25日	24人	0人	・基本計画(素案)について
第21回	平成21年 1月20日	22人	1人	・基本計画(素案)の修整(案)について
第22回	1月28日	23人	0人	・地域づくりの基本計画の策定について
第23回	2月18日	24人	0人	・地域づくりの基本計画(素案)について
第24回	3月26日	26人	0人	・施策分野別の基本計画(素案)について
				・地域づくりの基本計画(素案)について
第25回	4月17日	24人	0人	・施策分野別の基本計画(素案)について
第26回	5月12日	24人	0人	・施策分野別の基本計画(素案)成果指標の目標値について
第27回	5月21日	22人	1人	・基本計画(素案)について
第28回	5月28日	26人	0人	・基本計画(素案)について
第29回	7月24日	28人	4人	・基本計画(答申案)について
第30回	7月30日	23人	0人	・基本計画の答申

【4】 諮問書（基本構想・基本計画）

F N o. 0. 2. 4
平成19年7月31日

相模原市総合計画審議会会長 殿

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市総合計画について（諮問）

このことについて、次のとおり諮問いたします。

記

1 諮問事項

相模原市総合計画の基本構想及び基本計画について

2 答申希望時期

基本構想 平成20年1月

基本計画 平成21年1月

以 上

【5】 諮問書（基本構想・基本計画）

F N o. 0. 2. 4
平成20年1月18日

相模原市総合計画審議会会長 殿

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市総合計画の答申希望時期の変更について（お願い）

平成19年7月31日付けで諮問した相模原市総合計画の答申希望時期について、次のとおり変更くださいますようお願いいたします。

記

答申希望時期

基本構想については平成20年1月の希望を平成20年5月頃に、基本計画については平成21年1月の希望を各委員の任期期限（平成21年7月30日）までにご答申をくださいますようお願いいたします。

以 上

【6】答申（基本構想）

平成20年5月9日

相模原市長 加山俊夫 殿

相模原市総合計画審議会
会長 吉田民雄

相模原市基本構想について（答申）

平成19年7月31日付け、FN o. 0.2.4をもって諮問のありました標記のことについて、別紙のとおり答申します。

以上

【7】答申（基本計画）

平成21年7月30日

相模原市長 加山俊夫 殿

相模原市総合計画審議会
会長 吉田民雄

相模原市総合計画基本計画について（答申）

平成19年7月31日付け、FNo. 0.2.4をもって諮問のありました標記のことについて、別紙のとおり答申します。

今後、本答申に基づき、基本計画を早期に策定し、基本構想に掲げた本市の将来像である「人・自然・産業が共生する 活力あるさがみはら」の実現に向け、市民と行政が一体となって取り組まれるよう要望します。

なお、次の意見を付しますので、これを十分尊重し、計画策定及び事業実施に反映されるよう願います。

意 見

- 1 計画の推進にあたっては、不透明な経済情勢や本市を取り巻く環境の変化に対して適切かつ柔軟に対応できるよう、新しい評価・検証システムの構築に努められたい。
- 2 「新しい交通システム推進事業」については、パブリック・コメントの結果などにより、総合計画審議会においても、計画へ位置づけすることについて、一部に反対意見があった。
事業推進にあたっては、幅広い市民意見の聴取に努めるとともに、十分に合意形成を図りながら進められたい。

以 上



4 市民参加について

総合計画の策定にあたっては、多様な手法による市民参加機会を創出し、市民や各種団体から幅広い意見を得ながら進めてきました。

【1】地域まちづくり会議の開催

地域のまちづくりを市民が主体的に考える場として市内22地域を単位に「地域まちづくり会議」(注1)を設置し、地域における課題等について検討を重ね、その結果を会が主催する地域説明会で地域全体の意見として集約した後、提言書として取りまとめ、平成20年5月に市長に提出していただきました。

(注1) 旧津久井地域は4つの地域協議会が地域まちづくり会議の役割を兼ねる。なお、委員数は平成20年5月現在の数字である。



地域まちづくり会議の様子



地域説明会の様子

●地域まちづくり会議の状況

地域名	委員数	開催回数		地域説明会の状況	
		まちづくり会議	準備会・部会等	開催日	参加者
橋本	30人	7回	2回	平成20年 4月26日	22人
大沢	26人	6回	4回	4月19日	31人
城山町	24人	12回	—	3月29日	28人
津久井町	30人	13回	8回	3月7日・8日	53人
相模湖町	22人	11回	6回	3月8日	23人
藤野町	22人	9回	19回	3月8日・9日	44人
小山	23人	7回	2回	4月24日	17人
清新	19人	8回	2回	4月26日	77人
横山	22人	9回	2回	4月23日	15人
中央	20人	10回	2回	5月10日	26人
星が丘	22人	10回	2回	4月25日	26人
光が丘	22人	9回	4回	4月24日	47人
大野北	22人	9回	2回	5月11日	42人
田名	26人	9回	2回	4月23日	56人
上溝	20人	9回	2回	4月30日	39人
大野中	23人	10回	4回	4月23日	45人
大野南	19人	8回	2回	4月26日	8人
麻溝	19人	8回	2回	4月17日	10人
新磯	24人	8回	2回	4月15日	31人
相模台	25人	7回	3回	4月22日	14人
相武台	21人	6回	2回	4月19日	22人
東林	19人	8回	3回	4月26日	69人
合計	500人			参加者合計	745人

【2】小・中学生作文・絵画コンクール

小・中学生を対象として「みらいのさがみはら ～こんなまちになってほしい～」をテーマに次代を担う子どもたちの将来の相模原に対する夢や希望についての作文・絵画を募集しました。

※絵画の部の最優秀賞及び優秀賞の作品は、本冊子の以下のページに掲載。

(P 28、P 72、P 90、P 120、P 140、P 150)

●応募状況

区 分	小学生	中学生	合 計
作文	95 点	293 点	388 点
絵画	319 点	10 点	329 点
合計	414 点	303 点	717 点



表彰式の様子
(平成 19 年 10 月 28 日 市立博物館大会議室)

【3】フィールドワーク in さがみはら(総合計画策定のための大学生参加事業)

青山学院大学、麻布大学、相模女子大学生のグループ5団体が「みらいのさがみはら」を合言葉に参加し、産業や観光、教育などをテーマとしてフィールドワーク(野外研究)を実施し、その結果を研究成果発表会で報告しました。

●研究成果発表会 平成 20 年 3 月 22 日 相模女子大学 マーガレットホール4階

- ・研究発表者 麻布大学、相模女子大学、青山学院大学の学生 5 グループ
- ・コーディネーター 相模女子大学客員教授 松下 啓一さん
- ・ファシリテーター 大久手計画工房 今井 邦人さん
- ・来場市民約 60 人

●各グループのテーマ

グループ名	テ ー マ
麻布大学 野生動物研究グループ	市内に生息する夜行性の野生ほ乳類について研究し、相模原の豊かな自然環境を紹介
相模女子大学 民芸品グループ SOUTH	かつて作られていた生活用具や手工芸品を調査し、特産品の開発に活用できるデータを収集
青山学院大学 Wood Note	市内のドライブスポットを調査・研究し、ドライブマップを作成することで、新しい市民の休日スタイルを提案
相模女子大学 湧口ゼミナール	相模原の農業について、消費、生産、両者のニーズを満たす情報、流通システムを研究
麻布大学 介在動物学研究室	子どもたちが、人や動物に対する思いやりの気持ちをはぐくむことができる教育プログラムを提案



フィールドワークの様子



研究成果発表会の様子

【4】新しい相模原の都市づくりを考えるシンポジウム

まちづくりや総合計画策定への市民の関心を高めるとともに、有識者による基調講演や市民代表等によるパネルディスカッション、来場者からの意見聴取で得られた意見を計画づくりに反映することを目的にシンポジウムを開催しました。

●第1回 平成19年9月14日 杜のホールはしもと（約400人参加）

- ・テーマ「新 相模原市～新しい都市の創造に向けて～」
- ・基調講演 「『生活者起点のまちづくり』～依存から自立へ～」
早稲田大学大学院公共経営研究科教授、元三重県知事 北川 正恭さん
- ・パネルディスカッション
テーマ「市民が描く 新相模原市のビジョン」

東海大学政治経済学部教授・相模原市総合計画審議会会長	吉田 民雄さん（コーディネーター）
NPO 法人 さがみはら市民会議代表理事	伊藤 信吾さん
社団法人 相模原法人会会長	稲葉 久二男さん
元相模原市次世代育成支援行動計画推進会議委員	幡野 公香さん
NPO 法人 里山津久井をまもる会理事長	安川 源通さん
相模原市長	加山 俊夫

●第2回 平成21年2月4日 杜のホールはしもと（約450人参加）

- ・テーマ「『人・自然・産業が共生する 活力あるさがみはらを実現するために』
～政令指定都市としての相模原がめざす都市づくり～」
- ・基調講演 「『ご近所の底力』が支える地方分権・まちづくり」
日本体育大学客員教授・元NHKアナウンサー 堀尾 正明さん
- ・パネルディスカッション
テーマ「人・自然・産業が共生する 活力あるさがみはら」

中央大学大学院教授	佐々木 信夫さん（コーディネーター）
NPO 法人男女共同参画さがみはら・ソレイユさがみ館長	長谷川 行代さん
「小松・城北」里山を守る会 副会長	柳川 静徳さん
相模原商工会議所 副会頭	小保 邦正さん
相模原市長	加山 俊夫



第1回の様子



第2回の様子

【5】中学生によるこども議会

中学生の豊かな感性による意見や提言等を計画づくりに反映することを目的に「みらい（20年後）のさがみはら こんなまちになってほしい」をテーマとするこども議会を開催しました。

- 平成 19 年 11 月 10 日 相模原市議会議場（こども議員 20 人参加）
- 平成 20 年 11 月 8 日 相模原市議会議場（こども議員 20 人参加）



【6】外国人懇話会

本市に在住、在勤または在学する外国人市民の意見や提言等をまちづくりに反映し、ともに生きる地域社会を実現することを目的に外国人懇話会を開催しました。

- 平成 20 年 2 月 9 日 大野北公民館大会議室（外国人市民 6 人参加）
テーマ「10 年後の相模原市が住みよいまちとなるために」
- 平成 21 年 2 月 14 日 大野北公民館大会議室（外国人市民 7 人参加）
テーマ「相模原市が多文化共生のまちづくりを推進するために」



【7】市民と市長が語る会

将来の相模原市がより魅力ある都市として発展していくために必要なことについて、市民と市長が直接意見交換をする市民と市長が語る会において「相模原市のシティセールス／魅力について」、「明日の津久井地域を考える」をテーマに意見交換を行いました。

- 平成 20 年 2 月 23 日 市役所本館 2 階 第 1 特別会議室（10 人参加）
テーマ「相模原市のシティセールス／魅力について」



- 平成 20 年 10 月 17 日 城山公民館 大会議室（18 人参加）
- 平成 20 年 10 月 19 日 津久井総合事務所 第 1・2 会議室（32 人参加）
- 平成 20 年 11 月 15 日 相模湖総合事務所 大会議室（35 人参加）
- 平成 20 年 11 月 22 日 藤野総合事務所 会議室（35 人参加）



城山会場の様子



津久井会場の様子



相模湖会場の様子



藤野会場の様子

【8】市民電子会議室

市民が時間を問わず意見交換・情報交換を広く活発に行えるように、市のホームページに「語りあおう！新しいさがみはらづくり（新しい総合計画の策定に向けて）」というテーマで平成19年7月から平成22年1月まで市民電子会議室を開設しました。



【9】基本構想(素案)に対するパブリックコメントによる意見募集

基本構想(素案)に対して平成20年3月1日から3月21日までEメール、郵送、直接持参、ファクシミリによるパブリックコメントを実施しました。

また、いただいた意見や提言等の内容や意見に対する市の考え方等については、市ホームページへの掲載や各行政資料コーナー、出張所、公民館での文書閲覧により公開しました。

●提出状況 意見提出人数：8人 件数：52件

【提出方法別】

Eメール	郵送	直接持参	ファクシミリ	合計
5人	2人	1人	0人	8人

【分野別】

分野	件数(提出人数)
○基本理念・都市像に関する事	3件
○基本目標に関する事	1件
○政策の基本方向に関する事	42件
○基本構想の推進に向けてに関する事	2件
○その他	4件

【10】基本計画策定に向けた意見募集

市議会で議決された基本構想をパンフレットにまとめ、出張所、公民館、総合事務所、公共機関等に配架し、基本計画の策定に向けた意見募集を行いました。

- 意見募集期間 平成20年7月25日～9月30日
- 提出状況 意見提出人数：44人 件数：113件

【提出方法別】

意見回収箱	Eメール	電 話	ファクシミリ	合 計
39人	2人	2人	1人	44人



【年代別】

20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	記載なし	合 計
1人	1人	5人	7人	15人	5人	10人	44人

【11】基本計画(素案)に対するパブリックコメントによる意見募集

基本計画(素案)に対して平成21年6月10日から7月10日までEメール、郵送、直接持参、ファクシミリによるパブリックコメントを実施しました。

また、いただいた意見や提言等の内容や意見に対する市の考え方等については、市ホームページへの掲載や各行政資料コーナー、出張所、公民館での文書閲覧により公開しました。

- 提出状況 意見提出人数：1,228人 件数：1,456件

【提出方法別】

Eメール	郵 送	直接持参	ファクシミリ	合 計
34人	6人	1,163人	25人	1,228人

【分野別】

分 野		件 数
○計画全般に関すること		4件
○成果指標全般に関すること		2件
○重点プロジェクトに関すること		1,207件
施策分野別の基本計画 に対する意見	全般に関すること	4件
	基本目標Ⅰに関すること	52件
	基本目標Ⅱに関すること	29件
	基本目標Ⅲに関すること	56件
	基本目標Ⅳに関すること	35件
	基本目標Ⅴに関すること	12件
○地域づくりの基本計画に関すること		24件
○基本計画の推進に向けてに関すること		18件
○その他		13件

【12】新しい総合計画策定のための市民アンケート

幅広い市民の意見や意向を把握し、総合計画に反映するため、市民1万人を対象に市民アンケートを実施しました。

- 対象：相模原市民及び城山町、藤野町の町民で満16歳以上の男女10,000人（無作為抽出）
- 調査方法：郵送配布、郵送回収
- 調査時期：平成18年10月27日～11月21日
- 調査内容：共通設問と各分野の内容の異なる設問により構成される4種類の調査票により実施
- 回収数及び回収率：回収数4,565、回収率45.7%


【13】まちづくり目標に関するアンケート

市民の意見や意向を把握し、施策分野別の基本計画の成果指標のデータとして反映させるため、市民3,000人を対象にアンケートを実施しました。

- 対象：相模原市（各地域自治区を含む）の満20歳以上の男女3,000人（無作為抽出）
- 調査方法：郵送配布、郵送回収
- 調査時期：平成21年3月11日～3月30日
- 回収数及び回収率：回収数1,602、回収率53.4%

相模原市総合計画 まちづくり目標に関する アンケート

相模原市のまちづくりを進めるうえで大切なアンケートです。
あなたも相模原市のこれからのまちづくりに参加してください。



- ◆市民の皆様方には、日頃から市政の推進について、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。
- ◆現在、本市では、平成22年度から10年間のまちづくりを方向付ける新しい総合計画の策定を進めているところです。
- ◆この総合計画では、福祉や教育など各分野の目標を具体的な数値として定めることとしており、このアンケートは、その目標値の基となるデータを把握するために実施するものです。
- ◆なお、このアンケートは平成21年3月1日現在、市内にお住まいの20歳以上の方3,000人を無作為に選び実施しております。ご回答いただきました内容はすべて統計的に処理し、調査目的以外に使用することはありません。
- ◆年度末のお忙しいところ設問数も多くお手数をおかけしますが、新しいまちづくりを進めるうえで非常に重要なものですので、ぜひご協力をお願いします。

平成21年3月
相模原市長 加山 俊夫

ご記入にあたってのお願い

- ◎この調査は、できるだけ封筒のあて名の方にご回答をお願いします。事情によって、ご本人が回答できない場合は、ご家族の方がお答えいただいても結構です。
- ◎ご回答にあたっては、該当する番号に○印をつけてください。
- ◎この調査票は**平成21年3月30日（月）**までに同封の返信用封筒に入れてご返送ください。（切手を貼る必要はございません）
- ◎ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】相模原市 企画財政局企画課 総合計画担当
〒229-8611 相模原市中央2丁目11番15号
TEL (042) 769-8203 FAX (042) 757-5727
Eメール kikaku-3@city.sagamihara.kanagawa.jp



5 策定アドバイザーについて

総合計画の策定にあたり、各分野の専門知識を有する学識経験者に策定アドバイザーとして、助言をいただきました。

所属・役職	氏名	担当分野
大妻女子大学家政学部児童学科准教授 相模原市次世代育成支援行動計画推進会議会長	岡 健	少子化の進行
法政大学社会学部教授 相模原市環境審議会委員	田 中 充	地球規模の環境問題
横浜国立大学工学部准教授 相模原市都市計画審議会委員	高見沢 実	産業・就業構造の変化
明治大学政治経済学部教授 さがみはら都市みらい研究所政策アドバイザー	牛 山 久仁彦	地域コミュニティの変化・地方分権の進展



6 用語解説

あ行

▼ICT 基本計画の推進に向けて …… P198(脚注49)

Information and Communication Technology の略。情報通信技術のこと。

▼NGO・NPO 施策22 …… P86(脚注18)

【NGO】非政府組織 (Non Governmental Organization)

医療、軍縮、人権、環境保全など様々な分野で活動する国際的な民間団体。国益にとらわれず、国境を越えた活動が特徴。

【NPO】民間非営利団体 (Non Profit Organization)

政府・自治体や私企業とは独立した存在として、営利を目的とせず、社会的な公益活動を行う組織・団体。

▼延焼遮断帯 施策14 …… P68(脚注11)

地域をある程度のブロックに区切って、そのなかでは延焼を許しても他のブロックには延焼を許さないように、ブロックの境界に設定される道路、河川、鉄道、耐火建築物等、延焼を遮断するものをいう。

▼温室効果ガス 施策24 …… P92(脚注19)

地球に温室効果をもたらすガス。二酸化炭素・メタン・亜酸化窒素・フロンなど。

か行

▼買い回り機能 施策35 …… P114(脚注37)

買い回り品（消費者が価格・品質・色・デザインなどを比較検討した上で購入する商品。婦人服・呉服・靴など）を購入できる場（商業施設）や機会など。

▼完全給食 施策16 …… P74(脚注14)

主食（米飯、パン等）、副食（おかず）及びミルクで構成される給食のこと。

▼救急業務の高度化 施策15 …… P70(脚注13)

救急救命士の応急処置の実施範囲の拡大に伴い、高度な救急活動ができる救急救命士の養成や、医師による指示・助言・事後検証等、救急活動の質を保証する体制を構築すること。

▼クリーンエネルギー 施策45 …… P136(脚注46)

大気汚染物質が発生しないエネルギー。風力・太陽熱など。

▼高次都市機能 施策39 …… P124(脚注41)

都市圏を越え広域的な地域を対象とする質の高い都市的サービス（教育、医療、福祉、文化機能等）のこと。

▼交通需要マネジメント（TDM） 施策43 …… P132(脚注43)

Transportation Demand Management の頭文字をとって、TDM といい、自動車利用者など移動主体の交通行動の変更を促すことにより、都市・地域レベルの交通渋滞を緩和する手法。

▼高度救助体制 施策15 …… P70(脚注12)

高度な救助用資機材及び人命の救助に関する専門的かつ高度な教育を受けた隊員で構成する「特別高度救助隊」の創設と併せ、地域の実情に合わせた特色のある救助体制。

▼高度処理型浄化槽 施策28 …… P100(脚注29)

湖沼のアオコの発生原因となるチッソ・リンの除去が高度に処理できる能力を有する合併処理浄化槽であり、水道水源地域、湖沼などでのより一層の水質汚濁防止、富栄養化防止の目的で用いられる。

か行

▼こどもセンター

施策 4 …………… P48(脚注 4)

児童に健全な遊びを与え、健康を増進するとともに、情操を豊かにし、もって青少年の健全育成を図ることを目的とする施設で、児童館としての機能、地域の健全育成を高める機能、児童クラブの機能を併せ持つ。市内に24館あり、遊戯室、集会室、幼児室、図書室、児童クラブ室などがある。

▼コミュニティバス

施策42 …………… P130(脚注42)

交通不便地区における移動制約者の生活交通を確保するため、地域・交通事業者・行政の3者協働により運行されるバス。

さ行

▼さがみはら産業創造センター (SIC)

施策34 …………… P112(脚注34)

新事業の創出・企業の新たな分野進出を支援するとともに、産学連携を推進し、地域中小企業の活性化を図ることを目的として、新事業創出促進法に基づき、地域振興整備公団（現独立行政法人中小企業基盤整備機構）、相模原市、地域企業などの出資により設立された株式会社。

▼さがみはら新 ESCo

施策25 …………… P94(脚注22)

相模原市が、今後、再生可能エネルギーを導入推進していく上での主要なソフト施策の頭文字（新 Energy Service Communication（再生可能エネルギーに関する情報提供・共有）、新 Energy Service Convention（再生可能エネルギーに関する広域交流）、新 Energy Service Coaching（再生可能エネルギーに関する講座開催・環境ボランティア育成））に共通して用いた造語。

▼里山

施策29 …………… P102(脚注31)

奥山と都市の中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念。

▼サロン

施策 1 …………… P42(脚注 2)

ここでは市内の各地域で行われている「ふれあい・いきいきサロン」、「ふれあい・子育てサロン」を指す。

【ふれあい・いきいきサロン】高齢者を対象とした地域住民の支援で行われる小規模な仲間づくりの場。

【ふれあい・子育てサロン】子育て中の保護者等を対象とした地域住民主体の仲間づくりの場。

▼資源循環型社会

施策26 …………… P96(脚注24)

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

▼児童クラブ

施策 4 …………… P48(脚注 3)

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1年生から3年生（障害等により特別に支援が必要な児童は6年生）までの児童を対象として、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、健全育成を図ることを目的とする施設。

▼住宅ストック

施策45 …………… P136(脚注45)

総世帯数に対する既存住宅の量。

▼集団資源回収

施策26 …………… P96(脚注25)

自治会、子ども会、老人クラブ、PTAなどが地域活動として、各家庭の協力で、家庭から出される古紙等を日を決めて一定の場所に集め、回収業者に渡す活動。実施団体等には奨励金を交付し、活動を促進している。

▼初期・二次・三次救急医療機関 施策11 …… P62(脚注 9)

【初期救急医療機関】

急病患者のなかでも最も多い比較的軽症の患者に対応する医療機関。

【二次救急医療機関】

初期救急医療機関からの転送患者や入院治療を必要とする急病患者を受け入れる医療機関。

【三次救急医療機関】

初期、二次救急医療機関、救急告示医療機関や救急隊等との連携をもとに、脳卒中、心筋梗塞^{こうそく}、頭部外傷等の重篤救急患者を受け入れる医療機関。

▼食育 施策10 …… P60(脚注 8)

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育こと。

▼新技術実用化コンソーシアム形成事業 施策34 …… P112(脚注36)

地域の複数の企業及び大学による研究会・勉強会等を形成し、新技術の開発や新規事業分野への参入等に向けた活動を支援する事業。

▼水源かん養機能 施策28 …… P100(脚注28)

森林の土壌が雨水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、雨水が森林土壌を通過することにより、水質を浄化する機能をいう。

▼生活害虫 施策12 …… P64(脚注10)

日常生活のなかで、不快感を与える虫や、刺したり皮膚炎などの害を与える虫、衣類を食害する虫のこと。

▼多自然川づくり 施策29 …… P102(脚注32)

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川の整備や管理を行うことをいう。

▼多文化共生 施策21 …… P84(脚注16)

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化の違いを認めあい、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。

▼地域包括支援センター 施策 7 …… P54(脚注 6)

介護保険法に基づいて設置する施設で、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門職を配置し、高齢者の保健・福祉等に関する総合相談・支援や介護予防ケアプランの作成業務のほか、地域全体で高齢者を見守り、支援する地域ケア体制の構築などを行う。

▼地産地消 施策36 …… P116(脚注38)

「地域生産地域消費」、「地元生産地元消費」などの略。その地域で作られた農産物・水産物を、その地域で消費すること。また、その考え方や運動。

▼長期優良住宅 施策45 …… P136(脚注47)

長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた優良な住宅。

▼特定保留区域 施策38 …… P122(脚注40)

市街化調整区域において、将来計画的なまちづくりが行われる区域について定めたもので、計画的な市街地整備の実施の見通しが明らかとなった場合に随時、市街化区域に編入する区域のこと。

▼特別養護老人ホーム 施策 7 …… P54(脚注 7)

常に介護が必要で在宅での生活が困難な高齢者等を養護するための施設。入所者の意思を尊重しながらサービスを提供する老人福祉法に基づく老人福祉施設の一つ。

▼ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence)

施策22 …… P86(脚注17)

配偶者、恋人などのパートナーから受ける暴力のこと。

▼ニート (NEET)

施策32 …… P108(脚注33)

Not in Education, Employment or Training (就学、就労、職業訓練のいずれも行っていない若者) の略で、15～34歳の非労働力人口のうち、通学、家事を行っていない者をいう。

▼ニュースポーツ

施策19 …… P80(脚注15)

新しく考案された、あるいは、新しく日本に紹介されたスポーツであり、誰でも参加できることを目的としたスポーツの総称。(本市の小山公園ニュースポーツ広場では、スケートボード、3 on 3 バasketボール、BMX (バイシクル・モトクロス) などのニュースポーツができる)

▼燃料電池

施策24 …… P92(脚注21)

燃料の酸化還元反応によって生じる化学エネルギーを、直接電気エネルギーに変える電池。正極に酸素または空気、負極に水素ガスを用いるものなどがあり、実用化されているものでは都市ガス、LP ガスから水素を取り出す家庭用電池などがある。

▼農用地区域

施策36 …… P116(脚注39)

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域内において、今後、相当長期間にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農業振興地域整備計画で用途を定める区域。

▼パークアンドバスライド

施策43 …… P132(脚注44)

自家用車をバス停留所周辺の駐車場にとめて、バスに乗り換えて目的地まで行く方式。

▼バイオ燃料

施策24 …… P92(脚注20)

トウモロコシ、サトウキビ、食用油、食品廃棄物など生物由来の資源を原料として作られる燃料。

▼バイオマス

施策26 …… P96(脚注26)

生物を利用してエネルギーなどを得ること。

▼バリアフリー

施策 1 …… P42(脚注 1)

建築用語として、道路や建築物の入口の段差などを除去することを意味しているが、それ以外にも、社会的・制度的・心理的なバリア除去という意味でも用いられる。

▼PDCA サイクル

基本計画の推進に向けて …… P198(脚注48)

典型的なマネジメントサイクルの1つで、計画 (plan)、実行 (do)、評価 (check)、改善 (act) のプロセスを順に実施する。最後の act では check の結果から、最初の plan の内容を継続 (定着)・修正・破棄のいずれかにして、次回の plan に結びつける。このプロセスを繰り返すことによって、施策や事業における質の維持・向上及び継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法。

▼富栄養化

施策28 …… P100(脚注27)

湖沼・内湾などへの地表水等の流入により、チッソ・リンなどの栄養物質が蓄積し、限度を超えるとプランクトンが異常繁殖して汚染や腐水化が起こること。

▼4R (フォーアール)

施策26 …… P96(脚注23)

Refuse (リフューズ:ごみになるものを受け取らない)、Reduce (リデュース:ものを大切に使い、ごみを減らす)、Reuse (リユース:ものを繰り返し使う)、Recycle (リサイクル:ごみを再び資源として使う) の頭文字をとったもので、ごみを減らして、資源やものを大切に使う循環型社会を構築していくための取り組み。

▼ベンチャー企業

施策34 …… P112(脚注35)

新技術・新事業を開発し、事業として発足させた企業。

▼放課後子ども教室

施策 4 …… P48(脚注 5)

小学校の余裕教室等を活用した放課後の児童の安全・安心な居場所としての活動拠点を設け、地域の参画を得て、スポーツ、文化活動、地域住民との交流等の取り組みを実施する。

▼民有林

施策28 …… P100(脚注30)

国有林以外をいい、個人、会社、社寺等が所有する私有林と都道府県、市町村、財産区等が所有する公有林に区分される。



7 成果指標一覧

基本目標	政策の基本方向	施策	指 標	単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]	出 典	掲載 ページ		
基本目標Ⅰ 誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市	1	1	地域で、住民が互いに支えあっていると感じる市民の割合	%	29.2	38.3	45.8	市 民 アンケート	43		
		2	生活保護を受けている人のうち、自立支援プログラムに参加した人の割合	%	7.5	9.0	12.0	市独自調査	45		
	2	3	3	合計特殊出生率	—	1.16 (平成19年)	1.16 (平成25年)	1.16 (平成30年)	人口動態統計	47	
			4	子どもを生きやすい環境と感じている市民の割合	%	55.7	57.9	60.2	市 民 アンケート		
	4	5	5	子どもを育てやすい環境と感じている市民の割合	%	47.3	56.0	68.4	市 民 アンケート	49	
			6	子どもを必要ときに預けられる場(人・場所)がある親の割合	%	68.7	71.9	75.1	市 民 アンケート		
	5	7	不良行為少年補導人数	人	20,070 (平成20年)	16,056 (平成26年)	14,049 (平成31年)	警 察 調	51		
	3	6	8	活動の場がある高齢者の割合	%	43.2 (平成19年度)	47.8	52.4	市独自調査	53	
			9	健康と感じている高齢者の割合	%	78.9	79.7	80.3	市独自調査	55	
			7	10	高齢者が地域で見守られ、支えられて暮らしていると感じている人の割合	%	35.2	38.0	40.0		市 民 アンケート
				11	介護サービス利用者の満足度	%	68.8	72.5	75.0		市独自調査
	4	8	12	一般就労をした障害者の数	人	44	98	109	市独自調査	57	
			13	日中活動系事業所の利用者数	人	1,351	3,049	3,302	市独自調査		
			14	相談支援を受けている件数	件	11,600	14,100	16,300	市独自調査		
			15	障害福祉サービスなどに満足している市民の割合	%	54.9	60.8	66.7	市独自調査		
	9	16	療育相談やリハビリテーションを行っている障害児の数(利用者数)	人	3,609	4,514	5,439	市独自調査	59		

基本目標	政策の基本方向	施策	指標	単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]	出典	掲載ページ	
基本目標Ⅰ 誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市	5	10	17	自分が健康であると感じている人の割合	%	75.5	78.0	80.0	市民アンケート	61
			18	日常生活で健康づくりに取り組んでいる市民の割合	%	77.0	81.0	85.0	市民アンケート	
		11	19	安心して医療を受けることができると感じている市民の割合	%	40.6	44.7	48.8	市民アンケート	63
			20	収容依頼3回以内で受け入れられた救急搬送者の割合	%	92.9 (平成20年)	94.0 (平成26年)	95.1 (平成31年)	市独自調査	
		12	21	結核患者数	人	130 (平成20年)	106 (平成26年)	85 (平成31年)	市独自調査	65
			22	収去検査結果による基準値に対する違反率	%	0.7	0.0	0.0	市独自調査	
	6	13	23	市内で発生した犯罪認知件数(千人あたりの犯罪認知件数)	件	11,003 (15.6) (平成20年)	10,300 (14.3) (平成26年)	9,800 (13.5) (平成31年)	市独自調査	67
			24	市内で発生した交通事故件数(千人あたりの交通事故件数)	件	3,980 (5.6) (平成20年)	3,500 (4.9) (平成26年)	3,300 (4.5) (平成31年)	市独自調査	
			25	消費者被害に遭わないように注意している市民の割合	%	59.9	63.5	66.0	市民アンケート	
		14	26	避難路整備率	%	78.0 (平成19年度)	81.4	83.8	市独自調査	69
			27	浸水被害警戒対象地域の解消率	%	— (平成21年度)	47.6	95.2	市独自調査	
			28	災害対策をしている市民の割合	%	11.1	14.1	16.6	市民アンケート	
		15	29	延焼率	%	11.8 (平成16~20年平均値)	10.7 (平成21~26年平均値)	9.7 (平成27~31年平均値)	市独自調査	71
30	救命率		%	8.5 (平成17~20年平均値)	11.5 (平成21~26年平均値)	14.0 (平成27~31年平均値)	市独自調査			
基本目標Ⅱ 学びあい人と地域をはぐくむ教育・文化都市	16	31	授業が分かりやすいと感じている児童・生徒の割合	%	80.5	81.5	82.5	市独自調査	75	
		32	学校を楽しんでいると感じる児童・生徒の割合	%	90.0	91.0	92.0	市独自調査		
	17	33	子どもとのコミュニケーションが図られていると感じる保護者の割合	%	88.4	89.0	90.0	市民アンケート	77	
		34	親が自分のことを理解してくれていると思う子どもの割合	%	77.2	78.0	79.0	市独自調査		
		35	地域における子どもの育成活動に参加した市民の割合	%	17.8	18.8	19.8	市民アンケート		
		36	地域行事に参加している子どもの割合	%	78.6	79.6	80.6	市独自調査		

基本目標	政策の基本方向	施策	指 標	単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]	出 典	掲載 ページ	
基本目標Ⅱ 学びあい 人と地域をはぐくむ教育・文化都市	8	18	37	学習機会を得ていると思う市民の割合	%	29.9	30.8	31.7	市 民 アンケート	79
			38	学習成果を他の人に還元している市民の割合	%	24.0	25.0	26.0	市 民 アンケート	
		19	39	スポーツを定期的に行う市民の割合	%	52.1	55.7	58.7	市 民 アンケート	81
	9	20	40	文化・芸術に親しんでいる市民の割合	%	65.5	66.9	69.6	市 民 アンケート	83
		21	41	日常生活のなかで市民と外国人市民が交流している割合	%	11.6	14.1	16.2	市 民 アンケート	85
	10	22	42	人権の侵害を受けていると感じている市民の割合	%	8.0	7.5	7.0	市 民 アンケート	87
			43	家庭・地域・学校・職場などで男女平等であると思っている市民の割合	%	47.6	50.2	53.0	市 民 アンケート	
		44	市審議会等における女性委員割合	%	26.7	33.9	40.0	市独自調査		
		23	45	世界平和の実現に向けた取り組みに参加している市民の割合	%	23.6	28.5	33.3	市 民 アンケート	89
	基本目標Ⅲ やすらぎと潤いがあふれる環境共生都市	11	24	46	市全体の温室効果ガス総排出量	万 t	438 (平成18年度)	407以下	372以下	市独自調査
25			47	日常生活において、環境に配慮している市民の割合	%	56.6	62.0	67.0	市 民 アンケート	95
12		26	48	市民1人1日あたりの家庭ごみ排出量	g	631 (平成18年度)	521	500以下	市独自調査	97
			49	リサイクル率	%	18.1 (平成18年度)	27.0	30.0以上	市独自調査	
		27	50	ごみ総排出量	t	272,000 (平成18年度)	255,000	250,000以下	市独自調査	
			51	市内で発生するごみが、市焼却施設及び最終処分場で処理される割合(家庭ごみ)	%	100.0	100.0	100.0	市独自調査	99
52		ポイ捨て、不法投棄を防止し、まちの美観が保たれていると感じる市民の割合	%	62.9	68.0	73.0	市 民 アンケート			
13		28	53	管理された森林面積の割合(水源の森林づくり事業)	%	37.5	62.7	84.5	市独自調査	101
			54	市域から津久井湖に流入するチッソ・リンの削減量	kg/日	チッソ ー リ ン	チッソ179 リ ン 22	チッソ269 リ ン 33	市独自調査	
		29	55	緑地率	%	67.6	67.6	67.7	市独自調査	103
	56		水辺やみどりに親しめる場が十分であるとを感じる市民の割合	%	80.7	83.5	86.0	市 民 アンケート		

基本目標	政策の基本方向	施策	指標	単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]	出典	掲載ページ	
基本目標Ⅲ やすらぎと潤いがあふれる環境共生都市	14	30	57	大気・水質規制基準適合率	%	93.5	95.0	96.5	市独自調査	105
			58	調査測定地点環境基準適合率	%	85.6	87.1	88.6	市独自調査	
		31	59	市街地、公共施設等における緑化満足度	%	78.7	81.5	84.0	市民アンケート	107
			60	緑化活動に取り組む市民の割合	%	8.6	11.5	14.0	市民アンケート	
			61	公園の満足度	%	78.1	85.0	88.0	市民アンケート	
		15	32	62	有効求人倍率	倍	0.65	0.83	1.00	相模原公共職業安定所調
	63			ワーク・ライフ・バランスを考えた福利制度を導入している中小企業の割合	%	49.3	62.0	75.0	市独自調査	
	33		64	製造品出荷額等	百万円	1,606,435 (平成19年)	1,302,000 (平成26年)	1,610,000 (平成31年)	工業業統計調査	111
	34		65	新規の開設事業所数	事業所	1,082	1,000	1,080	届出件数	113
			66	経営安定の中小企業数（黒字申告をした企業数）	社	3,674	3,340	3,870	申告件数	
	35		67	小売業年間販売額（商品販売額）	百万円	613,231 (平成19年)	613,231 (平成26年)	613,231 (平成31年)	商業業統計調査	115
	36		68	農用地区域内における耕作地面積の割合	%	89.8	95.0	100.0	市独自調査	117
			69	市内農業生産量	t	25,342 (平成19年度)	26,600	27,900	市独自調査	
	37		70	入込観光客数	万人	1,000 (平成18年度)	1,290	1,500	市独自調査	119
		71	1人あたりの観光客消費額	円	694 (平成18年度)	860	1,000	神奈川県入込観光客調査		
基本目標Ⅳ 交流が生まれる広域交流拠点都市	16	38	72	特定保留区域の市街化編入率	%	0.0	100.0	100.0	市独自調査	123
			73	自然的土地利用を図るべき地域の面積	ha	12,906	12,906	12,906	市独自調査	
	17	39	74	市内3拠点の駅乗降客数	人	379,604 (平成19年度)	401,000	416,000	市独自調査	125
		40	75	インターチェンジ周辺の企業立地件数	事業所	—	10	23	市独自調査	127

基本目標	政策の基本方向	施策	指標	単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]	出典	掲載ページ		
基本目標Ⅳ 活力にあふれ多様な交流が生まれる広域交流拠点都市	18	41	76	市内3拠点から市外主要都市駅までの鉄道の所要合計時間の短縮(片道)	分	—	134	134	市独自調査	129	
			77	市役所から市内外主要地点までの自動車での合計移動時間の短縮(片道)	分	—	104	104	市独自調査		
		42	78	市内主要地点間の所要時間合計(片道)	分	1,507 (平成21年度)	1,436	1,429	市独自調査	131	
			79	市域面積(国定公園及び水面・河川敷の面積を除く)に対する公共交通カバレッジ率	%	58.0	60.8	61.3	市独自調査		
		43	80	人口規模に対する公共交通の利用割合	%	56.9	58.8	60.7	市独自調査	133	
	19	44	81	市街地の景観が良好に保たれていると感じる市民の割合	%	72.6	75.0	80.0	市民アンケート	135	
			82	自然的な景観が良好に保たれていると感じる市民の割合	%	87.7	90.0	90.0	市民アンケート		
		45	83	住環境のルールを定めている地区の数	地区	50	56	62	市独自調査	137	
			84	住宅の耐震化率	%	72.7 (平成18年度)	—	90.0 (平成27年度)	市独自調査		
	20	46	85	基地の存在が日常生活において支障があると感じる市民の割合	%	42.0	40.0	30.0	市民アンケート	139	
	基本目標Ⅴ 市民とともに創る自立分権都市	21	47	86	住んでいる地域のまちづくりや課題解決を区民主体で進めていると感じる市民の割合	%	49.5	52.5	54.7	市民アンケート	143
				87	地域活動への参加率	%	30.4	34.3	37.4	市民アンケート	145
				88	市民活動への参加率	%	12.0	14.2	16.1	市民アンケート	
89				市内のNPO法人数	団体	166	220	270	届出件数		
22		50	90	求めている行政サービスが、必要なときに身近な場所で受けることができていると感じる市民の割合	%	85.9	88.0	90.0	市民アンケート	147	
			91	市政に意見を言える機会や手段が備わっていると思う市民の割合	%	69.1	71.1	72.7	市民アンケート	149	
			92	市からの情報提供の手段や内容に満足している市民の割合	%	92.5	94.0	95.0	市民アンケート		



8 主な部門別計画

総合計画を補完し、または具現化する計画として、福祉や教育などそれぞれの専門分野にかかわる、いわゆる部門別計画を策定しています。

これらの計画に位置づけた事業などは、総合計画の推進と緊密に連携し、実施していくものです。

ここでは、基本目標ごとに、専門分野における施策の基本的方向、方針などを定める主な計画を掲載しています。

「基本目標Ⅰ 誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市」に関連する計画

部門	計画の名称	計画の概要	計画期間
地域福祉	地域福祉計画	社会福祉法に基づき、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていけるよう、地域福祉の推進に向けた施策の方向性を定めた法定計画	平成 22 ～ 26 年度
高齢者	高齢者保健福祉計画	老人福祉法に基づく「老人福祉計画」、介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体のものとして定めた法定計画	平成 21 ～ 23 年度
障害者	障害者福祉計画	障害者基本法に基づき、障害のある人もない人も、ともに生きる社会づくりのための基本的な施策の方向や具体的な取り組みを定めた法定計画	基本計画 平成 22 ～ 32 年度 実施計画（前期） 平成 22 ～ 26 年度
子ども・青少年	次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づき、次代を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境を整備するため、子育て・子育て支援施策の方向性や具体的な事業を定めた法定計画	平成 22 ～ 26 年度
保健医療	保健医療計画	生活習慣病やその原因となる生活習慣の課題に対し、「栄養・食生活」、「身体活動・運動」や「休養・こころの健康づくり」について健康目標を定めるとともに、保健医療諸施策の推進方策等について定めた法定計画	平成 14 ～ 24 年度
防災	地域防災計画	災害対策基本法に基づき、市域に係る災害対策について、効果的な防災活動や、被害を最小限に抑えるための総合施策を定めた法定計画	昭和 39 年度～ (随時見直し)
	消防力整備計画	市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、消防署所の再編など総合的な消防力の強化に係る施策の方向性を定めた任意計画	平成 22 ～ 31 年度
国民保護	国民保護計画	国民保護法に基づき、武力攻撃等において本市が国民（市民）の保護のために行う措置について定めた法定計画	平成 18 年度～
交通	交通安全計画	交通安全対策基本法及び県交通安全計画に基づき、市域における交通安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として定めた法定計画	平成 23 ～ 27 年度

「基本目標Ⅱ 学びあい 人と地域をはぐくむ教育・文化都市」に関連する計画

部門	計画の名称	計画の概要	計画期間
学校教育・生涯学習	教育振興計画	「さがみはら教育」のさらなる充実と発展に向けて、本市教育行政の基本理念を明らかにし、学校教育や生涯学習・社会教育などの教育全般に関する基本目標と基本方針を定めた任意計画	平成 22 ～ 31 年度
	さがみはら未来をひらく学びプラン	魅力ある学校づくりのため、夢や希望をもちながら、未来の相模原を創り出す意欲や力である「未来をひらく学力」の向上を支援する学校教育のあり方や施策の方向性を定めた任意計画	基本計画 平成 20 ～ 31 年度 実施計画（前期） 平成 20 ～ 25 年度
生涯スポーツ	スポーツ振興計画	「生涯スポーツ社会の実現」と「豊かなスポーツライフの実現」を基本理念とし、市民・地域を主体としたスポーツ活動の促進に係る施策の方向性を定めた法定計画	平成 16 ～ 25 年度
文化芸術	文化振興プラン	多様化する市民の文化活動に対応する文化振興施策を、市民、文化団体、企業、行政などが共通認識のもとに取り組むため、その目標や方針、施策の方向性を定めた任意計画	平成 22 ～ 31 年度
国際化	国際プラン	国際化の進展に的確に対応し、国籍を問わず誰もが快適に安心して暮らすことのできる世界に開かれた地域社会を実現するため、国際化に係る方針や、関係施策の方向性を定めた任意計画	平成 22 ～ 31 年度
人権	人権施策推進指針	本市が実施すべき人権施策についての基本理念を明らかにし、主要な人権分野における施策の方向性を定めた指針	平成 14 年度～
男女共同	男女共同参画プラン 21	男女共同参画社会の実現に向け、人権、平等、自立、多様性、連帯を基本理念とした関係施策の方向性について定めた任意計画	平成 13 ～ 23 年度

「基本目標Ⅲ やすらぎと潤いがあふれる環境共生都市」に関連する計画

部門	計画の名称	計画の概要	計画期間
環境対策・環境保全	環境基本計画	環境基本法及び環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の方向性を定めた法定計画	平成 22 ～ 31 年度
	水とみどりの基本計画	都市緑地法に基づき、本市の緑地保全と緑化推進に関する施策の方向性を定めた法定計画	平成 22 ～ 31 年度

部門	計画の名称	計画の概要	計画期間
環境保全・ 環境対策	下水道基本計画	平成 22 年度から 20 年後を見据えた下水道の雨水・汚水整備の基本的な方針を定める任意計画	平成 22 ～ 42 年度
廃棄物政策	一般廃棄物処理基本計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、ごみ処理等に関する施策の方向性を定めた法定計画	平成 20 ～ 30 年度
産業	産業振興ビジョン	本市産業のめざす姿を展望し、産業界、市民、学界、商工会議所、農協、行政が一体となって推進する施策を総括的に定めた任意計画	平成 8 ～ 22 年度
農業	農業振興地域整備計画	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農用地等の利用区分や農地の保全に関する事項、生産基盤の整備及び開発に関する事項などの農業振興の指針を定めた法定計画	平成 13 ～ 27 年度
林業	森林ビジョン	本市の森林について中長期的な視点にたった森林や林業のあるべき姿（将来像）を示し、森林経営や管理の方向性を明確にする任意計画	平成 23 年度～
観光	観光振興計画	交流人口の拡大による地域活性化の促進に向け、多様な地域資源を生かした新しい観光交流を創出するための基本理念や施策の方向性を定めた任意計画	平成 20 ～ 31 年度

「基本目標Ⅳ 活力にあふれ多様な交流が生まれる広域交流拠点都市」に関連する計画

部門	計画の名称	計画の概要	計画期間
都市計画	都市計画マスタープラン	都市計画法に基づき、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業等の都市計画の方針を定めた法定計画	目標期間 平成 22 年度～ おおむね 20 年後
交通基盤	総合都市交通計画	都市計画マスタープランを上位計画とする交通に係る基本計画であり、将来のあるべき交通の姿を見据え、10 年間の交通体系整備の方針を定めたもので、交通施策の基本的な考え方を示す任意計画	平成 24 ～ 33 年度
	バス交通基本計画	効率的かつ利便性の高いバス路線網の構築をめざして、バス路線網の再編に対する考え方やバス交通の活性化等の取り組みを定めた任意計画	平成 24 ～ 33 年度
	新道路整備計画	都市計画マスタープラン、総合都市交通計画に基づき、市の骨格をなす幹線道路網をはじめとした道路整備の事業方針を定めた任意計画	平成 22 年度～ おおむね 20 年間
都市環境	都市景観形成基本計画	魅力ある景観の形成を総合的・計画的に推進するため、景観形成に関する基本的な考え方・目標等を定めた任意計画	平成 21 年度～
	バリアフリー基本構想	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区のなかで、「重点整備地区」として定める地区におけるバリアフリー化に関する基本的な方針や実施すべき事業等を定めた法定計画	平成 23 年度～

部門	計画の名称	計画の概要	計画期間
都市環境	住宅基本計画	都市計画マスタープランに基づき、良好な住まいづくり、良質な住宅の供給を目的に、住宅施策の方向性を定めた任意計画	平成 22 ～ 31 年度
	自転車対策基本計画	放置自転車等の対策など、本市の自転車利用環境に係る基本的な方針等を定めた任意計画	平成 24 ～ 33 年度

「基本目標Ⅴ 市民とともに創る自立分権都市」及び「基本計画の推進に向けて」に関連する計画

部門	計画の名称	計画の概要	計画期間
都市経営	都市経営ビジョン	新相模原市行政改革大綱の基本理念を継承した本市の中長期的な経営指針。本指針に基づき、優先的に取り組むアクションプランを定めている	平成 17 年度～
	パートナーシップ推進指針	皆で担う市民社会の実現をめざし、様々なまちづくりの担い手が協力・連携し、パートナーシップを構築するための基本的な指針	平成 15 年 2 月～
	シティセールス推進指針	人、物、ビジネス、情報等の市の経営資源の獲得をめざして、本市の持つ様々な魅力を内外に発信するための基本的な考え方を定めた指針	平成 20 年度～
情報	情報マネジメント推進計画	市民の視点に立った「利便・活力・効率」の向上をめざして、分野別の施策に情報の効果的な活用を展開するために定めた任意計画	平成 22 ～ 26 年度

* 法定計画：法律に基づき、策定が義務づけられている計画。または、法律に規定されているが、策定は市町村の裁量に委ねられている計画。

* 任意計画：法律の規定はないが、市の裁量によって策定した計画。

新・相模原市総合計画

発行 平成 22 年 3 月

編集 相模原市 企画財政局 企画部 企画政策課

相模原市 企画市民局 企画部 企画政策課
〒 252-5277 神奈川県相模原市中央区中央 2-11-15
TEL. 042-754-1111 (代表)
FAX. 042-753-9413 (代表)

※連絡先は平成 22 年 4 月以降のものです。